

令和3年11月定例会会議録

令和3年11月25日開会
令和3年12月13日閉会

宮崎県議会

令和三年十一月定例会会議録

宮崎県議会

令和3年11月宮崎県議会定例会会議録 目次

11月25日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 議席の一部変更 -----	4
1. 新議員紹介 -----	4
川添 博議員挨拶 -----	4
山内佳菜子議員挨拶 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
右松隆央議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	5
1. 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任 -----	5
1. 議案第1号から第19号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
1. 議案第18号及び第19号委員会付託（給与改定関連） -----	10
自11月26日（金曜日）	
休 会	
至11月29日（月曜日）	
11月30日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	13
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	13
1. 一般質問 -----	14
前屋敷恵美議員質問 -----	14
・ 知事の政治姿勢について	
・ コロナ感染影響の解消と第6波への対策について	
・ 森林盗伐問題について	
・ 税金等徴収の在り方について	
山内佳菜子議員質問 -----	27
・ 知事の政治姿勢について	
・ 生活困窮者支援について	
・ 介護職等への処遇改善について	
・ DV被害者支援について	
・ 投票の機会の確保について	

・ 鳥インフルエンザ対策について	
・ 新型コロナウイルス対策について	
・ ヤングケアラーについて	
・ 成年年齢18歳へ	
坂口博美議員質問 -----	39
・ 知事の政治姿勢について	
・ 新型コロナウイルス感染症対策について	
・ 財政問題について	
・ 西都児湯医療センターについて	
満行潤一議員質問 -----	55
・ 女性の政治参画について	
・ 地域公共交通について	
・ 教育問題について	
・ 県東京ビル再整備について	
・ 資源循環型林業について	
・ 町のにぎわい創出について	
・ 公務員について	
・ 職員のテレワークについて	
・ 肥満対策について	
・ 医療的ケア児の支援について	
・ 薬物乱用防止の啓発について	
・ 警察の組織体制について	
1. 総務政策常任委員長審査結果報告 -----	67
西村 賢総務政策常任委員長 -----	67
1. 討 論 -----	67
来住一人議員 -----	67
1. 議案第18号採決 -----	69
1. 議案第19号採決 -----	69
12月1日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	73
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	73
1. 一般質問 -----	74
山下博三議員質問 -----	74
・ 東京ビル再整備事業について	
・ 宮崎カーフェリーについて	

・都城盆地農業水利事業について	
横田照夫議員質問 -----	87
・ゼロカーボン社会づくりについて	
・学校教育における主権者教育について	
・古墳等の文化財保護について	
・過去の自分の一般質問を振り返って	
・人材確保について	
西村 賢議員質問 -----	99
・知事の政治姿勢について	
・女性の活躍について	
・コロナワクチン接種について	
・燃油高騰の農業への影響について	
・ゼロカーボン政策について	
・教育環境について	
・五輪新種目の本県の取組について	
日高陽一議員質問 -----	111
・ポストコロナにおける観光対策について	
・農業問題について	
・県土整備関係について	
・災害時の医療体制について	
12月2日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	129
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	129
1. 一般質問 -----	130
田口雄二議員質問 -----	130
・知事の政治姿勢について	
・医療・福祉保健行政について	
・商工観光労働行政について	
・農林水産行政について	
・県土整備行政について	
・教育行政について	
・警察行政について	
岩切達哉議員質問 -----	144
・知事の政治姿勢について	
・児童虐待等について	

<ul style="list-style-type: none"> ・教育におけるジェンダー問題について ・放課後の児童について ・選挙制度について ・障害者法定雇用率問題について ・ふるさと納税について ・県民の安全な生活環境について ・学校防災マニュアルについて ・県職員の厚生課題について 	157
有岡浩一議員質問 -----	157
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・入札制度について ・第八次農業・農村振興長期計画について ・福祉の充実について ・資源環境型林業について ・森林窃盗について ・中山間地域の振興について ・教育相談について 	
12月3日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	171
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	171
1. 一般質問 -----	172
安田厚生議員質問 -----	172
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の振興について ・医師不足等について ・河川対策について ・最新技術で解決するDXについて ・男性版産休制度について ・学校教育について 	
井上紀代子議員質問 -----	185
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・商工労働問題について ・教育問題について ・農政問題について 	
河野哲也議員質問 -----	198
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度予算編成について 	

- ・持続可能な中山間地域づくりについて
- ・子宮頸がんワクチンについて
- ・水産振興施策について
- ・観光振興対策について
- ・学校教育とSDGsについて

自12月4日（土曜日）
 至12月5日（日曜日）
 12月6日（月曜日）

1. 出席議員	213
1. 地方自治法第121条による出席者	213
1. 議案第20号追加上程	214
1. 知事提案理由説明	214
1. 一般質問	214
坂本康郎議員質問	214
・人口問題への取組について	
・県営住宅の長期ビジョンについて	
・道路交通の安全対策について	
・コロナ後の経済対策について	
・温室効果ガス削減の取組とブランドイメージについて	
・デジタル障害者手帳の導入について	
佐藤雅洋議員質問	227
・中山間地域振興について	
・新型コロナウイルス感染症対策について	
・原油価格高騰対策関連について	
・鳥獣捕獲について	
・棚田・河川の保全について	
・林業振興について	
・農業振興について	
丸山裕次郎議員質問	241
・新広域道路計画について	
・医師の働き方改革について	
・家畜飼育基準の変更について	
・過去最低の食料自給率37%への対応について	
・国民スポーツ大会について	
・産前・産後ケアについて	

1. 議案第16号及び第17号採決 -----	254
1. 議案第1号から第15号まで及び第20号並びに請願委員会付託 -----	254
自12月7日（火曜日）	
常任委員会	
至12月8日（水曜日）	
12月9日（木曜日）	
特別委員会	
自12月10日（金曜日）	
休 会	
至12月12日（日曜日）	
12月13日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	259
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	259
1. 常任委員長審査結果報告 -----	260
西村 賢総務政策常任委員長 -----	260
日高利夫厚生常任委員長 -----	261
日高陽一商工建設常任委員長 -----	262
岩切達哉環境農林水産常任委員長 -----	264
重松幸次郎文教警察企業常任委員長 -----	265
1. 討 論 -----	267
来住一人議員 -----	267
1. 議案第1号から第15号まで及び第20号採決 -----	268
1. 請願第3号採決 -----	268
1. 請願第11号採決 -----	268
1. 請願第10号及び第12号採決 -----	269
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	269
1. 議員発議案送付の通知 -----	269
1. 議員発議案第1号から第5号まで追加上程、採決 -----	270
1. 議員派遣の件 -----	270
1. 閉 会 -----	270
<hr/>	
1. 資 料 -----	273
令和3年11月定例会日程 -----	275
議案送付文書 -----	276
一般質問時間割 -----	279
議案委員会審査結果表 -----	280
議案・請願委員会審査結果表 -----	281
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	282

1. 議案議決件名一覧表	283
1. 議員発議案等	287
農林水産業等における燃油価格高騰対策の拡充に関する意見書	289
コロナ禍における自殺者数の増加を受け対策を求める意見書	290
高病原性鳥インフルエンザに対する迅速な対策を求める意見書	291
私学助成の拡充・強化を求める意見書	292
疲弊した地域経済の回復に対する支援の抜本的拡充を求める意見書	293
議員派遣（令和3年度九州各県議会議員交流セミナー）	295
1. 請願一覧表	297
1. 議事経過	313

11月25日（木）

令和 3 年 11 月 25 日 (木 曜 日)

午前10時0分開会

出席議員 (36名)	
2番 坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番 来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番 山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番 武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番 山下寿	(同)
7番 窪菌辰也	(同)
8番 佐藤雅洋	(同)
9番 安田厚生	(同)
10番 日高利夫	(同)
11番 川添博	(同)
13番 中野一則	(同)
14番 凶師博規	(無所属の会 チームひびか)
15番 有岡浩一	(郷中の会)
16番 重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番 前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番 岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番 井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番 横田照夫	(同)
22番 山下博三	(同)
23番 右松隆央	(同)
24番 西村賢	(同)
25番 二見康之	(同)
26番 日高陽一	(同)
27番 井上紀代子	(県民の声)
28番 河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番 田口雄二	(県民連合宮崎)
30番 満行潤一	(同)
31番 太田清海	(同)
32番 坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番 野崎幸士	(同)
34番 徳重忠夫	(同)
35番 日高博之	(同)
36番 星原透	(同)
37番 蓬原正三	(同)
38番 丸山裕次郎	(同)
39番 濱砂守	(同)
欠席議員 (1名)	
21番 外山衛	(宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民子
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 開 会

○中野一則議長 これより令和3年11月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 議席の一部変更

○中野一則議長 この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 新議員紹介

○中野一則議長 ここで、去る11月14日、宮崎市選出議員補欠選挙で当選されました、川添博議員並びに山内佳菜子議員を御紹介いたします。

まず、川添博議員、御登壇願います。

○川添 博議員〔登壇〕 おはようございます。議長より本会議中の貴重なお時間をいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

去る11月14日、宮崎県議会宮崎市選挙区補欠選挙におきまして当選させていただきました、川添博でございます。県民の皆様方の付託に応えられるよう、県政の場で誠心誠意努力してまいります。

議員の皆様方、県執行部の皆様方、御指導いただきますよう、また今後ともよろしく願い申し上げます。（拍手）〔降壇〕

○中野一則議長 次は、山内佳菜子議員、御登壇願います。

○山内佳菜子議員〔登壇〕 おはようございます。山内佳菜子と申します。県民の皆様とともに悩み、考え、少しずつでも前へ向かう、そう

いう議員になるために精いっぱい精進してまいりたいと思っております。

政党を超えて、立場を超えて皆様の御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）〔降壇〕

◎ 会議録署名議員指名

○中野一則議長 会議録署名議員に、右松隆央議員、凶師博規議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中野一則議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る11月19日及び本日の議会運営委員会において、本日招集されました、令和3年11月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計19件、その内訳は、補正予算2件、条例8件、予算・条例以外9件であります。このほか1件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から12月13日までの19日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

まず、本日、知事提出議案の上程となりますが、提案されます議案のうち、給与改定関連の議案2件につきましては、他の議案に先立ち、総務政策常任委員会で審査していただき、一般質問初日、11月30日の本会議で採決を行いま

す。

一般質問は、11月30日から5日間の日程で行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願については、所管常任委員会への付託を行います。

12月7日から2日間の日程で各常任委員会を開催し、13日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑かつ充実した議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中野一則議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中野一則議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月13日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりといたします。〔巻末参照〕

◎ 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任

○中野一則議長 次に、常任委員会委員及び特

別委員会委員の選任の件を議題といたします。

選任の方法は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から指名いたします。

川添博議員を環境農林水産常任委員会委員及び新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会委員に、山内佳菜子議員を厚生常任委員会委員及び新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会委員に、それぞれ指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように指名いたします。

◎ 議案第1号から第19号まで上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第19号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。令和3年11月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点御報告を申し上げます。

1点目は、「第35回国民文化祭・みやぎ2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやぎ大会」についてであります。

本大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により1年の延期を余儀なくされましたが、7月3日から10月17日までの107日間にわたり、「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」の大会キャッチフレーズの下、感染防止対策を徹底して開催することができました。

7月3日、天皇・皇后両陛下にオンラインでの御臨席を賜り、開会式を挙りました。天皇陛下から、「文化芸術の持つ力により、人々の心に安らぎを与え、困難な状況を乗り越えていくためのエネルギーを生み出す場として、大きな役割を果たすことを期待しております」との激励のお言葉を賜りました。深く感謝申し上げます。

大会期間中、残念ながら中止に至った事業もありましたが、県内全ての市町村において、地域色にあふれた様々な分野のイベントを開催し、私たちが誇る宮崎の文化を見詰め直すとともに、県内外に力強く発信することができたものと考えております。

大会関係者の皆様、そして県議会をはじめとする県民の皆様にも多大なる御協力と御支援をいただき、心より感謝申し上げます。

今回、オンラインを活用した文化・芸術の催しを実施されるなど、今後につながる新たな取組も実施され、参加者の皆様からは、音楽や美術などに触れる機会があることの喜びの声を、また、出演者の皆様からも、「コロナ禍」にありながらプログラムを開催できたことへの感謝の声、そして表現できることの喜びの声を伺っており、国文祭・芸文祭を通じて、改めて文化芸術の持つ大きな力を感じたところであります。

今後とも、県内各地に根差す文化・芸術をしっかりと継承し、大会の成果を本県の魅力ある地域づくりや、共生社会の実現につなげてまいります。

2点目は、宮崎カーフェリー新船の進水式及びJR日南線の早期復旧についてであります。

去る10月20日、広島県尾道市因島におきまして、宮崎カーフェリーの1隻目の新船である

「フェリーたかちほ」の進水式が行われました。

中野議長をはじめ、県内の経済界、また神戸市からも多くの来賓に御出席いただき、新しい船の誕生を祝い、航海の安全を祈願しました。この新船「フェリーたかちほ」は、来年の4月15日に就航する予定であります。

宮崎カーフェリーは、現在、旅行客の減少に加え、世界的な原油価格の高騰などにより、非常に厳しい経営状況に置かれていますが、県外からの観光客の呼び込みや農畜産物などの物流といった面で、本県と都市部を結ぶ極めて重要な役割を担っております。「本県経済の生命線」である当航路を安定的に維持していくため、文字どおり「県民フェリー」として、引き続き、オール宮崎の体制で力を合わせて支援してまいります。

次に、JR日南線の早期復旧についてであります。

9月16日の台風14号による大雨被害により、宮崎市内海において土砂災害が発生し、JR日南線は、現在も青島一志布志駅間での運転見合せが続いております。この災害により通行止めとなっていた国道220号については、10月下旬から全面交通開放となっており、早期復旧に向けた国土交通省宮崎河川国道事務所の御尽力に心から感謝申し上げます。

JR日南線につきまして、県としましては、一刻も早く沿線住民や利用者の皆様の不安や負担が解消されるよう、沿線自治体と連携しながら、早期の全線復旧について、国土交通省及びJR九州に対して要望を行ってきたところであります。10月26日には、中野議長とともにJR九州本社に出向き、早期の全線復旧について要望を行いました。

そして、翌27日、JR九州において、日南線について「年末までに運転再開を目指す」との発表がなされたところであります。現在、代替交通手段としてバス輸送が実施されておりますが、引き続き、一日も早い全線での運転再開を強く求めてまいります。

3点目は、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況についてであります。

第5波につきましては、本県に初めて適用された「まん延防止等重点措置」が9月末をもって解除され、県独自の警報レベルも、10月1日に緊急事態宣言（レベル4）から感染拡大緊急警報（レベル3）へ移行しました。その後も、10月20日から36日間、感染者ゼロの日が続くなど、県内の感染状況は鎮静化しております。

改めて、6月21日から10月10日までの第5波を振り返りますと、感染力の極めて強いデルタ株の影響により、この間の総感染者数は、第1波から第4波までの累計の総感染者数と同等の人数に上り、全療養者数、クラスター発生件数などが、それぞれ従来の最大値の約2倍となるなど、多くの指標が過去最大となりました。また、第5波においては、県内で14名の方がお亡くなりになりました。お亡くなりになった方々に対し、県民を代表して哀悼の誠をささげますとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

第5波の特徴として、致死率や重傷者率などは従来よりも低い数値となっており、これは、重症化リスクが高いとされてきた高齢者のワクチン接種が進展し、感染が減少したことが要因と考えられます。

また、本県の感染者数は、全体を通して全国よりも低い水準となっておりますが、これは、

県独自の緊急事態宣言の発令などの強い対策を早期に講じ、県民の皆様へ行動要請等にしっかりと応じていただいたこと、県内の医療従事者等に献身的な対応をいただいていること等によるものと考えており、県民の皆様への御理解と御協力に深く感謝申し上げます。

ワクチン接種につきましては、市町村や医療関係者等の御尽力に加え、県としても、若者ワクチン接種センターの開設や啓発活動に取り組んでおりますが、11月半ばの時点で、12歳以上の接種対象者に対して1回目の接種を終えた方が85%を超えており、2回目を終えた方もほぼ85%に達していることから、接種を希望される県民の皆様にはおおむね完了できたものと考えております。

今後とも、市町村等と連携しながら、接種率のさらなる向上に必要な取組を進めるとともに、現在検討されている追加接種に向けた接種体制の構築を図ってまいります。

現在、新型コロナをめぐる対策の状況は、大きく変化しております。ワクチン接種の進展や新たな治療薬の開発等により、重症化リスクが低減するなど、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な医療提供が可能となります。

このような状況の中、先般、国において、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」等が示され、それを踏まえた国の基本的対処方針の改定が行われました。これを受け、本県でも県の対応方針を見直すこととしております。具体的には、感染状況に応じた警報発令については、医療逼迫の状況をより重視するとともに、行動要請等については、ワクチン・検査パッケージ等の国の方針を踏まえ緩和することとしております。昨日、県新型コロナ感

染症対策協議会において専門家の意見をいただいたところであり、本日の県対策本部会議において、正式に決定することとしております。

国内では感染が鎮静化しておりますが、欧州をはじめとして、国外において再び感染が拡大するなど、我が国に、そして本県にも第6波がいつやってくるのか予断を許しません。ワクチン接種が一定程度進んでいる国においても感染が拡大している状況を踏まえ、これまでの知見を超えるような最悪の事態をも想定し、備えておくことが極めて重要であると考えております。

第6波に向けては、新たな対応方針とともに、医療機関、宿泊療養施設、自宅を含めた総合的な医療提供体制の強化や、追加接種を含めたワクチン接種を積極的に推進し、日常生活と社会経済活動の維持を図ってまいります。県議会をはじめとする県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計で53億6,865万1,000円です。この結果、一般会計の予算規模は6,847億3,704万9,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金36億8,893万7,000円、繰入金3億5,521万4,000円、県債13億2,450万円です。

以下、一般会計補正予算案に計上いたしました主な事業について御説明いたします。

まず、新型コロナ対策につきましては、補正予算として25億円余を計上しており、今年度の新型コロナ対策の全体予算としましては、総額約640億円の規模となります。

新型コロナ対策として、生活資金を必要とす

る方に対する特例貸付けに必要な原資を措置するとともに、介護サービス等を継続的に提供するために介護事業所等が実施する感染防止対策を支援します。

また、「春季プロスポーツキャンプ受入強化事業」として、プロ野球やJリーグによる春季キャンプにおける有観客での実施を見据えた感染症対策や、観光客の県内周遊促進を支援します。

なお、国において、第6波への備えを含めた「新たな経済対策」が取りまとめられ、年内にも国の補正予算に係る国会審議が行われる見込みではありますが、今後の国の動向をよく見極めながら、県における対応をしっかりと検討してまいります。

新型コロナ対策以外の主な事業としまして、宮崎海洋高校の実習船「進洋丸」を新たに建造する経費を措置するとともに、補助公共・交付金事業として、先ほど申し上げました宮崎市内海の土砂崩れなどの復旧工事を行い、早期の復旧に取り組むことにより、国等と連携しながら、県としての役割をしっかりと果たしてまいります。

最後に、港湾整備事業特別会計における債務負担行為の設定であります。宮崎港マリーナ施設の指定管理に伴う管理・運営費について、債務負担行為を設定するものであります。

補正予算の概要については、以上であります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「宮崎県税条例等の一部を改正する条例」は、地方税法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一

部を改正する条例」は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、関係する手数料の改定等を行うものであります。

議案第5号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、銃砲刀剣類所持等取締法の改正と併せて、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い、関係する手数料の改定等を行うものであります。

議案第6号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、県立宮崎病院の改築に伴い、病室使用料の上限額等について改正を行うものであります。

議案第7号「移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第8号「宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、国家公安委員会規則の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第9号から第11号は、新宮崎県陸上競技場建設に係る工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第12号「訴えの提起について」は、県有地に設定された抵当権の抹消登記手続を求める訴えを提起することについて、地方自治法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第13号「公の施設の指定管理者の指定について」は、宮崎港マリーナ施設等の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定

により、議会の議決に付するものであります。

議案第14号「当せん金付証票の発売について」は、令和4年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第15号「宮崎県公共施設等総合管理計画の変更について」は、当該計画の変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第16号は、教育委員会委員松田聖氏が令和3年12月23日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、柳和枝氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第17号は、収用委員会委員上村哲生氏が令和3年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく上村哲生氏を任命いたしたく、土地収用法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第18号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和3年の人事委員会勧告等を踏まえ、一般職の職員の期末手当を改定するものであります。

議案第19号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」は、一般職の改定状況等を踏まえ、特別職の期末手当を改定するものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

◎ 議案第18号及び第19号委員会付託

○中野一則議長 ただいま提案されました議案のうち、議案第18号及び第19号の両案に対する質疑の通告はありません。

両案については、お手元に配付の付託表のとおり、総務政策常任委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日26日から29日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、30日午前10時から、一般質問及び、先ほど付託いたしました議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時26分散会

11月30日（火）

令和3年11月30日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）	
2番 坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
3番 来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
4番 山内佳菜子	（県民連合宮崎）
5番 武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
6番 山下寿	（同）
7番 窪菌辰也	（同）
8番 佐藤雅洋	（同）
9番 安田厚生	（同）
10番 日高利夫	（同）
11番 川添博	（同）
13番 中野一則	（同）
14番 冨師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番 有岡浩一	（郷中の会）
16番 重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
17番 前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
18番 岩切達哉	（県民連合宮崎）
19番 井本英雄	（宮崎県議会自由民主党）
20番 横田照夫	（同）
22番 山下博三	（同）
23番 右松隆央	（同）
24番 西村賢	（同）
25番 二見康之	（同）
26番 日高陽一	（同）
27番 井上紀代子	（県民の声）
28番 河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番 田口雄二	（県民連合宮崎）
30番 満行潤一	（同）
31番 太田清海	（同）
32番 坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番 野崎幸士	（同）
34番 徳重忠夫	（同）
35番 日高博之	（同）
36番 星原透	（同）
37番 蓬原正三	（同）
38番 丸山裕次郎	（同）
39番 濱砂守	（同）
欠席議員（1名）	
21番 外山衛	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
選挙管理委員長	茂雄二彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民子
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問並びに議案第18号及び第19号についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会一般質問の最初に立たせていただきます。通告に従い、順次質問をさせていただきます。

早速質問に入りたいと思います。まずは、知事にお伺いしたいと思います。

現在、本県ではコロナ感染ゼロの状況が1か月を超えて更新され、落ち着きを見せています。このまま収束を願うばかりですが、世界では過去最高の感染者数が見られる国があり、また新たな変異株オミクロン株が見つかるなど、楽観視できない状況でもあります。

こうした中で先日、県教育委員会が、県立学校における生理用品の配備についての方針を発表されたことは、大変前向きな待望のニュースとして、いろんな方から歓迎のお声を聞いたところでもございます。

生理の貧困の問題もコロナ禍の中で浮かび上がった問題でしたが、単なる経済的理由にとどめず、人類が生きていく上での生理的課題としてしっかり受け止め、施策に生かし、取組を広げることだというふうに思います。

そもそも、新型コロナウイルスの発生がどうして起こったのかも含め、環境破壊の問題、医療体制、公衆衛生の要である保健所機能の抜本強化まで、実に様々な問題が浮き彫りになったと思います。コロナ禍で浮き彫りになったこうした問題をどう認識し、今後の政治課題とするのか、知事の御見解を伺いたいと思います。

あとは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。

新型コロナの第5波では、感染力の極めて強いデルタ株の影響で、全国的にもこれまで経験したことのない感染爆発に襲われ、御指摘のとおり、本県の地域医療体制の脆弱性が改めて明らかになったほか、本県のみならず全国的にもデジタル対応の遅れや非正規雇用の問題など、様々な課題が顕在化しました。

また、度重なる外出自粛などで直接会って話す機会が減ることにより、コミュニティ活動の停滞や孤独、孤立の問題が生じており、人と人とのつながりをどう回復していくのかという点も大変重要な課題であると認識をしております。

引き続き、県民の生命や財産を守るため、弱い立場にある方々にもしっかりと寄り添いながら、今後のコロナ対策に万全を期すとともに、顕在化したこれらの課題にもしっかりと対応できるよう、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 もう一点、お聞かせいただきたいと思います。

岸田内閣の掲げる「新しい資本主義」に対する知事の御所感を聞かせていただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 新しい資本主義は、イ

ノベーションの創出などによりまして、中長期的な経済成長を促進しつつ、人材への投資や分配による格差の是正も図りながら、成長と分配の好循環を実現し、持続可能な資本主義を構築していく考え方であると理解をしております。

先般、公表された国の新たな経済対策におきましても、デジタル化やクリーンエネルギーの推進などによる成長戦略と、賃上げや働き方改革の推進などから成る分配戦略が掲げられ、その実現の方向性が示されたところであります。

新しい資本主義の実現には、国、地方、民間企業や教育など、それぞれの立場において役割を果たしていくことが求められておりまして、県といたしましても、経済の持続可能性や人づくりを重視する視点を大切にしながら、今後の県づくりに取り組んでまいります。以上であります。

○前屋敷恵美議員 岸田内閣は資本主義そのものを問題にするかのように、新しい資本主義を掲げて「新しい資本主義実現会議」を発足させ、緊急提言なるものを発表いたしました。

提言は、当面、岸田内閣が最優先で取り組むべき施策を整理したもので、安倍・菅政治の延長線上に、特定大企業の応援や財界本位、個人情報提供のデジタル化、原発再稼働と石炭火力発電の増設などを一層推し進め、中小企業淘汰や軍事優先などが盛り込まれる内容になっていきます。

「成長と分配の好循環」を掲げるものの、正規雇用に対する男女賃金格差解消は棚上げされ、非正規の待遇改善については従来の方針をほぼ踏襲。格差是正には踏み込まず、賃上げ企業への法人税控除は黒字企業にしか恩恵がなく、結局、分配はなしです。賃上げ、分配を言うのならば、労働者の生活が成り立つものにす

ることこそ目標にして、分配そのもののゆがみを正すことでなければならないというふうに思います。

ほかにも、社会保障の改悪問題、教育に係る問題、労働者派遣法の改悪、規制緩和問題など、この新しい資本主義緊急提言は、安倍政権のアベノミクスを危険な方向に加速するもので、弱肉強食の新自由主義の継続、強化にほかならないというふうに思います。国民の暮らしを立て直すものでないことは明らかです。

こうした点を指摘しながら、次に移りたいと思います。

次は、コロナ感染影響の解消、そしてまた第6波への対策について伺いたいと思います。

第5波の感染者は3,070人。8月中旬以降は連日、100数十人の感染者が発表され、日常生活を震撼させました。患者の皆さんの苦しみはもとより、県民の暮らしも大きく制約を受けるものとなりました。現在、感染者ゼロが1か月を超え、落ち着きを見せていますが、南アフリカなどで新たな変異株「オミクロン株」が確認され、これまでのデルタ株などより感染力が強いとされ、アメリカをはじめ渡航制限も相次ぎ、日本でも30日、今日午前零時から外国人の入国制限が決定されています。医療検査体制の確立を、感染者の少ない今こそ、一気に進めていく必要があります。

そこで、第6波に備える重点対策を福祉保健部長に伺いますが、まずワクチン接種について3回目接種の計画と見通しをお聞かせください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナウイルスの追加接種につきましては、2回目接種完了から原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象に実施されることとなります。

先行して、2回目接種が完了した医療従事者が12月から、続いて高齢者が来年1月から行われる計画となっており、その他の方々については、おおむね3月から開始される見通しであります。

県におきましては、ウェブでの担当者会議を行うなど、市町村と一緒に、追加接種に向けたさらなる体制構築を進めているところであります。

今後、必要なワクチンの確保をするとともに、市町村への支援等を行いながら、追加接種に関する効果や安全性に関する情報発信など、できるだけ多くの方に追加接種をしていただけるよう、必要な取組を着実に進めてまいります。

○前屋敷恵美議員 次に、PCR検査について伺いたいと思います。

ワクチン接種とPCR検査は同時並行で行うことが重要だと、これまでも私は言っていました。特に高齢者施設、障がい者施設、医療機関など感染リスクの高いところには、感染状況に応じて定期的にスクリーニング検査を行うことが必要であるというふうに思います。県の取組についてお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、地域での感染拡大の端緒が見られた場合などには、重症化のリスクが高い高齢者施設等におきまして、無症状者も含む施設職員を対象とした一斉検査を行っております。

第5波におきましては、まん延防止等重点措置の適用を受け、高齢者施設等への感染の拡大を防ぐため、重点措置区域に指定した宮崎市、日向市及び門川町の高齢者施設、障がい者施設の計314施設で一斉検査を行いました。

このような取組を通じまして、重症化のリスクが高い高齢者施設等における感染者の早期発見に努め、施設内での感染拡大を防止することとしております。

○前屋敷恵美議員 これまでも検査を行ってきたという御報告でもありましたけれども、定期的な検査をしていくということも大事でありまして、早期に感染者を発見するという点では、どうしてもこの検査体制を強化していく必要があるというふうに思います。ぜひ今、新型のウイルスなどの問題も浮上してまいりましたので、感染状況に応じてというか、早めに検査体制を強化する、そういう方向で進めていただきたいと思っております。

また次は、検査を希望する人が無料でPCR検査、または抗原定量検査を受けられる仕組みをつくっていくということがとりわけ重要であると思っておりますが、県の取組をお聞かせください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナウイルスのPCR検査は、特に症状がない中で検査を希望する方につきましては、原則自己負担で検査を受けていただくことになっております。

このような原則の下、県では、これまで県外からの感染持込みにより感染が拡大してきた経緯も踏まえ、県境往来に係る水際対策の実効性を高め、安全安心な県民生活や経済活動の支援を行うため、県境往来者や感染不安を感じる方などが無料や低額で検査を受けられる取組を行っております。

さらに、国の新たな方針により、今後、感染拡大の傾向が見られる場合において、知事が法に基づき、不安を感じる無症状者は検査を受ける、こういったことを県民に要請した場合には、希望者につきましては無料でPCR検査や

抗原検査を受けられることとなりますので、現在、必要な検討を行っているところであります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、そういった方向で進めていただきたいと思います。他県でも、期間限定ではありますけれども、希望する県民には、無料でPCR検査または抗原定量検査などが行われているところもありますので、ぜひ積極的な取組にしていただきたいと思います。

次に、ワクチンと検査での陰性証明で社会経済活動を回すとする政府のワクチン・検査パッケージについてどのように考えておられるか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ワクチン・検査パッケージは、緊急事態宣言下等においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等における行動制限の緩和を可能にするため導入されるものです。

例えば飲食については、第三者認証制度による認証飲食店が、あらかじめパッケージの適用を県に登録することで、感染拡大時に当該飲食店が、利用者のワクチン接種歴またはPCR検査等の陰性結果を確認することにより、人数制限等が緩和されることとなります。

ワクチン・検査パッケージ等の利用により感染リスクは低減されますが、利用する場所では、引き続き基本的な感染防止対策の徹底が必要であるというふうに考えております。

県といたしましては、県民への感染防止対策のお願いと、この活用などにより、日常生活や社会生活における感染リスクを引き下げながら、本県の社会経済活動を回していくことが重要であろうと考えております。

○前屋敷恵美議員 徐々に経済の活性化を進め

るためにも、必要なことであるかもしれませんが。しかし、ワクチン接種をされた方も時間がたてば、感染リスクも、また感染させるリスクも出てきます。ワクチン接種をしていることが感染していないということを意味する、証明するものではありませんから、やはり検査を重視していく。この両方を追求していく必要があるというふうに思いますので、ぜひ、その点を徹底してほしいと思います。

次に、入院病床確保について伺いたいと思います。

第5波では、医療の逼迫、崩壊を防ぐためとして、感染者の原則自宅療養が打ち出されました。全国では、自宅療養者が自宅死、孤独死をする事例が多数報告されてきました。

本県における第5波の患者の入院・療養状況についてお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県における第5波では、感染力の極めて強いデルタ株の影響により、これまで以上に多くの方々が感染したところでございます。1日当たりの最大の数としましては、新規感染者数が158人、入院患者数が155人、宿泊療養者数が194人、自宅療養者数が800人であり、いずれも第4波までを上回り、過去最多となっております。

○前屋敷恵美議員 再びこうした状況をつくらないためにも、徹底して対策を打っていくことが必要だというふうに思います。

確保病床数も、また宿泊療養室数もさらに増やして、自宅の療養者をなくして必要な医療がしっかりと受けられる、そういう体制を整えることが何より大事です。当然、医療スタッフを増やすことは不可欠だというふうに思っております。

県の医療体制強化の取組を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 医療提供が脆弱な本県におきまして、患者が病状や状況に応じて必要な医療を受けることができるよう、医療機関、宿泊施設、自宅を含めた総合的な医療提供体制の確保が重要であると考えております。

このため県では、新型コロナウイルスの入院病床につきましては、医療機関の御理解と御協力の下、9月1日時点から32床増やして、現在339床を確保したところであり、宿泊療養施設についても、県内5施設で450室を確保しております。

また、重症化を防ぐため、抗体カクテル療法を実施できる体制を整備するとともに、自宅療養者が安心して療養できるよう、訪問看護ステーションの看護師による健康観察や医師の電話等による診療体制を構築し、症状悪化時の外来診療受入れ医療機関の確保などにも取り組んでいるところであります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、この感染が落ち着いている今こそ、先ほども言いましたけれども、しっかりその体制をつくっていくことだというふうに思います。

さきの国会で、政府は高齢者の医療費2倍化法、それと病床削減法を強行いたしました。爆発的なコロナ感染拡大の中で、医療崩壊でまともな医療も受けられず命が失われた。この現実が深刻に受け止められていない、反省がないと言わなければならないと思います。

今現在、進められております宮崎県の第7次医療計画見直しですけれども、極めて限定的な内容のようですが、新型コロナウイルス感染症への対応をどのように反映させていくのか。これは大変重要なことだと思います。見直しに生

かすことだというふうにと思いますが、福祉保健部長、その中身についてもお聞かせください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本年5月の医療法改正によりまして、第8次の医療計画から、「新興感染症等の感染拡大時における医療」に関する事項が追加されることになったことを踏まえ、今回の7次計画の中間見直しに当たりますは、県独自の対応として、「新型コロナウイルス感染症対策」に関する項目を新たに設定することとしております。

具体的には、これまでの新型コロナへの対応や課題を整理し、今後必要となる新型コロナに関する普及啓発をはじめ、検査体制や医療提供体制の強化、ワクチン接種業務の推進など、施策の方向性を記載することとしております。

○前屋敷恵美議員 この医療計画の中で、何より私は、今回、このコロナ感染で体験した医療の現実を教訓として、地域医療構想による——今、進められようとしておりますけれども、また政府もそれを握って手放しませんけれども——病床削減、これは絶対にやめるべきだというふうに思います。このことを強く求めておきたいと思います。

次に移ります。コロナ禍における子供たちの状況について伺ってまいります。

文部科学省の調査によると、2020年度にコロナ感染回避のために30日以上登校しなかった小学生は1万4,238人、中学生は6,667人、高校生は9,382人と、3万人を超すことが分かりました。また、不登校が理由で小中学校を30日以上休んだ児童生徒は19万6,127人と、前年度から8.2%増で、過去最多となっております。また、小・中・高校から報告のあった自殺者の数は415人となっております。子供たちにとってコロナ感染の影響がどれほど大きかったかを物語

るものだというふうに思います。

宮崎県の現状はどうでしょうか。教育長、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度における本県の状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染回避のために30日以上登校しなかった国公立の児童生徒数は、小学生69人、中学生22人、高校生26人となっております。なお、不登校で小中学校を30日以上休んだ国公立の児童生徒数は1,556人となっております。本県公立学校において自殺した人数は3人でございます。

○前屋敷恵美議員 こうした県内の学校での状況をどのように捉え、また、これにどう対応しておられるのか、お聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校や家庭生活に変化が生じたことがきっかけとなり、生活リズムの乱れや、先を見通せないことに対する不安など、これまで経験したことのない悩みを抱えることになった子供たちもいたのではないかと捉えております。

そのため、県教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員に加え、LINEを活用した相談窓口を整備するなど、教育相談体制の整備、充実に努めているところであります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、そうした子供たちに寄り添った施策を進めていただきたいと思えます。

また今、コロナ感染による後遺症が全国的にも問題になっております。子供たちにも、脈が速くなったり、下痢をしたりというような症状が見られるということが報道されておりますけれども、県内の学校において、こうした状況は

見られないのか。また、学校の対応も含めてお聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） 先ほど述べました生活リズムの乱れに加え、体を動かす機会の減少や友達と密に遊ぶことができないなど、様々な制限が長期化していることで、少なからず児童生徒の体調に影響を及ぼしているのではないかと考えております。

各学校におきましては、毎朝の体温確認や気になる児童生徒への声かけ、見届けなど、教職員によるきめ細かな健康観察や、家庭との連携による心身の不調の早期発見に努めているところであります。

今後市町村教育委員会や県立学校と連携し、これまでの取組等に加え、予防的な対応や組織的な取組をより細やかにを行い、児童生徒の心身の健康が保たれるよう取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、よろしくお願ひします。

では次に、GIGAスクール構想について伺います。

小中学生に1人1台のタブレット端末を配備、高校生は3人に1台の端末の配備というアンバランスな状況ではありますが、教育のICT化が始まりました。そもそもGIGAスクール構想は、政府のSociety 5.0構想という国家戦略を前提にするもので、長期の経済低迷の打開を図るため打ち出され、その実現のための人材育成と、公教育の市場開放という狙いも込められているものです。

だからといって、教育の場でICT活用を否定するものではありませんが、コロナ禍で前倒しされて始まったGIGAスクール構想が、家庭でのオンライン学習支援も含め、生徒一人一

人が十分理解しながら学習が進んでいるのか。子供たちは興味関心を持って習得が早いと思いますが、得手不得手で個人差が出てきます。学びが、能力主義に基づいて、個別適正化の名の下に格差が生じてくるのではないかなど、様々に危惧されるものです。

そこで、現在のタブレット活用状況、授業の状況などを教育長、お聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） タブレット端末の授業での活用状況につきましては、例えば小中学校では、カメラ機能を使って観察記録を短時間で作成したり、端末に書き込んだ自分の考えをモニターに映して、効率的に発表したりするなどの活用が見られております。

また、高校の授業では、衛星画像を用いてハザードマップを作成したり、他校とオンラインでつないで課題研究の発表会を実施するなど、協働的な学びを促進するための活用も図られております。

I C Tを活用した授業に対して子供たちからは、「これまでより分かりやすい」「早くできる」「多くの友達の考えを画面上で見ることができる」など、I C Tを活用することに対する肯定的な声が多く聞かれているところであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

今、このタブレットを使った教育そのものの、いろんな効果もメリットもあるということは私も承知をするところです。しかし、タブレット授業を進める中で新たな問題は起きていないか、気になるところでございます。先生方の新たな負担、家庭への持ち帰りによる家庭の負担、子供たちの使用時間の問題などなどです。

そうした中で、先生方や子供たち、保護者の

皆さんの意見などをくみ上げるシステムができているのか。そうした対応についても、現状をお聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） タブレット端末等のI C T活用につきましては、活用自体を目的とはせず、あくまでもこれまで以上に学びを豊かにするツールと捉え、対面授業との組合せによるハイブリッドな学びの充実を図ることが重要と考えております。

しかしながら、I C Tを活用して指導する能力は教員間で差が大きく、苦手意識を持つ教員もいることから、サポートや研修を充実させていくことが課題となっております。

そのため、県立学校では、全ての学校にI C T教育推進リーダーを配置し、組織的に研修を進める体制を整えるとともに、小中学校では、各校の担当者を対象にした研修や、県が指定したモデル校における授業公開等を通して、活用法などを広げる取組を進めているところであります。

○前屋敷恵美議員 様々な課題を抱えながらも授業を進めておられる、御苦勞もよく分かるんですけれども、私は、教育のI C T化は必要な側面も十分にあるというふうに認識しています。しかし、改めて学校の存在意義の認識が重要だとも思っております。

コロナ禍の下、学校行事等の多くに制約が加えられて、子供たちの学校生活も厳しい日々でした。学校現場は、教える側も教えられたりする人間的なつながりをつくりながら、仲間と学ぶことの楽しさ、大事さ、これをタブレットが取って代わることはできないというふうに思います。タブレットを使うことが目的なのではなく、またタブレットに使われるのではなく、子供の豊かな学びの可能性を広げるためのタブ

レット活用になるように、学力の格差、経済的格差が生じることのないように、タブレット授業の在り方を考えていくことが重要だというふうに思います。これは今後ともぜひ追求をしていただきたい。

コロナ禍を経験して、改めて学びの場である学校の重要性・必要性をしっかりと認識して、子供たちの成長を育む場、学校がそういう場になるように、御努力をさらにお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

続いて、コロナ感染症関連給付金に対する課税について伺います。

県内の自治体でのことではないのですけれども、給付金などを受給した場合に申告が必要となるため、収入・経費が分かる書類を準備し申告することを求める通知を出して、返答がない場合は推計課税をすすとしている自治体があることが報道されました。事業者の方々から、これについての心配の声が寄せられたところです。

もともと、国や自治体からの給付金は、固定費の補助を目的としたもので、所得として課税対象とすることは、制度の趣旨にも反するのではないかと私は思うのですが、関係事業者の皆さんからも、課税の対象から外してほしいと要望も寄せられております。

県の考え方をお聞かせください。総務部長、お願ひします。

○総務部長（吉村久人君） 国税におきましては、様々なコロナ関連の給付金について、国民1人当たり10万円の特別定額給付金のように、法令に非課税の定めがある場合や見舞金に該当するもの等は非課税とする一方、持続化給付金のように事業に関して支給されるものは、課税対象として運用されております。

課税対象となる給付金は、事業収入として計上する必要がありますが、1年間の収支が赤字となる場合などには、税負担は生じないこととなります。

県税における取扱いについても、税制上、国税と連動している内容が多いことや、コロナ対策における国や他自治体との均衡を考慮し、国の考え方に準拠することが適切であると考えております。

○前屋敷恵美議員 昨年度の厚労省の通達、事務連絡でも、持続化給付金を自立更生のために充てる場合は収入として認定しないというような通知も出されているように伺っているところです。

地域経済を支える中小業者の皆さん方は、今やっとコロナの縛りから解放されつつあります。今後、まだなかなか先が見えないところもあります。しかし今、しっかり支援をしていくことが重要なときだというふうに思います。これから元気に商売を立て直し、地域経済を回す原動力になるものです。コロナ関連給付金を地方税算定の際の課税対象とせずに支えることが必要かと思ひます。

また、国に対しても、非課税とすることを求めることも必要だと思ひますし、まずは県の事業での給付金は非課税とすることを求めたいと思ひます。ぜひ御検討いただきますよう、お願ひいたします。これにとどめます。

では、次に移ります。森林盗伐問題で伺いたいと思ひます。

この森林窃盗事件、盗伐被害の解決がなかなか図られず、被害者の救済は大変遅れております。我が党はこれまで度々、被害者の立場に立った問題解決が図られるよう求めてまいりました。今回で4度目になります。知事も、「的

確な誤伐及び盗伐対策に使命感を持って取り組んでまいりたい」との答弁をされて、深刻に受け止めておられるものと思ってきました。しかしながら、なかなか解決には程遠い状況です。

私は先月、えびの市の被害者の山の調査に入らせていただきました。現在は鹿児島県の湧水町に住んでおられる、志水恵子さんという方です。御本人の知らないうちに作業道が造られ、杉、ヒノキが約200本以上盗伐され、しかも盗伐された跡地が耕作までされてニンニク畑と化し、ミカンやクヌギの苗木も植栽されていました。盗伐を発見したときには、伐根というのですが、残されていた切り株がいつの間にか運び出されており、証拠隠滅だと、志水さんは憤っておられます。また、志水さんが最近立てた立入禁止の立て看板が、早くも壊された状態でもございました。えびの警察署にも相談に行かれています、対応は極めて不可解さが残るものとなっています。

こうした被害に遭った山林は、ほとんどが無届伐採です。それ自体、違法伐採です。取締りの対象でなければなりません。しかし、こうした森林窃盗事件が3年という短い時効でうやむやにされる。志水さんもそのお一人でした。被害届の受理が圧倒的に少ない。仮に受理されても不起訴処分になってしまう。結局、泣き寝入りの状態です。

あるいは、誤伐だとして、ある方は百年杉と言われるような立派な木400~500本を、1本数百円程度の値段で示談に応じてしまっておられました。こうした実態が多発しております。

本来、届出をした伐採であれば、仮に誤伐であつても小範囲にとどまるはずですが、しかし、誤伐と称する被害の多くは広範囲に及んでおり、それは誤伐とは言えません。明らかに盗伐

が目的だったと言えるというふうに思います。

被害者の皆さんは、多くが高齢だったり、地元に住んでおられなかったり、御自分の山にはなかなか行けず、知らないうちに山林が伐採されているケースがほとんどです。県外から帰ってこられた別の被害者の方は、「親や祖先が代々維持してきた山林の約130本が切られました。その無残な姿を目の当たりにして、悔しくて泣きました。絶対に許せない」と、怒りをあらわにしておられました。

森林盗伐、森林窃盗は紛れもなく犯罪です。個人財産を奪われた方は、紛れもなく被害者です。県内で盗伐被害者の会が立ち上げられ、現在134家族の方々が救済を求めておられます。被害者の会に入っておられない方も多数おられます。被害者救済は、行政や警察の責任ある任務です。遅きに失しているとはいえ、早急な対応を求めるものです。

そこで、お聞きしたいと思います。今年10月27日、林野庁が盗伐被害現場の調査に入り、県内4か所で被害の状況や対応などの聞き取りが行われたと聞いております。県も立ち会ったかと思いますが、そのときの状況や国の調査が入ったことに対して、県はどのように受け止めておられるのか、環境森林部長の認識を伺いたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） 先般、国が行った調査につきましては、御質問にありましたように、林野庁職員が県内4か所の現地に赴き、森林所有者等から状況の説明を受けるとともに、国が伐採届出制度の見直しを行うことについて説明されたと聞いております。

この調査によりまして、無断伐採の抑止につながる取組の検討が進められるものと考えており、県としましては、国の動向も踏まえ、今後

とも適切に対応してまいります。

○前屋敷恵美議員 国の調査が入ったということのを県は重く受け止めて、今後の対策を強めてほしいというふうに私は思います。

そこで伺いますが、多くの盗伐被害山林の伐採届は出ていない状況だというふうに思います。そうなりますと、植林・造林はなされていないと思うんです。県としてはどう対処するのか、また各自治体をどう指導しているのか、伺いたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林所有者が、被害に遭った伐採跡地への再造林を要望される場合には、現地の状況を十分に確認し、植栽や下刈り等の森林整備に対する補助事業を活用していただくなど、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

また、再造林に関する相談については、県や市町村に加え、各森林組合においても対応することとしており、相談しやすい体制を取っているところでもあります。

○前屋敷恵美議員 しかし、盗伐の被害に遭われた方が、御自分の山であるとはいえ、また補助制度があるとはいえ、盗まれた山に自ら植林をしなければならない、これほど理不尽なことはないというふうに私は思うんですね。ここを何とかしなければ。ですから、問題解決を急がなきゃならないというふうに思うんです。

次に、違法木材の流通について伺いたいと思います。

窃盗木材が証明書なしに流通していることは明らかだというふうに私は思います。仮に証明書があるとすれば、私は偽造が疑われるものではないかと思えます。違法木材は国際法にも抵触します。県としてどのような対処をされているのか、伺いたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の木材流通は、合法木材の証明に関する国のガイドラインに基づき、原木市場、製材工場等での入荷時に、伐採届や保安林伐採許可の通知書等を出荷者である伐採事業者が提示することにより、その合法性を受入れ側の原木市場等において確認する仕組みとなっております。

県では、機会あるごとに関係団体等を通じて、伐採事業者や原木市場等に対し、違法木材が流通しないよう、伐採届等の提示・確認の徹底をお願いしているところであります。

今後とも、市町村や関係団体等との連携を一層強化し、合法木材の流通促進の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、流通しているのは、しっかりとした証明がある木材だけだという話だというふうに思うんですけれども。じゃあ、盗伐によって持ち出された窃盗木材は、どこでどう流通しているのか。その辺のところも、しっかりと追跡しなければならないというふうに私は思うんです。

違法木材が流通しているということは、紛れもない事実だと思います。それが確認できないだけだというふうに思うわけですけれども。私は、こうしたことは宮崎県の杉生産量日本一の名をおとしめることになるというふうに思います。厳正な対処が必要だと思います。

今後の森林盗伐・森林窃盗防止に向けての県の取組をお聞かせください。環境森林部長、お願いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、市町村に対し、伐採届の審査の厳格化を指導するとともに、警察等と合同で伐採パトロールを実施するなど、監視を強化しているところであります。

また、伐採前の境界確認が大変重要であることから、土地等の権利関係の把握や、隣接する森林所有者を含めた現地確認の実施など、留意事項を定めたガイドラインを遵守するよう、伐採事業者に対し繰り返し指導しております。

これらの取組に加え、今年度から、衛星画像を活用した伐採状況の把握に取り組んでおり、また国においても、伐採届出制度の見直しが進められ、伐採情報の早期把握が行えるよう、来年4月から、新たに伐採完了の報告が義務化されることになっております。

県としましては、引き続き、市町村や警察、関係団体等と連携を図り、無断伐採の防止に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 県としても、責任ある対処を今後とも追求していただきたい、このように思います。

次に、県警本部としての対応について伺いたいと思います。

まず、盗伐被害やその対応状況の現状についてお聞かせください。

○警察本部長（佐藤隆司君） 森林窃盗に関する相談件数については、平成28年から令和2年までの過去5年間の合計は287件、本年の件数は、10月末現在で17件、前年同期と比べて35件の減少となっております。

検挙件数については、過去5年間の合計は18件、本年10月末までの数字は7件で、前年同期と比べて3件の増加となっております。うち、逮捕件数及び人員については、過去5年間の合計で7件10名であります。

警察の対応につきましては、被害の相談がなされた際には、相談者の心情に配慮しつつ、丁寧な聞き取りや山林の確認を行うとともに、相談内容に応じまして、必要な助言指導を行った

り、犯罪があると思料するときは、法と証拠に基づいて、厳正に捜査しております。

今後とも、関係機関等と連携を図りながら、適切に対応してまいります。

○前屋敷恵美議員 被害届の件数については、お答えがなかったんですけども、これについては出ないのでしょうか。統計がないなら、ないというふうにお答えいただければ結構です。また、新たな問題としたいと思います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 森林窃盗につきましては、警察の統計上、刑法犯以外の特別法犯という分類に属しており、刑法犯でいうところの認知件数、つまり被害届の受理件数は特別法犯では統計を取っていないので、お答えできない次第であります。

○前屋敷恵美議員 統計を取っていないということ自体、私は任務の怠慢だというふうに思うところであります。

また、森林窃盗についての検挙及び逮捕について、報道では明らかにしているのでしょうか。新聞には見当たらないのでお聞きしたいと思います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 森林窃盗で逮捕した事件については、全て広報しております。

○前屋敷恵美議員 検挙数についてはどうですか。逮捕について今お答えがありましたけど、検挙数については報道はしないのでしょうか。

○警察本部長（佐藤隆司君） 検挙数に関しては、お答えする範囲で先ほど申したとおりでございます。なので、ただマスコミのほうから聞かれてお答えしたことは、今までございません。

○前屋敷恵美議員 じゃあ、マスコミのほうから問合せがあっても、それは答えられないという範疇なんではないでしょうか。

○警察本部長（佐藤隆司君） お答えできません。ただ、任意で送致している事件は含まれてございますので、任意のものについては、原則として広報していないということでございます。

○前屋敷恵美議員 では、森林窃盗に対する取組について、相談受理時の適切な対応をとということで今、警察本部長がお答えいただきましたけれども、最初の被害の日時や場所に関する丁寧な聞き取りを行うことをやっているという点で、聞き取りをされた後、全ての案件に対して現場の検証とか実施がされているのでしょうか。その辺をお答えください。

○警察本部長（佐藤隆司君） 森林窃盗に関する相談を受理した場合には、被害者の心情に配慮した丁寧な聞き取りを行うとともに、相談者が現場に案内できない場合等を除いて、早期に現場確認を行っております。

○前屋敷恵美議員 ちゃんと現場確認はされているということですね。

次の、相談内容に応じた必要な助言指導を行っているという点では、その指導助言が相談者の納得が得られるものになっているのか、調査や捜査の進捗状況などが被害者に届いているのか、状況をお聞かせください。

○警察本部長（佐藤隆司君） 森林窃盗に関する相談を受理した場合には、相談内容に応じた必要な助言、指導を行っているところですが、捜査状況についても、相談者に適宜、連絡するなど、相談者の納得が得られるように努めております。

○前屋敷恵美議員 相談者とは十分連絡も取りながら進めているということですね。確認をいたしました。

では、3つ目に、法と証拠に基づいた厳正な

捜査をするということですが、この点については、そういう厳正な捜査をした——何件捜査をされているか分かりませんが、その結果はどういうふうになっているのか、具体的に述べていただきたいと思います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 法と証拠に基づいて厳正に捜査した結果、事件として検挙したのものについては、全て検察庁に事件送致しております。

○前屋敷恵美議員 では、次に行きますけれども、被害者の方々が、被害届がなかなか受理されないというふうに言われます。被害届を受理するに至る要件とはどのようなものか伺いたいと思います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 森林窃盗罪につきましては、被害日時、境界線、被害樹木の大きな数量及び被害額の特定などを要件として必要な捜査を行い、犯罪による被害であることを明らかにした上で、被害届を受理することになります。

○前屋敷恵美議員 受理要件を満たしているかどうかで、被害届を受理するか否かが決まるというわけですから、丁寧に迅速な、また十分な調査、検分が必要なわけですから、それがしっかり徹底されれば、これが本当に被害なのか、どうなのかということは一目瞭然なわけですから、しっかりと被害届を受理するという方向で進めていただきたいと思います。

被害者の方々は、一日も早く被害届を受理してもらって、徹底した捜査の下に窃盗事件の解決を図ってほしいと願っておられます。3年という短い時効があるわけですから、被害者の立場に立った早急な、また親身な対応が求められているというふうに思います。

警察本部としての今後の森林盗伐・森林窃盗

事件の解決と防止に向けての取組をお聞かせください。

○警察本部長（佐藤隆司君） 警察では、県や市町村会、森林組合連合会など7組織と平成29年8月に協定を結び、相互の情報共有や合同パトロールを行うなどの連携を図っており、森林窃盗に関する相談には適切に対応しております。

今後とも、関係機関等と連携を図りながら、犯罪があると思料するときは、法と証拠に基づいて厳正に捜査してまいります。

○前屋敷恵美議員 しっかりと徹底、図っていただきたいと思えます。

この問題の最後に、知事にお伺いしたいと思います。

一連の森林盗伐・窃盗事件の状況を聞かれましたと思いますが、これが日本一の杉丸太生産量を誇る宮崎県の現状でもあります。決して誇れたものではありません。根絶に向けた知事の姿勢をお示しいただきたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 無断伐採は、森林所有者の大切な財産を奪う行為でありまして、経営意欲が低下することで、持続的な林業経営の障害になるとともに、真面目に取り組んでおられる伐採事業者の信用を失うおそれがあるなど、重大な問題であると認識をしております。

特に本県は、伐期を迎えた森林が多く、全国に先駆けて伐採が進んでおりまして、森林・林業県としての強い危機感を持って、これまで市町村や警察、関係団体等と情報の共有や伐採パトロールを行うとともに、森林管理署や県建設業協会、県トラック協会など原木流通に携わる関係機関と連携し、違法木材の流通防止等の対策に取り組んできたところであります。

しかしながら、御指摘のように、依然として

無断伐採が疑われる事案が発生しておりますことから、これを重く受け止め、伐採事業者等の法令遵守意識を一層徹底させるため、研修会や立入調査を実施するとともに、伐採パトロールの強化や森林境界の明確化など、関係機関・団体との連携を図りながら、無断伐採対策に対して、強い使命感を持って取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 私は、法治国家の下で、窃盗犯罪が温存されるようなこの事態を、このままにしておくことはできないというふうに思います。

盗伐被害はまさに人権問題です。被害者の救済を図るべく、全面解決に向けて、また盗伐防止に向けて、県を挙げての取組になるよう強く求めたいと思えます。

では最後に、税金徴収の在り方における、差押えについて伺いたいと思えます。

税金の滞納処分において、県税の差押え件数は、この3年間で、平成30年・950件、令和元年・696件、令和2年・388件とお聞きしております。ちなみに、厚労省が調査をした昨年、令和2年度の介護保険料滞納における差押えは、県内で166人でありました。確かに、税金の滞納に対して、国税徴収法などに基づいて、滞納処分のため滞納者が使用していると見られる物品について捜索、いわゆる差押えを強制執行、自力執行することができるとされています。また、納税が国民、県民の義務であることはもちろんのことです。

ここで、差押えに関する県内の事例を紹介したいと思います。滞納者の留守宅の窓から入ってテレビを押収。帰ってきた住人は泥棒に入られたと思い、警察に届けて、捜査の結果、徴収職員が差押えに入っていたことが判明し

た」というものです。徴収に当たって、留守宅に入っただけの捜索、差押えについては、法的に認められている手段とはいえ、また滞納していることが問題であるとはいえ、私は道義的に許容されるものだろうかと思うわけです。確かに徴収に当たっては、あらゆる手だてを駆使され、努力されたとは思いますが、しかし、捜索、差押えといった強制処分を行う前に、もっと滞納者の実情に寄り添った対応をすべきだと思いますが、県の考え方を伺います。総務部長、お願いします。

○総務部長（吉村久人君） 県税における滞納処分につきましては、督促状を発した後も、県税納付がない方に対しまして、まずは文書や訪問による催告を行うとともに、収入や財産の調査を進めることとしております。

こうした調査や本人からの聞き取りなどの結果、生活状況が厳しく、強制的に徴収することが適切ではないと判断される方などにつきましては、滞納処分の執行を停止する一方、悪質な滞納者に対しましては、速やかに滞納処分に着手しております。

滞納処分の執行に当たりましては、今後とも滞納者の実情把握に努め、納税困難な方の置かれた状況等に十分配慮し、納税者に寄り添った対応をまいります。

○前屋敷恵美議員 私は、留守宅に侵入するなどという強引な差押えはすべきではないというふうに思います。少なくとも、本人立会いの下に行うべきです。滞納徴収に当たっての改善を強く求めて、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 次は、山内佳菜子議員。

○山内佳菜子議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。県民連合宮崎、立憲民主党の山内佳菜子で

す。先日行われた県議補選で、県議会議員として働くことへお許しをいただきました。誠にありがとうございました。

今回の質問は、19年の新聞記者生活を経て、私が県議選に立候補することを表明した、僅か2か月の間に皆様からいただいた多くの声の中から、ほんの一部を基に構成しております。公的な情報や支援が届かない人々を我が身を削って支えてくださっている民間団体の方々、誰に対しても優しい社会を目指して活動を続ける車椅子ユーザーの方やLGBTの方、使命感に燃えているからこそ自身の職域に限界を感じている行政職員の方々、立場上、声を上げづらい中で、SNSを通じて御意見を寄せてくださるの方々。SDGsの原則であり、私が選挙戦でも掲げた「誰一人取り残さない宮崎」とは、多様性に富んだ、今宮崎で生きるお一人お一人の声にしっかりと耳を傾け、届ける。そういう小さな積み重ねで実現できるものだと信じています。

その背景や思いをお酌み取りいただき、知事、関係部局長の皆様には、県民の皆様が希望を見いだせる御答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従い質問いたします。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねします。本県の歴代知事の約140年の歴史を振り返ります。官選時代を含めると、2011年から就任した河野知事は、53～55代目に当たります。

財政が厳しい中で県営鉄道を建設した有吉忠一知事、農業県としての地位を確立した黒木博知事、6期目を務めた知事では全国最高齢だった松形祐堯知事、全国の注目を集めた東国原英夫知事も記憶に新しいところです。

そこで、知事にお伺いします。本県の歴代知事の中で尊敬する人物についてお伺いいたしま

す。

2問目に、知事がこれまで果たしてきた役割と功績、今後知事に求められるリーダー像について伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、ほかの質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、歴代知事のうち、尊敬する人物という御質問についてであります。ただいま御指摘がありました有吉忠一知事は、県営鉄道の建設をはじめ、西都原古墳群における日本初の学術的発掘調査など、数々の業績を上げられており、その御功績は、官選知事の中においても顕著なものがあると認識をしております。

昭和22年以降の公選知事では、私を含めて8名の知事がいるわけですが、歴代の官選知事、またこうした公選知事も含めて、歴代の知事におかれましては、その時々々の県政が直面する課題に対し、それぞれの政治理念に基づき、持ち味を生かしながら県政の発展に尽くしてこられたわけでありまして、ここに至るまでの宮崎県の発展を築かれたその御功績に対し、敬意の念を抱き、それぞれ学ぶべきところがあると、そのように考えているところであります。

その中でも、私にとりまして、その業績を意識する機会の多い知事としましては、私と同じ国家公務員の出身である松形祐堯知事であります。松形知事におかれましては、その専門的知見を踏まえ、また本県の特徴を生かして、宮崎日南海岸リゾート構想や、フォレストピア宮崎構想の推進、新ひむかづくり運動の展開、国土保全奨励制度の提唱など、常に将来を見据えた施策を展開されたほか、九州沖縄サミット外相

会合の開催、さらには県立看護大学の設置、宮崎国際音楽祭、若山牧水賞の創設など、本県の教育、文化振興にも大きく貢献をされております。

特にフォレストピア宮崎構想につきましては、その取組が高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産の登録にもつながったわけでありまして、その感謝の思いも抱きつつ、私も松形知事のお墓参りをいたしまして、登録の報告をさせていただいた、そのことを思い出しているところであります。

私としましては、こうした歴代知事の業績を引き継ぎつつ、さらに県政を前進させ、よりよき宮崎県を築いて、将来世代に引き継いでまいりたいとの思いを強くしております。

次に、私の役割と実績、今後求められるリーダー像についてであります。

私はこれまで、総務省や自治体での勤務経験を生かし、また国とのパイプも生かしながら、対話と協働の政治姿勢で、国、県、市町村や各種団体が連携して取り組むことが極めて重要であると考え、新型コロナ対策をはじめ、オール宮崎で力を合わせる体制を築き、口蹄疫からの再生・復興やフードビジネスをはじめとする産業振興、農畜水産物の輸出拡大、高速道路網の整備、防災庁舎や県立宮崎病院の建設など、新たな成長に向けた取組を進めてきたところであります。

このコロナ禍におきまして、県民の命や暮らしを守るため、約2年間にわたって取り組み、今、第5波の鎮静化に至っているところでありますが、引き続きコロナ禍との闘い、大変厳しい状況に置かれております。今後、県政を担うリーダーには、コロナ禍の一刻も早い克服と経済の回復、そして、本格的な人口減少社会に

あって、本県のさらなる発展に向けた明確なビジョンと行動力が求められているものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

県政最長6期の松形知事を尊敬されているとのことをお伺いしました。今後、知事が何期重責を担われるのかを注目していきたいと思っております。

どのようなリーダー像が求められるのか。私は約5年前、県内の生活困窮者支援の取材で行き詰まり、福岡県北九州市で活動を続けている支援団体の代表の方に電話取材をさせていただいたことがありました。「抱樸」という団体の理事長を務める奥田知志さんです。難しい漢字ですが、「抱く」という漢字に、僕、私の僕のにんべんがきへんの樸、原木という意味です。

「抱樸」とは、山から切り出された原木をそのまま抱き留めることです。「大切なのは、変化、成長、自立、問題解決以上に受け入れることではないか。原木にはとげやささくれもあり、それを抱けば傷つくこともある。それでも、血を流してでも、自分を引き受けてくれる存在がなければ、私たちは自分の危機にも可能性にも気づくことさえできない」という考えに立つものです。その上で、「ひとりにしない、断らない、解決できなくてもつながり続けること」を貫かれています。

個人は自己責任論で責められ、家族にも本来の力以上の大きな役割が押しつけられる。金や物をつくり出す生産性や効率性が求められる風潮の中、孤立、自殺、貧困は常態化しています。新聞記者として、その厳しさ、どうしようもなさにもがくさなかに、「社会にはまだ、これほど温かく、深く、包容する考え方、力があったのか」と、救われた気持ちになりました。

た。

口蹄疫、新燃岳の噴火、東日本大震災、そしてコロナと、宮崎で暮らす私たちにとって、この10年は悪い意味で想像を超え、生活や価値観を大きく変えた出来事の連続でした。そして今なお、多くの県民が癒えない傷を抱え、戸惑いながら生きています。その間、知事という重責を担った河野知事御自身もまた、人知れず、拭いきれないほどの血を流されているのかもしれませんが。

知事がお考えの、今後求められるリーダー像も伺うことができました。どうかそのリーダー像に、県民をありのまま受け止め、つながり、支え続けるというまなざしを添えていただきたいと願います。

次の質問に移ります。生活困窮者支援についてお伺いします。

コロナ禍でますます県民の皆様の生活が苦しくなる中、国は補正予算を組み、無利子の生活福祉資金のコロナ特例貸付けの延長を続けています。

そこで、福祉保健部長にお伺いします。直近の貸付状況と今議会で提出された補正予算の内容を御説明ください。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 県内の生活福祉資金の特例貸付けにつきましては、令和3年11月19日時点で、約1万9,000件、85億7,000万円余の貸付決定が行われており、月ごとの決定額につきましては、ピーク時には約9億円となりましたが、最近では、変動はあるものの、4億円程度で推移しております。

また、今議会をお願いしております生活福祉資金貸付金の補正予算につきましては、申請期限が8月末から11月末まで延長されたことに伴う必要な貸付原資を計上させていただいており

ます。

なお、先日、国が発表した新たな経済対策におきましては、当該貸付の申請期限が令和4年3月末まで、さらに延長されましたので、今後の状況を勘案しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

貸付決定額はピーク時の半分になっていることですが、県内の支援団体からは、「生活が苦しい方々は、目の前の仕事や生活、子育てなどに追われて、制度自体を知らない。必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という指摘もあります。

県では、そのような状況を把握していらっしゃいますでしょうか。そのような方々へどのように周知を行っていくのでしょうか。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 特例貸付けにつきましては、これまでに各種支援制度をまとめたリーフレットを活用いたしまして、県や国の関係機関に加え、福祉だけではなく、商工関係団体等の相談窓口において周知を図るとともに、ホームページ等においても必要な情報提供を行っているところであります。

特例貸付けは、創設から1年半以上が経過し、おおむね周知が図られているものと考えておりますが、情報に接する機会が少なく、特例貸付けを御存じない方もおられますので、引き続き、フードバンクの運営などを行う民間団体等とも一層の連携を図りながら、制度の周知に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 支援団体の皆さんと連携して、諦めず、あらゆる方策を模索していただきたいと思っております。

次に、最低限の生活を送ることは、憲法で保障されている権利であるにもかかわらず、「生

活福祉資金も借金。心苦しいし返済も厳しい」

「かといって生活保護を受け取るのも申し訳ない。恥ずかしい」と、公的支援を受けない、または受けられない中、歯を食いしばって1日1日を過ごしておられる方々もいらっしゃいます。公的な目や手が届かない方々を、民間団体がフードバンクや子ども食堂、戸別訪問などで物心両面から支えているのが現状です。利用が増え、その必要性は増す中で、団体としての運営は非常に厳しく、我が身を削って県民を支えている団体もいます。

県内で困窮者支援を行っている民間団体について、県はどれくらい把握しているのでしょうか。また、これらの民間団体とどう連携を図り、どのような支援を行っているのかをお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では毎年度、市町村を通じまして民間団体の調査を実施しており、今年度は、県内で延べ124団体がフードバンクやこども宅食などの支援活動を行っており、団体数は年々増加しているところであります。

民間団体は、支援を必要とする方と行政とをつなぐ重要な役割を果たしており、要保護児童の見守りなどの事業や、要支援者を行政の相談窓口へ案内するなどの取組を行っていただいております。

加えて県では、子供の貧困対策に取り組む人材育成事業を実施するとともに、子ども食堂を運営する団体などに対しまして、コロナ対策に必要な資材の購入補助などの支援を行っているところであります。

○山内佳菜子議員 年々増加しているとのことです。公的支援が届かない部分をまさに最後のとりでとして支えてくださっている民間団体と

の連携、支援は必要です。強く要望したいと思っています。

御紹介いただいた県の購入補助事業についても、民間団体の意見を聞かれて100件分を確保されたそうですが、現時点の申請は4件にとどまっています。宮崎市と小林市の事業と重複したものがあり、「上限5万円では低額過ぎて使いづらい」という声も聞こえます。

延岡市を中心に、県北でフードバンクや居場所支援などに取り組む「子どもネットワークのべおか」の堀之内健吾代表は、「県の子どもの貧困対策協議会など市町村でも様々な協議会はあるが、年1回の開催では具体的な取組につなげることが難しい。私たち県北など、宮崎市以外の地域の声が県庁に届いていないのではと不安を感じることもある。県全体を把握し、具体的な取組について協議し、実行できる組織が必要」との危機感も抱かれています。

支援の第一線で活動されている皆さんの声を受け止め、実効性のある組織、事業づくりに取り組んでいただくことを求めたいと思います。

次に、「民間団体での活動にも限界がある。国や市町村長と連携して学校給食を無償化してはどうか」という提言もいただきました。

今回は特に、市町村立小学校での学校給食費の支援状況を、教育長にお尋ねします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校給食費につきましては、学校給食法におきまして、「保護者の負担とする」と規定されております。しかしながら、自治体によっては独自の対応を行っている市町村もございます。

県教育委員会が令和3年10月1日現在で実施しました調査によりますと、5つの町村で全額補助、6つの市町村で一部補助を行っているところがあります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

伺ったところ、全額補助を行っているのが、新富町、木城町、都農町、美郷町、諸塚村の5町村、一部補助が小林市、国富町、綾町、高原町、日之影町、西米良村の6市町村、費用の問題で小規模自治体が先行しているようです。

保護者によるネグレクトや貧困の中で、学校給食が命綱になっている子供もいるという話も聞きます。住んでいる場所に関係なく、ひとしく手を差し伸べていただけるよう、国や市町村と検討をお願いしたいと思います。

質問が変わります。介護士などの処遇改善についてお伺いします。

政府は新たな経済対策として、介護職や保育士、看護師などの賃金を引き上げる方針を固めました。子供や障がい者、お年寄りなどの命を預かっていただく大切なお仕事をされているにもかかわらず、給与が低く、厳しい処遇の皆さんに必要な措置だと評価しています。

今回は、その中でも介護職に絞って、福祉保健部長にお尋ねします。本県の介護職員の給与の現状と、処遇改善加算等が職員の給与に反映されているか、教えてください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の介護職員の給与は、国の調査によりますと、直近の令和2年で月額21万1,900円と、全産業平均と比較すると5万円余り低くなっておりませんが、5年前の平成27年の19万4,800円と比較して、約1万7,000円の増となっております。

処遇改善加算等は、労働環境の改善等に取り組んだ介護事業所に対し、一定額が介護報酬に上乗せされるもので、上乗せ分は全て介護職員等に給与として配分されます。

県では、当該加算が給与に反映されていることを、介護事業所から提出される実績報告書及

び実地指導において確認しているところであり
ます。今後とも、本制度の適正な運用につい
て、介護事業所へ指導・助言を行ってまいり
ます。

○山内佳菜子議員 5年前と比べて、1万7,000
円増えたとのことですが、お示しいただいた国
の調査には加算対象以外の職員も含まれ、前年
度からは調査対象も変わっているとのこと
で、実態を正確につかむのは難しい状況です。

そのような中、県内の介護施設で勤めてい
らっしゃった方から、加算分が手元に届かない
という切実な声が届いているので、読み上げま
す。

「新聞の見出しに翻弄されて期待するたび
に、絵に描いた餅状態で変わらぬ処遇に、日々
自身の将来を考える。処遇改善加算は、全額を
職員に割り当てるルールとなっているが、経営
者の判断で、これまで経営母体から出していた
職員給与や賞与額を引き下げて調整することさ
えできてしまう。毎年の社会保険料アップや物
価上昇を考えれば、実質減収。全職員の年収
ベースを確認すべき。昇給や賞与は規定として
あっても実施されず、それを監査で指摘される
ことは一度もない」とのことです。「理不尽と
感じながらも、長く働き続ける、多く配分され
るには経営者に逆らえない」と、声を上げられ
ない方々もいます。提出書類、データだけでは
つかめない実態にもしっかりと目を光らせてい
ただきたいと思います。

反対に、事業所側の悩みもあります。「処遇
改善加算を受けるには申請が必要だが、複雑か
つ条件も曖昧。本当に必要な零細・中小事業所
ほど申請が難しく、届いていない。手続の簡素
化や支援を進めてほしい」という声も聞こえま
す。

県内の介護事業所における処遇改善加算等の
取得状況と、取得に向けた県の支援策について
教えてください。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 本県の処遇
改善加算等の対象事業所数は、令和3年11月1
日現在で、2,105事業所となっており、このう
ち1,907事業所、90.6%が処遇改善加算を取得し
ております。また、経験・技能のある介護職員
に対し、他産業と遜色ない賃金水準を実現する
ことを目的に、令和元年10月に創設されました
特定処遇改善加算は、1,157事業所、55.0%が加
算を取得しております。

しかしながら、全国の取得率は、令和元年度
ですけれども、処遇改善加算が93.5%、特定処
遇改善加算が63.3%となっておりまして、県で
は、処遇改善加算等の活用をさらに促進するた
め、研修会の開催のほか、労務管理に精通した
専門家を介護事業所に派遣し、加算の取得に向
けた個別の助言・指導を行っているところであ
ります。

今後とも、介護事業所への支援を通じて、介
護職員のさらなる処遇改善に取り組んでまいり
ます。

○山内佳菜子議員 それぞれ90%、50%台にと
どまっている現状をお伺いしました。

申請が100%になるよう、丁寧なフォローや呼
びかけを続けていただきたいと思います。「介
護職については、自身の介護体験などを基に給
与が低いことも、割に合わないことも承知で入
職されてくる方が多い。皆さんの高い志に頼る
時代を終わらせ、その仕事内容に見合った手当
を手元に届けるべきだ。事業所や社会福祉法人
の運営が適切になされていなければ、公金が吸
い込まれるだけ。加算の財源についても、介護
保険料の増加や利用者負担を増やす結果になる

のではと複雑。やはり根本的な改善が必要」と、その方はおっしゃっています。

制度をつくるのは国です。しかし、この問題と直面している方々の声を聞くことができるのは、県です。現場だからこそ見える課題やアイデアを、国に届ける役割に期待しています。

次に、DV被害者支援についてお尋ねします。

10月、高千穂町で殺人事件が起きました。報道によると、事件を起こしたと見られる男性は自殺、その妻からはDV被害の相談があり、妻の実家である高千穂まで追いかけて、その親族の命を奪うという、胸が締めつけられる内容でした。DVは命を奪うことにもつながる。その重大性を改めて感じたところです。

そこで、福祉保健部長にお尋ねします。女性相談所の相談体制について、またDV相談件数や一時保護件数等の現状を教えてください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 女性相談所は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、いわゆるDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を担っており、DV被害者の相談対応や、一時保護による安全確保、自立のために必要な生活指導等を行っております。

職員体制につきましては、社会福祉主事や保育士、看護師等の資格を持ち、警察や児童相談所、児童養護施設等での勤務経験のある相談員6名を配置して、夜間・休日を含めた相談対応を行っているところであります。

DV相談件数につきましては、令和2年度が515件と、前年度の572件に比べ57件、10%の減少となっております。また、DV被害者等の一時保護者数は、令和2年度が28人と、前年度の53人に比べ25人、47.2%の減少となっております。

り、過去の推移としては、どちらも増減を繰り返している状況であります。

○山内佳菜子議員 増減を繰り返しているというのですが、コロナ禍で家庭にいる時間が長くなり、生活が苦しくなる中で、パートナー間のDVは増える傾向になると言われています。

ハローワークで募集していたので相談員になったという方のお話を伺いました。10日間ほどは別の職員と2人態勢で相談を受けていたものの、それ以降は1人で対応を任せられ、自分が本当に被害者に対応できるのかと不安になり、辞職されたそうです。

被害者支援は窓口対応が命です。パートナーの暴力から必死の思いで逃れ、相談したにもかかわらず、「すぐに別の機関に行くように促された」などの声も聞かれます。

また、一時保護については、身の安全の確保が第一優先とする方針の下、スマホを預かって外部との連絡を遮断し、外出制限するなどのルールが、特に若い方の利用を敬遠させる一因になっているようです。人権への配慮という観点からも、状況に応じてルールを緩和できないかとの声もあります。

女性相談所の一時保護による支援に結びつけるため、入所中のルールの緩和や相談員の資質向上が必要と考えますが、県のお考えをお示してください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 女性相談所一時保護所につきましては、法に基づき、DV被害者の身を守るための保護を行う施設でありますことから、安全確保を最優先に取り組んでおり、外出や携帯電話等の通信機器の利用につきましては、加害者による居場所の特定を避けるため、一律に制限をしております。

一方、被害女性の自立に向けた求職活動など

で携帯電話等が必要になる場合もあるといった観点がございますので、現在国において、安全確保に留意した保護中の通信機器等の取扱いについて検討がなされており、このような動きを注視してまいりたいと考えております。

また、相談員の資質向上は大変重要でありますので、県外における専門研修への派遣や、県内の関係機関職員との合同研修などに取り組んでおりまして、引き続き、その充実に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 ちゅうちょなく利用しようと思える女性相談所になることを求めます。

次に、警察本部長にお尋ねします。高千穂の事件の際、DV被害女性は県警にも相談していたと聞いています。県警における配偶者からの暴力事件への一般的な対応について教えてください。

○警察本部長（佐藤隆司君） 配偶者からの暴力事案への対応について、警察におきましては、相談者等の安全確保を最優先として対応しております。

具体的には、相談者から事情聴取するとともに、必要に応じ、相手方からも事情聴取するなどして、事案内容を把握します。また、相談者に警察が取り得る措置を説明した上で、相談者の意向を確認し、その意向を踏まえつつ、被害申告を受けて事件化を図る、保護命令申立ての支援を行う、相手方に対する口頭注意を実施する、相談者の避難措置等の保護対策を図るなどの措置を実施しています。

警察といたしましては、今後とも、相談者等の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 本人の意向を尊重すること、そのことによる難しさもあるということを

伺っています。今後も引き続き、慎重な対応をお願いします。

県内で20年以上DV被害者支援を続ける「ハートスペースM」という民間団体があります。DV被害の当事者であり、支援活動に取り組んでいる女性は、「私は、パートナーから逃げて20年たった今も離婚できていない。もし専門的なスキルがある相談員が対応してくれていたら、身の安全を確保しながら、迅速に離婚できていたかもしれない。命の危険にさらされ、パートナーにいつ見つかるかも分からない中で、必死の思いで相談に来る。そこでは、冷静に説明を聞き、様々な判断を下すような精神状態ではない。安心できる環境で、将来にわたっての生活をイメージできるような相談窓口での説明、本人の仕事や住居の確保、子供のことまでを含めて複合的に支援できる体制づくりこそ必要」と、必死に活動を続けておられます。

ただ、この団体についても、DV防止法で民間団体へ支援を行うこととされているものの、公的支援として宮崎市から届く50万円は、一時保護を行うシェルターの家賃代の一部と電話相談の電話代などに消え、県からは1円も頂いていないと伺っていますし、1人で数百万円手出ししているスタッフもいます。そのような厳しい中でも、市町村から受け入れてもらえないかと相談を寄せられ、これまでに延べ100組の母子を保護し、安心な生活へと送り出したとのこと。

理想はワンストップ窓口です。ここに来れば安心して相談できるという窓口があり、心に寄り添う担当職員が、将来を見据えて必要な支援を判断して、県警、市町村、民間団体を呼び出して対応するという状態ではないでしょうか。

そこで、福祉保健部長にお尋ねします。DV

被害者への支援を充実させるには、関係機関等との連携強化が必要ですが、関係機関との連携の在り方をどう認識されていますか。それぞれの機関・団体が継続的にうまく機能するための県の取組をお示しください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） DV被害者が安心して社会生活を営む上で必要な支援を図るためには、女性相談所をはじめ、男女共同参画センターや警察、市町村、民間団体等の支援者が、それぞれの立場や役割を認識し、支援を行う各段階で連携・協力していくことが大変重要であります。

このため県では、地区別にネットワーク会議等を開催いたしまして、各構成機関が抱える課題や対応状況等について意見交換を行うなど、支援者相互に顔の見える関係づくりを進めているところであります。

今後とも、ケースに応じて関係する機関による事例検討会を実施するなど、関係機関の連携をより一層推進し、被害者の状況に応じた適切な支援につなげていけるよう、取り組んでいきたいと考えております。

○山内佳菜子議員 先ほども触れたんですけれども、県からは全く財政支援もないというふうになっていきます。どうか、もはや必要な存在となっている民間団体が将来にわたって継続して活動できるよう、財政措置も含めた手当を求めたいと思います。

また、DV被害対応にかかわらず、相談窓口の最前線に立つ方には会計年度任用職員などの方も多く、専門知識や経験の蓄積のためにも安定した身分保障が必要ということは、常々言われています。それぞれの能力が遺憾なく発揮できる身分の在り方、環境づくりにもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、投票の機会の確保についてお尋ねします。

私も立候補した14日投開票の県議補選の投票率は、戦後最低の18.34%。それまでワーストだった2018年県知事選の33.90%をさらに下回る結果となりました。民主主義の危機として重く受け止めています。

「投票したいと思える政治家がない」「私の1票で変わらない」という皆さんの政治に対する怒り、失望や諦めもあるのではと分析しています。まずは、私自身が「どんなに忙しくてもあなたのためなら投票所に行って私の1票を託す」と信頼していただけるような政治家になるよう、精いっぱい努力してまいりたいと思います。

一方で、コロナ禍で入院中や施設に入所中の方の外出制限が厳しく、投票所に行くことができないという話もあります。

そこで、選挙管理委員長にお尋ねします。

施設入所者などコロナ禍で投票したくてもできない人がいたと聞いていますが、委員長の所感をお伺いします。また、コロナ禍における投票機会確保の取組についても教えてください。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 選挙権は、憲法で定められた民主主義の根幹となる重要な権利であり、選挙の投票は不要不急の外出には当たらないこととされているなど、コロナ禍におきましても、選挙権の行使は保障されるべきものでありますので、施設側へも御配慮をお願いしたいと考えております。

そうした中、不在者投票のできる施設として県選管が指定した病院や介護施設等に対しましては、改めて手引を送付するとともに、入所者50人以上の未指定施設に対しまして、文書により、制度の周知及び申請の呼びかけを行って

おります。その他、コロナ患者向けの特例郵便等投票につきましても、保健所や宿泊療養施設に対しまして協力を依頼するとともに、県ホームページにて県民向けの周知を行ったところであります。

県選挙管理委員会といたしましては、市町村をはじめ、関係機関と連携し、今後執行される選挙におきましても、県民の投票機会が確保されるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○山内佳菜子議員 不在者投票については、登録が増えてほしい反面、コロナ対応で多忙を極める施設に、さらに負担を増やすことも酷だという思いもあります。施設への負担軽減も図るなど、特例緩和を含めて、議員側からもしっかりと働きかけていきたいと思っております。

次に、投票所に足を運ぶのが困難な人への移動支援等の状況についてお伺いします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 投票所等への移動支援につきましては、都城市、西都市、三股町、国富町におきまして、コミュニティーバスやタクシーの無料化などにより取り組まれているところです。

また、都城市におきましては、ワゴン車を活用した移動式期日前投票所を山間部の一部地域で開設する取組を行っております。

これらの移動支援等に要した経費は、国政選挙の場合は国の、県の選挙の場合は県の選挙執行に係る交付金の対象とされております。

移動式期日前投票所も含めた移動支援につきましては、選挙人の投票機会の確保に有効であると考えておりますことから、県選挙管理委員会といたしましては、市町村向けの説明会や研修等におきまして、先進事例を紹介しながら、導入に向けた検討を促しているところであります。

す。

○山内佳菜子議員 市町村へそのような取組が広がるよう、さらに県も一緒に考えて取り組んでいただきたいと思います。

次に、「期日前投票で、なぜ投票日に投票しない理由を選ばないといけないのか」「インターネット投票を導入してほしい」「投票用紙に候補者名を書くのではなく、事前に候補者名が書かれている用紙に丸をつけるようにすれば、文字を書くことが難しい方にも対応できる」といった声もあります。

県選管の認識をお伺いします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 期日前投票につきましては、選挙当日に、事情により投票できないと見込まれる選挙人が、その理由を申し立てる宣誓書を提出して投票できる制度として、法令で定められているものでありまして、期日前投票の在り方につきましては、国会等での議論が必要になるものと考えております。

次に、地方選挙において制度化されている、いわゆる記号式投票につきましては、県内でも一部の市町村長の選挙で実施されておりますが、立候補届出後に記号式投票用紙の印刷を行うこととなり、期日前投票用の記名式投票用紙との2種類を用意する必要がありますことから、管理執行上の問題につながる懸念も含め、県内全域で実施するには課題があるものと考えております。

また、インターネット投票につきましては、本人確認の確実な実施、システムのセキュリティー対策等の課題がある中、国におきまして、国外在住の方のための投票を想定した実証実験が行われるなど、引き続き慎重な検討がなされているところであります。国の動きを注視しているところでございます。

○山内佳菜子議員 時代の変化やニーズに応じた投票しやすい環境づくりも、ぜひ国や市町村と連携して進めていただきたいと思います。

次に、鳥インフルエンザについてお尋ねします。

県内の養鶏農家さんから、「消毒用の石灰を、感染拡大後ではなく、予防するためにもっと早い段階から配付してほしい」という切実な声も届いています。

そこで、農政水産部長に伺います。

昨シーズンの鳥インフルエンザの発生は多かったと伺っていますが、そこから見えた農場防疫における課題に対し、どのように取り組んでいらっしゃいますか。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県の発生農場での疫学調査の結果、水辺近辺での発生が多いことに加え、鶏舎出入口における作業者の手指消毒等が不十分であったことや、防鳥ネットの不備、鶏舎の壁や天井に隙間があったこと等が確認されました。

このため、全ての農場で着替えや長靴の履き替え、手指消毒等の具体的な手順を定めた農場ごとの飼養管理マニュアルを生産者自らが作成し、防疫対策の重要性を理解した上で対策を確実に実施するよう、関係団体と連携して指導しております。

さらに、リスクの高い水辺周辺の農場や、過去に発生があった農場等に対する追加指導を行う中、県内でも野鳥のふん便からウイルスが検出されましたことから、昨日、家畜伝染病予防法に基づく消毒等の命令を出し、対策の一層の強化を図っているところです。

今後とも、防疫対策に関係機関・団体と連携しながら、全力で取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 今後も、農家の方への丁寧

なフォローをお願いしたいと思います。

鳥インフルエンザ対策の現場では、獣医師資格を持つ職員が重要な役割を担うと聞いています。県職員として獣医師を確保する取組をお示しくください。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 県職員獣医師の確保につきましては、これまで、獣医系大学での出張講義の実施や、インターンシップ受入れ、修学資金給付など、大学生向けの取組に加え、県内高校生に対するガイダンスの開催や、UIJターンをターゲットとした専門誌への求人広告掲載などに取り組んできた結果、一定の成果は得られたところです。

一方では、近年、鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病の進入リスクの高まりなどから、県職員獣医師が担う役割は、ますます重要になっております。

このため、今後の獣医師確保を含めた本県獣医療の方向性を示す県獣医療計画を改定するとともに、関係部局と連携し、農政水産部ホームページひなたMAFiNを活用し、本県の魅力も発信しながら、獣医師の確保にしっかりと取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 改定前の計画では、2021年度時点では68人程度を目指すと言われていたようですが、実際は60人程度にとどまっています。現在改定中の計画にも、引き続き数値目標を盛り込んで、県の獣医師確保に向けた強い意志を県内外に発信し、関係者の士気向上にもつなげていただきたいと思います。

次に、PCR検査についてお尋ねします。

オミクロン株の感染拡大が続いており、その中で私に届いている声でも、基礎疾患を持つ方から、「県内で感染者ゼロの状態が続いているが、逆に不安。ワクチン接種で無症状化するこ

とで、ウイルスを持っている人が分かりにくい状態になっている」という声もあります。PCR検査の拡充を求めるとい声です。

そこで、総合政策部長にお伺いします。県が独自に実施している一般向けのPCR検査支援について、これまでの実績を教えてください。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、水際対策を強化し、感染拡大と県内経済への影響を抑えるため、県境往来者向けの検査支援と、一般県民向けの来店型の検査センターの設置、運営に取り組んでいるところであります。

それぞれの実績であります。県境往来者向けにつきましては、7月1日に事業を開始し、11月21日までに3万1,858件の検査について支援をしております。

また、来店型の検査センターにつきましては、9月28日から県内5か所に順次開設し、同じく11月21日までに4,764件の検査を実施しております。

○山内佳菜子議員 来店型のPCR検査については、当初の県の想定より利用が少ないと伺っています。また、ネットでしか予約できないというふうにも伺っていますが、ネットが使えない県民にも利用できるようにならないのでしょうか。お伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 来店型の検査センターにつきましては、全国で検査事業を展開している「株式会社木下グループ」に委託しております。同グループのシステムによって運営されているところであります。

検査センターの設置に当たりまして、本県独自の電話予約体制等についても検討をしたところでもありますけれども、システムに関する技術的な課題に加え、準備に相当な期間と費用が必要だということであり、現在では、木下グルー

プのネット予約システムという方法によっているところであります。

なお、ネットが利用できない方々もいらっしゃると思いますので、そういった方々につきましては、御家族の皆様にご代理で予約していただく方法などを御案内し、より多くの県民の皆様にご利用していただけるよう努めているところであります。

○山内佳菜子議員 家族や身寄りがない方もいらっしゃると思います。ぜひ、ネットを使えない方への配慮を考えていただきたいと思います。

また、オミクロン株や第6波の動向、県民の不安も受け止め、国の制度も活用しながら、引き続き、PCR検査を受けやすい環境づくりに努めていただきたいと思います。

次に、ヤングケアラーについて、福祉保健部長にお尋ねします。

ヤングケアラーの実態把握について、県としてどのように取り組んでいるのかをお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ヤングケアラーにつきましては、家庭内のデリケートな部分に関わることが多く、表面化しにくい問題であるため、まずはしっかりと実態を把握することが重要であると考えております。

また、今年5月に取りまとめられた国の報告書におきましては、子供自身がヤングケアラーであるということに気づくためにも、子供に対し、直接アンケートを行う実態調査が有効であるとされております。

昨年度、国による全国規模の抽出調査が実施されておりますので、県としましては、この調査も参考に、教育委員会等の関係部局などと連携を図りながら、実態調査について必要な検討

を進めてまいります。

○山内佳菜子議員 県、市町村、学校、地域包括支援センターなどの関係機関に加えて、子ども食堂や生活困窮者支援などに取り組んでいる民間団体、あるいは個人で情報をつかんでいるケースも考えられます。立場を超えて情報を集約し、支援につなげられる体制づくりを求めたいと思います。

最後に、成年年齢が18歳に引下げになることについてお尋ねします。

来年4月から、成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられます。県内の高校でも、家庭科などの授業を通して、その周知や教育が図られているところです。

そこで、教育長にお尋ねします。成年年齢が引き下げられることによる課題と対策を聞かせてください。

○教育長(黒木淳一郎君) 改正民法が施行される来年4月1日以降は、18歳の誕生日を迎えますと、順次成年に達することとなり、生徒は保護者の同意なく契約等を交わすことが可能になります。これに伴い、学校におきましては、退学や転学等、在学中の手續に係る取扱いについて、生徒や保護者の十分な理解が求められます。

県教育委員会では、在学中の手續に係る取扱いについて、令和元年12月に文部科学省から出された通知を全ての県立学校に周知し、それに基づき学校では、毎年度新生を対象とした説明会で、保護者を含め説明をしているところがあります。

今後、各学校に対して再度通知を行い、改めて、来年4月以降に成年となる生徒やその保護者を対象に説明や周知を行うよう、指導してまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

基本的には国の考え方に沿って進められると伺っています。来年4月以降に何らかの事態が起きるかもしれません。引下げとなるまでの間に、生徒はもちろん保護者や生徒と接する先生方の不安の声なども確認し、御検討と対策をお願いしたいと思います。

これで、9項目21問の質問を終わります。御回答いただき、ありがとうございました。まだまだ聞き足りない点、もっと踏み込んだ回答をいただきたい部分もありましたが、傍聴席、インターネットから聞いていただいた皆さん、ぜひ、今回のやり取りを聞かれての感想や御意見を伺わせていただきたいと思います。皆さんの声を届け、執行部にお伝えし、また皆さんの意向を確認する。その繰り返しを大切にしていきたいと考えています。

今後とも、知事、執行部、県民、議員の立場を超えて、課題やアイデアを共有し、「誰一人取り残さない宮崎」に向けて歩んでまいりたい。

以上で私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕 (拍手) 一般質問を行います。

江戸末期の攘夷派の僧・月性は、周防の国、

今の山口県柳井市の出身で、吉田松陰、久坂玄瑞とも親交がありました。

そして、その月性が開いた私塾「清狂草堂」は、西の松下村塾、東の清狂草堂と並び称され、多くの門人を輩出しております。月性と親交があったと先ほど申し上げました久坂玄瑞は、坂本龍馬に土佐藩からの脱藩を決心させ、攘夷派の志士として活動させたり、海援隊結成へと導いたことなどでつとに有名であります。その久坂玄瑞も門下生の一人であります。

このように、月性は、攘夷論を強く唱えた僧であり、長州藩の藩論を攘夷へと向かわせたり、あるときは紀州藩にまで赴き、海防の重要性を説くなど、外敵の来襲を憂い、国防の急を叫んでいたことから、世間では月性のことを海防僧とも呼んでいたやに聞きます。

そしてまた、彼は著名な詩人でもあり、国を守る意志を優先させ、年老いた母をふるさとに残し行く不孝の念を乗り越えて、東方に向かうときに書いた、いわゆる「将に東遊せんとして壁に題す」は、その代表的な作であろうかと存じます。

「男児志を立てて郷関を出ず。学若し成る無くんばまた還らず。骨を埋むるに豈ただ墳墓の地のみならんや。人間到るところ青山あり」

今の言葉で言うと、志を抱いてふるさとを出たからには、道半ばでふるさとに戻るようなことは死んでもやらないとの強い決意を持って全力を尽くす。ふるさとの墓に戻らずとも、世間には骨を埋むる場所はどこにでもあるといったようなところでありましょうか。

ところで、知事は平成26年9月議会で、今は小林市長であります宮原さんの質問に対し、「宮崎に骨を埋める覚悟で仕事をする」と答弁されております。

月性の「壁に題す」は、志を完遂して初めて生まれ故郷に帰れるという意味だと思いますが、知事発言の「宮崎に骨を埋める」の真の意味は、「知事として果たすべき責任が道半ばとなり、ふるさとには帰れぬやもしれない」の意味ではなくて、「なすべき全てをなしてもなお、私の骨は宮崎に埋める覚悟だ」の意味であると理解しておりますが、その解釈でよろしいのか確認をし、先日来の4期目出馬に係る経済団体の動きなどを踏まえての次期知事選出馬についてはどうなさるおつもりか伺い、壇上からの質問といたします。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、私が以前、宮崎に骨を埋めると答弁いたしましたのは、議員が指摘されたように、知事としてなすべきことを全て成し遂げた後も、宮崎で人生を全うしたいという思いであります。

私は、知事3期目の半ばとなりますこの2年間、パンデミックをもたらした新型コロナウイルス感染症への対応に、全身全霊で取り組んでまいりました。未知の感染症に対する県民の皆様の不安、将来の暮らしへの不安、医療や感染症対策に従事する方々の多大な負担や御苦勞、飲食業や観光、宿泊、交通をはじめとする事業者の方々の苦悩など、様々な立場の皆様の声に向き合う中で、県民の命や健康、暮らしを守るため、日々何を優先すべきかを考え、最善を尽くすべく努力し続けた2年でありました。

そして、県内外の感染状況を見極め、専門家の知見を参考にしつつ、感染症対策の原則は、早く、強く、短く対策を講じることであると考える、早期に県独自の緊急事態宣言を発出し、県

民の皆様にしっかりと応じていただいたことや、ワクチン接種の効果もあり、かつてない感染爆発に見舞われた第5波も、ようやく鎮静化が図られたところであります。

そのような中、このたび、農林水産業や商工業、医療、建設業関係で構成される経済団体から、次期知事選への出馬を要請いただきました。これまでのコロナ禍への対応や、私の政治姿勢等を評価いただき、コロナ禍の克服と今後の復興に期待を寄せていただいたものと理解しております。

私は知事就任以来、口蹄疫からの再生復興や新たな成長を掲げ、我が国が本格的な人口減少社会を迎える中で、県政が直面する諸課題に全力で取り組んでまいりました。おかげさまで、フードビジネスをはじめとする産業振興や農畜水産物の輸出拡大、高速道路の整備、企業立地の推進、スポーツや文化を生かしたブランド力の向上など、新たな成長につながる成果も出てきており、さらには、防災庁舎や新県立宮崎病院、国民スポーツ大会に向けたスポーツ施設の整備、宮崎カーフェリーの新船導入など、持続可能な宮崎県の土台づくりも着実に進んでおります。

一方で、出生数の減少や若者の県外流出、中山間地域の振興等の課題については、いまだ道半ばであると考えております。

私としましては、今回の出馬要請を重く、かつ真摯に受け止め、後援会の強い後押しもいただきながら、熟慮を重ねる中で、コロナ禍の克服や人口減少問題への対応、そして安心と希望あふれる未来への道筋をつけることが、今の私に課せられた責務であり、今のこの困難な状況を何とか打開したい、この愛する宮崎をさらによりよく、より発展させたいという強い思いに

至り、4期目を目指し、次期知事選に出馬する決断をしたところであります。

これまで、知事としての実績を積み重ねる中で、昨年、本県知事としては初めて全国知事会の地方税財政常任委員会委員長に、今年、政府税制調査会の特別委員に就任したところであります。まさに、国と地方に関する政策決定の最前線で仕事をさせていただいているところでありまして、国とのパイプをより太いものとし、知事会における存在感や国に対する発言力を強めるとともに、これまで築いてまいりました国内外の要人とのパイプも活用しながら、オール宮崎でのかじ取りに努め、さらに実績を積み重ねてまいりたいと考えております。

次期県政への県民の皆様への御付託をいただくことができましたら、このようにこれまで築いてまいりました県勢発展の礎の上に立って、県民誰もが未来に夢や希望を持って心豊かに暮らすことができる宮崎県を築くため、誠心誠意取り組んでまいる所存であります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 ぜひ頑張ってくださいと思います。このことは、知事や職員に限りませず、県民、国民全てがそうであります。この2年間、緊張感の上なく心労、苦労の極みにあったのは、新型コロナへの対応でありました。

ところで知事は、今もそうでしたが、いろんな場において、早め早めに手を打ったと発言され、そのことがコロナ対策の成功へつながったと思われかねないような発言をされております。しかし、早め早めに手を打ったということは、その裏には、その都度、県民に様々な形での痛みを強いてきた面もあります。これらについては、プラス・マイナス両面から徹底した検

証を行い、結果が県民の利益になる判断を可とすべく、今後に生かすことが大変重要であると信じています。

ところで、本年10月23日の日本経済新聞では、コロナに対する都道府県の取組について、医療、ワクチン、検査の3視点9指標から成るランキングが掲載されておりますが、ここでの総合順位の1位は福井県であり、早期発見・早期治療を掲げた「福井モデル」や「野戦病院」などの取組は、全国から高い評価を得ております。そして2位には、人口ベースでのワクチン接種率が最も高かった山口県、3位が島根県となっております。

また、重症化リスクを極小化するための全員入院の原則を堅持し、感染ピーク時においてすら100%入院を全国で唯一可能にした和歌山県がこれに続いております。

なお、和歌山県は、大都市圏域に隣接しながらも、全国に発令された緊急事態宣言以外には、山口県や島根県と同様に、一度も宣言やまん防の対象とはなっておらず、また独自宣言も一度たりとて発令しておりません。

さて、ここで全国の独自の緊急事態宣言や非常事態宣言の発令状況を見てみますと、累計での最多が岐阜県、三重県の5回、次いで福井県の4回、そしてその次が本県の3回となっており、九州では熊本、鹿児島、長崎の3県が1回だけで、大分、佐賀両県は全く発令されておられません。

3度にわたる発令をされたことにつき、知事はどう総括されているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この緊急事態宣言は、県単独で講じることが可能な最後の措置でありまして、県民の皆様には大きな痛みも伴うことか

ら、大変難しい判断であります。本県の地域医療を守り、県民の命と暮らしを守らなければならないという知事としての強い思いの下で、これまで感染急拡大の局面にあつて、3度の発令を決断したところであります。

県民の皆様の御協力により、いずれも宣言発令後に感染が比較的早期に鎮静化しましたことから、感染拡大防止を図る観点からは、宣言の発令は大きな効果があったものと考えております。

一方で、御指摘がありましたように、厳しい行動要請によりまして、県民、そして事業者の皆様には度々大変な御不便をかけるとともに、県内経済に多大な影響を与えたことも事実でありまして、この点につきましては、私自身、知事として誠に心苦しく思い、重く受け止めているところであります。

○坂口博美議員 これは去年12月29日でありますので、状況は大きく変わってきているとは思いますが、同日付の朝日新聞は自社の調査結果として、コロナ対応で市民から評価されている知事は、大阪府の吉村知事、東京都の小池知事が1位、2位であったとしております。

御案内のように、吉村知事には「コロナ対策には、うがい薬が効果的」との発言がありました。また、小池知事は「ウィズコロナ東京かるた」なるものを作成しました。果たして、その効果たるやいかにありますが、うがい薬有効論は論の外、東京かるたについても「かるたなど作ってくれても密になる、だからかるたじゃ遊べない」と、幼児にすら背負い投げでの返し技、ぎゃふんと1本決められる。それが現実であろうと笑いたくなります。

ところで、今年3月までの月次報告などを基に、慶応義塾大学が、健康影響や市民の協力な

ど10の指標について行ったコロナ対応状況評価ランキングでは、47都道府県で最下位が大阪、46位が東京となっており、朝日新聞の知事の市民評価順位と、このコロナ対応ランキングとは全く逆の結果となっております。

深刻さこの上ない非常時においては、劇場型政治がいかに無力なものであるかを痛感したところでもあります。そのような2人の知事ではありますが、加えて理解できないのが、あれほどの状況であってもなお、独自の宣言を出すに至らなかったことでもあります。

知事がここから何か学ばれたものがあれば、お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 一般論としまして、人口が集中する都市部におけるコロナ対策は、感染者数の多さや住民の匿名性による感染経路不明の割合の高さ、そして人流抑制の難しさなど、地方とは違った事情があるものと認識をしております。

東京や大阪のような大都市では、その動向が国全体に与える影響も大きいことから、一定程度、国に判断を委ねながら、事前に調整を図り、対策を進められようとしていたのではないかと考えております。

しかしながら、第3波、第4波と同じく、この夏の第5波でも、都市部での感染拡大が全国的な感染者の増加につながっておりますことから、都市部においても、先行してしっかりと強い対策を打ち、感染を早期に抑え込むべきであったと考えております。

○坂口博美議員 本当にそのとおりだと思います。申し上げましたように、調査時点と今とは状況の変化もあろうかと存じますが、この今のランキングでは、本県は全国23位となっております。

なお、指標につきましては、健康や経済などのような結果に関するもの、そして対策や市民の協力などの手段に関するものなど、10の指標につき評価したものであり、各指標の平均を50とし、標準偏差を10としての評価となっております。

その結果、最も高かったのは鳥取県の66.1、最も低いのが大阪府の41.5であり、本県は全国平均の50.0となっております。

このことについての御所見を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 議員御指摘の新型コロナ対応の評価ランキングによりますと、本県の順位は全国中位の23位となっております。その評価をまずは謙虚に受け止めたいと考えております。

最も高かったのが、全国知事会の新型コロナウイルス緊急対策本部長を務める平井知事の鳥取県でありまして、検査人数や人口当たりの病床数などが多く、高評価につながっているものと認識をしております。

このコロナとの闘いの中で、私は日々全国の感染状況も見極めながら、また様々な自治体における取組というものを参考にしてきたところであります。

今後とも、知事会等の横のネットワークも十分活用し、他県の先進的な取組も参考にしながら、本県の対策につきまして、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 確かにその2つあたりが貢献しているのは確かですが、本県と島根県との人口当たりの累積感染者数や、人口に占めるコロナでの死亡率はどうなっているのか。これは福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 11月27日時

点での本県の総感染者数について、人口10万人当たりで見ると、573.4人となっており、同じく死者は3.8人となっております。

一方で、島根県では、人口10万人当たりの総感染者数が257.9人と、本県の半分以下となっており、死者も0.7人と本県の2割以下となっております。

○坂口博美議員 ですから、そこらと比べると、結果的には差がついているかなど。結果というか、最終的な人を守るという点ではですね。

知事は、まん防終了翌日の10月1日の宮日新聞の取材に際しまして、これまでの宣言や措置の効果、今後の方針について、「時短などの要請については、県民にしっかり受け止めてもらえたが、県外との往来抑制については十分ではなかった」旨、発言されております。その上で経済については、人の動きが止まった影響が大きいので、今後動きを後押ししていきたい。また、感染防止対策については、これまで同様、「早く、強く、短く」の方針は変えずに対応していくとされております。

さて、人流に関してであります、国は通信会社等に対し、人の移動に係る位置情報データの提出を求め、特定場所での人流把握に活用しました。本県でもイオンモール宮崎や西橋通りが調査されたと伺いますが、人流減を求める要請と減少状況、そしてその結果、感染防止効果にどう影響があったのか、その相関関係についての検証結果はどうなっているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 人流の抑制は、感染拡大防止を図るため重要なポイントとされており、これまで緊急事態宣言の発令時には、外出の自粛や飲食店等への営業時間短縮の

要請を行ってきたところであります。

この夏の第5波では、これらの行動要請により、宮崎市内の繁華街では夜間の人流が大きく減少し、複数の飲食店でクラスターが発生したものの、結果的には大きな感染拡大までには至っておりません。

このような行動要請との科学的な相関関係を証明することは困難であります、いずれにしても、感染の急所となる飲食店等への営業時間短縮の要請について、県民、事業者の皆様の御協力が得られたこと等により、感染拡大防止が図れたものと考えております。

○坂口博美議員 感染拡大、この相関関係を解明するのは難しいということでありましたけれども、イオンモール宮崎付近での人流減に関して、要請の方法や効果など詳しい説明を、いま一度求めます。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県民の皆様に対する外出自粛等の行動要請は、知事会見等によるマスコミを通じた周知のほか、テレビCMや新聞広告、SNS等の様々な広報媒体を活用しながら行ったところであります。

国から提供されたデータによりますと、イオンモール宮崎周辺の午後3時の人出は、行動要請を開始した8月13日以降減少し、ピーク時には、7月1日と比べて3割程度減少しております、県民の皆様のお協力により、ふだん人出の多いこのエリアにおきまして、一定の人流抑制が図られたものと考えております。

○坂口博美議員 じゃ、夜の繁華街での人流について、その要請は誰に、どういった要請をなされたのか、いま一度お答えください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 第5波においては、繁華街の人流を抑制し、感染の急所となる飲食の場면을制限するため、飲食店等に對

し、午後8時までの営業時間短縮の要請を行ったところであります。

さらに、国のまん延防止等重点措置の適用を受け、重点措置の対象地域に指定した宮崎市等では、営業時間短縮の要請に加え、酒類の提供自粛や、飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備の利用自粛の要請も行ったところであります。

○坂口博美議員 ということは、夜の街での人流減は、外出自粛の要請による効果ではなくて、営業規制などの効果であって、このことについては、要請内容や人流減効果などに係る相関性は検証できるのではないかと。

また一方、一般的な外出自粛要請については、イオンのみでなくて全体的な人流の実態把握や、感染との相関関係の有無判断は難しいのではないかなとは思いますが、再度、御見解をお聞かせください。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 宮崎市内の夜間の繁華街における人流が抑制され、同エリアでの大規模な感染拡大を防ぐことができた点については、議員御指摘のとおり、各飲食店等が営業時間短縮の要請に応じ、午後8時以降にお店を閉めていただいたことによるものが大きいものと認識しております。

一方で、県民の皆様に対する外出自粛要請の効果については、県では、様々な場面を含めた全体の人流に係る詳細な実態の把握が困難であり、感染状況との相関関係の証明は難しいものと考えております。

現在、全国知事会を通じて、国に対し、第5波の収束原因を含めた分析・検証を早期に進め、有効な具体的対策を都道府県と共有し、国民に対し提示するよう求めていますので、各行動要請の効果の検証については、国の分析・

検証の結果を待ち、必要な対策の参考にしてまいります。

○坂口博美議員 外出自粛なり、営業に係る規制なり、いずれにせよ県民の痛みを伴うことは間違いありません。今後また、このようなことをお願いしていくとなるなら、せめてそこに相関性があることの確認は最低条件とすべきだと思います。それが解明されずして、時短や外出自粛などを要請する際に、「早く、強く、短く」の決定根拠に合理性が認められるわけではありません。

そもそも緊急事態とは、死ぬか生きるか、その別れ際にあることを言うのであります。したがって、緊急事態の旗を掲げることで、県民に痛みを求めるのであれば、それは一度で解決を見て当然だと思います。

国は、その失敗から、総理大臣が交代するまでに至ったと言っても過言ではないと思います。本県では3度も独自宣言を出していながら、鎮静化に至れていない。果たして、早め早めの宣言などは、結果的に、県民に対して他県に増しての利益となったと言えるのか。つまり成功だったと言えるのか、知事に御見解を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 医療提供体制が脆弱な本県におきまして、新規感染者が短期的に、爆発的に増加したことによりまして、地域医療が崩壊の危機に瀕した昨年の第3波の経験を踏まえまして、第4波以降は、御指摘がありましたように、「早く、強く、短く」という基本姿勢で必要な対策を講じてきたところであります。

第5波では、県民の皆様のお協力もあり、九州各県と比較しても感染のピークを低く抑えることができ、早期に感染の鎮静化が図られたことから、この方針に一定の効果を感じていると

ころであります。成功というような表現ではなく、一定のそういう効果というところを認めてまいりました。

しかしながら、3度の宣言発令によりまして、外出自粛や営業時間の短縮など、県民や事業者の皆様にも多大な御不便をおかけするとともに、県内の新型コロナ患者の41人の方がお亡くなりになっているという状況については、知事として重く受け止めているところであります。

今後とも、時々刻々と変わる感染状況を的確に見極め、県民生活や地域経済へ与える影響も踏まえながら、適切なタイミングで必要な感染防止対策を行ってまいります。

○坂口博美議員 県民に不便や不利益を及ぼすという点については、県外や国外との往来についても同じと考えますが、水際作戦とされる手段と、その結果についての相関関係に係る検証などはどこかで進んでいるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 本県では、これまで県外から感染が持ち込まれ、そこから県内で感染が拡大してきた経緯を踏まえ、感染拡大期においては、県民の皆様に対し県外との往来自粛をお願いするとともに、県外の皆様にも来県自粛をお願いしております。

今回の第5波においても、夏休み期間中の人の移動に伴う感染持込みを防ぐため、7月19日から全都道府県を対象とした不要不急の往来自粛及び来県自粛を要請いたしました。

帰省を取りやめた方は一定数いらっしゃいましたが、人の流れを完全に止めるまでには至らず、県外由来の感染が拡大したものと考えております。

地方においては、都市部からの感染の持込みにより感染が拡大することとなりますので、感

染拡大地域との人の動きの抑制について、実効性をどう上げていくかが、今後の課題と考えております。

○坂口博美議員 往来自粛を要請することによって、この動きを100%足止めするというのは不可能なわけでありまして、ウイルスが本県に到達したときに、その場所でこれを止め、外に出さないことが必要だと思いますが、その取組と課題について福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 水際での感染持込み対策としては、例えば宮崎空港におきましては、到着口への検温器や消毒液の設置等を行うとともに、来県者や帰県者が事前にPCR検査の受検が可能な体制を整えているところであります。このPCR検査で陽性になった場合は、医療機関で再度検査を行い、陽性が確定した後、管轄保健所に対応が引き継がれることとなります。

しかしながら、事前のPCR検査は任意であるとともに、仮に陽性という結果であっても、その後の医療機関での検査で陽性が確定する前の段階では、感染症法上、隔離等の強制的な措置は不可能であります。

また、新型コロナには潜伏期間が存在するため、時期によっては検査を擦り抜ける可能性があるなど、検査の限界があり、ウイルスの持込みや広がり完全に防ぐには難しい課題があると考えております。

○坂口博美議員 大変難しいと思うんですけども、やっぱり法的あるいは技術的な課題がたくさん残っている。スルーを防ぐためには、やっぱりそこを今後、徹底して検証して行って、その対策をしっかりと講じられる、科学的根拠に基づいたですね。これが絶対必要だと思います。

独自宣言など、これまでの取組について今、伺ってきましたが、今後のワクチン接種、治療薬開発、株の変異などを予測するとき、第6波以降のコロナの脅威についてはどのように見通されているのか。感染対策と経済対策についてのお考えと併せ、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 現在、国内では感染が鎮静化しておりますが、海外では、例えば一時はコロナ対応のモデルと言われていたようなドイツにおきましても、今、爆発的な感染拡大に見舞われておまして、我が国、そして本県にも、いつ第6波が襲来してもおかしくないと、強い緊張感を持っているところであります。

その中で、オミクロン株が、WHOにおいて最も警戒レベルの高い「懸念される変異株」と位置づけられ、その影響が注視されているところでありまして、今後、デルタ株の感染力を超えるような新たな変異株の出現も懸念されているところであります。医療が逼迫し、一般医療が大きく制限されるような最悪の事態も想定して、備えておく必要があると考えております。

このような中、ワクチン接種の進展や治療薬の開発等により重症化リスクの低減などの患者の姿の変化を捉えながら、コロナ禍で痛んだ地域経済の復興や、県民の日常生活を取り戻していくことが大きな課題であると認識しております。

このため、今般、県の対応方針を見直し、緊急事態宣言等の発令基準について、これまでの新規感染者数から、入院者数等の医療の逼迫状況をより重視する形に変更したところであります。

私としましては、まずは医療提供体制のさらなる強化を図りながら、追加接種も含めたワクチン接種等を積極的に推進することによりまして、第6波の脅威から、県民の命と健康をしっかりと守ってまいりたいと考えております。

その上で、新たな対応方針の下、今後、医療逼迫が生じない水準に感染を抑えながら、機動的かつ積極的に本県経済の回復に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 経済を進めるには、医療逼迫を生じさせない水準に感染を抑えるということでありましたけど。今言われました今後の取組方針、考え方の変更というのは、例えば、今まで考えていたように、直近1週間の感染者数の増加率なんかも、やっぱり深刻に受け止めるんだよと、そこで宣言とかにつながるんだよという考え方、これは今のいろんな状況に鑑みて、そういうことにはもうあまり重きを置かずに、やはり重症化、特に亡くなる人を徹底的して守るんだと。そういった意味での医療逼迫、これがないようにしっかりとやっていくんだということ、その下での経済を回すということであろうかなと思います。

しかし、その大前提にはワクチン接種率の一定水準の確保というのがあるわけですが、今後どのくらいの頻度で、いつ頃までにワクチンを打てば医療逼迫は避けられるのか。そしてまた、現在コロナワクチンの接種は無料で行われておりますが、インフルエンザワクチンは有料であることとの違いにつき、その根拠を含め、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナウイルスによる医療の逼迫を避けるためには、ワクチンの高い接種率を維持する必要がありますが、3回目接種以降の効果がどの程度継続するのか、その頻度やいつ頃まで接種が必要なのかについては、現時点では不明であります。

また、ワクチン接種の推進だけでなく、経口治療薬の普及や新たな変異株の発生状況などによって、医療の逼迫の程度は異なってくるものと考えております。

次に、インフルエンザワクチンとの費用負担の違いにつきましては、インフルエンザワクチンは、個人の発病または重症化を防止することを目的としておりまして、65歳以上の高齢者については予防接種法の定期接種に位置づけられ、それ以外の者については任意での接種となっており、市町村で一部助成されている例もありますけれども、いずれも原則として有料で行われているところであります。

一方、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、まん延予防上、緊急の必要があるものとして予防接種法の臨時接種に位置づけられており、その費用については、特例的に国が全額を負担し、無料により接種が行われているところであります。

○坂口博美議員 特効薬あたりも今後は考慮しながら、ワクチンだけに頼るんじゃないよということですけど、現時点ではその方向も見えないですね。だから、やっぱりワクチンが大前提になるのかなと思います。

先ほど知事にも申し上げたように、そういったワクチンや治療薬の効果を織り込んだ上で、基本的には死者を出さないと注意を払いながら経済を回すということでも、うなずかれました。

県は、令和2年の本県自殺者数を217人と公表しました。自殺者数につきましては、ピーク時の平成19年の394人からほぼ毎年減少をたどり、令和元年には190人と、12年間で204人の減となっております。相関関係や因果関係についての確認は困難であるものの、これがコロナ禍に

大きく影響されていることは間違いなく、仮にコロナ禍の影響がなく、令和2年にもこれまでどおりの減少が続いていたと仮定すれば、令和2年は173人との推計もできなくはなく、県発表の実数217人とは44人もの差が出る。つまり、令和2年は令和元年よりも44人増えたとの考え方も、乱暴とは言い切れないと思います。

そしてまた、その原因については、経済、病气、解雇、家族問題など多くに分けられておりますが、その発端にはコロナが存在し、その後、到達したところに生活苦や将来不安など、経済に基づく苦難があったのではないかと考えます。

そのような中、本県の経済や社会資本など県民の安心や豊かさに資するべく、もろもろの基盤を見るとき、ウイズコロナの時代にあって、その充実発展のためのかじ取りは極めて難易度の高い中にありますが、経済に奪われていく命の一つ一つも、コロナウイルスに奪われていく命と同じく、それぞれが全地球よりも重いものであります。何としても、経済を前に進めていかなければなりません。

さて、本県のこれまでのコロナ対策についてであります。申し上げましたように、成功とは言えず、むしろ失敗であったと私は判断しております。しかしながら、その経験は大変価値あるもので、これはその悔しさも含め、今後に生かさねばなりません。必ず生かせると思っております。そして、そのときに初めて、今回の失敗は、代え難き経験として拍手すべき失敗に終わると信じます。

なお、その貴重な経験についてであります。県の最高責任者として事に当たり、全てにおいて経験を積まれたのは河野知事一人であ

り、他にその存在はありません。これからいよいよ、全国がコロナ脅威の中で経済を加速させるという大変難しいときを迎えますが、私個人としては、経済団体の4選出馬要請は、そのような局面からは適切な判断だと、これに理解を示したいと考えております。

そこで、4期目就任ありを前提に知事に伺います。県では今、総合計画の見直しが進められています。最大の課題は人口減少であると思えます。しかし、日本全体の人口推計や本県の人口見通しを見ても、50年、100年という長いスパンの中で、いつかは増加に反転するといったようなグラフを、いまだ見たことがありません。そうであるのなら、今後長期にわたって人口減少が続くことを前提とした上でも、なおかつ安心して希望を持って暮らすことができる世の中をつくっていくことが大切だと考えます。

そして、その上で、長期的な視点から自然減対策や社会減対策を講じ、半世紀、1世紀先には、人口増へと反転できるような宮崎づくりを目指し、その姿を県民に示すことが必要ではないかと考えます。

コロナ禍によって大きく痛んだ県民の心や暮らし、そして経済を回復させ、本県の行く末を間違いないものとする決意を含め、見解を伺います。

○知事(河野俊嗣君) ただいまの議員の温かい激励に対し、心より感謝を申し上げます。

御指摘のとおり、現在の人口構成等を踏まえ、我が国、そして本県における人口減少は、今後も長期にわたって続く見通しであり、その前提に立って県民の暮らしを維持し、さらには県勢を発展させていく必要があります。

その上で、長期的な視点から自然減対策や社会減対策を講じ、早期に人口の安定に道筋をつ

けることが、本県の将来にとって極めて重要な課題であると認識しております。

また、新型コロナによって、命、暮らし、生活が脅かされ、医療体制の脆弱性をはじめとする様々な課題が顕在化するとともに、デジタル化に向けた動きが急速に進むなど、大きな変化の時代を迎え、多くの皆様が将来に対する不安を抱えているものと感じております。

一方で、コロナ禍の中で、国外との行き来ができない中でも、eコマースを通じて輸出額が右肩上がりで見られている本県の農畜水産物への高い評価というものもあります。また、観光面でも、コロナ収束後には日本へ、そして九州へという声が強くなるというような希望の光もあるところであります。

このため、まずはコロナ禍からの早期回復に全力で取り組むとともに、次期総合計画長期ビジョンでは、医療や地域交通、中山間地域の在り方など、県民の暮らしにしっかりと向き合い、人口減少下にあっても、県民の皆様が希望を持ち、安心して心豊かに暮らしていける将来像をお示ししたいと考えております。

○坂口博美議員 やはりリーダーが死守しなければならないことの一つに、続く人に希望というともしびを燃やし続けなければいけない、掲げ続けなければいけないと考えております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

ところで、せんだっての衆議院議員選挙の与野党政策論争について、財務省の矢野次官が「ばらまき合戦のようだ」とする投稿を文藝春秋11月号に行っております。

当面の経済対策に要する財源を赤字国債に頼らざるを得ぬ中であって、過度な負担を将来に先送りするべきではないとする考え方は、決して間違いではなく、財政健全化の視点は常々必

要であると思います。

ところで、地方経済の現状であります、長期に及んでいるコロナの影響は、特に零細・中小企業や低所得者などへ大きな痛手となっており、それを多く抱えている本県などでは、その実態は大変厳しいものとなっております。

述べましたように、財政健全化は重要な課題ではありますものの、私は、それは中長期的視点から考えるべきであって、今はその時期にはないと思っております。むしろ今こそ、公共部門への公金投資などにより、ベースラインにまで地域経済を復興させ、直面している深刻な状況を脱し、さらに活性化させていくべきであります。

そうやって地域経済を立て直すことが、ひいては税収増へとつながり、結果的に最も早い財政健全化への道になると信じております。今こそ、国と地方とが連携して積極的な財政出動を行うときだと考えます。

財政政策に関する現状と課題への御認識を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国は26日に、31兆円余の経済対策を含む補正予算案を決定しました。その財源として、22兆円余の国債を追加発行することとしております。

今回の補正を含め、これまでのコロナ対策予算において、その財源の多くを国債に依存していることについては、地方の立場からも、引き続き留意していく必要があると考えております。

財政力に乏しい本県としましては、インフラ整備予算にしろ、補助金交付税等、国への要望というものを度重ねているところでありますが、国も決して打ち出の小づちを持っているわけではない。それはいずれ国民負担として跳ね

返ってくる。そこには十分な注意が必要であると考えております。

しかしながら、その上で議員御指摘のとおり、本県のように低所得者や中小・小規模事業者が多い地方においては、長引くコロナの影響により、経済が深刻な影響を受けております。

このような状況におきましては、私も、まずは国が積極的な財政出動により経済対策に取り組むための財源を確保し、地方と一体となって経済を立て直していくことが、中長期的な財政健全化に取り組む上でも大変重要であると認識をしております。

今回の国の経済対策は、過去最大となる55.7兆円規模で、成長と分配の好循環を実現するとされておりますことから、デジタル化や観光・農林水産業の活性化など、予算確保に努め、その効果を本県に最大限波及させてまいります。

○坂口博美議員 経済が落ち込んでいる今の状況を見るときに、まずは積極的な財政出動が必要との認識でありましたが、国の経済対策に係る補正予算の成立はそう遠くないと思います。また、その後には令和4年度予算についても、その姿が見えてこようかと思っております。

今後の本県予算編成に關しての考え方を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国の経済対策に係る当面の対応につきましては、まずはその内容をしっかりと精査した上で、国、県、市町村の役割分担や本県の実情をよく見極めながら、特にコロナの第6波への備えなど、機動的な補正予算編成を含めて、必要な対応を速やかに検討してまいります。

また国は、補正予算と令和4年度予算を「16か月予算」として一体的に編成する方針でありますことから、本県における効果的な予算編成

の在り方につきましても、十分検討する必要がありますと考えております。

本県は、歳入の多くを地方交付税などに依存しておりまして、例年、当初予算編成時における収支不足が200億円前後生じるといった脆弱な財政構造にあります。国の令和4年度地方財政収支の仮試算におきましては、地方交付税は令和3年度比623億円増の17.5兆円と示されていること、また国の補正予算において、地方創生臨時交付金の地方単独事業分が1.2兆円確保されたことなど、地方が必要とする財源が一定程度確保される見込みであります。

今後とも、こうした財源の確保に努めながら、コロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出につなげていくため、予算編成に積極的に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 小泉政権下でありました。三位一体改革が断行され、その結果、国から地方へ3兆円の税源移譲が実現した一方で、国庫補助負担金の引下げや廃止、そして5兆1,000億円にも上る地方交付税の削減がなされ、各自治体は予算が組めないほどの危機的状況に陥りました。いわゆる平成16年度地財ショックであります。

これに対処すべく、地方6団体は国に対し協議の場を求め続け、幾つかの段階を経て、平成23年にはこれが法制化され、現在に至っております。

さて、長引くコロナ禍により地方経済は大きく低迷し、また、新しく見直されたコロナ対策と経済復興に係る国や県の基本的な方針は大きく変更され、さらには岸田内閣が目指すとする新しい資本主義についても、その概要はいまだ見えません。

このように、今日の地方税財政を巡っての環

境は、ある意味、平成16年ショック以来の懸念の中にあろうかと思えます。そのような意味から、令和4年度の地財に係る協議は、通常とは違い、大きな節目となると思われま

す。全国知事会の担当常任委員長たる河野知事の、令和4年度税財政改正に向けての主要課題に関する見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナの感染状況や地域経済への影響が地域ごとに異なる中で、今後、地域の実情に応じた医療や検査の体制強化、苦境にある事業者・住民への支援、グリーン、デジタル等の成長分野への投資など、多額の財政需要が見込まれるところであります。その財源の確保のため、地方にとっては、今年度の国の補正予算や来年度の税制改正におきましては、新型コロナ対応の臨時交付金の増額や、地価に応じて引き上げるべき固定資産税を据え置いた特別措置の終了などによる地方税収のしっかりとした確保というものが課題となってまいります。

また、中長期的には、社会保障関係費の増嵩などに対応できる地方一般財源総額の確保も重要になってまいります。

こうした課題への対応策につきまして、私は地方税財政常任委員会の委員長として、今年度の「国と地方の協議の場」における国への提案事項としたほか、今月は5回上京したところでありますが、様々な機会を通じてこうした要請活動を行うなど、適切な改正が実現するよう働きかけを行っているところであります。

今後とも全国の知事と連携し、私自身その責任をしっかりと果たしながら、全国のため、そして宮崎のためになる要望を行い、その実現を図ってまいります。

○坂口博美議員 ワクチン接種の無料接種につ

いてでありますけれども、これが臨時的接種とされる条件をもし失ったとすると、費用については接種者負担となります。また、国や県が目指すとする新しいコロナ対応の大前提は、ワクチンの高接種率であります。クロス接種への不安なども残る中、高額な費用の負担を求められるとなれば、果たして必要とする接種率は維持できるのか。私にはそれは大変困難に思えます。

このことをこそ、令和4年度の税財政改正に向けての主要課題とすべきであったと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 先ほどの部長答弁にもありましたとおり、このワクチン接種に関しましては、予防接種法に基づき、まん延予防上緊急の必要がある場合、臨時に行う新型コロナに係るワクチン接種の費用については、特例的に国が負担するというルールになっております。

このため、新型コロナの感染状況や生命・健康を損なうリスク等を踏まえ、まん延予防上緊急の必要がある場合には、議員御指摘のとおり、高い接種率を保つためにも、引き続き、国が全額負担していくべきものと考えております。

このことについて、コロナを担当しますほかの委員会ともしっかりと連携をしながら、税財政の委員長として、国と地方の協議の場などでしっかりと主張していく必要があるものと考えております。

○坂口博美議員 ぜひ頑張ってください、やっぱりこれはもう恒久的措置としてでも、一定の接種率を確保する必要があるという期間中は、国費で臨時的措置という解釈をすべきだなと。このことを求め続けていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

そして、ここで1問だけ、地元の問題について伺います。

西都児湯2次医療圏の問題についてであります。その拠点病院であります西都児湯医療センターについては、移転計画の凍結や理事長に対する辞職の勧告などが報道に上るなど、今後の救急医療に関し、重大な懸念を持っております。

知事として県の責任につき、どう考え、何をなさんとされているのか伺います。

○知事(河野俊嗣君) 西都児湯医療センターは、初期救急であります夜間急病センターの運営はもとより、西都児湯医療圏の第2次救急医療体制の拠点としての機能を担っていただいております。

県としましても、今回の理事長人事に関する一連の動きに対して、重大な懸念を持って注視しているところであります。今後も休日・夜間の救急医療提供体制を維持し、地域住民が安心して医療を受けることができるよう、西都児湯医療センターはもちろんのこと、圏域内の市町村や他の救急告示施設等と十分連携をしながら、必要な支援について検討してまいります。

また、来年度から検討を始めます第8次医療計画の策定におきましては、近年の交通アクセスや地域の医療需要を踏まえつつ、市町村や医師会、大学など関係団体等の意見も伺いながら、県として、より望ましい救急医療の在り方について検討してまいります。

○坂口博美議員 いかなる理由があっても、その圏域内に住んでいる人たちの命・健康、これに重みの差というのは、全県下あってはならないことですので、ぜひとも早期に解決してほしいと思っております。

そんな中で、理事長選・解任を巡る一連の動

きを政争ではないのかと批判する声も、地元にはあります。もし本当に政争であるのであれば、そのような場に医療機関などを巻き込むようなことは決してあってはならず、このことには、県は万全を期すべきだと思います。

そのことを強く申し上げ、ここで再度、知事の政治姿勢に関し、伺います。

冒頭述べました平成26年9月議会で、知事は「公務員としてのキャリアを投げ打って、知事選挙に立候補した」とも発言されております。私はその発言を「キャリアという価値あるものを宮崎県民のために放棄してあげた」と、宮崎県民に対して上から目線で言われたようにも感じました。そしてまた、「宮崎県の知事職と公務員としてのキャリア職をはかりにかけりゃ、キャリアが重たい私の価値観」と本気で思っておられるのではないのかなとも感じて、あのときは大変不愉快な気持ちにすらなりました。

また、「県外の人間だと言われたいためにも宮崎に自宅を持つべきでは」との続けての問いに対しては、「現職の間は公舎に住みたい。公職を離れ一県民になったら、県産材の爽やかな香りに包まれた家に住みたいという夢は持っている」とも答弁されました。当然ながら、自宅を建てるとなると、一朝一夕でできるわけではなく、相当の日月を要すわけであります。つまり、次の選挙での当選の確実性がない限りは、現在の任期が満了する前の、それなりのタイミングで着工しなければ、選挙結果次第では、公職を離れざるを得ぬ事態もあり得るのであります。失礼であります、これが現実であります。

そのようなことを思うとき、あり得ぬこととは察しますが、よもや「河野俊嗣が出馬する限り、向かうところ敵なし」などとお考えではあ

るまいとか、もしそうでないなら「あれはあくまでも夢の域を出ない話だ」と、いつでも弁明ができるがための高等戦術だったのかもしれないとの思いが湧かぬでもないのであります。

この2点について御説明をいただきまして、知事は宮崎県を真に愛し、宮崎に骨を埋めたいと思っている宮崎県民の一人であり政治家だと、本当に自分を信じておられるのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 私はこれまで、宮崎県で16年半暮らしてまいりました。総務部長から始まり、副知事、知事としての仕事に取り組む中で、県内各地を回りをまわして、多くの方々と出会いを積み重ね、つながりも深めてきたところでもあります。広島県呉市で生まれ育ち、高校卒業までおりましたので、約18年ということになるかと思います。それとほぼ同じ時間を過ごした。ただ、それ以上に県内各地を回り、そしてそのとき以上に、濃密な時間を多くの人と出会うことにより過ごしてきた、そのような思いであります。

その中で、宮崎は自分の大切なふるさととなりまして、この宮崎に対する思いというもの、決して地元出身の方々にも引けを取るものではないと自負をしておるところであります。

御質問にありました、平成26年9月議会において国家公務員としてのキャリアを投げ打ってと答弁をいたしましたのは、国家公務員としての職を辞し、退路を断って選挙に臨む覚悟を申し上げたものであります。また、私の自宅につきましては、現職の間は知事公舎に住むことを考えておりますが、いずれ公職を離れた際には、この宮崎に家を持って住み続けたいと、そのような思いを述べたところでもあります。

このようなこれまでの長い月日、この宮崎で

過ごした思い、そして多くの皆様に支え応援をしていただいで、知事として役割を果たしてきたこれまでの日々というものを考え、しっかりとそのことを受け止め、今後とも知事として、また宮崎をこよなく愛する一県民といたしまして、宮崎の発展のために誠心誠意、覚悟を持って全力で取り組んでまいる所存であります。

○坂口博美議員 今、お聞かせいただきましたことを含め、「誰よりも宮崎のことを思っているんだ」という思いは、何度もこれまで発言されていますし、それは本心であろうなと思っております。「知事として果たすべきことは、責任を持って成し遂げる」との決意も、本物と信じております。その志を今後とも貫徹してほしいと願っています。

壇上も含め、知事が示されました県政に向ける姿勢は、極めて真面目であり真剣だなと感じられるものでありました。ぜひ、そうあってほしいと思います。

そして、もちろんであります、そのような姿勢につきましては、これまでもそのとおりであったと思っておりますが、正直に申し上げ、私には、今の知事からはどうしてもそれを実感できないものがあるのであります。では、なぜなんだろうと考えますときに、どうしても知事はバリアを感じさせる。私らにですね。それがあんなんじゃないかなと。

先ほど私は、劇場型政治家の話をしました、これが今必要だというんじゃないんですね。劇場型と表現される政治家があるということなんですけれども、本県でもそう例えられた知事に、東国原知事がおられました。東国原氏は、県を越えてまでの絶大な人気があり、例えば、県外の人から宮城県と宮崎県を間違われるほど存在感の薄かった宮崎県を、一躍有名にし

てくれました。マンゴーや地頭鶏、「たまたま」なども頻繁に売り切れるほどのセールスもやってくれました。

東国原氏の人気の裏には、県民になじむこと、県民に成り切ることなどがあり、その特効薬として、宮崎県民以上に宮崎弁を駆使するという戦略があったのだろうかと思っております。ただ、それが行き過ぎて、全国に最も広がった「どげんかせんといかん」。そのとき中野議長に聞いたら、これはえびのでも使わん、宮崎弁ではないと教えられたことを、今も記憶しております。議長もそうだと思います。いづれにせよ、そのことへの努力は大きかったであろうと察しております。

ところで、知事は宮崎で暮らされること16年8か月になります。広島での生活とほぼ同じぐらの歴史を宮崎でつくられてきました。

しかしながら、その河野知事からは、意識的に東京弁にこだわっておられるんですかね、おられるのではないかなと思うほどに、宮崎弁も広島弁も耳にできないのであります。そのような知事を見ていて、私は、墓を購入するよりも家を建てるよりも、「だれたあ」とか「よだきい」とか、あるいは「たまがった」とか「てにゃおか」などと、宮崎弁を積極的に使うことを心がけられるのが、県民が心を開き、あなたを宮崎の仲間として迎え入れる、理屈抜きの近道になりそうに思えます。

以前の定例会で、今後は当局に対し、あまりに厳しい発言はもうしないということを述べたこともありました、この場で。しかし、今回はこれを撤回しまして、期待するがゆえに、言わずに済むならできれば言いたくない話を嫌々申し上げます。

4期目への挑戦を表明された知事に求めたい

のは、政策的なこともちろんであります、それに劣らないほどのものとして、県民があなたにバリアを感じないで接することのできる知事を、心がけてほしいということでもあります。

4期目出馬の要請をなされた皆様のお考えに賛意を表し、かなりな困難が待つと思える今後の宮崎のかじ取りの万全たるを求めて、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、立憲民主党の満行潤一です。

山内議員、坂口議員から問われて、知事の4期目を目指す抱負を聞かせていただきました。ぜひ、県勢発展のために、県民福祉の向上のために頑張ってくださいたいと、エールを送りたいと思います。

今年には明治4年の薩摩置県と都城県設置から150年に当たります。僅か1年2か月しか存在しなかった都城県ですが、歴史的意義は大きいものがあつたと思います。

薩摩の風土は、薩摩隼人で男尊女卑が著しいとか、女性軽視で男が強いか言われたりしますが、実際は奥方がしっかり家庭を守り、あるじの背中を押して戦場に送り出すので、勇ましく戦場で戦う以外になかったとの言い伝えがあります。元来、薩摩の男は女性を尊敬し、大事にしてまいりました。

質問に入ります。女性の政治参加についてであります。

今般の衆議院選挙では、残念ながら女性の比率が下がったんだそうであります。内閣府の「女性の政治参画マップ2021」によれば、県議会議員2,621人中、女性は305人、11.6%に過ぎません。昭和22年は0.9%でしたから、年々比率

は上がってきています。しかし、女性が少な過ぎる。世界に目をやれば、スウェーデンは47%、フランス、イギリス、ドイツが30%台と続きます。日本は10%、世界164位であります。我が国の有権者の51.7%は女性であり、政治分野における女性の参画拡大は、政治に民意を反映するため、極めて重要です。

平成30年には、議会議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、令和3年には、国や地方公共団体のハラスメント対策等の施策の強化等を盛り込んだ改正法が施行されました。法の趣旨をしっかりと踏まえ、実効あるものになければならないと考えます。女性の都道府県知事は2人しかおられません。

知事に、このような女性議員、首長の少ない状況を踏まえ、女性の政治参画はどうあるべきかお考えをお伺いし、以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

政治分野におきましては、議員の御指摘にありました女性議員の割合が少ないことなどが従来から課題とされておりますが、国が実施した女性地方議会議員を対象とした調査では、その数が少ない主な原因として、議員生活と家庭生活の両立が難しいことや、政治は男性が行うものという固定観念が強いことなどが挙げられているところであります。

そもそも有権者の半数は女性であります。男女の持つ様々な意見や価値観等を施策に反映し、社会情勢への変化に的確に対応していくためには、女性の政治参画を着実に進めていく必要があると考えております。

このような中、国においては、昨年12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画の中で、国会議員や地方議会議員の候補者の女性の占める割合について目標値を設定し、取組を進めていくこととされております。

県におきましても、男女共同参画プランの改定に向け、今年度、検討を行っているところであります。今後とも、性別による固定的役割分担意識の解消など、男女共同参画の推進に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○満行潤一議員 女性議員を増やすというのは、我々の立場でもやっぱり頑張らないといけないというふうに考えていますので、お互い頑張っていきたいと思っております。

次に、地域公共交通・陸海空交通網の現状と課題についてお尋ねいたします。

コロナ禍で地域交通分野も大きな打撃を受けています。地域交通に関する新たな制度的枠組みとして、2007年に地域公共交通活性化再生法が、2013年には新たに交通政策基本法が制定され、国民の自律的な生活の確保や、地域経済の活性化・地域の活力の向上の観点から、地域公共交通の確保・維持・改善のための政策の重要性が同法においても明文化されるとともに、国、地方公共団体、交通事業者、交通施設管理者それぞれの責務と国民等の役割、並びにこれら関係者の連携及び協力が明定されており、地域公共交通網の確保、維持を図る上で、その要として県の果たす役割は重要です。

コロナ禍で利用者は激減しています。路線バス約7割、タクシー約6割、貸切りバス5割以下、鉄道5割以下、カーフェリー旅客部門3割、航空3割。

観光立県を標榜する宮崎です。今後どのように需要回復に取り組むのか、部長お願いいたし

ます。

○総合政策部長（松浦直康君） 新型コロナにより減少いたしました交通需要を回復させるため、県では交通事業者と連携した利用促進策であります「みやざき、のってん！プロジェクト」に取り組んでおります。このプロジェクトは、県民の県内外への移動や県外からの里帰り利用に対し運賃割引等を行い、公共交通機関の利用促進を図るものであります。

新型コロナの感染拡大によりまして、昨年12月以降中断しておりましたが、ワクチン接種やPCR検査を条件とするなど、対策をしっかりと講じた上で、10月から事業者ごとに順次再開しているところであります。

今後とも、感染状況を踏まえながら、事業を推進し、交通需要の回復を図ってまいります。

○満行潤一議員 地域のバス路線も大変な状況です。コロナ禍でさらに利用者の減少に拍車がかかっています。交通政策基本法が制定されたこともあり、国の補助事業も充実してきたと伺っています。

地域の交通弱者にとって大切なバス路線維持のために、今後、県はどのような役割を担っていくのかお尋ねします。

○総合政策部長（松浦直康君） 路線バスは、人口減少に加え、新型コロナの影響を強く受けておりまして、利用者が減少しており、その中でも特に地域間幹線バス路線につきましては、大変厳しい状況となっております。

このため、乗降調査や事業者等のヒアリングなどを行いますとともに、新たに地域ごとにバス路線対策会議を設置し、地域の実情に応じた運行区間の見直しや、コミュニティーバス等他の運行形態への転換など、協議検討を進めているところであります。

また、地域公共交通活性化再生法の改正に伴いまして、努力義務化された県の地域公共交通計画につきましては、令和5年度末までに策定することとしておりまして、市町村や交通事業者と十分に連携を図りながら、積極的に協議検討を進め、持続可能な地域交通ネットワークの実現に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 よろしくお伺いいたします。

次に、教育問題について伺います。

一昨年来、教育分野では、学校の長期休業や高校総体等の中止など異例の事態が発生しており、児童生徒や保護者に、学習面での遅れや卒業後の進路への不安が広がるなど、大きな影響が生じています。コロナ感染症も落ち着いてはきましたが、今もなお、学習面など遅れる状況が続いているのか、改善の兆しがあるのか、今日の部活動や修学旅行への影響はどうなのか。コロナ禍における学校現場の現状についてお伺いいたします。教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校現場の現在の状況につきましては、基本的な感染症対策を講じながら教育活動が展開されており、授業時数が不足するなどの学習面の遅れは見られていない状況であります。

一方で、授業における実習や体験活動、学校行事や部活動等につきましては、感染状況により活動を制限したり、規模を縮小して実施したりするなどの対応も行われております。

修学旅行につきましては、当初の計画から行き先を変更するなどして、安全に配慮した対応を行っているところであります。

○満行潤一議員 不登校の児童生徒の対応についてお伺いします。

昨年度に30日以上登校せず、不登校と見なされた小中学生は、前年度より8.2%増、過去最高

だったということが、文科省の調査で分かりました。2020年問題行動・不登校調査で報告された児童生徒の自殺者数も415人で最多。コロナ禍における休校など生活環境の変化で、多くの子供が心身に不調を来していることが浮き彫りになっています。

気になる調査報告があります。文科省の不登校を経験した小中学生へのアンケート結果です。昨年12月の調査で、約2,000人から回答を得た。学校を休むことについて相談した相手を聞いた項目で、「家族」が約半数。「誰にも相談しなかった」が、小学校6年生で36%、中学校2年生が42%。「学校の先生、学校カウンセラー」は少数となっています。

この結果を受け、文科省は、相談体制を充実させる必要があるとしているところであります。ただ、私は、「誰にも相談しなかった」の、この4割というのには違和感があります。確かに、このコロナ禍で十分な支援ができなかったことはあったかもしれませんが、学校を休みがちになった子供を認知したら、学校は地域の民生委員たちと情報を共有して、家庭訪問をしたり、早い段階から対応しています。

この調査で見えてくることは、学校や地域が支援に動いていることを、不登校になる子供たちに認知されていない、届いていないということではないかと考えます。

教育委員会はどうのように分析されているのか、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） この調査は、令和元年度に不登校であった小学校6年生と中学校2年生を対象とした国の抽出調査であります。

これによりますと、回答の得られた約2,000人のうち約4割が、議員御指摘のとおり、「実際に休み始めるまでに誰にも相談しなかった」と

回答しております。このことを、私自身、重く受け止めております。

学校では、これまでも児童生徒を丁寧に観察し、声かけ等を行ってきたところではありますが、今後、友人との関係づくりを育む「ピアサポート活動」や、子供たちが周りの大人に悩みを相談できる力を育てる「SOSの出し方教育」をはじめ、日常の教育活動での人との関わり方の学びにも、より一層力を入れていく必要があると考えております。

○満行潤一議員 次に、子供の居場所づくりについてお尋ねいたします。

常任委員会で、宮崎市福祉事務所が実施している子供の居場所づくり事業「コラッジョ」を調査させていただきました。生活保護受給者や生活困窮者世帯の中学生、高校生、若年層の無就学、無就労者を対象に、学校や家庭以外の居場所を提供して、生活習慣の形成、社会性の育成や学習支援、進路相談などを行い、生徒が在籍する学校との連携、子ども支援員の配置など、多様な支援事業となっています。大変すばらしい取組だと思いました。県内各地にこの取組が広がる支援をお願いしたいと思いますが、担当部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 宮崎市のコラッジョにおきましては、福祉部局と教育委員会が連携し、個別やグループでの学習支援に加え、不登校等の子供やその保護者に対する教育相談など、地域の実情に応じた特徴的な取組が行われているところであります。

これらの取組は、生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」を活用し、実施されております。

県におきましては、この事業を県内各市に広げていくに当たり、このような宮崎市の取組も

紹介しながら、地域の実情を踏まえた効果的な取組が実施されるよう、呼びかけてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、24時間子供SOSダイヤルの現状についてであります。

学校における教育相談の在り方について、文科省は、「現代社会の変容の中で、家庭の教育力や地域の機能が低下するとともに、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向も見られる。こうした様々な問題に対して、学校が対応しなければならない状況になっている。また、社会の変化は、教員や児童生徒にもストレスの増大を招いている」として、様々な悩みを抱えている児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応するために、学校とともに多様な専門家の支援による相談体制をつくっていくことが大切であると、教育相談の指針を示しています。

児童生徒、保護者の抱えるいじめや不登校、子育てなど、様々な悩みに対して電話相談を行うこの事業も、24時間電話相談体制となって相談者が利用しやすくなり、より効果の上がる事業になったと評価します。24時間体制に移行したことによる効果をどのように捉えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、従来、平日土日の朝8時半から夜9時まで実施しておりました電話相談「ふれあいコール」に加え、「24時間子供SOSダイヤル」を平成29年度から導入し、24時間の電話相談体制を整備したところであります。

その結果、命に関わる緊急性のある相談に対して、関係機関とも連携を図り、24時間迅速に対応することができるようになりました。

また、深夜の相談も可能になったため、高校生の利用が大幅に増加するなど、多様な年代層に対応できるようにもなったところであります。このようなことを効果と捉えております。

○満行潤一議員 実施に当たって大変だったと思いますけれども、どうか今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

学校教育のICT環境整備について伺ひます。

今年度、常任委員会調査で佐土原高校、本庄高校、教育研修センターなどを訪問し、現状をかいま見ることができました。

昨年、GIGAスクール構想を受けた、ICT環境整備を急いでほしいとの趣旨の質問をいたしました。義務教育を受ける児童生徒は、1人1台の学習者用PC・情報端末と高速ネットワーク環境などを整備する5年間の計画。本県も他県に遅れることなく整備を急いでほしい、そういう旨の質問でありました。

現在の公立学校の学習用端末の整備状況をお伺ひいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在の学習用端末の整備につきましては、義務教育段階では、県内全ての公立学校におきまして、1人1台の学習者用端末の整備が完了し、各学校で利活用が図られております。

また、高等学校段階におきましては、コンピューター室等にある端末及び持ち運び可能なタブレット等を合わせて、年度内にはおおむね2人に1台の整備が完了する予定であります。

なお、文部科学省より本年3月に、「高等学校段階においても1人1台端末環境を実現することが望ましい」旨の見解が示されたことを受け、本年度、県立学校13校のモデル校におきまして、個人が所有する端末を活用した授業等を

実践し、異なる機種を使った学習環境や校内ネットワークの接続、家庭学習における端末の利用について検証を進めております。

○満行潤一議員 県立学校の整備状況、3人に1台、2人に1台、1人1台、どんどん加速しているんだろうとは思ひますけれども。その中で、モデル校による私物端末の利用についての検証が行われていると答弁いただきましたが、訪問した佐土原高校、本庄高校もモデル校の1校でありました。個人の情報端末を学校の授業で利用するとしても、普通高校、工業高校など情報端末を使う目的も授業の内容も大きく違います。

また、私物のスマホやタブレットを使うとなると、機種によって操作や機能がばらばらで、授業に支障が出るのではないかと、学習効果が低下するのではないかと懸念も持ちます。

学校ごとに、学科ごとに機種を指定して購入させるなどの対応が必要ではないかと思ひますが、学習用端末の整備方針についてお伺ひいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、現在、高等学校段階においては、家庭への持ち帰りを前提とした1人1台の学習者用端末を整備することを目標に、整備方針の最終案をまとめているところであります。

具体的には、個人が所有する端末の使用を原則とし、端末が用意できない生徒につきましては、貸出し用端末の整備等で対応する方向で検討しております。

特に、個人が所有する端末につきましては、県立学校13校のモデル校による検証を基に、スマートフォン等の私的端末を活用する方式と、学校が端末の機種を指定する方式とを想定しております。

なお、当整備方針につきましては、年内をめぐりに決定してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 了解です。

次に、スマホ使用実態についてであります。

昨年度、本県の教育委員会が行ったスマホ使用に関する調査によれば、県内中学生の4割は1日2時間以上との調査結果であります。対前年度比4.8ポイント増。小中学生は、貸与されたタブレットを自宅に持ち帰って学習することを推奨していますから、もっと増えることになるのではないかと。子供から大人まで長時間使用するスマホ依存が問題化しています。成長期の子供の心身に悪影響を与えるとの専門家からの指摘もあります。

スマホ、タブレットなどの情報端末の適切な使用について、教育委員会の指針等があれば、お伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、昨年10月に、「県立学校における携帯電話の取扱い等に関する指導方針」を定め、各県立学校に通知しております。

この通知では、各学校に対して、児童生徒が生活の中で携帯電話等を利用する利便性や危険性を十分に認識した上で、情報活用能力の育成や情報モラル教育の取組を充実させること、また各家庭が、携帯電話やタブレット等の利用に関するルールづくりを行うよう働きかけることなどを求めています。

○満行潤一議員 わかりました。

テーマを変えて、次は宮崎県東京ビル再整備について伺います。

東京都千代田区に立地する宮崎県東京ビルは、本県出身の学生のための学生寮、職員宿舎、職員寮、フロンティアオフィス（県内中小企業を対象とした貸しオフィス）などの機能を

有し、首都圏における本県の施策推進のための重要な戦略拠点としての役割を担っています。しかし、建設から50年近く経過し、老朽化により維持管理費がかさんでいるということ、土地をさらに高度利用する余地があること、立地環境のよさから有効活用について検討するなど検討を重ね、今回、再整備の基本計画をまとめ、公募型プロポーザル方式により整備を行うとされています。

今回質問するに当たり、改めて東京ビルに行ってきました。立地条件のよさも実感しましたが、その老朽化も感じたところです。

東京ビルの再整備について、東京事務所で現状と今後の整備計画について説明を受けた後、担当リーダーに東京ビルを案内していただきました。

東京ビル（職員宿舎）は、東京事務所から20分の位置にあり、災害時の登庁などの観点からも利点がある。学生寮は今回、男女個室25室以上になるが、近辺には大学も多く好立地である。公募型プロポーザル方式となるが、東京事務所にも多くの企業から問合せが来ている。隣接地との境界ぎりぎりまで建物が建っており、取壊しには困難が予想されるなどの説明をいただきました。

現在の学生寮は男子2人部屋で、今どきの学生には不人気でしょうが、同郷のコミュニティーを形成し、その後の人生にも大きな影響を受けた利用者も多かったことだろうと思います。職員寮は災害時の一つの拠点となり得る存在で、今回のコロナ感染症対策（テレワーク）でもその存在は大きかったことが証明されました。ぜひ、今後とも利活用しやすい東京ビルとして再整備していただきたいと思います。

公募の今後のスケジュールを、担当部長にお

尋ねいたします。

○総務部長（吉村久人君） 東京ビル再整備事業につきましては、本年3月に基本計画を策定した後、10月下旬には、県ホームページにおいて募集要項等を公表し、現在、公募の手続を進めているところであります。

今後は、応募を予定している事業者との意見交換会を行って、事業の細かな点について理解を深めていただいた上で、来年4月下旬に提案書を受け付け、5月に審査委員会による審査を経て、6月頃に優先交渉権者を決定していくこととしております。

○満行潤一議員 その中で、収益部門の考え方について要望を申し上げたいと思うんですけれども、建て替えによって容積率を最大の500%に増やし、その半分を収益部分に充てる計画になっているようですが、県民が気軽に利用できるスペース、例えば、県人会等が利用するコミュニティースペースの拡充や県内企業が利活用できるスペースの確保など、有効活用できるよう、県民利用が優先される配慮が求められるのではないかと考えますが、部長、いかがでしょうか。

○総務部長（吉村久人君） 新しい東京ビルにつきましては、県民や県内企業、県出身者、本県にゆかりのある方々の利用のほか、本県PRのための活用など、将来にわたり本県発展を支える機能が果たせるよう、整備してまいりたいと考えております。

このため、首都圏における県内中小企業の活動を支援するフロンティアオフィスや、県人会の方々も利用される会議室など、現在、東京ビルにある機能につきましては、その充実を図り、引き続き設置することとしております。

また、展示品やパネルなどにより、特産品な

どの本県情報をPRする県情報発信スペースを1階のエントランスホールに面するように配置し、より魅力的なものにしてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、資源循環型林業についてお伺いします。

担当部署は、ウッドショックとウッドチャンスと言っておられますけれども、県内の杉の多くが主伐期を迎える中、ウッドショックにより一斉に伐採すると、人材確保も難しい中、再造林が進むのか心配です。

災害防止の観点からも、資源循環型林業の推進が重要だと思います。8齢級以上が8割、再造林率が7割の本県の現状があります。今後、再造林にどのように取り組んでいくのか、部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 資源循環型林業を確立するためには、伐採後の適切な再造林が大変重要であります。

このため県では、国の森林整備事業や県の森林環境税等を活用し、森林所有者の負担軽減を図るとともに、伐採と再造林の一貫作業の実施促進に加え、ドローンによる苗木の運搬や、成長の早い優良苗木の植栽による下刈り回数の削減など、森林施業の省力化・低コスト化につながる実証事業に取り組んでいるところであり、林業イノベーションを進めていきたいと考えております。

また、苗木生産施設の整備支援等により、年間を通じて植栽可能なコンテナ苗の生産拡大等を図り、再造林に必要な優良苗木の安定供給体制を構築していきたいと考えております。

今後とも、森林所有者に対し、研修会や座談会等を通じて、再造林意識の醸成を図るとともに、市町村や森林組合等とも連携しながら、再

造林対策にしっかりと取り組んでまいります。

○満行潤一議員 次に、町のにぎわい創出についてです。

地元都城市のある方から提案がありました。「南九州で交通の要所である都城。でも、人口減少が続いています。製造業を中心に企業誘致や企業立地を推進していますが、中心市街地は過疎化が進んでいます。企業誘致や企業立地にはそれなりの補助金が支払われますが、商業には何も手だてがありません。ならば、全国展開していて、市民をある程度雇用してもらえる商業店舗にも補助金を出して誘致すれば、町はもっと活性化するかも。もちろん既存の地元商店店舗の支援も大切ですが」との内容です。

町のにぎわい創出のために、中心市街地に立地する商業施設にも支援策を設けたらどうかという提案です。部長、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 全国展開をしているような商業店舗の誘致につきましては、その集客力などにより、一定の経済効果が期待されますけれども、既存の商店との競合を生み、廃業等による雇用の喪失も懸念され、地元の理解が必ずしも得られるとは限らないことから、支援は難しいと考えております。

中心市街地の活性化は大きな課題でございますので、県といたしましても、商店の魅力向上や商店街活性化の取組を支援してきたところであり、今後とも、魅力あるまちづくりに向けた人材の育成やビジョンの策定など、市町村と緊密に連携を図りながら、中心市街地の活性化を推進してまいります。

○満行潤一議員 ちょっと認識の違いがあるんですけども、当然、県の取組、市町村の取組というのはあると思いますので、ぜひ、市町村ともコラボしながら、中心市街地の活性化はど

うあるべきか、御検討を今後とも引き続きお願いしたいと思います。

次は、公務員についてです。

公務員は国、地方を成り立たせる基本インフラだとの思いで知事にお伺いいたします。

日常は通常の業務に当たっている役所、公務員ですが、いざ災害発生ともなれば、第一線に限られた人員をやりくりして住民の生命・財産を守る。それが役所、公務員のあるべき姿だと思います。非常時に備えて組織、人材、人員を確保し、準備をしておく。しかし、公務員の定数削減と非正規雇用が進んでいる現状で、非常時の備えが十分なのか、人手が十分なのか不安です。第一線で機動力を武器に仕事をしていた現業職は国、地方から消えていっています。

国、地方の財政難を理由に、公務員は定員削減され続けてきています。昨年から5年間の国の定員合理化計画では、約30万人の国家公務員の1割を削減する計画が進行中です。もちろん、新たな行政需要に対する定員増も認められていますが、極めて長期にわたり定員削減が続いています。

地方公務員も減り続けています。この23年間に、都道府県職員は約35万人減。市町村でも19万人の減となっています。地方公務員の総数270万人中、非正規の公務員は約64万人。約4分の1は非正規の公務員となっています。

県庁の職員もここまで減りました。宮崎、鹿児島両県は非正規職員の割合が高いとも言われています。職員の定数については、削減だけではなく職場の特性などを考慮し、真に必要な部署、例えば保健所や児童相談所には増員するなど、メリハリをつけて配置すべきと考えますが、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 県政運営に当たりまし

では、不断の取組として適正な定員管理など、行政改革を進めることが重要であります。一方で、危機事象の発生をはじめとして、社会経済情勢の変化に伴う行政需要にも弾力的に対応していく必要があると認識をしております。

今年度においても、例えば増加・複雑化する児童虐待相談等に的確に対応するため、児童相談所職員を増員し、体制強化を図ったほか、新型コロナウイルス感染症対策においても、人事異動や他の所属からの応援などにより、必要な人員の確保を図ったところであります。

今後とも、中長期的な定員管理を適切に行いつつ、必要な分野には必要な人員を的確に確保できるよう、めり張りをつけて取り組んでまいります。

○満行潤一議員 今の知事の答弁が適正な人員配置だろうと思いますので、ぜひ、そういう取組をお願いしたいと思います。

職員のテレワークについてです。

テレワークについては、一昨年質問しています。新型コロナウイルス感染症の対応で、急速に広まったテレワーク。前例のない、指針も計画もない「超法規的」運用が突然始まったような状況です。テレワーク環境が整備された日本では、技術的には難しいわけではありません。民間企業では歴史のあるテレワークです。

しかし、この前までパソコンは退庁時には鍵のかかるキャビネットに厳重に保管だったものが、自宅や会議室などに持ち出して仕事をします。テレワークの課題はたくさんあると思います。個人情報保護の観点も重要です。走りながら考える。そういう状況下にあるとは思いません。県庁はどういう方針でテレワークに臨もうとしているのでしょうか。

まず、知事部局のテレワーク用パソコンの必

要数の確保や、テレワーク環境の整備状況を伺います。また、テレワークをやれるセクション、やれないセクションがあります。どういう基準でテレワークを行う業務を切り分けしているのか、担当部長、お願いいたします。

○総務部長(吉村久人君) 在宅勤務をはじめとするテレワークは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や業務継続に資するほか、柔軟な働き方の実現にもつながるものであります。

このため、知事部局におきましては、テレワーク用パソコン及び通信装置を、各所属におおむね2台ずつ配備し、その活用状況について検証しているところであります。

テレワークの実施に当たっては、窓口や感染症・災害対応等を除き、行政サービスに支障が生じない範囲で各所属において判断し、試行を重ねつつ取り組んでおりますが、今後とも、環境整備も含め課題の検証を行いながら、テレワークを推進してまいります。

○満行潤一議員 幾つか疑問があるんですけども、職員のテレワークで業務が適正に回っているということを誰が評価するのか。進行管理はどうしているか。また、個々人の適正な勤務評価ができているのか。このあたりはいかがなんでしょうかと思えます。

勤務時間の問題もあります。自分のスマホから24時間いつでも県庁LANに入って、業務用メールのチェックもできるとか、課題はたくさんあると思いますが、どのように対応していくのか、お伺いします。

○総務部長(吉村久人君) テレワークの実施に当たっては、業務開始時及び終了時に、実施する業務内容の計画やその実績を所属へ報告することで、勤務時間や業務の進捗管理を行っております。

また、勤務中は、コミュニケーションツールのウェブ会議や音声通話、チャット機能等を活用し、所属とコミュニケーションを取りながら、業務を行っているところでもあります。

なお、テレワーク環境等の拡充に伴い利便性が高まる一方で、勤務時間外におけるツールの利用や、急を要しない業務指示などにより、勤務時間の管理が曖昧になる懸念もありますことから、勤務時間内での利用が原則であることなど、テレワーク実施のルールについて、引き続き、各所属に対して徹底してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次にテーマを変えて、肥満対策についてお伺いいたします。

脱肥満県と私は呼びたいと思っているんですが、本県の肥満率は、全国に比較して高い状況にあります。肥満の何がいけないのか。肥満はそれ自体が生活習慣病に含まれていて、高血圧や脂質異常症（高脂血症）、糖尿病などと相関が高い。特に内臓脂肪型の肥満は、生活習慣病の発症や重症化に関係が深いと言われております。

国が毎年実施している国民健康・栄養調査の2016年の結果から、都道府県別のBMIのデータの上位を拾ってみると、男性20歳から69歳では、全国平均が23.8なのに対して、宮崎県は上から3番目の24.8。女性40歳から69歳では、全国平均22.6に対して、宮崎県は上から2番目の23.8。

男女ともBMIの平均は、都道府県別では上位に来ています。小中高生の肥満出現率を見ても、押しなべて全国平均よりも高い傾向にあります。

肥満に対して、宮崎県民は寛容なのか。BMIが高くなるほど糖尿病の発症が多くなること

が分かっています。

本県では、野菜を積極的に食べる活動「ベジ活」という県民運動を積極的に展開しています。適切な運動とバランスの取れた食生活。同じように脱肥満県を意識した県民運動を展開すべきと思いますが、部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 肥満は、生活習慣病との関連が深いことから、食生活や運動による適正体重の維持が大変重要であります。

このため県では、「野菜を1日プラス100グラム」を目指すベジ活の推進として、野菜を多く使った食事を提供する飲食店の登録・紹介やレシピの紹介のほか、スーパーやコンビニの食品売場で、バランスのよい食事を促す表示や陳列を行うなど、官民一体となった取組を進めております。

また「1日プラス1,000歩」の取組として、九州山口各県対抗のウォーキングイベントを開催し、広く県民に参加を呼びかけるとともに、企業や県庁の各所属で歩数を競う取組など、運動習慣の定着を推進しております。

県としましては、今後とも、このような取組を広く広げ、適時適切な情報発信を行うとともに、県全体の機運の醸成を図りながら、県民の健康づくりをしっかりと進めてまいります。

○満行潤一議員 次に、子供を取り巻く環境、医療的ケア児支援法について、お伺いいたします。

医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児への支援が努力義務から責務へと変わりました。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策、その他必要な施策並びに医療

的ケア児支援センターの指定等について定めています。

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃瘻等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子供たちのことです。全国の医療的ケア児（在宅）は約2万人と推計されています。

今回の質問に当たり、当事者団体の皆様と意見交換の場を持ちました。担当課と定期的に意見交換をしていただいております、感謝していることです。意見交換の場で、次のような要望をお聞きしました。

支援学校卒業後の行き先がない。入所施設、通所施設は狭き門である。また、施設での人員確保が非常に難しい。従事者の人材育成を県主導で行ってほしい。また、こども療育センターの小児科医の設置ですね。非常に切望されておりました。法施行による支援制度の充実を期待されておりました。どのように取り組んでいけるのか、部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 人工呼吸器などが日常的に必要な医療的ケア児を、地域の医療機関や福祉施設等でしっかりと受け入れるためには、それを支える人材の育成が大変重要であります。

このため県では、医師や看護師、福祉施設職員を対象に、必要な知識やケアに関する研修を実施しており、さらには、いわゆるケアプランを作成する医療的ケア児等コーディネーターの養成研修や、訪問診療を行う地域の小児科医等への実技講習を行っております。

また、こども療育センターにつきましては、既存の非常勤だけでなく、常勤小児科医の確保に向け、宮崎大学と意見交換などを行ってき

ております。

引き続き、これらの取組を進めながら、医療的ケア児やその家族への支援の充実に努めてまいります。

○満行潤一議員 長期的医療、介護の必要な子供たち。一方、高齢者には介護保険法という法律で、いっぱいいろいろなサービスが提供できる。相談窓口の一本化というのも、当事者団体の皆さんからお聞きしたんですが、高齢者には、そういう相談窓口もいっぱいあるんですけども、子供に関することですので、児童相談所が一義的には窓口になると考えますが、専門的な医療分野に及ぶ相談もあります。

医療的ケア児支援法の支援措置の一つとして、医療的ケア児支援センターの設置、指定があります。県はどのような設置計画をお考えなのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 現在、県内には総合的な相談窓口がないことから、当事者団体からは、「特に未就学時の保護者がどこに相談したらよいか分からず困っている」「制度の紹介などを行ってほしい」といった声をいただいております。

このような要請などに対応するため、医療的ケア児支援法が施行され、県において、家族への相談、情報提供・助言等に総合的に対応する医療的ケア児支援センターを設置できるとされたところであります。

県といたしましては、保護者からの声や県内の状況等を踏まえながら、センターの設置について必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 対象者が、重度の障がいを持つ医療的ケアが必要な子供たちですから、その保護者も含めて、やはり地域に近いところに置

いていただきたい。児相は県内3か所しかありません。ぜひ、そういう意味でも、もっと県内各地にセンターの窓口ができるように、切に期待しておきたいと思っています。

次に、薬物乱用防止について、1つお尋ねしたいと思います。

大麻事犯検挙件数は年々増加しています。本県でも昨年71件、57人の検挙となっており、特に30代以下が9割以上と、若年層を中心とした大麻の乱用拡大が問題となっています。昨日も、都城市の20歳の自衛官が検挙されていました。

若者に広がっているのは、インターネット上で、「アメリカの州によっては合法だ」「体に悪影響はない。依存性はない」などの間違った情報が飛び交っており、また安易に安価で手に入られるため、犯罪という後ろめたさがないことによるものだと思います。

密輸、密売の取締り、栽培事犯の取締り、乱用者の取締りなど、警察や関係機関と対策を取っていただいておりますが、青少年への薬物乱用防止教室の開催など啓発・広報活動の強化が急がれると思いますが、本県の取組についてお伺いたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 薬物乱用に係る社会的な問題が顕在化する中、薬物乱用を未然に防止することは極めて重要となっており、青少年を中心に、薬物乱用の危険性や有害性を正しく理解してもらうよう、積極的な広報・啓発を行っているところであります。

具体的には、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体を活用した広報・啓発活動を行うとともに、関係団体の御協力の下、307名に薬物乱用防止指導員を依頼しておりまして、地域ごとに、この指導員や保健所職員が直接、小・中・高校

に出向き、薬物の種類や有害性、薬物の誘いの断り方などを説明する薬物乱用防止教室を開催しているところであります。

引き続き、関係機関・団体と連携を図りながら、薬物乱用の未然防止に向けた啓発活動に、しっかりと取り組んでまいります。

○満行潤一議員 最後に、警察の組織体制強化について2点、お伺いたします。

窃盗犯の減少と特殊詐欺、ストーカー事案、家庭内暴力や虐待の増加など、多種多様な事案の対応に日夜努力いただいておりますが、体感治安の低下もあり、警察へのニーズはますます増えていると感じます。しかし、警察官の定数は、ここ数年増えていません。

国に対する定数増の要求などをどうお考えか、警察本部の見解をお伺いたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 急速な国際化の進展やサイバー空間の利用促進により、社会が急速に変化する中、県警察としましても、変容する治安上の課題に的確に対応していく必要があると考えております。

社会の変化に適応し、県民のニーズに応えるためには、議員御指摘のとおり、警察官の増員が望まれるところでありますが、都道府県警察の定員は、警察法等に規定された基準に基づき条例で定められおり、県独自に増員を行うことは困難な状況であります。

県警察としましては、警察庁を通じ、治安維持に必要な増員は引き続き要望しつつ、現在の定数を最大限活用して、社会の変化に適応するための組織体制の再編整備に努め、県民のニーズに応えてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 当然、足りないというのは、どこの都道府県も一緒だろうと思うんです。どんどん新たなニーズが出てくる。ぜひ、国に対

して定数増を訴え続けていただきたいと思います。

現状は増えていないということですが、サイバー犯罪の増加、監視カメラの活用など、新たな捜査員の需要など増える一方です。増員ができないのであれば、教養の充実、警察学校派遣など研修による人材育成を図るしかありませんが、現状と課題について伺います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 限られた人員の中で、サイバー犯罪や特殊詐欺など、目まぐるしく変容する治安上の課題に的確に対応し、かつ、若手警察官が増加し組織の若返りが進む中、各種教養・訓練を計画的に実施して、現場執行力の強化に努めているところであります。

今後とも、第一線の警察機能を最大限に発揮するため、サイバー犯罪などの専門的な能力を有する人材の育成をはじめ、若手警察官の早期戦力化に向けた取組を推進してまいります。

○満行潤一議員 少数精鋭というわけにいかないと思うので、警察は現場、マンパワーだと思いますので、ぜひ増員に向けても、また研修についても頑張ってくださいと思っています。

以上で質問を終わります。あと、2月議会で代表質問を予定しておりますので、また頑張ります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

◎ 総務政策常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 次に、議案第18号及び第19号を一括議題といたします。

ここで、総務政策常任委員長に審査結果報告を求めます。総務政策常任委員会、西村賢委員

長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第18号及び第19号であります。

以下、審査の概要について申し上げます。

今回の条例改正は、人事委員会から職員の給与に関する勧告があったことから、一般職の期末手当の支給月数を引き下げるとともに、一般職の改定等を踏まえ、知事や県議会議員などの特別職に係る期末手当の支給月数を引き下げる改定を行うために、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中野一則議長 総務政策常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内とします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕（拍手） 私は、日本共産党を代表して、議案第18号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論をいたします。

本議案は、国家公務員の給与等に関する人事院の勧告を基礎にして作成された、宮崎県人事

委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいて、一般職員等の期末手当を引き下げるものであります。

その内容は、一般職は給与月額を0.1月、再任用職員は0.05月、引き下げる。また、会計年度任用職員は翌年度から引き下げるというものであります。これによって、一般職員は1人平均約3万5,000円、会計年度任用職員は平均1万3,000円引き下げることになるものであります。

引き下げる理由、根拠をどこに求めているかという点、いわゆる特別給、期末手当、勤勉手当のことではありますが、この支給月数が、職員の4.45月に対して、民間は4.34月で、つまり民間を0.11月上回っているために、これを民間に合わせるというものであります。

問題点を3点述べます。

第1に、給与は、地方公務員法によって「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定める」として、民間に合わせようとするものであります。民間に比べ上回っているといっても、0.11月であります。日当に直しますと、3日と48分であります。この差は大きく、一般にみんなの合意を得られないほどのものなのか。是正しなければならないほどのものなのか。

一方、月例給は、逆に民間のほうが高いのに、差が小さいとして改定しないというものであります。私は、ここには合理性はないし、また、0.11月分の差は許容できる差であるものと思います。

第2に、期末手当は事実上の生活給であり、そのほとんどが消費に回されるものであり、経済対策からも逆行するものであります。特に会

計年度任用職員の給与は、一般職に比べ格段に低く、会計年度職員にとっては、まさに死活の問題であり、ここに、引き下げるために手をつけることは許されないと思います。

第3に、今日の自治体職員・労働者が果たしている重要な役割との関係からも、引き下げることは決して認められないと思います。自治体職員・労働者は、何よりコロナ禍の下で、住民の命と暮らしを守るために使命を持って努力をされています。

人事院の総裁は談話の中で、「厳しい環境の下、困難な業務に対して誇りを持って真摯に取り組んでいる公務員各位に対して、心から敬意を表します」と述べています。

県人事委員会も、今回の報告及び勧告で、「近年、行政需要が増大・複雑化する中で、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、職員は高い士気と責任感を持ちながら、日々職務に精励している。今後とも、こうした職員の努力や実績に報いるよう努めるとともに、職員が意欲を持って働くことができる職場づくりに取り組むことが重要である」と述べております。

私は申し上げたいと思います。日当にして僅か3日分の期末手当を削減して仕打ちをすることが、敬意を表していることになるのか。また、職員の努力や実績に報いるということになるのか。敬意を持つと言うなら、努力や実績に報いると言うなら、期末手当を上げることまではしなくても、引き下げることはならないと、このように思います。

以上で討論を終わります。(拍手) [降壇]

○中野一則議長 来任一人議員の発言は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第18号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第18号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第19号採決

○中野一則議長 次に、議案第19号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時59分散会

12月 1 日 (水)

令和3年12月1日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

- 2番 坂本康郎（公明党宮崎県議団）
- 3番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 4番 山内佳菜子（県民連合宮崎）
- 5番 武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
- 6番 山下寿（同）
- 7番 窪菌辰也（同）
- 8番 佐藤雅洋（同）
- 9番 安田厚生（同）
- 10番 日高利夫（同）
- 11番 川添博（同）
- 13番 中野一則（同）
- 14番 冨師博規（無所属の会 チームむか）
- 15番 有岡浩一（郷中の会）
- 16番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 17番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 18番 岩切達哉（県民連合宮崎）
- 19番 井本英雄（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 横田照夫（同）
- 22番 山下博三（同）
- 23番 右松隆央（同）
- 24番 西村賢（同）
- 25番 二見康之（同）
- 26番 日高陽一（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 32番 坂口博美（宮崎県議会自由民主党）
- 33番 野崎幸士（同）
- 34番 徳重忠夫（同）
- 35番 日高博之（同）
- 36番 星原透（同）
- 37番 蓬原正三（同）
- 38番 丸山裕次郎（同）
- 39番 濱砂守（同）

欠席議員（1名）

- 21番 外山衛（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-----------|------|-----|
| 知事 | 河野俊嗣 | 俊郎 |
| 副知事 | 日隈俊寛 | 理康 |
| 副知事 | 永山浦直 | 善敬 |
| 総合政策部長 | 松浦渡 | 久人 |
| 政策調整監 | 吉村久光 | 光男 |
| 総務部長 | 小田重 | 清二 |
| 危機管理統括監 | 黒木河野 | 讓文 |
| 福祉保健部長 | 重黒山 | 浩夫 |
| 環境森林部長 | 河野横 | 良夫 |
| 商工観光労働部長 | 横山牛 | 員敏 |
| 農政水産部長 | 牛谷西 | 幸子 |
| 県土整備部長 | 西田横 | 義哉 |
| 会計管理者 | 横山井 | 秀彦 |
| 企業局長 | 井手桑 | 涉 |
| 病院局長 | 桑山石 | 淳一郎 |
| 財政課長 | 石田黒 | 隆司 |
| 教育長 | 黒木佐 | 典弘 |
| 警察本部長 | 佐藤阪 | 清美 |
| 監査事務局長 | 阪本福 | |
| 人事委員会事務局長 | 福嶋 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|----------|---------|-----|
| 事務局 長 | 酒 勾 重 久 | 子 一 |
| 事務局 次長 | 日 高 民 洋 | 治 一 |
| 議事課 長 | 児 玉 川 真 | 二 子 |
| 政策調査課 長 | 鬼 谷 幸 亮 | 太 聡 |
| 議事課 長 補佐 | 関 谷 藤 祥 | |
| 議事担当 主幹 | 佐 藤 内 本 | |
| 議事課 主査 | 内 山 | |
| 議事課 主事 | 山 本 | |

◎ 一般質問

○濱砂 守副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。通告に従い、順次お伺いしてまいります。

まず、東京ビル再整備計画についてであります。

東京都千代田区に立地する宮崎県東京ビルは、本県出身の学生寮、職員宿舎、フロンティアオフィス等の機能を有し、首都圏における本県の施策推進のための重要な戦略拠点としての役割を担っております。

私は平成25年、29年度の2回の一般質問において、昭和47年に建築されてから40年経過し、所期の目的から大きく時代が変化していく中で、共同風呂、共同トイレ、男性だけの学生寮など時代に合わない施設となり、稼働率の低さと、希少な土地でありながら建蔽率の低さも指摘し、時代に合った建物にすべしと提案してまいりました。

当時の提案から9年が経過し、今回、東京ビル再整備計画が進められることに感謝申し上げます。

東京ビルのある千代田区九段南地域周辺は、皇居にもほど近く、オフィスや高級マンションが建ち並ぶ非常に閑静なエリアであり、中でも本県の東京ビルは、駅からも非常に近い、得難い場所に立地しております。

そこで、現在の東京ビル周辺の地価公示価格

について、総務部長にお伺いします。

また、今回示されております東京ビル再整備事業の実施計画の具体的内容もお伺いし、この後、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○総務部長(吉村久人君)〔登壇〕お答えいたします。

まず、東京ビル周辺の地価公示価格についてであります。

東京ビルに近い標準地における国土交通省地価公示価格は、平米単価113万円、坪単価にしますと372万9,000円となっております。

なお、この坪単価に東京ビルの敷地坪数を乗じますと、およそ16億2,200万円であります。

次に、東京ビル再整備事業についてであります。

本事業は、敷地の容積率を最大限用いて、県施設と民間施設を併せ持つ合築ビルとして建物を再整備し、県の財政負担の軽減と、ビルの機能の維持・向上を図るものであり、本年3月に基本計画を策定しております。

整備に当たっては、現在の東京ビルの機能を引き続き維持するため、職員宿舎や学生寮、フロンティアオフィスなどの県施設部分として、建物全体およそ7,000平方メートルの半分程度の使用を想定しております。

また、民間施設の機能については、再整備を行う事業者の公募の中で提案を求めていくこととしております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 平成25年時で、私が当初質問したときの坪当たり単価が259万円で11億1,800万円の資産価値でありましたので、その差5億円の資産価値が上がったということになります。

延床面積約7,000平方メートルのうち、県の買取り面積が約半分とのことでありますが、県と

して約50年ぶりの東京ビル建設になります。募集要項の中に、平成18年以降7,000平米の建築実績、総合評定値1,200点以上、これは大手ゼネコンのことだろうと思いますが、東京ビル再整備事業の募集要項の内容と県内企業の参加が可能か、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 東京ビル再整備事業では、ビル解体や設計、建設、完成後の民間施設の所有及びマネジメントなどの業務が必要となることから、募集要項においては、事業内容のほか、応募者の参加資格要件に関する事項などを示しております。このうち、参加資格要件としては、公正な競争や適正な業務執行を確保するため、県の入札参加資格の認定を受けている者であることや、一定の業務実績を有することなどを掲げております。

事業者の選定に当たっては、県内企業の参加が含まれる提案を評価する方針であり、また、規模の小さな企業が参加しやすくするなどの工夫を行っておりますので、様々な形で県内企業関わっていただくことを期待しております。

○山下博三議員 都心の中でも非常に利便性の高い東京ビルの周辺は、防火地域に指定されており、従来は倒壊や延焼を防止する観点から木材の利用が制限され、なかなか木材をふんだんに活用しようという発想にはならなかったところでした。

しかしながら、近年の建築基準法の改正により、耐火構造とすべき木造建築物の高さの制限が緩和されるなど、防火地域も含めた都市部の市街地において、中高層建築物を木造・木質化できる範囲が拡大されており、既に民間で取り組まれた事例も出てきているようでありますので、東京ビルにおいて、いろいろな利用が可能になるのではないかと考えているところです。

そこで、本県東京ビルのような首都圏の高層ビルにおいて、建築基準法改正に伴い、どのような木材の利用方法が可能となったのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 建築基準法では、建築物の火災から人命等を保護するため、各種の防火規定が定められており、首都圏などの防火地域においては、柱やはり、壁等の主要構造部を耐火構造とすることなどが求められています。

一方、木材利用の観点から、段階的に防火規定の見直しが行われており、木材を石膏ボードで被覆した耐火部材等の活用による高層建築物の木造化をはじめ、柱やはり等の構造部材をそのまま見せる利用方法も可能となるなど、都市部での建築物において、木材が利用できる範囲が拡大しております。

このようなことから、本年10月には、東京銀座において、CLTや耐火集成材をふんだんに活用した木造と鉄骨造のハイブリッド構造による12階建て商業テナントビルが建設されるなど、民間による先導的な事例も出てきております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

答弁にありましたとおり、東京ビルにおいても多くの木材が使用されることが期待される所でございます。

今回の東京ビル再整備事業において、仮に基本計画で示されているイメージ図を用いますと、県施設部分の床面積3,763平米の内装に木材を利用した場合、県産材利用推進基本方針に基づく木材使用料の目標値は、少なくとも75立米程度になると伺っております。

県では、公募型プロポーザル方式による事業者の募集を既に開始しておりますが、この事業

者選定基準によりますと、総配点200点のうち、価格に対する評価の配点が100点、価格以外に対する評価が100点、そのうち県産材利用等、県勢発展への寄与に関する評価の配点がたった10点となっております。私は、この基準では県産材が利用されないのではないかと心配いたしております。

そこで、今後、事業者に対し、県産材を積極的に活用することを求めることができないのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 要求水準書にも示しております「県産材利用推進に関する基本方針」では、床面積1平米当たり0.02を乗じた立米数の木材使用が目標とされており、今回の県施設部分について計算しますと、議員お示しのとおり、約75立米の木材を使用することが目標となります。議員の御指摘を踏まえ、今後、事業者には県産木材の使用の提案を考えていただくに当たりましては、意見交換会等の中で、目標とすべき数値を示した説明書を改めて作成し配付するなど、県の考え方を分かりやすく具体的に提示し、県産材活用に向けた本県の考え方をしっかりと説明し、取組を促してまいります。

○山下博三議員 今からプロポーザルの参加事業者との打合せが始まると思いますので、県産材の利用を強く求めていただくことを希望しておきます。

これまでと比べ、都心部においても、かなり木材を利用しやすくなったということだと思いますので、今回の東京ビル再整備においても、いろいろな利用が可能になるのではないかと考えております。

山は、祖父が木を植え、おやじが育て、孫が木を切るということで3代かかるとも言われております。

本県は、黒木博知事時代の昭和30年代から40年代にかけて、急速に拡大造林が行われてまいりました。この頃、年間1万2,000ヘクタール以上の植林がなされており、本県が林業県として30年間、杉丸太生産日本一を誇る、一代目としての山の礎をつくっていただきました。黒木博知事時代に植林された面積は、約19万7,000ヘクタールとも言われております。

元林野庁長官であった松形祐堯知事の時代には、林道等の林内路網の整備や、その頃まだ全国的にも少なかった製材所への木材乾燥機の導入など、生産体制の整備にいち早く取り組まれ、全国一の製材所、加工施設の充実に取り組まれたのが2代目の松形知事であったと思います。

県土の76%以上、森林蓄積量1億4,000万立米の資源に成長してきました。歴代の先人がつくり上げた財産を、いよいよ3代目の河野知事の代に生かせるときが来ております。

平成22年に137万立方メートルであった県内の杉丸太生産量は、10年後となる令和2年には173万立方メートルに及んでおり、外材を含む製材品全体の出荷量においても、この年から広島県を抜いて日本一となり、その7割以上を県外に出荷している木材供給県でもあるわけですから、さらなる利用拡大に向けて、大消費地でその良さや新しい利用方法をしっかりとPRすることが大事であります。

そうした意味からも、延床面積3,500平米の県有施設、職員住宅、学生寮、フロンティアオフィス、会議室等や、机、椅子等、アイデアを凝らした利用の仕方があると思います。

今回の東京ビルの再生を大きなチャンスとして、ビル内の情報発信スペースやエントランス等の県が所有する部分をモデルルームのように

して、木のぬくもり、安らぎを伝える木材をフル活用することで、需要拡大の拠点としてPRすることが、3代目となる河野知事の役割ではないでしょうか。

そこで、東京ビル再整備事業において、県産材を最大限活用すべきではないかと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） これについては、重要な御指摘と受け止めております。

まず、東京というものが人、物、金、情報が集中する情報発信拠点であります。この新しい東京ビルというものが、そういう首都圏における本県の施策推進のための重要な戦略拠点、情報発信拠点としての役割が期待されているところでもあります。

今、御指摘がありましたように、先人の御努力により、本県が、杉の素材生産量が長きにわたり日本一を誇る、日本有数の林業県となってきたわけでありまして、県産木材のPRや需要拡大の役割も重要なものであり、今、県内におきましては、防災庁舎をはじめ、様々な公共施設において木材をもっと使っていこうと、木づかい県民運動等も展開しているところでありまして、情報発信拠点であるこの東京において、もっとそれに力を入れていく、そこは重要なポイントであろうかと考えております。

今回の事業は、県の財政負担にも配慮し、将来にわたる土地の賃貸料収入で県施設を取得する費用を賄うこととし、その範囲で民間からの幅広い提案をいただく手法を取り入れております。

御指摘のありました県産木材の利活用につきましても、民間の実績も踏まえた新しいアイデアが多くいただけることを期待しておりまして、県としましては、選定を目指す民間事業者

に、積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

昨日の坂口議員への答弁の中で、4選に向けた固い決意も述べられました。令和8年には供用開始でありますので、知事が無事4選を果たされたら、3代目の大きな実績になるかと思っております。ぜひ宮崎の宝を生かしてください。

次に入ります。

去る10月20日、宮崎カーフェリーが現在建造中の新船の進水式が、広島県因島にある造船所で行われました。ニュース映像を見ますと、本県からは知事をはじめ、中野県議会議長、さらには県経済界を代表する方々が多数出席されており、みやざき大使で漫画家の東村アキコさんが綱を切って進水しました。

そこで、実際に式典に参加された知事に、どのように進水式を感じられたのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） まず、こういった船は、通常、その下半分が水の中につかっているわけでありまして、その全体が陸上に出ている。その巨大な船体、しかも、宮崎カーフェリーのデザインがなされた、塗装がなされた船体が目の前にある。これには非常に圧倒される思いがいたしたところでもあります。

そして、例えば、高速道路にしても、様々な公共施設にしましても、その落成式といいますか、完成の式典では大いなる感動を覚えるわけでありまして、その大きな巨体が水しぶきを上げて海の中に進水していく、それは非常に感動的なものがありました、もう思わず涙が出てくる。

しかも、この宮崎カーフェリーは、新会社の

設立をはじめ、この新船の整備に向けては、ここに至るまで、県議会での御指摘も踏まえて様々な議論があったというその経緯に思いを致すと、大変感慨深いものがあります。

また、私自身は呉に生まれて、造船の町と言われておりました。かつては戦艦大和を生んだというところは、故郷の誇りでもあると。決して戦争があってはならないと考えておりますが、当時、大和の進水式に立ち会った方々の高揚感、感動というものはいかばかりということにも思いを致したところでもあります。

いずれにいたしましても、このカーフェリー新船は、本県の経済の生命線である宮崎―神戸航路を安定的に維持していくため、非常に重要な役割を担うものであります。進水式のその日夕方に私は神戸に参りまして、神戸市長にその状況を報告し、しっかりとこれからも神戸―宮崎航路を維持発展させてまいりたい、そのための連携というものも意見交換してきたところでもあります。

今後、さらにオール宮崎の体制で力を合わせて支援していく必要を強く認識するとともに、決意を新たにしているところでもあります。

○山下博三議員 大変感激されたということでもあります。

これから総合政策部長に6問お伺いしてまいります。

私もニュース映像を見て感動いたしました。同時に2年前の11月議会での宮崎カーフェリー新船造船に対する支援に係る集中審議の情景を思い出しました。

令和元年12月6日の常任委員会合同審査会において、前社長の黒木相談役に御出席いただき、現在の船は、就航して23年を経て老朽化が進んでいる上、トラック積載台数も限られてお

り、農畜産物を中心にトラック業者の希望に応えられないということから、新船に対する期待が大きくなってきたということをお聞きいたしました。大阪南港から神戸港に変更し、黒字が続いていた中で、新船建造のためにどのような思いで新会社への移行を決断されたか、航路維持に対する強い思いを伺いました。

黒木相談役の強い思いに深く感銘を受けながら、議会としても、農業をはじめとする本県経済の生命線としての航路の重要性を強く認識し、より安定した経営が可能となるよう、①今後とも、宮崎市に対して会社経営安定化に向けた支援を働きかけること、②金融団の貸付金利の低減を含め、支払利息の圧縮に向け、さらに取り組むこと、③貸付金が確実に償還されるよう、会社に対して徹底した経営指導を行うことという3点の極めて重い附帯決議をつけて、県の支援を債務負担として承認いたしております。

当時の穉永社長は、議会承認後の12月18日には、広島県尾道市の内海造船株式会社と造船契約を締結し、関連設備も含め、総投資額180億円の新船建造プロジェクトがスタートしました。

昨年10月には、2隻の新船に係る名称が公募され、宮崎にちなんだ名称として「たかちほ」が、神戸にちなんだ名称として「ろっこう」という船名が決定し、今回の進水式であります。

このような経緯を思い起こすとき、ようやくここまでたどり着いたと、深く関わってきた皆さんの御苦勞、御尽力に感謝するとともに、まさにこれからが正念場の宮崎カーフェリーであります。経営陣の皆さんのさらなる尽力を強く求めます。

そこで、「フェリーたかちほ」は内装工事に入っており、もう1隻も3月に進水式を迎える

ということではありますが、今後の新船2隻が就航するまでのスケジュールについて、お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 新船建造につきましては、10月に進水式を終えました1隻目の「フェリーたかちほ」は、現在、内装工事を進めているところであります。建造工事の完了後、試験運航を経て、来年4月15日の就航予定となっております。

また、2隻目の「フェリーろっこう」につきましては、来年3月の進水式、10月に就航予定であります。

なお、これまでのところ、資材調達などの新型コロナの影響もなく、順調に建造が進んでいると伺っております。

○山下博三議員 来年10月には2隻体制での運航が始まるということでもあります。

野菜や畜産物の出荷が増加し、あふれ台数が増える年末に向けて、輸送量が増強されるということでもあります。来年の冬には、県内のトラック会社の皆さんが安心して利用できることを御祈念いたしております。

一方、165億円と言われる借入金の返済も始まりますが、その大事な時期を控えた中でのコロナ禍であります。

そこで、令和2年度のカーフェリーの決算は、経常損益で4億3,500万円の赤字だったと記憶しておりますが、今年の上期の決算状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 令和3年度上期につきましては、旅客・貨物ともに全国的に、また長期にわたって感染が拡大いたしました新型コロナの第5波の影響を大きく受けており、特に旅客につきましては、人流が抑制されたことで、総旅客数がコロナ前の令和元年度と

比べて約66%の減と、大きく減少しております。

貨物につきましても、新型コロナの影響により経済が停滞したことで、外食需要が大きい牛肉とか酒類をはじめ、貨物の全体量が減少しております。トラック輸送台数が、令和元年度と比べまして約10%の減となっております。

また、世界的な原油高もあり、燃料費が前年度比で約43%の増となっております。経営の大きな負担となっております。

その結果、令和3年度上期の決算におきましては、経常収益は約3億5,000万円の赤字となっております。

○山下博三議員 極めて厳しい上期の決算状況、約3億5,000万円の赤字を受け、下期に向けてどのように収益改善を図ろうとしているのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 宮崎カーフェリーでは、6月に就任されました郡司新社長を中心に、コロナ禍からの回復と経営安定化のため、様々な取組にチャレンジされているところであります。

まず、旅客対策としましては、徹底した感染防止対策や、PCR検査付きの旅行商品の造成など、安全・安心な船旅を楽しんでもらうための取組に加えまして、コロナ感染が鎮静化した今年10月からは、旅客の回復を図るため、乗用車運賃の半額割引や県民限定の運賃半額割引などを、いち早くスタートされているところであります。

あわせて、来年の新船就航に向けましては、県内外において大型プロモーションを展開し、新たな旅客需要の掘り起こしが図られているところであります。

また、貨物対策といたしましては、季節や曜日に応じた柔軟な運賃設定や、荷主へのトップセールスの実施など、営業活動を強化し、積荷の確保に努められております。

県としましては、これらの経営改善の取組を、宮崎市や神戸市など関係機関とも連携し、しっかりと支援してまいります。

○山下博三議員 私たち県民は、宮崎県経済の生命線である宮崎カーフェリーの存続を強く願っており、そのためにも県のみでなく、県内の市町村や経済界が一つになったオール宮崎県としての取組が重要であると思っております。

新船建造経費として宮崎カーフェリーが借り入れる165億円のうち、県の40億円、宮崎市の5億円を除く120億円の貸付けを行う金融団においても、オール宮崎県の取組で支えていくことを十分に認識いただき、共に支えていくことが重要であります。

県は、さきの3点の附帯決議を踏まえ、宮崎市や金融団に対してどのように取り組んでこられたのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） まず、宮崎市に対しましては、機会あるごとに、経営安定化に向けた支援を要請してきたところであります。同市におきましては、閑散期の貨物対策の支援のほか、関西エリアからのスポーツ合宿や大会、教育旅行の誘致など、カーフェリーと連携した利用促進に取り組んでおられます。

また、10月には、宮崎市観光協会をはじめ、荷主や物流・観光関係者10団体と2企業で構成いたします長距離フェリー利用促進協議会を開催いたしまして、新船就航に向け、オール宮崎の体制で協力して取り組んでいくことを改めて確認したところであります。

金利につきましては、会社の長期事業計画に

おいて2.5%とされておりましたが、債務負担議案を御承認いただいた際の附帯決議を受けまして、会社における交渉とともに、知事、副知事が直接、金融機関に対して金利の低減を求めたところであります。

その結果、金利は約2%となり、会社からは、6億円を超える負担軽減につながる見込みであると伺っております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

2.5%ということをご提案されて、我々議会としても大変紛糾したところですが、2%ということで、その差額6億円が、いわゆる経営改善につながってくる大きな原資になったなと思っております。さらなる努力をしていただくようお願いいたします。

来年から融資貸付金が最大で120億円になりますから、さらなる金利負担軽減には努力していただきますようお願い申し上げます。

上半期も、コロナの影響を受けて大変厳しい中での燃料価格の高騰であります。

トラック輸送事業者の団体である全国トラック協会は、11月9日に国土交通大臣に対して、軽油高騰価格に関する要望書を提出いたしました。

具体的には、燃料高騰分を価格に転嫁するための荷主や関係団体などへの働きかけや、燃料費負担軽減につながる支援制度の創設であります。

一方、国内の旅客船会社の団体である日本旅客船協会でも、今後、国土交通省に対して、港湾施設使用料の引下げ、免除を要請しようとしております。

このような中、萩生田経済産業大臣は、原油高への対策として、予備費を活用して機動的に対応していくこととしております。

また、松野官房長官は、農業、漁業、輸送業など関係業界への支援や、自治体が地域の実情に応じて対策を行う際の支援策を講じていくと表明されました。いずれも、年末年始に間に合わない補正予算ではなく、より機動的に実施が可能な予備費で対応するというものであります。

そこで、県として、燃料高騰の現状をどのように認識しているのか、また、港湾施設の使用料の免除を含めどのように対応していくのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 長引く新型コロナウイルスの影響に加えまして、燃油価格の高騰により、基幹産業である農林水産業や交通・物流分野など、本県の経済や県民生活が大きな影響を受けております。特に、コロナ禍と燃油高騰による厳しい経営環境の中、本県経済の生命線である長距離フェリー航路を安定的に維持していくことは大変重要でありますので、国の新たな経済対策も踏まえながら、必要な対策を検討してまいります。

また、港湾施設使用料の減免につきましても、宮崎カーフェリーだけでなく、同じく県の物流を担う県トラック協会からも要望を受けておりまして、現在、関係部局間で検討を進めているところであります。

○山下博三議員 国内で猛威を振るった新型コロナウイルスの第5波では、ワクチン接種の普及に伴い、一時期の感染拡大の状況からは脱し、今後、3回目のブースター接種の拡大や、口から飲む治療薬の開発・普及など、ウイズコロナ期に移行するものと言われております。

新船は、旅客定員が現在よりも100名少ないものの、個室率が大きく向上し、トラックは現在よりも30台多い163台の大型トラックが積載可能

ということであります。

ぜひともコロナ禍のピンチをチャンスに変えて、積極的な営業展開を図ることで、県民が安心して見守ることができる経営体制を構築することが極めて重要であります。

コロナ禍からの回復が進みつつある中で、今後の物流・観光面から、本県経済への新船就航効果はどれくらい期待されるのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 新船就航の効果につきましては、物流・観光両面で大きな経済効果が期待できるものと見込んでおります。

まず、物流面におきましては、船の大型化によりまして輸送力が増強され、農畜産物などの安定的な輸送を確保することが可能となります。

また、ドライバーズルームの完全個室化により、物流を担うトラックドライバーの労働環境の改善につながるなど、産業分野における効果が期待されるところであります。

次に、観光面につきましては、大幅な個室化やペットと泊まれる部屋の設置など、時代に合った旅客ニーズに対応するとともに、船上コンサートや市町村と連携した船上イベントなど、移動そのものが楽しみとなる船旅ならではの魅力と独自性を高めることで、新たなターゲットの取り込みや観光客の増につながるものと期待しております。

○山下博三議員 新船就航効果への期待は大きいものがあるということであります。その期待を現実のものとするためには、フェリー業界やトラック業界に関する知識や経験と、関係者との信頼に基づく連携や協調が不可欠であります。

これまで50年にわたって培ってこられた黒木

相談役のノウハウは、計り知れない財産であり、その真価が生かせるのは、まさに新船就航後であります。

そこで、県に対し積極的に経営に参画するよう求めた附帯決議を踏まえて、取締役として経営に携わっておられる日隈副知事の新船就航後の経営に向けた考え方を伺いたします。

○副知事(日隈俊郎君) 長距離フェリー航路は、本県の主力であります農畜産物等の県産品を大消費地へ安定的に輸送するとともに、県外からの誘客にも重要な役割を担う、まさに本県経済の生命線であると考えております。

このような航路の重要性を踏まえ、その長期的かつ安定的な維持に向けまして、事業再生や新船建造の推進に取り組んでいるところでありますが、私自身、このプロジェクトにつきましては、事業再生の段階から深く関わりまして、再生に向け厳しい交渉を重ねるなど大変苦労した思いもありますので、今年6月、社外取締役に就任して以降、強い決意を持って経営に参画しているところであります。

今後は、来年4月の就航に向け、新船建造を着実に進めるとともに、コロナ禍による景気低迷からの回復を図り、経営安定を目指す重要な段階となってまいりますので、まずは旅客の回復と積荷の確保に積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

このため、引き続き、県内経済界をはじめとする関係者との緊密な連携の下、オール宮崎体制、全体の調整役として、経営の安定に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 よろしくお伺いいたします。

それでは次に、都城盆地農業水利事業について、農政水産部長に8問お伺いしてまいります。

幹線水路を整備する国営都城盆地農業水利事業は、昭和62年度から始まり、856億円の事業費を投じて、平成22年度に完了いたしております。

幹線からそれぞれの圃場までの水路を整備する県営事業は、平成3年度から開始され、現在の実施地区では令和6年までの計画となっております。

これまで整備された施設を適正に維持管理し、安定的な水供給を図るため設立された組織が、都城盆地土地改良区であります。

土地改良区には全部で52の地区がありますが、事業が完了しているのは12地区で、水利用が可能な面積は1,279ヘクタールであります。

そのうち、実際に水が利用されているのは88.7ヘクタールで、水利用率は6.9%となっております。

そこで、県営工事の現在の進捗はどうなっているのか、また、整備完了まであと何年必要と見込んでおられるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 都城盆地地区の県営事業では、ファームポンドなどの国営施設から圃場までをつなぐ支線水路や、給水栓の設置などの整備に取り組んでおります。

全体で52地区が計画され、令和2年度までに全体受益面積の約60%、31地区の約2,400ヘクタールで事業を進めており、そのうち約2,100ヘクタールが整備済みであります。

完了時期につきましては、現時点の計画では令和14年度までに全ての県営事業を完了する予定としております。

○山下博三議員 未着手地区が全体の40%もあるということではありますが、事業実施に向けた同意取得の状況はどうなっているのか、また、同意取得が進まない理由は何か、お伺いいたし

ます。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 事業実施に当たっては、地元農家や関係市町から成る各地区の事業推進協議会が中心となって、県も支援しながら、事業化に向けた同意取得に取り組んでおります。

しかしながら、農家の高齢化や土地持ち非農家の増加に加え、畑地かんがい施設と区画の拡大を行う圃場整備を一体的に整備する地区においては、全ての地権者の同意を取得する必要がありますことから、事業負担金や相続問題のほか、不在地主の土地が存在するなど同意取得に苦慮していると伺っております。

○山下博三議員 土地改良区理事会終了後、私は、畑にどのような作物が栽培されているのかを確認するため、地域の畑地を巡回して関係者の皆さんとも意見交換を行ってまいりました。

驚いたのは、県営事業が完了して水がいつでも使えるにもかかわらず、作物の作付がされていない圃場が散見されているということでありました。

畑地かんがい事業実施地域で作付されていない農地、いわゆる未利用農地はどれぐらいあるのか、また、なぜ利用されていないのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 都城盆地畑地かんがい営農推進協議会が令和2年に行った作付調査の結果では、事業着手面積のうち作付がされていない農地が約14%、荒廃農地が約3%、合わせて約17%、約400ヘクタールが未利用農地となっております。

これは、高齢化による担い手の減少や、耕作者の農地が点在し効率化が図られていないことなどが主な要因であると認識しております。

このため、農地中間管理事業を活用し、担い

手への農地の集積・集約を進めるなど、関係機関が一体となって、整備された農地の利用率の向上に取り組んでいるところであります。

○山下博三議員 未利用農地が400ヘクタールもあるということであります。

私はこれまで、畑地かんがい事業を推進する応援団の一人として、様々な課題の解決に取り組んでまいりました。整備された農地が利用されず枯れ果てている現状を見て悲しくなり、涙があふれる思いであります。どうしても利用できない事情があるのであれば、農業関連の用途や地域振興施策への活用も柔軟に検討することが必要であります。

都城盆地土地改良区の受益地は、平成11年には3,966ヘクタールでありました。その後、ハウスや畜産といった農業用施設への用途変更や、宅地など農業以外の用途とするための除外などがあり、78ヘクタールが減少しております。

土地改良区によると、用途変更や除外を行う際に、国や県は同面積以上の代替地を新たに編入するよう指導を行っているということであります。

しかし、当初、事業計画を策定する際には、採択のための面積要件をクリアするため、地域全体を受益地としており、新たな代替地はそう簡単に見つかるものではなく、用途変更や除外にも時間がかかること、また、一部断念しているということであります。

先日、都城志布志道路の開通について、3年後には全線開通するとの見通しが公表されました。

この整備により、都城盆地地区の受益面積が、今後、約20ヘクタール減少するということでもあります。公で進める工事等につきましては、面積の減少に伴う代替地の確保は求められ

ておりません。

しかし、農家の畜舎の建設など、農村社会における第1次産業の取組において、受益地が減る場合には様々な条件が課されており、何とも不条理だと感じているところではありますが、都城盆地地区の受益地の減少に伴う代替地の在り方についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 受益地の除外につきましては、関係市町や土地改良区などで構成する都城盆地農業農村整備事業促進協議会において、用水計画等に支障がないよう、関係する市町が代替地を確保するよう定めております。

県としましては、受益地の減少は、整備された施設の機能や土地改良区の運営に影響を及ぼしますことから、代替地の確保は重要であると考えておりますが、確保が難しい場合などもありますので、事案ごとに実情に合った運用がなされるよう、速やかに市町、土地改良区など関係機関と調整を図ってまいります。

○山下博三議員 都城盆地の令和元年度農業産出額は925億円であります。これは、本県産出額の27%を占めております。中でも、畜産部門が767億円で、地域の83%と畜産に特化した生産構造となっております。そして、飼料生産はほとんど行わない、豚や鶏が産出額の55%を占めております。

このような生産構造の中で、畑地かんがい施設の利用を拡大していくためには、水を利用する作目の導入と作付の拡大が重要であります。

しかし、土地改良区は、土地改良区施設の適切な維持管理を通じて農業振興を支える組織であり、水利用の啓発には取り組んでいるものの、自らが営農体系を変革することは困難であ

ります。

地域の営農体系を変革するには、県や市などの行政や関係団体が一体となって、本気で地域農業の在り方を考えていかなければならないと思います。

整備した基盤を活用して収益性の高い農業を展開するために、新品目や施設園芸など新たな営農体系の導入について、行政・関係団体と一体となって本気で検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 都城盆地地区では、大規模法人によるニンニクなどの新品目の導入や、水利用により収量・品質の向上が期待されるショウガなどの面積が拡大しております。

また、水田から畑かん受益地へ移転し、収量が向上したイチゴや、ハウス内湿度の調整により、薬剤の使用料が減少した施設キンカンなど、畑地かんがいの効果的な利用が拡大しております。

畑地かんがいは、天候に左右されない計画的な作付による輪作体系の確立や施設園芸の展開など、水を利用した様々な営農が可能になりますことから、スマート農業技術を活用した施設園芸の拡充や、土地利用型農業における高収益作物の産地化など、積極的な水利用による畑作営農の振興に、市町やJA、関係機関などとの連携を強化し、取り組んでまいります。

○山下博三議員 先般、地域の農業生産法人から、畑地かんがい用水を野菜の洗浄用に利用できるようにしてほしいという要望が国になされました。

国からは、受益者が圃場外で使用する作物の野菜洗浄については、営農上必要な用水であることから、目的外利用とはならないという回答

を得られました。

しかし、その条件として、受益地内で収穫された野菜の洗浄に限ることや、使用規定を定めて運用することなど、一定の要件が課されております。

また、畜舎の洗浄や冷却、家畜の飲用などの畜産利用も、地域の畑かん事業が完了するまでの利用を条件に、平成25年から認められました。

水利用率が決して高くない中、水を利用したい野菜農家や畜産農家の利用には一定の制限をかけ、さらには、受益地以外にも広く圃場を有する農業法人の野菜加工施設や、農業関連倉庫や工業施設などの受益地内への設置は認められておりません。

そこで、畜産用水や作付範囲の広い農業生産法人の野菜の洗浄など、幅広く、しかも条件をつけることなく利用を促進することが喫緊の課題と思いますが、見解をお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 畑地かんがい事業における水利用につきましても、その事業趣旨に基づき、受益地内の作物の生育や栽培管理に限られており、用途外の水利用については、都城盆地地区では、これまで、畜産用水希望者とダム等の施設所有者の国や河川管理者との協議を行い、一定のルールにより、暫定的な畜産利用が認められてきたところであります。

御指摘のありました、かんがい用水の幅広い活用により、露地野菜の生産基盤となる野菜確保施設や畜産施設などの生産環境を整えることは、地域の農業振興を図る上で有用であると認識しておりますが、用途外の水利用については、様々な制約もあり、関係機関との協議も必要となりますことから、県としましては、引き続き、農家や水利用を希望する事業者の声に耳

を傾けながら、施設所有者の国など関係機関との調整を図ってまいります。

○山下博三議員 畑地かんがい事業の課題の最後に、未着手地区の問題についてであります。

このまま当初計画どおり進めていくのか、それとも、真に水利用を求める地区について、より予算を集中して短期間で県営事業を実施していくのか、どちらがより効率的で効果的な税金の投入なのかであります。

土地改良区の土地改良施設の維持管理に要する経費は、利用する組合員の賦課金で賄うのが本来の姿であり、健全経営のためには70%以上の水利用率が必要とされております。

しかし、都城盆地土地改良区は、冒頭申し上げましたように、維持管理を行わなければならない受益面積が、現在約1,279ヘクタールであるのに、賦課金が徴収できているのは、その僅か6.9%であります。

都城市や三股町からの支援や、国・県からの受託事業がなければ、土地改良区の維持すらできないのが現状であり、かといって、いつまでも行政からの支援を求めることはできない状況であります。

長い事業期間の間に、担い手の構造は、所有する農地を最大限に活かして経営を行う家族経営から、規模のメリットを追求して、ひたすら効率化を求める法人経営へと変化してまいりました。

作目構成も大きく畜産に特化していく中で、事業が硬直化し、まさに農業振興の手段が目的化して、生きた予算とにならないことも懸念されます。

こういった背景を踏まえ、地域の意向を十分に確認しながら、水利用を求める地区に限って、大型機械が進入しやすいように農道を整備

し、支線水路を整備するなど、施設整備の在り方を再検討すべきと考えますが、見解はいかがでしょうか。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 畑地かんがい整備事業における、整備地区の優先度や施設整備の選定などの在り方につきましては、限られた財源の効率的な活用や、事業効果の早期発現の観点、さらには、担い手の経営の効率化が図られる環境にあることが大変重要であると考えております。

このため、事業地区選定や計画策定に当たっては、将来を担う中心的な担い手が、夢と希望を持った農業経営を実現できるよう、水利用や圃場の区画拡大、農道拡幅などの整備内容について、地元農家とも意見交換をしながら、取り組んでいるところでございます。

引き続き、地域の様々なニーズに応えながら、水利用の要望の高い地区から順次、事業を進めてまいります。

○山下博三議員 今回、都城盆地土地改良区の課題について8問質問させていただきましたが、土地改良区において、水利用を高めた高収益農業の展開と、畜産を主体とした盆地農業の現状をしっかりと見極め、農地の転用、水の多目的利用の拡大も含め、土地改良区の収益改善につなげることを提案しておきたいと思いません。

次に、農振法についてお伺いたします。

昭和44年に農振法が制定され、50年以上経過した中で、農村社会では様々な弊害もあったような気がいたします。

確かに、農村地域における乱開発を防ぎ、優良農地を残すことについては、それなりの役割があったかと思えます。

しかし、現状を見るに、あまりにも青地の3

面がかかっているならば転用、除外がなかなか認可されず、集落の中の自分の土地に家を建てることも、農地が繋がらないから無理だとの理由で、現実には農村から人がいなくなり、今日においては、若い人の世代がどんどん少なくなり、疲弊した限界集落が増えていっている気がいたします。

私も多くの相談を受けていますが、時代に合わない農振法に振り回され、多くの相談者が住宅を建てることができず、市、県の窓口で腹立たしさを感じております。

先日も、農村地域の中で、鉄筋業の方が施設拡充のため転用を申請しようとしたところ、厳しいとのことで相談がありました。なぜ農村社会にも必要な企業が育てられないのでしょうか。

優良農地も、荒廃農地がどんどん増えている中においても、50年以上経過している農振法が、さらに農村社会を疲弊に追いやっている気がいたします。

国の法律だからと現状から逃げるのではなく、積極的に国とも協議していくことが必要かと思えます。

行政で進める工業団地などは農振除外を許可し、農村地域で企業とも連携した取組などに対しては農振除外要件が厳しいと聞く現状をどのように考えておられるのか、お伺いたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農振農用地区域からの除外については、道路など公益性が特に高いと認められる事業は、除外が可能です。ただし、個別の案件では、周辺農地の営農に支障を及ぼさないなど、一定要件を全て満たした場合のみ、除外が可能です。

一方、農業・農村を取り巻く環境は、人口減

少の加速化など、御指摘にもありましたとおり、さらに厳しくなることが懸念されておりまして、農地制度の運用についても、優良農地の確保に加え、地域活性化の視点も重要であると考えております。

このため県では、市町村に対し、畜産施設等に併設した農家住宅の除外・転用に対しては、県独自の判断基準を示すなど、地域の要請に寄り添った対応を行いますとともに、必要な見直しについて国へ要望しているところであります。

また、地域の農業振興を目的とする、いわゆる27号計画や、農業と導入産業との均衡ある発展や就業促進を目指す農村産業法の活用についても、市町村と連携しながら、丁寧な対応に努めてまいります。

○山下博三議員 以上で質問を終わりますが、2021年から2025年にかけて、国土交通省において国土計画の課題、農村持続への実効策を示す検討会がなされております。

人口の東京一極集中を是正し、地方でも特に過疎化が深刻な農村を維持する政策の実効性が問われ、地域の話合いで将来像を描き、移住促進や生活環境整備など、国を挙げた施策で実現を後押しする枠組みが必要との見解であります。

来年6月には中間取りまとめがなされます。

国土交通省も、疲弊する農村社会の現状を大変危惧いたしております。農振法の見直しなくして、農村の活性化は期待できません。

11月25日、古川法務大臣が就任後初めて都城市を訪れ、池田市長との懇談会が行われております。その席上で、土地所有者不明土地が国土の2割に達している状況を説明され、災害復旧や公共事業などの妨げになるなど社会問題化し

ている現状を話され、古川法務大臣は、相続登記の申請が義務化されていることを踏まえ、住民への周知の協力を求められております。

農村の農地でも、土地持ち非農家や所有者不明農地が増加し、農村社会にぜひとも思い切った対策が必要であるということを申し上げまして、私の質問を終了します。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守副議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の横田照夫です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

先日行われましたCOP26(国連気候変動会議)において、日本は「化石賞」を受賞しました。でも、化石賞は決して名誉ある賞ではなくて、どちらかといえば不名誉な賞ということです。

今、地球温暖化防止に向けて、温室効果ガス、特に排出量の多い二酸化炭素の排出量を減らしていこうという動きが世界の潮流になっています。そういう中、日本は、大量の二酸化炭素を排出する石炭火力発電を引き続き維持していくとしているので、そのことが世界の潮流に相反しているということで、非難と皮肉を込めて化石賞という賞が与えられたということです。

しかし、例えば山登りをする際に、頂に向かうルートは幾つもあるのと同じように、地球温暖化防止という頂に向かうルートも、それぞれの国の事情に合わせてルートを決め、頂を目指せばいいのではないのでしょうか。

昨年、菅前首相は、「2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする」と宣言されました。そして今、日本は、民間も含めて国全体で地球温暖化防止に向けて大きくかじを切ろうとして

います。

本県も、第四次宮崎県環境基本計画の中に「2050年ゼロカーボン社会づくり」を掲げ、幾つもの施策を展開していこうとしています。自動車産業も、例えばトヨタ自動車は、ガソリンに代えて水素を燃やす水素エンジンの開発をしていますし、電気自動車や燃料電池自動車なども次々に開発されています。水素エンジンは、全ての車が電気自動車になったら、自動車関連企業で働く100万人の従業員が仕事を失うことになることを危惧して、エンジンを残しながらカーボンニュートラルに向かう道があってもいいのではないかと発想で、開発を進めているものです。これも、地球温暖化防止という頂に向かうルートの一つだと思います。

日本も、簡単に石炭火力発電をなくすことは難しいかもしれませんが、それでも、なるべく遠回りにならないように、できるだけ早くゼロカーボン社会を達成できるように努力していかなければいけないと考えます。

そこで、知事のゼロカーボン社会づくりに対する思いをお聞かせください。

今回のCOP26が開催されたイギリスのグラスゴーでは、世界中の若者が通りを埋め尽くし、数万人規模の大規模デモが連日行われ、各国政府に気候変動対策の強化を求めたそうです。

スウェーデンのグレタ・トゥーンベリさん(18歳)に代表されるように、今、世界中の若者が社会運動に参加し、世論喚起や問題解決の手段としてデモを戦略的に行っているそうです。例えば、2018年にフランスで起きた黄色いベスト運動では、デモの後に参加者が政策決定者と対話を重ね、その結果として、大統領直轄の気候市民会議が結成され、政府の取組に反映

されているそうです。

海外では、若者が社会運動に参加することは、投票と同様に推奨されていて、実際、主権者教育の中で、投票行動、陳情、デモなどの社会運動のやり方を教わり、小学生がデモに参加することも珍しくないそうです。

日本でも、学校教育の中で気候変動のことをしっかりと教え、このままでいけば自分たちの未来がなくなるということを認識させ、社会運動も含めて何らかの行動に移すことも、子供たちの権利としてあるのだということを教えるべきではないかと思えます。

あわせて、18歳から選挙権を与えて、若者に投票を呼びかけているにもかかわらず、社会運動に参加するとたたかれるような風潮があるようですが、そういう大人側の風潮も変えていかなければいけないと思えます。

そこで、教育長に、学校教育における主権者教育の考え方をお聞きます。

以上で壇上での質問を終わり、あとは質問者席からさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。ゼロカーボン社会づくりについてであります。

近年、豪雨や干ばつなどの異常気象が世界各地で発生しておりまして、国連が本年8月に公表した報告書では、「温暖化が人間活動の影響によることは疑う余地がない」と初めて断言され、このままでは災害がさらに深刻化するという非常に厳しい見通しが示されたところであります。

また、先月のCOP26において、2週間にわたり活発な議論がなされたように、地球温暖化対策は、世界が一丸となって取り組むべき喫緊の課題であります。これから、何十年先、何百

年先とつながっていくその将来世代に対する責務であると考えておりました、我が国としても、そして本県としても積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

このため、ゼロカーボン社会づくりを第四次環境基本計画の重点プロジェクトに掲げ、県民への普及啓発や再エネの導入支援などの取組を進めているところであります。県民や事業者の皆様にも、一人一人に自分のこととして問題意識を持っていただき、省エネなど、できることから取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

今後とも、県民の皆様のご理解と御協力をいただきながら、本県の強みである恵まれた自然環境や豊かな森林を最大限に生かして、2050年ゼロカーボン社会づくりにしっかりと取り組み、安心して暮らせる持続可能な社会を将来の世代に引き継いでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（黒木淳一郎君）〔登壇〕 お答えいたします。主権者教育についてであります。

主権者教育におきましては、投票行動につながる教育の充実はもちろんであります。加えまして、社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力が求められております。

そこで、小学校から高校まで、社会科などの関係する教科や、総合的な学習の時間並びに総合的な探求の時間等を通じて、社会に参画する基礎を培うための学習を行っているところであります。

こうした中で、まちづくりなどの課題について生徒同士で議論し、地域の方々と協議を深めながら、地元自治体へ課題解決の提言を行うなどの成果も見られるところでございます。

今後とも、こうした学習の充実を図りながら、学校教育における主権者教育に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 岸田首相は、石炭火力発電に二酸化炭素が出ない水素やアンモニアを使う「ゼロエミッション火力」の開発を示されました。難しい技術開発になるみたいですが、日本のやり方を世界が認めてくれるよう、早期の計画達成を期待したいと思います。

また、グラスゴーのデモには日本人の若者も参加しているそうです。彼らは、「数万人が参加すれば社会の大きなうねりになる。帰国後どうすれば幅広い人に思いが伝わるかを考えながら活動していきたい」と言っているそうです。

若者の投票率の低さが指摘されますが、子供たちや若者の意見表明権をもっと尊重してやれば、おのずと投票率も上がっていくのではないのでしょうか。

次に、古墳等の保護について伺います。

住吉バイパスの予定ルート内に広瀬村古墳があり、それを避けるために新築住宅などがかかる見込みとなっております。

宮崎市教育委員会設置の案内板によると、広瀬村古墳は、昭和14年に県指定史跡に指定されています。広瀬村古墳は、前方後円墳などの墳丘を持つ古墳と土器田横穴古墳等の横穴墓群から成り、現在は前方後円墳1基、円墳15基、横穴墓42基が残っています。

このうち、6世紀後半から7世紀後半に造られた土器田横穴墓群は、昭和40年代には131基が確認されていましたが、現在では5基が残るのみだそうです。

住吉バイパスは、総合農業試験場西側を通る予定となっておりますが、そのルートでは新築住宅2棟を含む住宅がかかるようです。そこで、

少し東側に振ることはできないかとの要望がありました。東側に振ると3基の古墳にかかる可能性があるとのことでした。

時代背景もあると思いますが、昭和40年代には131基あった古墳が、現在は僅か5基しか残っていないということは、あとは田畑や住宅、道路等になったということではないでしょうか。

そこで、道路等の開発事業における古墳等の埋蔵文化財の保護の基本的な考え方について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 古墳をはじめとする埋蔵文化財は、祖先の活動の歴史を伝える貴重な文化遺産であり、後世に引き継いでいくことは、我々の責務であります。

そのため、道路等の開発事業の実施に当たっては、まず埋蔵文化財の存在の有無について確認を行い、古墳や集落跡等の特に重要なものが存在した場合は、現状での保存措置を講じているところであり、それ以外の埋蔵文化財も現状での保存を原則としますが、やむを得ず保存が困難な場合は、発掘調査を実施した上で、報告書として記録保存しております。

県教育委員会といたしましては、今後も、開発事業者をはじめ、地元住民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、国民共有の財産である埋蔵文化財の保護を引き続き進めてまいります。

○横田照夫議員 特に重要なものが存在した場合は、現状での保存措置を講じているということですが、保存するだけでなく、活用することも大事だと思います。活用しないから、地元の人たちも古墳の存在を知らないのだと思います。学校教育に生かしたり、地域の人たちに史跡巡りをしてもらったりして、それらの文化財が地域の誇りになるような取組もお願いした

と思います。

今回の質問を考えるに際して、私が過去に質問した議事録を読み返してみました。そのうち、今でも気になるものを幾つか質問します。

まず、記紀編さん1300年記念事業です。

本県は、平成24年から令和2年までの9年間で、「本県の貴重な文化的・歴史的資源を見詰め直すとともに、その魅力をさらに磨き上げて県外にもアピールし、宮崎の未来を創造していく契機にしたい。神話という過去に取りまとめられたものと現在とを結びつけつつ、さらにそれを未来へと発展させていく」という趣旨で、温故知新をコンセプトとして、記紀編さん1300年記念事業を展開してきました。

私は、この事業が始まる以前の一般質問で、平成17年9月、平成19年2月、平成20年2月と、3回も、神社の神主が神事の最初のところで言う祓詞という祝詞を紹介し、全国の中で宮崎にだけしかないもの、それが日向神話なのだから、それを全国にアピールして、日本発祥の地を観光の目玉にしていくべきだと訴えてきました。それだけに、記紀編さん記念事業が始まったときには、我が意を得たりという思いで、本当にうれしかったです。

この記紀編さん記念事業は、国文祭・芸文祭みやざき2020を集大成とするとしていました。しかし、残念なことに、新型コロナウイルスの影響により1年間延期したものの、コロナの収束に至らず、県外からの参加者も少なく、中止や縮小を余儀なくされた事業も幾つもありました。

そこで、集大成としていた国文祭・芸文祭も含めて、9年間に及ぶこの事業を振り返っての知事の感想をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 記紀編さん1300年記念

事業は、御指摘のように、本県の宝であります日向神話やそのゆかりの地、神楽などを広く発信し、県づくりに生かしていくため、平成24年から約9年間にわたり実施してまいりました。

その間、神話巡りバスツアーや「神話のふるさと県民大学」の開催、旅行会社と連携したキャンペーンなどのほか、神話ゆかりの5つの県の連携によるシンポジウム、さらには、国立能楽堂をはじめとする県外での神楽公演など、様々な取組を行ってきたところであります。

また、新型コロナの影響によりまして1年延期となりましたが、この記紀編さん1300年記念事業の集大成として位置づけました国文祭・芸文祭では、「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」をテーマとして、県の事業のみならず、各市町村においても神話や神楽など数多くの事業が展開されたところであります。

こうした取組によりまして、まさに温故知新、我々が神話や神楽など、すばらしい宝を持っているという認識が県民の間に広まり、それをさらに今後生かしていこうという動きが徐々に広まってきたのではないかと、記念事業を始める前とその後とを比べると、その変化も感じられているところであります。本県を舞台とする日向神話などの本県の宝が県内外に広く再認識されるとともに、西都原をはじめとする古墳群の日本遺産認定や、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた動きにつながるなど、様々な成果が得られたところであります。改めて、これまで携わっていただきました全ての関係の皆様、心からの感謝を申し上げます。

○横田照夫議員 記紀編さん記念事業は終了しましたが、大事なのは、これまでの取組を今後どうつないでいくかということだと考えます。本県の貴重な文化的・歴史的資源である日

向神話や、それに関連する伝承・伝説、神楽などは、全国で宮崎にだけしかないもので、これからも、これまで同様にしっかりと取り組んでいくべきだと思いますが、知事の考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、記紀編さん1300年記念事業自体は一つの区切りを迎えたわけではありますが、これで終わりというわけではなく、この取組を一過性のものとすることなく、これまで磨き上げてまいりました神話や伝承、神楽など、本県の宝を今後ともしっかりと守り、継承し、そして県内外に発信して、これからの県づくりに生かしていくことが大変重要であると考えております。

このため、神話のふるさと県民大学や小・中・高校での出前講座、また、日向神話の漫画本の制作などにつきましては、今後とも工夫しながら継続してまいりたいと考えております。

また、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指して、今月26日には、国立能楽堂で神楽公演を開催することとしております。これも、東京・大阪等での公演が大変好評であります。今、コロナの感染状況も気になるところでありますが、何とかまた引き続き、そのような形で発信してまいりたいと考えております。

また、昨年度実施しました日本書紀1300年記念シンポジウムの内容につきまして、書籍としてまとめて出版するため、登壇いただきました学識経験者の皆様方に、現在、執筆をお願いしているところであります。

今後とも、このような取組を通じて、宮崎の宝の情報発信にしっかりと取り組み、その価値を最大限生かしながら、人材育成や地域づくりに努めてまいります。

○横田照夫議員 それを聞いて安心しました。

今後とも、日向神話を宮崎の宝として発信し続けていただきたいと思います。

次に、農政問題を10問、農政水産部長にお尋ねします。

令和元年度の農政水産部の新規事業に、「みやざき農業の魅力アップ！農業経営資源承継モデル構築事業」がありました。離農希望者が持っている経営資源を、就農希望者に円滑に承継する仕組みを構築するというものでした。その実績と成果についてお聞かせください。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本事業では、中古ハウスや畜産施設の改修並びに生産技術等の移転を支援しておりまして、令和元年度から2年度までの2年間で、21名の新規就農者に、ハウスなどの経営資源が承継されております。

本取組によりまして、就農時のコスト低減や早期の経営安定につながりますとともに、これらの経営承継の事例を基にした承継マニュアルや成功事例を、市町村やJA等と共有することにより、円滑な承継に向けたノウハウの蓄積や、市町村独自の支援が進むなどの成果が現れてきたところであります。

○横田照夫議員 私は、平成15年9月、私が議員になって初めての一般質問で、「後継者のいない農家が、就農を希望している家族ではない第三者に経営を移譲する方策は取れないものか」という質問をしました。その質問に対して、当時の田尻農政水産部長は、「質問にあった新規参入者に経営を移譲するシステムについては、新規参入者が就農しやすい環境整備の一つとして研究を進めてまいりたい」と答えられました。それから15年後にようやく事業化されたわけですが、速やかに実現に向けて取り組んでおられたら、今の農業担い手の現状も幾分か違っていたのかもしれないと思います。期待で

きる成果も出てきているようですが、今後、農業における第三者承継の取組をどのように展開するのか伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 第三者承継については、離農者の経営資源を担い手に引き継ぎ、本県農業の生産力を維持していく重要な取組であります。

このため、本年新たに「みやざき農業担い手確保総合対策事業」を創設し、承継されるハウスの改修等の支援に加え、各地域に関係機関・団体が一体となった、きめ細かな承継を支援するチームの設置を進めております。

さらに、本年8月には、民間企業と第三者承継の促進に向けた連携協定を締結し、中古の農業用施設等の取引価格を適正に評価するシステムの開発などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き第三者承継の取組を推進し、担い手の確保と生産力の維持に努めてまいります。

○横田照夫議員 長年、農業をやってきた熟練農家の経営技術や栽培ノウハウなども大事な農業経営資源です。離農する熟練農家のソフト面の承継も、しっかりとできるような取組もお願いしたいと思います。

平成17年9月、日本農業新聞に「用水路管理に行政支援の検討を」という記事が出ました。私も全く同感だったので、9月議会の一般質問で、「社会共通の資本である農業用水路を将来にわたって維持管理するために、集落機能の代替として、県や市町村などの公的関与が不可欠」という質問をしました。

水が流れなかったら米づくりはできません。農家は昔から結いの考え方で、所有面積の大小に関係なく、田んぼの持ち主全員が出て、農業用水路の補修整備をしてきています。しかし、

高齢化により、ほとんど限界に近く、あと何年続けられるか分からないような状態です。

今、県は、農業・農村整備事業の推進として、農業水利施設の適切な保全と長寿命化を図るため、機能保全計画策定に取り組んでいると聞きましたが、どのような内容になるのかを伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農業用排水路などの農業水利施設は、その多くが更新時期を迎えておりますことから、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図り、計画的な更新整備を進めていくという国の方針を受け、本県では、平成21年度に、「基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」を定めたところ です。

この実施方針に基づきまして、施設ごとの機能保全計画には、機能診断や劣化予測、更新整備の時期・工法などの検討結果を記載することとしており、現在、県が整備した基幹的な646施設のうち、優先度が高い140施設を選定し、令和5年度までに計画策定を終えることとしております。

今後とも、関係市町村や土地改良区等の意見を伺いながら、計画的に更新整備を行ってまいります。

○横田照夫議員 答弁にあったような事業も本当にありがたいとは思いますが、私がイメージしているのは、もっと田んぼに近い末端の水路です。田植の準備が始まる前などに草刈りとか泥上げなどをします。うちら辺りでは「たんど」と言っていますが、2月中旬頃にしますので、知事や農政水産部長にも、その実態を見ていただければと思います。

先日、麻生太郎氏が「北海道の米がおいしいのは、農家の努力ではなく温暖化のおかげだ」

と発言して、大きな反発を受けました。その発言のよしあしは別にして、温暖化の急速な進行の影響で異常気象等が発生し、作物の収量や品質の低下など、農業生産への影響が出ているようです。

本県は、平成20年度の新規事業で、「地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業」に取り組み、暑さから農水産物を守る対策、あるいは暑さを生かす対策について、総合農業試験場内に研究センターを設置して、産業界や大学などとも連携しながら、温暖化の実態調査や情報の収集を進めるとともに、品目あるいは作期の変更も視野に入れた対応策を検討し、全国に先駆けて、地球温暖化に対応した構造転換を推進していくとしていましたので、その年の2月議会で質問しました。

地球温暖化は、その当時よりもさらに進んでいると思いますが、農業における地球温暖化対応策に対しての県のこれまでの取組と成果について伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 御指摘のとおり、県内でも農作物の収量や品質低下が見られるなど、地球温暖化の影響が顕在化しております。

このため県では、試験場内に設置しました農水産業温暖化研究センターを核に、温暖化に関する情報収集や発信、影響予測を行いますとともに、温暖化から守る、温暖化を生かすなどの視点で、対策に取り組んできたところでございます。

具体的には、守る対策では、高温の影響を受けにくい水稻の新品種「おてんとそだち」の育成や、生かす対策として、ライチの栽培技術の開発などを行い、これらの普及により、温暖化に対応した産地構造の改革を進めているところ

であります。

今後とも、第八次長期計画に掲げます新防災の観点に基づき、地球温暖化に対応できる技術の開発と普及に引き続き取り組んでまいります。

○横田照夫議員 次に、ソーラーシェアリングについてお尋ねします。

ソーラーシェアリングとは、農地に支柱等を立て、その上部に設置した太陽光パネルを使って日射量を調整し、太陽光を農業生産と発電とで共有する、いわゆる営農型太陽光発電の取組です。営農を続けながら、農地の上部空間を有効活用することにより電気を得ることができるので、農業経営をサポートするというメリットがあります。さらに、増加する荒廃農地の再生利用という観点でも期待されます。

私は、平成24年11月議会で、三重県菰野町のタマリユ生産農家の取組を紹介しました。

「2.5メートルの高さで太陽光パネルを1,060枚設置し、パネル間には30センチの隙間を空ける。農地は半日陰になるが、タマリユは半日陰が生育に適していることから、転用許可を受けずに太陽光パネルの下で営農をしている。一般家庭150世帯分の年間消費電力相当の発電をする。県の経営革新計画としても承認されており、地元銀行から1億数千万円の融資も受けている」ということでした。

こういう事例を幾つか紹介し、将来に向けて農地の有効利用が図れるよう検討してほしいという質問に対して、当時の岡村農政水産部長は、「農地としての利用が見込まれない耕作放棄地については、地域農業の健全な発展との調和や地域の意見なども踏まえ、有効に活用されるよう努めていく」と答弁されました。

神奈川県現在のホームページを見ると、

「再生可能エネルギーの普及やエネルギーの地産地消を目指し、営農を続けながら太陽光による発電を行うことができるソーラーシェアリングの普及拡大を進めている」とあります。

他県では、ソーラーシェアリングの普及拡大を進めているようですが、本県の現状と普及拡大についての考え方を伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） ソーラーシェアリングは、平成24年度に国がその取扱いを明確化し、太陽光パネルを支える支柱の部分のみの農地を一時転用することで、営農を行いながら太陽光発電を可能とする仕組みでございます。

県内では、現在20か所、合計約4.3ヘクタールで取り組まれ、サカキやブルーベリーなどが栽培されております。

また、荒廃農地を活用する場合などでは、一時転用期間の延長や収量確保の要件が緩和されるなどの措置が図られておりますことから、県といたしましては、適正な制度の運用と普及拡大のため、広く周知や啓発を行い、本制度が有効に活用されるように努めてまいります。

○横田照夫議員 農家にソーラーシェアリングの導入可能性を示してあげれば、もっともっと普及拡大するのではないかと思います。しっかりとした取組を期待します。

私の所有する田んぼに、山の裾野にあって3畝(90坪)という非常に狭い面積のものがあります。数年前、農地中間管理機構から、その田んぼを機構に貸し出す考えはあるかという問合せが来ました。私は喜んで貸すという返事をしました。そうしたら、その後、その田んぼを調査したら、借受けできないと判断したという文書が送られてきました。

私は、平成26年2月議会で、始まったばかり

の農地中間管理機構についてたくさんの疑問がありましたので、それらの質問をしました。

農地中間管理事業が始まって、もう7～8年が経過しましたが、本県の現在の進捗状況と、一体的に行う基盤整備の取組状況について、お尋ねします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 直近の令和2年度末の農地中間事業による累計の借入面積は、全耕地面積の12.4%となる8,100ヘクタールであります。また、担い手への農地の集積率は、本事業開始前の平成25年度末の45.0%から、令和2年度末で53.6%となり、7年間で8.6ポイント増加したところでございます。

加えて、本事業で農地を借り入れて、一体的に簡易な基盤整備を行い、担い手に貸し付けた農地は、令和3年度までに1地区で25筆、面積で1.9ヘクタールとなっており、令和4年度にも同地区で26筆、約2ヘクタールを整備し、貸し付ける予定としております。

○横田照夫議員 先ほど、私が所有する田んぼの紹介をしましたが、農地中間管理事業の枠から外れる農地が集落の周辺にたくさんあると思います。そういう農地も担い手がいなくなり、荒廃農地になっているところが多くなってきました。

しかし、そういう農地も——先ほど山下議員の質問にもありましたが——市街化調整区域や農振法・農地法などの規制のため、売るに売れない状況にあります。

本来、農地は農家にとっての財産のはずですが、今の時代、そういう農地を買ってくれる農家はいません。売買して、いつでもお金に換えられるのが財産だと思いますが、使い道がないから買手もいません。国の土地を、税金と水利費を払って管理させられているのと同じです。

こういう状況を何とか打破しないと、集落の周りは荒れ放題になるばかりです。このような状態をどのように考えるか、お聞かせください。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農振法・農地法は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するための制度です。

一方、農振地域内においても、担い手の減少等により荒廃農地が増加している状況にありますことから、荒廃農地の中でも、再生利用困難な農地について、農業委員会による非農地判断がされた場合は、一定の要件がありますが、農振地域からの除外や、転用の事務手続などが簡素化されたところでございます。

県といたしましても、再生利用困難な農地を有効利用するための手続については、市町村や農業委員会と十分連携して、それぞれの現場の状況に応じて適切に対応してまいります。

○横田照夫議員 昔の篤農家と言われるほど、こういう農地をたくさん持っていて困っているという話も聞いています。このような農家の実態も把握していただきたいと思います。

今年の米価は、コロナ禍で外食需要が落ち込んだ影響もあって低迷しているようです。生産調整が民間主導に移って以降、最悪の状態だそうです。宮日新聞にも、在庫がだぶつく状況は今後も続く見込みで、関係者は「経営への影響は避けられない」と危機感を強めているとありました。

このような主食用米の価格低迷により、飼料用稲への転換がさらに進むのではないのでしょうか。

私は、平成26年9月議会で、飼料用稲の作付が地元の需要を上回るような状況になった場合、県内一円で広く流通させるシステムを早期

に確立させる必要があるのではないかという質問をしました。

稲作農家は、畜産農家と契約をして飼料用稲を作付し、畜産農家にWCSとして収穫してもらっていますが、畜産農家はもういっぱいいっぱい、これ以上は受けられない状況です。

田んぼの少ない中山間地の畜産農家等には、WCSの需要があるのではないのでしょうか。飼料用稲への転換を進める上で、コントラクターが介在した広域流通の仕組みを構築できないものかと考えますが、県の考えを伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 飼料用稲、いわゆるWCSは、米の需給調整をはじめ、水田の有効活用や飼料需給率の向上など、本県農畜産業を支える重要な作物であり、議員御指摘のとおり、今後、作付拡大を進めるには、需要の見込みがある中山間と平場との広域流通の仕組みづくりが大変重要であると認識しております。

このため、国の事業等を活用して広域流通の支援に取り組んだ結果、県西や県北地域などで地域内流通が進んでおります。

県としましては、引き続き、本年度新規事業の「牛・人・草が紡ぐひなたの畜産魅力アップ事業」の中で、WCSを含めた自給粗飼料の販売・流通に取り組むコントラクター組織の育成を図るなど、取組事例の拡大を進めながら、粗飼料の広域流通の促進に、積極的に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 今回の米価下落は、コロナ禍の影響が大きいのだと思います。コロナ禍が落ち着いたら、また上がるかもしれませんが、飼料用稲は、稲作農家にとっても畜産農家にとっても、本当にありがたい取組です。多面的機能を持つ田んぼを守るためにも、しっかりと取り

組んでいただくようお願い申し上げます。

西都市では、飼料用稲をWCSにする際に、穂が垂れるまで刈らせないと聞きました。刈取りが遅れるとヨトウムシが繁殖して、ラップに穴を開け、そこから稲の芽が出て稲わらが腐り、飼料にならないそうです。どうして乳熟期での刈取りが駄目なのか、市町村間でなぜ基準が違うのかを伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） WCSは、国が策定した栽培マニュアルにおいて、乳酸発酵に必要な水分や栄養価の観点から、稲の登熟期間の中盤から後半の収穫が望ましいとされております。一方、経営所得安定対策では、穂が出そろった後の収穫が交付要件とされておりますことから、御指摘の乳熟期も制度の対象となります。

県としましては、適切な収穫時期を記載した栽培暦の作成を指導するとともに、市町村、農協等と連携した制度の周知により、適切な運用に努めてまいります。

○横田照夫議員 ということは、農業指導員の認識の違いから来ているのかもしれませんが、指導員等の認識の共有化もお願いしたいと思えます。

燃油高騰が進んでいて、ハウス園芸農家の経営を苦しめています。2008年頃から2015年頃まで同じように燃油高騰があり、木質ペレット暖房機やヒートポンプの導入が進められましたので、平成28年2月議会で、その質問をしました。

そこで、現在の木質ペレット暖房機やヒートポンプの導入状況と、今後、燃油高騰対策にどのように取り組んでいくのかを伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） まず、木質ペレット暖房機につきましては、平成29年度まで

に95台が導入されましたが、その後の燃油価格の低下等により、現在は58台、約7ヘクタールの施設で稼働しております。

次に、ヒートポンプにつきましては、令和2年度までに約3,000台が導入され、重油を多く使用するマンゴーやピーマンを中心に、約170ヘクタールで活用されております。

また、今回の燃油価格高騰に対しましては、高騰時に補填金を交付し、農家の負担を軽減する国の施設園芸セーフティネット構築事業が準備されておりますことから、事業への加入促進を図りますとともに、二重被覆資材等の導入やヒートポンプの活用など、引き続き、省エネルギー対策とエネルギー転換の取組を強化してまいります。

○横田照夫議員 前回の一般質問で、農業収入保険への加入促進の質問をしました。燃油高騰にも、今ありました施設園芸セーフティネット構築事業への加入が有効だと思っておりますので、加入促進に力を入れていただきたいと思っております。

農政水産部長に10問続けて質問しましたが、集中砲火したみたいで申し訳ありませんでしたが、それだけ農家を守りたい、農業を守りたい、農地を守りたいとの思いからですので、よろしく願いいたします。

次に、福祉保健部長に伺います。

平成26年2月議会で、民生委員への情報提供の在り方について質問しました。民生委員の活動を円滑にするためには、行政からの情報は非常に大事ですが、個人情報保護法のため、必要な情報がもらえないというものでした。民生委員は、都道府県知事から推薦を受け、厚生労働大臣が委嘱する、いわゆる準公務員です。当然、県職員と同じように守秘義務が課せられています。そのように守秘義務が課せられている

民生委員に、なぜ行政が持っている情報を提供できないのかを尋ねたところ、当時の佐藤福祉保健部長は、「従来から、民生委員に必要な個人情報適切に提供されるよう市町村に助言してきたが、今後さらに徹底することにより、民生委員が活動しやすい環境づくりに取り組んでいく」と答弁されました。

しかし、先日提出された宮崎県社会福祉協議会からの要望の中には、「委員活動がより円滑に実施できる環境の整備は不可欠なので、活動に必要な個人情報が円滑に共有されるよう、市町村への働きかけをしてほしい」とありました。ということは、まだ十分に情報提供がなされていないのではないかと思います。改めて、民生委員の活動に必要な個人情報が適切に提供されるよう、市町村へどのように働きかけをしていくのかをお伺いします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 民生委員に対する住民の個人情報の提供につきましては、今年5月の災害対策基本法の改正に伴いまして、市町村が高齢者や障がい者など地域の要支援者を把握し、その個別避難計画を作成する際に、民生委員の関与が必要とされるなど、ますます重要となってきております。

民生委員につきましては、法の規定により守秘義務が課せられており、県におきましては、これまでも担当者会議の場などを通じて、必要な情報提供を行うよう市町村に要請しているところであり、今後、改めて状況を調査いたしまして、必要に応じ市町村へ助言するなど、民生委員の方々が活動しやすい環境づくりに一層取り組んでまいります。

○横田照夫議員 よろしく願いいたします。

以上で、私の過去の質問に関連した質問は終わります。

次に、人材確保について質問します。

老人ホームの若い職員が、入所者から「アミュープラザに行ったっちゃろが」「鬼滅の刃を見に行ったっちゃろが」と責めるように言われて、つらくて辞めていったと聞きました。職員は、入所者にコロナを感染させてはいけないという思いで、人の多いショッピングセンターとか、映画を見に行くこともためらうなど、抑圧された生活を送っているそうです。ただでさえ人材が不足しているのに、こういう生活が長期に及べば、ますます人材は足りなくなるのではないのでしょうか。

先日、宮崎県社会福祉協議会が出された要望書にも、「今般のコロナ禍の影響により、職員の離職等も懸念されており、適切なサービスの供給体制を維持していく上で、安定的な人材確保は、緊急性を伴う福祉関係者に共通する重要な課題となっている」とありました。

政府は、保育士や介護職の賃金を月9,000円引き上げることを決めましたが、それで職員の確保はできるかどうか分かりません。

そこで、保育士や介護職の人材確保対策について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 保育士や介護職員につきましては、配置基準は満たしているものの、新型コロナ対策に伴う負担も増加しておりまして、職員の負担軽減等を図るためには、さらなる人員の確保が必要であると認識しております。

このため、保育士につきましては、職員の平均勤続年数や技能、経験に応じた人件費の加算等により処遇の改善を図るとともに、修学資金の貸付けや保育士支援センターによる潜在保育士の復職支援などに取り組んでおります。

また、介護職員につきましても、事業所に対

する処遇改善加算等の取得支援や、介護ロボット・ICTの導入支援のほか、福祉系高校生への修学支援や留学生に奨学金を支給する介護施設への支援等に取り組んでいるところでございます。

なお、国の新たな経済対策におきまして、保育士等を対象とした、さらなる処遇改善対策が示されておりますので、こうした国の動きも注視しながら、県としましても、引き続き保育士や介護職員の確保に努めてまいります。

○横田照夫議員 看護師においても同じような状況ではないのでしょうか。

先日、宮日新聞に、日本医労連が医療現場の実態について調査した結果が載っていました。それによると、2021年度の離職者数は、2020年度と比べて28%増えたそうです。また、2020年度の離職者も2019年度より11%増えていたそうです。心身とも疲弊し、職場を離れる職員が増えているとありました。

新型コロナウイルスの切り札であるワクチンは、接種者が増えるにつれて、注射の打ち手の確保が問題になりました。そこで、資格を持ちながら看護の職から離れている潜在看護師にワクチン接種のお手伝いを要請しました。全国で、多くの看護師や准看護師が要請に応じてくれたようです。それらの看護師の復職を期待したいものです。

本県でも、今回の新型コロナウイルスで看護師が離職し、ますます看護人材が少なくなっているのではないかと危惧しますが、潜在看護師の復職支援も含め、看護人材の確保の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 看護職員の安定的確保は、地域の医療提供体制を支える上で非常に重要な課題であります。

このため県では、まず看護人材の確保促進の取組といたしまして、中・高生に対する看護ふれあい体験や進路相談会を開催するほか、看護学生に対する修学資金の貸与や養成所の運営費補助などに取り組んでおります。

次に、離職防止の取組といたしまして、新人看護職員研修や院内保育所の運営支援など、働きやすい環境づくりに取り組んでおります。

さらには、復職支援の取組として、潜在看護師をはじめとする復職を希望する方々に対し、求人・求職のマッチングや就業相談のほか、採血や点滴等の実技演習の実施など、再就職への不安軽減も図っております。

今後とも、県内医療機関で活躍する看護人材の確保が効果的、安定的に図られますよう、看護協会や大学などと連携して取り組んでまいります。

○横田照夫議員 本県の看護師に対するワクチン接種要請に関しては、551名の看護師が応募してくれたそうですが、そのうち297名が潜在看護師だったそうです。297名もの潜在看護師が、その能力を生かすために手を挙げてくれたことを大変うれしく思いますし、できることならば、さらにその能力を生かすために看護職に復帰していただきたいものだと思います。

なぜかしら時間がたくさん残ってしまいましたが、準備した質問は全て終わりましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 本日、自民党3人目、日向市選出の西村賢でございます。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

先月、日向市制施行70周年記念式典が開催されました。河野知事、中野議長にも出席していただきました。日向市は、昭和26年4月1日に県内6番目、3万1,733人の市として誕生いたしました。

この機会に先人たちの御労苦に感謝するとともに、改めて日向市の歴史を学ぼうと、市誕生の黎明期が詳細に書かれた市制20周年記念「日向市の歴史」という本を読みました。この本から先人たちのすさまじいエネルギーを感じましたので、少し長いですが、御静聴いただきたいと思えます。

日向市の初代市長三尾良次郎氏は、当時これといって産業のない日向市を、細島港を中心とした交通の要所とし、商工業都市として発展させようと覚悟したとあります。まだまだ道路よりも海運に頼る時代であったと思えます。

三尾市長は、地域発展のため、港の整備、工業用地の建設、企業の誘致に取りかかりました。市制スタート時からの様々な事業の地元負担で財政赤字が続き、徴税もうまくいかず、当時の資金繰りには苦労した様子がかげえまです。三尾市長は、「事業は貯金であり、日向市の財産である。施設を残し、人が集まり、日向市繁栄の元となる」と、できる限りの事業を続けたようです。

身の丈に合った財政運営であったかは、今では比較もできませんが、5年後の昭和31年には、日向市は財政再建団体となり、その後は再

建債で累積赤字解消の荒業も行ったようであり
ます。

市長のみならず、当時の県知事や県議会、市
議会、商工会と多くの方々が港の整備、工業用
地の建設、企業誘致などに東奔西走した結果、
時の大臣をも動かし、昭和39年の延岡日向新産
業都市指定につながっていきます。黎明期の三
尾市長の決断と取組がなければ、日向市の新産
業都市指定もなかったのではないかと思いま
す。

誕生時3万人足らずの日向市の人口が、多少
の市町村合併はあったものの、現在6万人程度
と人口が維持されているのは、先人たちが次の
世代のためにしっかりと社会的投資を行い、若
い世代の働く場をつくってきた努力のたまもの
だと思います。

私は、今、人口減少社会・少子高齢化の中
で、政治は弱気になっている、もしくは、それ
らを言い訳にして、新たな事業や将来への投資
は都市部への集中、そして地方への投資は
ちょっとずつやっておけばいいような感じも受
けます。折しも、コロナ禍で地方回帰の動きも
見られましたが、まだまだ実感はありません。

知事は、現在、全国知事会地方税財政委員長
として国を動かすという立場にあります。例え
ば、国が進めている企業の本社機能等を地方に
移転した場合に税制上優遇される「地方拠点強
化税制」のように、地方に働く場を創設し、都
市部から地方への人・物・金の動きをつくって
いく役割があると思いますが、どのように取り
組まれているのか、知事に伺います。

あわせて、知事が地方税財政委員長として国
の制度を変えることは容易でないと思います。
税財政委員会の事務局を担う政策調整監は、都
市部から地方への働く場創設などの国の制度の

改善に向けてどのような取組を行っているの
か、渡辺政策調整監に伺います。

関連して、先ほど申し上げたとおり、細島港
は長い年月をかけて、地域産業、企業集積の中
心として整備がなされてきました。現在では、
背後の工業地域はほぼ立地企業で埋まりました。
立地企業からは、港湾の新規整備とともに、
今後の九州中央道の完成も見据え、さらなる
工業用地の拡大を求める声もあります。

県の港湾計画にある18号岸壁の整備は、大深
水岸壁整備と工業用地確保のためにも悲願でも
ありますが、なかなか今のところ動きが見えて
こないものがあります。国も新規の港湾整備に
対して厳しい見方をしていると思いますが、今
後の細島港の整備の展望について、永山副知事
に伺います。

以上で壇上からの質問を終え、以降は質問者
席より質問を続けます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えしま
す。地方の働く場の創出についてであります。

コロナ禍の中で、地方移住等への関心が高ま
るなど、国民の意識や行動の変容が見られ、ま
た、企業の地方移転の機運も高まる中、地方に
おいて若い世代が安心して働ける質の高い雇用
の場を創出するには、地方独自の取組はもとよ
り、国の制度改正による後押しも重要だと考え
ております。

一例として、地方への本社機能の移転や地方
でのその拡充の促進によりまして、雇用の創出
につながってまいりました地方拠点強化税制が
あります。この適用期限が今年度までとなっ
ておりますことから、地方税財政常任委員長と
して、その延長等を政府・与党に働きかけてお
ります。今年の税制改正につきまして、地方税で
も幾つかの論点がありますが、その主要項目と

して強く訴えているところでもあります。

人口や大企業が東京をはじめとする大都市に集中している社会構造を是正することが、我が国の危機管理上も、また、国全体の活力を高め、いく上でも極めて重要であると考えております。

今後とも、全国知事会の地方創生の本部等とも連携し、本県はもとより、全ての地方が個性を生かして共生する社会の構築に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（永山寛理君）〔登壇〕 お答えします。細島港整備の展望についてであります。

細島港は、古くから海上交通の要衝として栄えており、県では、東九州の物流拠点と位置づけ、整備に取り組んでおります。

現在、急増する木材などの輸送力強化のため、水深10メートルの16号岸壁の整備を進めるとともに、近年のトラックドライバー不足や排出ガス等の環境問題を背景とした船舶利用の高まりから、ローロー船用の19号岸壁の早期整備について、国への要望活動を行っております。

議員御指摘の18号岸壁は、貨物船の大型化や大量輸送に対応するため、水深15メートルを有する港湾施設として、平成28年2月に港湾計画に位置づけたところでありますが、その整備に当たりましては、大型貨物船による取扱貨物量の増加が大変重要なポイントとなっております。

県といたしましては、社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、地域の産業発展を力強く後押しできるよう、貨物増加に向けたポートセールス活動を展開するなど、細島港を含む県内港湾のさらなる整備につながる取組を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○政策調整監（渡辺善敬君）〔登壇〕 お答え

いたします。地方税財政常任委員会の事務局としての取組についてであります。

知事会としての要請活動を実のあるものにするため、国の制度改善に向けて、関係県の幹部等と連携を密にすること、全国の制度の活用実績や制度の継続・拡充要望を調査すること、客観的なデータに基づき、実情を聞き取った上で要請案をつくることなどに取り組んでいるところであります。

御指摘の働く場の創出などに向けた地方拠点強化税制の延長等につきましては、知事の指示に基づきながら、この制度によりマイナスの影響を受ける東京都への直接訪問や、地方創生を取りまとめる関係県との協議に取り組んでおります。

今後とも、一層充実した活動ができるよう、広域連携推進室職員とともに工夫を重ねてまいります。〔降壇〕

○西村 賢議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。

知事の答弁の中でも、大都市集中の是正ということがありました。ぜひ委員長としてもやっていただきたいと思ひますし、当然、大都市を抱える都道府県もごさいます。その人たちとの折り合いもしっかりつけていていただきたいと思ひます。

また、本県の知事としても、しっかりとリーダーシップを発揮していただきたいと思ひます。昨日は知事4期目の出馬表明もされましたが、宮崎県のビッグボスとして頑張っていたいただきますようお願いしたいと思ひます。

関連して、工業用地について質問いたします。

先ほども申し上げたとおり、細島港の工業用地はほぼ埋まった状況にあります。もはや周辺

には事業用の土地が少なく、山を切り開くとなると、かなりの造成費がかかります。

今後の企業立地の用地確保のため、細島港周辺の日向市や門川町などで、県と地元が連携した工業団地の造成はできないものかを商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 企業立地の促進を図る上で、立地の受皿となります工業用地の確保は大変重要であります。

このため、県ではこれまで、日向市や門川町など市町村が実施する工業団地造成に係る調査事業や基盤整備に対して、補助金による支援などを行っております。

工業団地につきましては、企業ニーズと地域の実情を踏まえ整備することが重要でございますので、県といたしましては、引き続き、市町村で行う団地整備を支援するとともに、市町村と連携しながら企業立地を進めることで、県内への新たな投資や雇用の創出につなげてまいります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

続きまして、女性の活躍について伺います。

この数年で、女性の活躍、男女共同参画の推進と言われ続け、一方では、#MeToo運動や医学部合格者の男女比問題など、女性差別が可視化されてきました。

また、LGBTQ運動の拡大もあり、以前は女性だけお得なレディースデー割引という言葉もよく耳にしましたが、最近ではそれすらも減ってきており、社会も大きく変化してきたように感じます。

私も言動に気をつける必要があると思い、女性目線で書かれた本を数冊読んで学んでいます。若い世代では男性の育児や家事の参加が広がっているとはいえ、まだまだ社会的に女性の

活躍を後押ししているとは言い難い状況もあります。

昨日の満行議員の質問にもありましたが、政府も、第5次男女共同参画基本計画の中で、政治・司法・経済・社会分野ごとに課題を指摘し、是正に向けての数値目標を示しています。

衆議院議員候補に占める女性割合の政府の数値目標を、2025年に35%に引き上げることに對し、10月に行われた衆議院選挙でも17.7%だったと話題になりました。

先進国の中には、クォーター制を用い、女性議員比率を上げている国もあります。これには女性を増やすことには即効性があるものの、いわゆるげたを履かせることへの不満や不公平感もあります。

知事は、政治や経済分野での女性の活躍に対してどのように考えているのか、知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） こうした政策や方針決定の過程に女性が参画し活躍することは、豊かで活力ある社会を築いていく上で大変重要であると考えております。

このため、政治分野におきましては、選挙における男女の候補者の数をできるだけ均等にすることを目指す法律が平成30年に施行され、また、経済分野におきましては、女性活躍推進法等によりまして、女性の雇用拡大や管理職への積極的な登用などの取組が行われているところであります。

そして、こうした取組と合わせて、職場や地域社会などあらゆる場において、女性がその意欲と能力を生かせる環境の整備が進んでいくことが重要と考えているところであります。

一方で、男女の固定的役割分担意識が根強く、家事や育児などについてはいまだに女性の

負担が多いなど、解決すべき課題が多く残っている現状にあります。

このような中、県におきましては、今年度、男女共同参画プランの改定を行う予定としております。

また、九州知事会におきましても、男女での育児参加の動画をつくるなど、様々な啓発活動に取り組んでいるところでありまして、今後とも、男女ともに活躍できる環境づくりに、様々な形、様々なチャンネルを通して取り組んでまいります。

○西村 賢議員 第5次男女共同参画基本計画の中でも、「地域において、固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性が大都市圏への流出が増大。地域経済にとっても男女共同参画が不可欠」とあります。

本県の人口動態の状況を見ますと、毎年18歳から24歳の女性が、県内転入より県外転出が多い転出超過となっており、この直近の5年間では8,000人も、この世代の女性が県外へ流出しています。また、この年代よりも後でも、ほとんどが転出超過となっており、ほとんど戻ってこない現実がうかがえます。この現状を見ると、将来の本県の人口減が容易に想像でき、恐ろしくなります。

若い女性が住みたい、住み続けたいと思う地域でないと、その地域が存続していかないということは、当然であります。女性が住み続けたい環境をつくっていくことも、政治の役割であると思いますが、女性の都市部への流出に対して、もっと焦点を当てて、しっかりと県、市町村が対策に取り組んでいく必要があると思います。

県の政策決定に女性の意見をどのように取り入れていくか、また、若い意見をどのように取

り入れていくかが鍵となりますが、県の政策において、実際に女性目線で実現した取組があるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 本県では、進学や就職をきっかけとする若年層の県外流出が続いておりまして、議員御指摘のとおり、中でも20歳から24歳の女性につきましては、最近、男性の1.5倍の転出超過の状況にあります。

このため、県の政策におきましても女性の意見を取り入れていくこと、そして、女性に選ばれる宮崎づくりを早急に進めていくことが重要であると認識しております。

これまでも、次世代の女性農業者の育成に向けた交流会の開催や、農業法人の休憩所、簡易トイレの整備支援など、女性がより就労・定着しやすい環境づくりのほか、子育て応援カードのデジタル化による利便性の向上など、女性の意見を踏まえた取組も展開してきているところであります。

引き続き、女性の立場に立った施策の展開に努め、女性が暮らしたいと思う地域づくりに取り組んでまいります。

○西村 賢議員 この数字を計算してみると、本当に恐ろしいなと思いました。これは、県をはじめ市町村との連携を、今後ともよろしく願いしたいと思います。

さらに、本県の現状を見ますと、本県は離婚率が高く、母子世帯も1万5,000世帯を超えています。母子世帯の中には、非正規雇用でアルバイトを掛け持ちしている人もいて、このコロナ禍で影響の大きかった宿泊業や飲食業で働いているケースもあり、厳しい状況がうかがえます。

一般的に夫婦離婚時は、親権は母親側が取る 경우가多く、別れた配偶者が、約束どおり養育

費や慰謝料を払わない事例も多く、ひとり親家庭の困窮の一因となってきました。

先述の第5次男女共同参画基本計画の中でも、ひとり親家庭への養育費の支払い確保を示しており、2020年4月、民事執行法改正により、離婚時の慰謝料や養育費を不払いする者の財産を差し押さえる事前情報提供が厳罰化され、相手方の財産開示の実効性が飛躍的に高まりました。それにより情報開示のハードルが低くなり、最高裁の発表によると、2020年度は3,930件と2019年度の7倍に増えているとのことです。

慰謝料や養育費の支払いが行われることは、ひとり親困窮対策の一助になると思われませんが、本県の養育費・面会交流支援事業の実施状況について、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 養育費の確保を図るためには、父母が離婚する前の明確な取決めと不履行の防止が重要であり、公正証書の作成や家庭裁判所の調停、また、議員から御指摘のありました、不履行の場合の財産開示手続などの法的手続を活用することが有効であります。

このため県では、今年度から養育費・面会交流支援事業を創設し、県母子寡婦福祉連合会を窓口として、法的手続の活用などを必要とするひとり親世帯を対象に、弁護士に無料で相談できる取組を実施しております。

今後とも、市町村やひとり親世帯の支援を行う民間団体などと連携し、本事業の活用を幅広く周知しながら、ひとり親世帯の養育費確保が円滑に行われるよう、必要な支援に努めてまいります。

○西村 賢議員 次に、コロナワクチン接種対

策について伺います。

報道によれば、南アフリカの新種の変異株「オミクロン株」が見つかり、政府も外国人の入国制限を行うなど、素早い対応が取られています。コロナ対策は、まだまだ油断できない状況が続いています。

日本全体で感染者が激減し、少しずつ平穏を取り戻してきていますが、海外に目を向けると、ワクチン効果が弱くなった地域から感染が再拡大しているとの報道もあります。ワクチンの追加接種は重要であると考えますので、幾つか質問を行います。

今年のコロナ第5波の流行時は、県内感染者の急増により、県民から早期のワクチン接種を望む声が多くあり、自治体関係者はじめ、医療、県当局の方々も苦慮されたと思います。

各市町村のコロナワクチン接種において、自治体ごとに接種までの方法が異なり、接種スピードに大きな開きがありました。

遅れている地域の住民からは、不平不満や心配する声が多く上がりました。接種の遅れていた日向市では、市の集団接種に歯科医師会が協力していただき、大変助かりました。

1回目、2回目の初回接種において、遅れている市町村に対して、県はどのようなサポートを行ったのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 1回目、2回目の初回接種におきましては、市町村ごとに差はありましたが、個別接種への地域の医療機関の協力や、集団接種における医療従事者の確保が課題となったところであります。

このため、県におきましては、必要に応じ、接種の遅れが生じている市町村を直接訪問するなど、指導助言を行いながら、個別接種や集団接種の促進に必要な財政支援を行うとともに、

県が医療従事者を公募し、市町村の集団接種において活用いただいたところであります。

さらには、接種が遅れている地域を含めて、県主催による集団接種を県内6会場で実施し、接種率の底上げを図ったところであります。

○西村 賢議員 今後、3回目接種を12月から始めると報道されています。今、感染者数が激減しているうちに予防接種をすることが重要であるとの専門家の意見もあります。一度拡大が始まれば収束するまで時間がかかり、多くの犠牲があることを、我々は第5波のときに体験しました。しっかりと3回目の接種が進むように、追加接種の準備状況、また接種計画について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 3回目の追加接種につきましては、2回目の接種完了から原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象に実施されることとなっております。

現在、市町村においては、これまでの接種体制を活用しつつ、準備が進められているところであり、先行して2回目接種が完了した医療従事者に対する接種券について、本日時点で、半数を超える市町村が発送しているところであります。

今後、8か月経過を見越して、順次接種券が発送される予定であり、医療従事者の12月からの接種に続き、高齢者が来年1月から、その他の方々については、おおむね3月から開始される計画となっております。

県といたしましては、市町村への情報提供や支援等を行いながら、円滑な接種に向けて、必要な取組を着実に進めてまいります。

○西村 賢議員 今回の3回目の追加接種に当たっては、2度打ったものと違うワクチンを打つ、いわゆる交互相種も認められています。

これまでと違うワクチンの種類を打つことに県民の不安もあると思いますが、逆に違う種類のワクチンを打ったほうが免疫効果が高いという研究成果もあるようです。

とはいえ、前回の接種で副反応に苦しんだ方々も多く、交互相種の安全性を県民にどう説明していくのかが、接種率向上にも影響があると思います。副反応を含めた交互相種の安全性や効果について、県民に対してどのように周知していくのか。また、現在拡大が懸念されているオミクロン株に対するワクチンの有効性についても、併せて福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 交互相種の安全性や効果につきましては、国の専門家会議におきまして、同種接種と差がなかったことが示され、また国において、3回目接種については、交互相種も行う方針が示されたところであります。

こうした情報も含め、過剰な不安から接種を控えることがないように、県民に適切な情報を発信していくことが大変重要であると考えております。

また、県におきましては、国に対して、交互相種の効果や安全性に対する詳細な情報を発信するよう求めてまいりますとともに、市町村と連携し、新聞等による情報提供や啓発チラシを接種券に同封して発送していただくなど、情報発信に積極的に取り組んでまいります。

なお、オミクロン株に対するワクチンの有効性につきましては、現在、その確認が進められているものと認識しております。

○西村 賢議員 このオミクロン株の拡大というものがないにこしたことはありませんし、また、このコロナも本当に早く収束していただきたいと思っております。また、県当局の皆様方

の長きにわたる努力に感謝申し上げます。

次に、燃油高騰による農業への影響について伺います。

原油高騰と円安進行の結果、灯油・重油などの油脂製品価格は、1年前と比べ6割以上、上昇しています。政府も、備蓄石油の放出を決め、高騰する原油価格に対処していますが、今後の経過も注視していかねばなりません。

燃油の高騰は、車が必需品である本県民の生活を直撃し、家計への影響はもちろんのこと、多くの産業にも影響を及ぼしています。建築資材や食料、家畜飼料などにも影響が出てきており、本県の農業への影響が懸念されます。

これからの時期は、特に、本県のハウス農家にとっては極めて厳しい燃油の経費増、また、畜産業者にとっては飼料高騰という経費増があります。

施設園芸農家にとって、国が燃油価格高騰に備えた施設園芸セーフティネット構築事業を準備し、募集締切りを延長して、農家に加入を促しています。また、畜産飼料の高騰対策としては、国が配合飼料価格安定制度への加入を促していますが、それらの事業を県はどのように推進しているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） まず、施設園芸セーフティネット構築事業は、現在、12月17日を期限とする3次公募が実施されており、県では、部のホームページ「ひなたMAFiN」や、関係機関を通じた農業者への情報提供に努めるなど、制度への加入を積極的に進めているところであります。

また、畜産の配合飼料は、海外の生産状況や為替相場による価格変動が大きいことから、配合飼料価格安定制度への農業者の関心が高く、その加入は進んでいるものと認識しております

が、今後、関係団体と連携し、さらなる制度の周知に取り組んでまいります。

いずれの対策も、農家経営を守る重要な制度であり、今後の価格高騰の状況によっては、基金枯渇も予想されますことから、関連予算の確保等について、引き続き国に対し強く要望してまいります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

次に、ゼロカーボン政策と山の保護について質問いたします。

先般、英国で開催されましたCOP26では、先進国と後進国の意見の相違、各国の思惑の違いが顕著に表れた結果で終わりました。

しかし、温暖化を防ぐというゼロカーボンへの取組は、行政にとっても喫緊の課題となっています。

数ある発電の中でも、CO₂を全く発生させない水力発電は最も理想的だと言われており、付加価値が高まっています。

現在、本県では、企業局のダムが水力発電を行い、九州電力に売電しています。九州電力とは現在長期契約中であり、16年契約で残り4年となっています。売電価格は2年置きに契約更改を行っているようですが、今の売電価格が妥当な額なのでしょうか。

現在、電力自由化で複数の新電力企業が誕生しております。九電との契約が悪いというわけではありませんが、長期契約終了後は、より高額な売電を新電力企業へ行うことが可能なのか、企業局長に伺います。

○企業局長（井手義哉君） 企業局が運営する12の水力発電所に係る電力につきましては、総括原価方式に基づき、必要な費用と利益を確保し、安定した経営を継続していくため、九州電力株式会社と、平成22年度から令和7年度ま

での電力需給に関する基本契約を締結し、2年置きに料金の改定を行っているところであります。

近年では、電力システム改革の進展により、多くの新規小売電気事業者、いわゆる新電力が参入しており、基本契約の期間満了後は、これら新電力を含めて、売電先の選定を行うこととなります。

その選定に当たりましては、引き続き健全経営の維持を最優先としつつ、国や他の公営電気事業者、電力市場の動向を注視しながら、脱炭素社会の実現に寄与する水力発電の価値が適正に評価されるよう、的確に対応してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 さらに企業局長に伺います。

企業局では、平成18年より、水源涵養のため、未植栽地を対象に植栽を行う緑のダム造成事業を実施されていますが、この事業の意義と今後の展開について伺います。

○企業局長（井手義哉君） 緑のダム造成事業は、企業局の発電事業に関係するダム上流域の未植栽地を、水源涵養機能の高い森林として整備するもので、安定的な電力供給に資することを目的としております。

これまで、県内8河川、35か所、面積にして502.5ヘクタールの山林を取得し、植林や下草刈り等を実施してまいりました。

電力の安定供給はもとより、土砂流出防止による濁水の軽減や、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止など、環境保全にも貢献しているものと考えております。

また、記念事業として行う植樹祭では、地元の小学校の児童やその保護者が、実際に植林を体験することから、自然環境意識の啓発といった効果も期待されるところであります。

企業局としましては、今後とも、森林組合をはじめ地元市町村の協力もいただきながら、本事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 すばらしい事業だと思いますので、継続していかれるようお願い申し上げます。

本県にとって、木材需要の高まりは追い風となり、長らく放置されていた人工林も、伐採が進んできています。しかし、一方では、伐採後に植栽されず放置されている山林が、あちこちに見られるようになりました。山を荒地のまま放置することはできず、国土保全の観点からも、再造林は喫緊の行政課題となっています。

林野庁は、通常より早く成長する早生樹の植栽を強化すると発表しました。杉を植栽して伐採し、収益を上げられるまでに40年から50年の月日と、間伐などの手間とコストがかかります。林野庁が植栽候補に挙げているセンダンは、成長速度が速く、杉の約半分の年月で成長します。

センダンの木目自体は、家具材やフローリング材などに適しているそうで、荒廃地対策のみならず、有効活用も考えられます。

本県のセンダンの植栽の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、多様で豊かな森林づくりの一環として、広葉樹造林を推進しており、この中でセンダンは、これまでに約80ヘクタールが植栽されております。

センダンは、真っすぐに仕立てることができれば、20年程度で伐採し、家具の材料として利用できることから、県では昨年度、モデル林を設置し、その実証に取り組んでいるところであります。

また、県内における取組事例としては、諸塚村の林業研究グループが、センダンを加工している福岡県大川市の家具工業会と合同での植栽や、育林に関する研修会を実施しております。

センダンなどの早生樹は、短期間で成長し、森林吸収源対策の有用樹種としてゼロカーボン社会の実現にも貢献することから、県としましても、引き続きその普及に努め、多様で豊かな森林づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。本当にセンダンというのはすばらしい木だなと思っております。また、センダン以外にも早生樹の種類はあるそうです。県の林研センターでの研究も深めていただきますようお願いいたします。

続きまして、教育環境について質問いたします。

本県の県立高校が校区自由化となり、14年が過ぎました。校区自由化の影響で、人気の学校の競争率は上がりました。しかし、競争倍率が1.0倍を超えている普通科高校は、全体で僅か4校であると聞きました。学校ごとの特色ある学校づくりは進んでいるのでしょうか。

この競争倍率から考えると、県下一円に多くの高校がある中で、中学生が志望校を決めていく際の参考となる特色ある学校づくりとは何なのでしょう。特色ある学校づくりの取組状況を、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、各高校の魅力を高め、中学生から選ばれる学校となることを目標に、特色ある学校づくりを進めております。

そのため、昨年度から各高校の使命を改めて吟味し、本年7月にはスクールミッションとし

て再定義し、公表したところであります。

このことを踏まえて、各高校におきましては、例えば、新たに整備したICT機器を活用して海外の学校とオンラインでディスカッションをしたり、導入した最新のデジタル設備を活用して最先端の職業教育を行うなど、魅力ある教育活動に取り組んでいるところでございます。

さらに、各高校の生徒が主体となってPR動画を作成し、それをユーチューブで発信することで、これまで以上に、中学生の学校選択に資する取組を進めてきたところであります。

○西村 賢議員 もっと中学生の参考となるように、分かりやすい差別化というか、特色づくりをお願いしたいと思います。

人気の学校、遠くでも通いたいという学校には、まず学力レベルが高い学校が挙げられます。中学生にとっては、県立学校に限らず、私立高校も進路の選択肢に入ります。

日向市の生徒を例に挙げますが、日向市から電車を利用し、宮崎市方面、延岡市方面に通う生徒も多くなってきました。通学のための費用はばかになりません。同じ学校に兄弟が2人以上通うようなケースでは、宮崎市内に家を借りて、母親がついていくこともあります。

また、来年4月からJR九州は特急料金を値上げする方針を打ち出しました。コロナ禍で電車の本数が減便され、さらに値上げとなると、通学する家庭の負担に影響があります。

さらに具体的な話をしますと、日向や門川から延岡高校に通い、朝課外に出席するためには、どうしても1便目の特急列車に乗らなくては間に合いません。延岡高校全校生徒数721人のうち、JR通学者は132人もいます。2割弱もの生徒が電車を利用しています。これは延岡高校

だけの状況です。県内各地域の遠距離通学を合計したら、果たして何人になるのでしょうか。

私は、JR九州宮崎事業部にも、普通電車の増便や値上げ見送りに対して相談に行きました。JRとしては、エクセルパス（特急定期券）の値上げは行わないというのが精いっぱい回答でありました。

このような問題は、校区自由化を決めたときから想像していなかったのでしょうか。これは日向市の生徒や保護者だけの問題ではなく、県内各地から遠方の高校に通わざるを得ない生徒が多くなっている現状を教育委員会は見過ごしてきたのかと、疑問を抱かざるを得ません。

朝課外については、前の議会でも議論がありました。県立普通科高校での朝課外はやるという方針が変わらないのであれば、せめて開始時間を遅らせる対応等はできないのか。来年4月の特急料金の値上げ、まだその前の中学3年生が目標高校を決めるまでに、何らかの解決策が示されるといいかなと思いますが、教育長の考えを伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） コロナ禍の中、列車やバスの減便等によりまして、遠距離通学の生徒や送り迎えをする保護者の皆様の負担が増すなど、通学に影響が生じていることは認識しております。

今後は、校長会とも連携し、課外の開始時間の設定も含めた朝課外の在り方について、PTAと学校が丁寧に協議を重ねるよう、働きかけてまいります。

○西村 賢議員 もうこれは14年たってきて、徐々に徐々に遠距離に慣れていったこともあるかもしれませんが、これはもう教育委員会だけの問題ではないかもしれません。前教育長、副知事も執行部側にいらっしゃいますけれ

ども、これは県全体でしっかりと考えていかなければ、先ほどのJRの減便でありますとか、場合によってはバス等も減便されていく地域もあるかと思えます。遠距離通学というものは、その家庭にとっては非常に負担が重いものでありますので、執行部全体でも考えていただきたい問題だと思っておりますし、教育長におきましては、早く何らかの解決策を示していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

今回のコロナ禍で大きく進んだことは、デジタルデバイスの活用であると思えます。Zoom会議、オンライン会議は時短にもつながり、かなり実用化もされてまいりました。

先日、新型コロナ対策特別委員会で泉ヶ丘高校に伺った際、ICTを使った授業を視察しました。その活用風景には驚かされました。各教室でデジタルデバイスが活用され、先生方も授業にうまく取り入れていました。中には不得意な教員もいるかと思えますが、その先生方の努力にも敬意を表したいと思えます。

しかしながら、まだ生徒全員に渡せるほどのタブレット端末がそろっておらず、3人で1台を使っていました。今後、全員に行き渡るまでにどのくらいかかるのか、また、このデジタルデバイスの導入で教員の負担はどうなっているのかを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、高等学校段階における1人1台の学習者用端末の整備につきて、全ての県立学校において来年度中にスタートすることを目標に、現在、整備方針の最終案をまとめているところであります。

具体的には、個人が所有する端末の使用を原則とし、端末が用意できない生徒につきて

は、貸出し用端末の整備等に対応する方向で検討しております。

次に、教員の負担についてであります。学校におけるデジタルデバイスの活用は、授業の効率化などメリットが大きい一方、操作に苦手意識を持つ教員が負担を感じていることも承知しております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、中核となる教員の育成や研修等の充実により、教員の不安解消や負担軽減に努めてまいります。

○西村 賢議員 生徒たちは楽々使うんですね、タブレットを。生徒たちは楽々使って、先生たちが教えてもらっているような状況もあるかと思いますが、我々が視察した中では、非常に生き生きとといいますか、先生たちもうまく活用して使っていました。黒板に文字を書く時間の短縮でありますとか、生徒に向かう時間が増えるとか、そういったメリットもあると思います。

今後とも、このデジタルデバイスの活用というものをしっかりと研究して、続けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、オリンピック新種目の本県の取組について伺います。

今年、オリンピックの競技種目となったサーフィンやスケートボードは、日本人選手の活躍もあり、大きな感動を呼びました。

スケボーと略しますが、スケートボード競技の実況から、「13歳、真夏の大冒険」「ゴン攻め」「ビッタビタ」は、流行語大賞にもノミネートされています。ちなみに、流行語大賞は、本日発表されるようであります。

サーフィンやスケボーは、かつてはちょっと不良がやるようなイメージがありました。オ

リンピック代表の活躍も追い風となり、スポーツとして認知され始めました。愛好者も増えてきているとのことです。

宮崎県はサーフィン天国であることは、既に御承知のことでしょうが、サーフインはレジャーであるとともに、競技スポーツであることを県が応援していくことも、これからは必要ではないかと思えます。

今年の東京オリンピックの活躍でも分かる通り、活躍する選手は幼少の頃からそのスポーツを始め、国内・国際的な大会で技術力やメンタルを身につけています。

今後、本県からこの分野で活躍できる選手を発掘し、育てていくことも重要ではないかと思えます。宮崎県内ではサーフィンのアマチュア大会も開催され、小学生が出場しているクラスもあります。ジュニアサーファー育成について、県の取組状況を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、本県では、ジュニアサーファー育成の場として、競技団体等が主催し、小中学生も参加できる大会が、県内各地で年間複数回、開催されております。

その結果、全国大会等の上位大会に進む選手も見られるなど、ジュニアサーファーの育成を図る上で貴重な機会となっております。

また、近年は、恵まれた環境を生かして、サーフィンを教育活動に取り入れる学校もあり、宮崎市、日南市、日向市におきまして、体育の授業や部活動等で行う例が見られております。

今後は、ジュニアサーファーの育成や強化などの体制づくり等について、関係団体等との協議を進めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 サーフィン愛好者の中にはスケートボードの愛好者も多く、スケボーもサー

フィン同様に東京オリンピックで人気が出ましたが、宮崎市を除いて、県内にはスケボーを安全にできる環境が少ない状況にあります。

日向市では、スケボー愛好者のために駅の高架下を時間限定で許可していましたが、マナーや時間を守らない人が増え、夜間の騒音やごみの放置が問題となりました。原因の一つは、愛好者が増えて場所が狭くなり、自由に使えないことも背景にあります。スケボーできる環境が少ないので、市外からわざわざそこにやってくる人もいるという話も聞きました。

許可時間内でやっている少年たちは、誰にでも挨拶をしますし、マナーも非常によいです。一部の利用者のせいで、いつまでも不良のイメージが残ってしまうのは残念であります。

日向市の高架下も、特段何かを設置されているわけではなく、管理者も不在の場所です。安全性にも問題があると思います。

安全にスケートボードができるスケートボードパークが、公園や運動施設内に建設されることが望ましいと思いますが、スケートボード普及に向け今後どのような取組ができるのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） スケートボードにつきましては、東京オリンピックで、本県出身のスカイ・ブラウン選手が銅メダルを獲得し、県民に感動を与えるなど、身近なスポーツとして関心を集めているところであります。

そのため、広く県民にスポーツを普及することを目的に県教育委員会が実施しております、みやざき県民総合スポーツ祭での大会実施を目指し、関係団体と、まずは組織体制づくりを進め、運営方針や施設整備の在り方等につきましても協議を行ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

このサーフィンやスケートボードというものは、県民の中にもいまだにやんちゃなイメージがありますが、一方では若者に人気があり、かっこよく、また、非常に明るい、いいイメージもあったスポーツでもあります。また、レジャーとしても非常に人気もあります。しっかりとスポーツとして確立して、県民のイメージアップも図っていただけるように後押ししていただきたいと思います。また、宮崎県も国スポ開催に向けて、今、準備しているところであるとは思いますが、サーフィンやスケートボードは正式競技の中には入っていません。宮崎国スポではサーフィンがデモンストレーション競技には入っていると聞いています。ぜひ、この2つの競技に宮崎県から火をつけて、正式競技になるような後押しも、知事はじめ執行部の皆さんにお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○中野一則議長 次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。本日、自由民主党4番目、昭和48年生まれ、48歳、うし年、年男、日高陽一です。

今年も残り1か月となりました。

うし年というのは十二支の2番目のえとであることから、ねずみ年にまいた種が芽を出して成長する時期とされ、結果を求める時期ではなく、結果につながる道をこつこつと造っていく、我慢の年とされているようです。

県民の皆さんにとっても、大切な家族、親族での集まり、友人との楽しい旅行、部活の仲間たちとの練習や遠征など、様々なことを我慢する年になったのではないのでしょうか。

しかし、年末になるにつれて少しずつ花が咲

き始めています。

本日で、コロナ感染者ゼロの日が42日連続しています。オミクロン株も心配ですが、しっかりと対策を取って、とら年がいい年になることを願いながら質問していきたいと思えます。

コロナが落ち着いてきた今、自粛でたまった鬱憤を晴らすかのように、スポーツがはやり始めています。野外でソーシャルディスタンスを保ってプレーできるゴルフなどは、年内どこのゴルフ場も予約が取れないほどです。

特に、宮崎の秋の風物詩であるダンロップフェニックストーナメント、リコーカップが行われた先週、先々週は、せっかく宮崎まで観戦に来たのだから、自分たちもこのすばらしい環境でプレーしていこうと、どこのゴルフ場もいっぱいだったそうです。

コロナ禍においてもニーズの絶えないスポーツコンテンツは、コロナ禍に強い観光資源であり、コロナ禍にあって健康づくりや屋外スポーツに注目が集まっている今こそ、スポーツランドみやざきとしては、大きな飛躍のチャンスなのではないでしょうか。

ポストコロナを見据え、スポーツを活用した観光振興に取り組むべきだと考えますが、知事の考えをお伺いします。

以下の質問は、質問者席よりお伺いいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県では、長年にわたり官民が連携してスポーツランドみやざきの旗を掲げて、これを観光の大きな柱として取組を進めてまいりました。

その結果、プロ野球やJリーグなど、毎年100億円以上の経済効果を生み出す春季のスポーツ

キャンプの実施はもとより、ラグビーの国内外代表チームのキャンプやサーフィン国際大会の誘致実現などの成果を上げてまいりました。

コロナ禍の影響によりまして、本県観光は、かつて経験したことがないほど厳しい状況に置かれております。コロナ収束後の反転攻勢に向けた取組を積極的に進めていく必要があると考えております。

このため、県としましては、本県の強みであるスポーツを活用した観光誘客をさらに推進することとし、スポーツキャンプ・大会の全県化、通年化、多種目化を図るとともに、スポーツ観戦等を目的に来県する方々を観光地に誘導する仕組みづくりでありますとか、本県の環境を生かしたゴルフ、サーフィン、サイクリング、スキー、アイススケート、本県ならではの、こうした快適な環境を生かしたスポーツツーリズムにも取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○日高陽一議員 宮崎のスポーツイベントの一つに、今年で18回目の開催を迎えたフェニックスリーグがあります。この大会は、ファーム日本選手権終了直後から、約3週間にわたって行われるプロの教育リーグです。甲子園や大学野球で活躍した12球団の有名な若手選手が、この宮崎に集結します。日本シリーズ前には、日本一をかけた選手が調整で、試合感覚をキープするために参加いたします。

そんな大会が何と無料で観戦できる大会です。全国には多くのプロ野球ファンがいます。しかし、このフェニックスリーグに関しては、必ずしも認知度が高くありません。

フェニックスリーグは、情報発信次第でさらに盛り上がりが見られると思いますが、今後の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたし

ます。

○商工観光労働部長（横山浩文君） フェニックスリーグは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、昨年度と今年度は無観客での開催となりましたが、令和元年度は大会期間中127試合が行われ、3万人を超える来場者があったところでございます。

議員御指摘のとおり、この大会は、今後の活躍が期待される若手選手が多く出場する大会であり、クライマックスシリーズに向け、1軍主力選手が出場することもございます。

このため、主催者の日本野球機構とも連携しながら、県や宮崎市、日南市などで組織する実行委員会におきまして、SNSやメディアを活用した積極的な情報発信を行いますとともに、選手と直接触れ合えるイベント等のファンサービスの充実などに取り組むことで、今後より一層の集客増に努めてまいります。

○日高陽一議員 現在は、コロナ禍の影響で国内のプロ野球12球団が参加しておりますが、コロナ前は、韓国の球団や四国アイランドリーグも参加されておりました。

今後、アジアのフェニックスリーグとして、韓国だけではなく台湾やフィリピンからも参加を促し、16球団や20球団とすると、国内外から多くのファンが訪れると思います。ポストコロナを見据えたインバウンド対策としても有効だと思いますので、ぜひ御検討ください。

続いて、屋外型トレーニングセンターについてお伺いします。

さきの9月議会で債務負担行為を議決しましたが、県が主体となってオーシャンドーム跡地にラグビー、サッカー、陸上等の国内外のトップアスリートの合宿拠点を整備する屋外型トレーニングセンターについて、地元はもとよ

り、多くの関係者から大きな期待が寄せられています。

屋外型トレーニングセンター整備事業の進捗状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 屋外型トレーニングセンター整備事業につきましては、去る9月定例会におきまして債務負担行為の議決をいただいた後、10月19日に事業者を選定するための公募手続を開始し、昨日、企画提案書の受付を終了したところでございます。

今後、審査委員会におきまして審査の上、受注候補者を決定し、来年の2月定例会に関連する予算及び本契約議案の提案を行い、議決いただけたら、来年4月から設計・施工に着手することとしております。

○日高陽一議員 このトレーニングセンターは、コロナにより落ち込んだ本県の経済の回復を図っていくための大きな起爆剤ですし、スポーツランドみやざきを次のステップに進化させるための重要な拠点だと思います。

他県でも、スポーツ施設を充実させ、全日本クラスのチームやプロスポーツチームなどを誘致しようとする動きがあります。ぜひ、他県に負けないような対応をよろしくお願いいたします。

屋外型トレセン以外にも、宮崎では国スポに向けて、体育館、陸上競技場、プール、その他の会場と、準備が着々と進んでいますが、本番に向けた競技力向上のための練習拠点の施設をしっかりと準備、整備していくことも重要だと思います。国民スポーツ大会に向けた練習拠点施設の整備状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 練習拠点施設は、

選手育成や強化の拠点であることから、計画的に整備を進めているところであります。

現在の整備状況は、新たな施設としまして、延岡星雲高校のアーチェリー場が今月完成するほか、宮崎工業高校の水球プールも、今年度工事に着手し、来年度完成する予定であります。

さらに、宮崎市に体操場とスポーツクライミング施設を、延岡星雲高校に相撲場の整備を予定しており、今年度、調査・設計等を実施いたします。

また、既存施設の整備につきましては、自転車競技場の大規模改修と富田浜のしゅんせつを予定しており、今年度、測量及び調査・設計を実施いたします。

今後、競技団体等と連携を図りながら、必要な練習環境の整備を進めてまいります。

○日高陽一議員 昭和54年の第34回大会「日本のふるさと宮崎国体」を一つの契機として、宮崎はスポーツランドみやざきとして大きく成長いたしました。

そして、今回、2027国スポに向けて準備が進んでいますが、未来への投資を、今後の本県の観光戦略や県外からの誘致の取組にどう生かしていくのかが、大きな課題だと思います。

本県で開催予定の国民スポーツ大会等に向けたスポーツ施設整備後の新たなスポーツキャンプ・合宿誘致等の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県では、国民スポーツ大会に向け、陸上競技場やプール、体育館をはじめとする施設整備が進んでおり、これにより、国内外のトップアスリート等のスポーツキャンプ・合宿の誘致や国際スポーツイベントの開催など、さらなる受入れが可能になるものと考えております。

このため、県といたしましては、今後、国内で開催される世界大会等に向けた海外代表チームの事前合宿の情報収集や、陸上・水泳等の中央競技団体への誘致セールス活動の強化、アマチュアスポーツ合宿をターゲットとした誘致セミナーの開催など、市町村等と連携しながら、新たに整備が進むスポーツ施設を活用したスポーツキャンプ・合宿等の誘致に積極的に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 新たにすばらしい陸上競技場もできます。宮崎県にゆかりのある旭化成は、去年は3位でしたが、2017年から4年連続日本1位のチームでありますし、箱根駅伝常連の青山学院大学もキャンプを行っている、すばらしい環境があります。

シード権を持つ大学などの合宿をもっと誘致して、将来は大学駅伝の山之口での開催を企画できないでしょうか。ちなみに、青山学院大学の原監督も熱望されているそうです。

ほかにも、これだけのJリーグチームがキャンプを行う宮崎で、フェニックスリーグのサッカーバージョンを行うなど、ぜひ、この新たにできる施設を、最大限に宮崎スポーツツーリズムに生かしていただきたいと思います。

宮崎国スポを迎えるに当たり、スポーツランド宮崎に磨きがかけられます。新たなスポーツランドみやざきがどう生まれ変われるかが楽しみです。

先日、みやざき臨海公園に行ってまいりました。すごく天気もよく、景色もいい場所で、たくさんの若者や子供たちが様々なスポーツを楽しんでいました。ロサンゼルスベニスビーチを思い出させてくれる風景に、大きな可能性を感じました。

この公園にはヨットハーバーもありますし、

もう既に有名なおいしいハンバーガーショップもあり、この場をもっと整備することで、観光のスポットとして可能性が広がると考えますが、みやざき臨海公園の施設の充実についてどのように考えているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） みやざき臨海公園は、海洋性レクリエーションの拠点として多くの方々に利用されており、県では、利用者の安全・安心や利便性の向上に向けて、施設の充実に取り組んでいるところであります。

昨年度は、マリナーの南側に津波避難高台を整備するとともに、今年度は、照明設備の増設や、遊具を併設した小さなお子様向け広場の設置に加え、ランニングなどのできる周遊コースの整備やサイクルステーションの設置も進めております。

今後とも、海水浴やマリンスポーツ、日向灘を眺望しながらの散策など、県民の皆様楽しんでいただける水辺空間を提供できるよう、指定管理者とも連携しながら、快適な公園づくりに取り組んでまいります。

○日高陽一議員 すばらしい空間をもっともっと生かしていただきたいと思います。

続いて、アーバンスポーツについてお伺いいたします。

アーバンスポーツとは、BMX、スケートボード、スポーツクライミング、パルクール、インラインスケートなど、どちらかというところ若者向けの新しいスポーツです。今、世界中で注目されているスポーツですが、今年のオリンピックに採用され、アーバンスポーツは国外からますます熱い視線を注がれています。

西村議員も先ほど、スケートボードに関して質問されていましたが、全国に先駆けてアーバ

ンスポーツの県内での普及を図るべきだと考えています。アーバンスポーツの普及についてどのように考えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 東京オリンピックにおける、スポーツクライミングやスケートボードなどのアーバンスポーツ選手の輝かしい活躍は、記憶に新しく、多くの人々に感動を与えてくれました。

アーバンスポーツは、若い世代に人気のあるスポーツでありますことから、新たなスポーツ人口の拡大が期待できるものと考えております。

県教育委員会といたしましては、宮崎県民総合スポーツ祭でのアーバンスポーツ実施について、関係団体等と協議を進めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 このコロナ禍の中、私たちは心が疲弊してしまい、他人のいいところよりも、どうしても悪いところが目についたり、批判したりと、他人を思いやることよりも、内向きな姿勢になりがちだったと思います。

このような中、オリンピックのスケートボードで、対戦相手の選手が大技を決めた瞬間の彼らの態度を見たときに、びっくりしました。特に、金メダルの選手が決まった瞬間、その選手をみんなで担ぎ上げ祝福するところを目の当たりにし、初め何をしているのか理解ができませんでした。ほかの競技では見たことのないシーンです。ライバルみんなで祝福していると気づいたとき、私は感動して、思わず涙が流れていました。こんな時代だからこそ、人をリスペクトすることの大切さを心の底から感じました。

アーバンスポーツが危ないとか、治安が悪くなるなど、大人の勝手なイメージで子供の可能

性を潰すのではなく、ぜひ応援をしていただきたいと思っております。

先日、第27回日本トライアスロン大会が宮崎市で行われました。しっかり感染対策を徹底する中で、たくさんの選手が参加されたようです。僕の同級生にも、このコロナ禍で自転車を始めた仲間がいます。全国でも、自転車競技の大会のエントリーが増えているようですし、通勤途中も自転車で通勤している人をよく見かけるようになりました。県庁前にもブルーの矢羽根型路面標示が設置され、県では自転車活用推進計画が策定されているようです。

自転車を利用する方が多くなる中で、自転車を利用する道路の整備も必要だと思っておりますが、県管理道路における矢羽根型路面標示の設置状況と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 矢羽根型路面標示につきましては、自転車が通行する位置や方向を明示するとともに、自動車ドライバーへの注意喚起を目的として、計画的に設置を進めているところです。

県管理道路におきましては、県庁周辺における県道宮崎島之内線や、日南海岸サイクリングルートを形成する県道内海加江田線の約9キロメートル区間において設置が完了しております。

さらに、同ルートにおいては、今年度、串間市街地から都井岬までの区間に着手するとともに、その後は、宮崎市街地から日南市風田までの区間についても設置を進めることとしております。

県としましては、引き続き関係機関と連携しながら、安全で快適な自転車通行空間の整備に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 この矢羽根型路面標示に関しては、県民にはそれほど知られていないと思っております。場所にもよりますが、自転車は車道の左側を走るということも知らない方がいらっしゃいます。

コロナ禍で自転車の利用が増える中で、しっかりとしたルールを周知すべきだと考えますが、「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の啓発・周知について、県の取組状況を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」は、自転車の安全で適正な利用及び自転車損害賠償責任保険等の加入義務などを主な内容としておりまして、本年4月1日に施行されました。

自転車は手軽な乗り物として幅広い世代で利用されておりますけれども、その安全で適正な利用を図りますためには、自転車の利用者はもちろん、歩行者や自動車等の運転者も、交通法規への理解を深め、お互いに配慮し合うことが重要であります。

このため、条例の目的や内容について、テレビやラジオ、SNSなど様々な媒体を活用し、若者から高齢者まで幅広い世代に向けて、積極的な情報発信に取り組んでいるところであります。

今後とも、関係機関・団体と緊密に連携しながら、条例の啓発・周知に努めてまいります。

○日高陽一議員 コロナも落ち着き、隣県から多くのサーファーが訪れ、今、サーフィンを楽しんでいます。

サーファーの中には、聴覚に障がいを持った方もいらっしゃいます。万が一、サーフィンを楽しんでいる最中に地震・津波警報が発せられ

た場合、サイレンや呼びかけは、聴覚障がいの方には届きません。

気象庁では、津波警報などの発表時に海水浴場にいる聴覚障がい者に対して、赤白格子の旗を使って避難を呼びかけることを決めたそうです。

災害等の発生時や避難時に、聴覚障がい者が情報を取得するための方法及び県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 聴覚障がい者の方が災害時に情報を取得する方法としましては、県の防災情報メールのほか、携帯電話会社の緊急速報メール等があります。

また、発災時の民生委員等による支援、宮崎県聴覚障害者協会の連絡網、市町村、関係団体等と連携した様々な取組により、必要な支援が講じられているところであります。

さらに、新たな方法といたしまして、昨年度、新型コロナの感染防止の観点から導入された、遠隔地にあってもタブレット端末等を介して手話通訳を提供できる遠隔手話サービスにつきまして、今後、災害時の避難所において聴覚障がい者の意思疎通支援にも活用できるよう、関係団体とも必要な検討を行ってまいります。

○日高陽一議員 協会などに入っていない、観光でいらっしゃる方にもすぐ伝達できるように、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、コロナ禍で、インバウンドは皆無の状況にあります。コロナの状況によっては、ゴールデンウィーク前には再開したいとの意見も耳にします。

動けないときだからこそ、今のうちにたくさん種をまいておく必要があると思ひます。インバウンド再開に向けての準備をするべきだと考えますが、現在の取組状況について、商工観光

労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 海外からの入国のうち、観光目的の入国、いわゆるインバウンドにつきましては、現在認められておらず、その再開時期は不透明な状況でございます。

こうした中、県では、インバウンド再開後、早期に本県の誘客を図るため、韓国、台湾、香港などに向け、インフルエンサーや動画を活用したSNSでの情報発信を実施しております。

また、香港の中高生を対象に、教育旅行誘致のためのオンラインツアーを実施しております。

このほか、本県の強みであるゴルフやサーフィン、サイクリングなどのスポーツツーリズムの商品造成や受入れ環境整備などにも取り組んでいるところであり、今後とも、インバウンド再開を見据え、しっかりと準備を進めてまいります。

○日高陽一議員 宮崎県でも、コロナ前には行政関係者や経済界の様々な関係者によるオール宮崎で台湾を訪れましたが、やはりこの形をつくるまでには様々なやり取りが必要だと思います。

こうしたコミュニケーションを、今できるオンラインで積極的に行うべきだと思いますけれども、コロナ禍の中、県におけるオンラインによる国際交流の実施状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナの世界的な感染拡大により、海外との往来が厳しく制限される中、県といたしましても、オンラインによる国際交流に取り組んでおります。

具体的には、昨年度から、本県と台湾の高校

生が行うオンライン交流に対する補助事業を実施しており、スポーツや観光をテーマにした交流が行われたところでございます。

また、今年5月には、友好交流協定を締結している台湾桃園市の市長から知事へのオンライン表敬が実施され、新型コロナ収束後の交流再開などについて意見交換が行われました。

さらに、今年6月、ハワイ宮崎県人会の定例会がオンラインで開催されたことで、職員の参加が可能となり、本県の近況を話題とする中で、ふるさと宮崎への思いを共有できたところでございます。

○日高陽一議員 とてもよい取組だと思いません。高校生が行うオンライン交流に対する補助もありがたいです。高校生同士のオンラインによる国際交流をすることで、宮崎の名前はインプットされ、関係人口を大きく増やせると思います。

今、世界の人がアフターコロナに行きたい国の1位は日本です。特に台湾は、日本からのワクチンの供給もあり、日本に行きたいという割合がとても高くなっているそうです。

そのような中、桃園市から知事へのオンライン表敬が実施されたことは大変重要ですし、ぜひ、様々な業界でも台湾とのオンライン交流を行い、関係人口を増やしていただきたいと思えます。世界一行きたい国、日本の中から宮崎を選んでもらうために、よろしく願いいたします。

オンライン交流は、コロナ禍における有効な交流手段と考えますが、収束後はどのように国際交流に活用していくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 御指摘のとおり、オンライン交流は、コロナ禍にあつて

も国際交流の取組を進める上で有効な手段でありますとともに、交流の頻度を高めたり、交流のきっかけづくりといった効果が期待されることから、引き続き活用していく必要があると考えております。

一方で、国際交流を推進する上では、現地の風土や文化に直接触れることも大変重要であります。

このため、新型コロナ収束後においては、オンライン交流と対面での交流を組み合わせることで、より厚みのある交流につなげ、宮崎の魅力を海外に広く発信することにより、関係人口の増加につなげてまいります。

○日高陽一議員 今年の2月は、スポーツキャンプが無観客での開催になったため、知事の答弁にもありましたが、毎年100億円以上の経済効果を生み出す繁忙期の2月に大きなダメージがありました。プロ野球やJリーグのファンの方など、関係人口は宮崎にとっていかに大事なのか、実感いたしました。

コロナ禍の中で今できること、関係人口を増やすためにオンラインの交流をぜひ充実させていただきたいと思えます。

関係人口を増やす一つに、ワーケーションがあります。昨年2月から質問させていただいていますが、10月に宮崎ワーケーション推進協議会が設立されたと聞いています。その設立の趣旨や取組内容等について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） ワーケーションは、観光誘客をはじめ、将来的な移住者の確保など、様々な波及効果が期待されますことから、関係者が一体となって取り組むことが重要であると考えております。

このため、協議会の設立に当たりましては、

県内の宿泊・交通・旅行関係事業者などの民間企業や経済団体、市町村に広く呼びかけを行い、民間24社、関係団体14団体、行政24団体の計62団体の参加を得て発足したところであります。官民での協力組織としては、九州では初となったところであります。

会長には、宮崎大学の桑野地域資源創成学部長に就任いただくとともに、協議会の中に実務者で集まる研究会を設けたところであります。今後、事例発表や先進地域の情報共有、意見交換などを行うこととしております。

○日高陽一議員 大変充実した協議会だったと聞いております。感染症の影響がまだまだ残る中、密にならず、自然を満喫しながら、仕事もしっかりできるワーケーションという新しい働き方が根づいていくと思われまます。

県では、協議会設立を契機として、ワーケーションの取組をどのように展開していかれるのか、今後の方針について総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） みやざきワーケーション推進協議会には、民間からも宿泊・交通・通信など様々な分野から参画いただいておりますので、この協議会の場を活用しながら、官民一体となったPR活動や受入れ体制の構築を図ってまいります。

また、県におきましては、ワークスペースや宿泊施設、アクティビティなどワーケーションに関する情報を一元的に発信するためのホームページの作成を進めるとともに、大手旅行会社とタイアップしたモデルプログラムを開発中であります。その実証のため、有識者を招いたモニターツアーも、今月から来月にかけて実施する予定であります。

これらの取組を通じまして、本県でのワー

ケーションの魅力都市部の企業にアピールするとともに、県内各地での受入れの促進を図ってまいります。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願いいたします。

ここまで、観光に関する質問をさせていただきました。観光は裾野が広い業界であります。宮崎県は、コロナが落ち着いてから、今現在、宿泊施設はほぼ満室状態であります。ジモ・ミヤ・タビキャンペーンは、他県に比べても、平日の県からの2,000円の上乗せキャンペーンを行うなど、全国的にも先駆的な取組でしたし、宿泊事業者から、非常に好評でありがたいと聞いております。

国は、新たな経済対策において、新たなG o T o トラベル事業の実施を掲げるとともに、県民割の対象を近隣県域に拡大させています。

本県においても、県民割や隣県からの誘客を切れ目なく行う必要があると思います。ぜひ、大きなダメージを受けた県内旅行業の1月の閑散期を乗り越え、来年度の本県の観光振興につながるよう、対策の検討をよろしくお願いいたします。

続いて、農業問題について質問させていただきます。

世界各国で新型コロナウイルスが蔓延する中、農畜産物の物流や生産活動への影響により、一部の国においては、自国の食料確保のために輸出をストップする動きがあります。このような状況を踏まえると、食料を輸入に依存する体質から早急に脱却し、食料安全保障の確保に向け、改めて国民総ぐるみで地産地消の取組を強化する必要があると、再認識しました。

日本の食料自給率は約38%、年々減少傾向にあります。先進国の中では最も低いレベルで

す。そのような中、宮崎県の令和元年度食料自給率は、概算値であります。カロリーベースで60%、全国第17位、生産額ベースで284%、全国1位であり、本県は全国有数の食料供給基地として、今後も、新型コロナウイルスをはじめとする想定を超えた事象に備え、さらなる自給率の向上に取り組んでいく必要があると考えております。

そのため、家畜飼料や麦、大豆等の穀物の生産拡大を進めることはもちろんですが、国民による国産国消、県民による県産県消等の取組も促進していくことが重要であると考えております。私も地域の仲間とともに、消費者や子供たちへの、食と農についての理解の促進に取り組んでいるところであります。

また、ヨーロッパでは、生産から消費までの一連の流れを小学校で教育しており、自国のものを大事にしよう、積極的に買おうという意識が、大人から子供たちまでしっかり根づいていると聞いています。

このような取組は、地味ではありますが、非常に重要であることから、本県においても、現在及び将来の消費者に確実に伝えなければならないことだと考えております。

そこで、本県の食料自給率向上に向けた食と農に対する県民の理解醸成の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 御指摘のとおり、全国有数の食料供給基地として、生産基盤の強化に加え、食や農に関する県民の理解醸成を図っていくことは、大変重要であると認識しております。

このため県では、食育ティーチャー等による「味覚の授業」の開催により、延べ約7,000人の小学生に、食や農の重要性を伝え、理解を深め

る取組等を進めております。

また、農政水産部ホームページ「ひなたMAFiN」を活用し、食や農に関する情報発信を積極的に行いますとともに、農産物の一つ一つにまつわる生産者の思いや努力、喜びや苦労などを物語として、消費者に分かりやすく伝えるためのオリジナル動画の作成に取り組んでおります。

県としましては、引き続き、関係機関・団体や生産者とともに、県産県消や地産地消など食料自給率向上に資する取組を進めてまいります。

○日高陽一議員 オリジナルの動画を楽しみにしております。

続いて、畜産農家の堆肥処理についてお伺いいたします。

全国和牛能力共進会も、来年に迫ってまいりました。各畜産農家の方々も、4大会連続日本一に向けて熱が入ってきていると思います。

その畜産農家を目指す未来の金の卵たちから、あることを理由に就農に踏み切れないという話を聞きました。牛ふん堆肥の処理がうまくいくか心配だということです。

土壌分析をせずに長い間堆肥を入れてきた畑はカリ過剰になっており、土壌分析の結果次第では、堆肥を入れない農家もいるとのことでした。

新たな就農希望者がいても、堆肥処理がネックになり就農を諦める若者がいると聞いていますが、本県における牛ふん処理・堆肥処理の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 牛ふんの処理は、良質の堆肥生産と耕畜連携による農地還元を基本としておりますが、還元する農地の不足

等により、経営の規模拡大が難しいとの声も伺っております。

このため、県としましては、民間コンサルタントを活用した県内外への広域流通や、ホームセンターでの販売など、農業外利用にも積極的に取り組んでおります。

また、昨年度から、国の試験研究機関と連携して燃焼試験を行うなど、脱炭素社会の実現という新たな視点に立った家畜排せつ物のバイオマスエネルギー活用について検討を進めております。

今後とも、市町村等と連携しながら、生産基盤の強化と併せて、家畜排せつ物の適正な処理と利活用にしっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員 県では、県外への流通やホームセンターでの販売促進、さらには新たなエネルギー源として研究に取り組んでいるとありました。その成果に大いに期待したいと思えます。

畜産の輸出は、今、順調に伸びています。世界の人口も増加し、これからますます需要は拡大すると思えます。ほかにも、宮崎では施設野菜も多く栽培されています。

本県農産物の輸出拡大に向けて、県はどのように対策に取り組んでいくのか、農政水産部長に考えをお伺いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県農産物の輸出額は、カンショ、茶、花卉を中心に年々増加し、令和2年度は7億6,000万円となっています。

中でも近年、伸び率の高いキンカンは、香港、台湾等の中華圏において「富をもたらす木」と認知されていることに着目し、縁起のよさを強調したパッケージの採用や、購買意欲が高まる春節に合わせた販売強化、また、輸出先

国の厳しい残留農薬基準に対応した防除を行うなど、戦略的な取組の結果、昨年度の輸出額は、取組前の平成29年度と比べ、約10倍の1,700万円に伸びております。

県としましては、本県農産物の強みを生かしながら、輸出先国のニーズや規制等に対応した産地づくりを支援し、さらなる輸出拡大に努めてまいります。

○日高陽一議員 せっかく高いハードルを越えたわけですから、もっともっと伸ばしていただきたいと思えます。

続いて、お米について質問いたします。

米農家が大変苦しんでいます。午前中、横田議員もお話をされていましたが、これから新たな時代の農業をするにも、後継者をつくるにも、田んぼの集約や効率的な基盤整備を行うべきだと思います。

茨城県では基盤整備を行い、1台の田植機と1台のコンバインで160ヘクタールの面積でお米を栽培している農場もあるそうです。

そして、お米農家が生き残るためのお米の価格は、平成26年の最低価格から、なかなか上がってきません。

基本はお米の消費が大事だと思います。米の需要が減少していますが、県におけるお米の消費拡大の取組状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 米の消費量は、昭和37年度に国民1人当たり年間118キログラムでありましたが、食の多様化や外部化により、令和2年度では51キログラムと、ピーク時の43%にまで減少しております。

このため県では、関係機関・団体で構成する宮崎県米消費拡大推進協議会を中心に、県内飲食店と連携したオリジナルメニューの提供や、

アイデアおにぎりコンテストの開催、小学5年生を対象にした副読本の配付など、ごはん食のPRに努めているところであります。

今後とも、農業生産、農村文化の基礎である稲作の維持や、栄養バランスのよいごはん食に対する県民の理解促進に向け、関係機関一体となって米の消費拡大に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 今、炭水化物ダイエットなど、お米を食べないスタイルが増えてきています。しかし、逆にお米を食べてダイエットするという形も今あるそうです。

中学生もお米を部活前に食べることによってパフォーマンスが上がるという話も伺っています。成長期の大切な時期に、ガソリンが空っぽな状態で部活をするのと、おにぎりを入れて、エネルギーを入れてから部活をするのでは、大きく成長にも関わってくると言われています。

2027年の宮崎国スポでの天皇杯、皇后杯獲得と、県内の子供たちの運動のパフォーマンスを底上げするためにも、ぜひ部活前のおにぎり作戦を実行していただきたいと思えます。

次に、県土整備行政について質問いたします。

切迫する南海トラフ地震や、近年、頻発化・激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守ることは大変重要です。このような中、令和2年度、事業期間が5か年、予算規模約15兆円の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されました。

この予算の初年度分は、昨年度補正予算として配分されましたが、必要な対策を迅速かつ着実に進めることが、県民の安全・安心を早期に確保するため、大変重要であると考えます。

また今後、国会では、令和3年度補正予算や令和4年度当初予算が審議されることとなりま

す。これらの予算を確実に確保することが大変重要と考えます。

そこで、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の着実な推進、今後の補正予算及び来年度当初予算の確保に向けた取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 自然災害の発生リスクが高い本県において、県土の強靱化に向けた取組は、喫緊の課題であります。

このため、令和2年度補正予算においては、5か年加速化対策の初年度分として約231億円を確保し、早期執行に取り組んだ結果、上半期の予算執行率は、目標を超える90.2%に達し、今後の予算に対応できる体制を整えたところであります。

また、県土強靱化を計画的に進めるため、知事を先頭に、あらゆる機会を通じて、国に要望活動を行っており、概算要求前の5月や7月、さらには予算編成前の10月にも、これまでの取組の成果を示しながら、予算の確保を強く要望したところであります。

引き続き、県議会の皆様をはじめ、市町村や関係団体と連携しながら、県土のさらなる強靱化に向けて、全力で取り組んでまいります。

○日高陽一議員 県民の安全・安心を確保するため、先ほど県土整備部長の答弁にもありましたとおり、補正予算を上半期までに90%以上執行するなど、発注に携わられた方々の御尽力に感謝いたします。県土の強靱化がより一層加速することを期待いたします。

ただ同時に、これだけ工事が県内に出回ると、受注がスムーズに行われているのかが心配です。

そこで、公共事業に関わる環境森林部、農政水産部、県土整備部、いわゆる公共三部の入札

において、事業規模の大きい県土整備部長に、現在の公共工事における不調不落の発生状況とその対策についてお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 不調不落発生状況につきましては、公共三部発注工事の10月末時点において142件発生しており、昨年と比べ件数で45件、発生率で3.8ポイント増加している状況であります。

その発生要因としましては、配置技術者や作業員などの減少や、山間部など採算性の低い工事における施工条件の厳しさが背景にあると考えております。

このため、ゼロ県債や余裕期間制度を活用し、発注時期の平準化を図りますとともに、配置技術者の専任要件緩和などに取り組んできたところであります。

また、今年度からは、設計段階から施工者の意見を反映する三者検討会を制度化し、現場状況に応じた設計・積算を行う仕組みを導入したところであります。

今後とも、建設関係団体との意見交換などを通じて地域の実情を把握し、公共工事の円滑な執行に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 答弁にもありましたように、担い手の減少が心配されるころではありますが、建設産業の魅力を増すためにも、さらなる給与水準の引上げが重要であります。実際に支払われる給与の引上げについては、各企業の経営判断にもよりますが、設計労務単価を引き上げることが一番効果的だと考えます。

そこで、若手入職者を増やす観点から、さらなる設計労務単価の引上げが必要と考えますが、県の見解を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 建設産業の担

い手となる若手入職者を確保するためには、賃金水準の上昇を含む処遇改善が大変重要であると考えております。

設計労務単価は、毎年、公共事業従事者に支払われる賃金の実態調査に基づき設定しております。今年度まで9年連続で引き上げたところでもあります。

県としましては、設計労務単価の上昇を若年労働者の賃金引上げにつなげるため、受注者に対し、適切な賃金水準を確保するよう文書で要請しております。

また、従事者の処遇改善として、建設工事における週休2日を推進するため、休日の取得状況に応じた労務費の割増しも行っているところであります。若手入職者を含めた建設産業の担い手確保は重要な課題でありますことから、今後とも積極的に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 頻発化・激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守るためにも、建設業の担い手の確保は大変重要ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

先日、宮崎市住吉地区で、地元の地域の方々や中学生と意見交換をする場に参加してまいりました。その中で、通学路が大変危険だという多くの意見を伺いました。

小学校2校、中学校3校、高校3校、専門学校、幼稚園、保育園を入れると、20以上の学校などが点在する地域で、朝のラッシュ時間に渋滞する国道10号を避けて地区内の通学路を急ぐ車が走るの、大変危険な状態です。

この渋滞解消などを目的に、昨年3月に国から、現在の国道の西側に、バイパスとして国道10号住吉道路を整備する計画案が示されたところです。

地域住民は、1日でも早いバイパス事業の着

工を願っていますが、この事業化に先立ち、都市計画決定の手續が必要だと聞いております。

そこで、国道10号住吉道路について、都市計画決定手續の進捗状況と今後の見通しを、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 国道10号住吉道路は、宮崎市北部地域と中心市街地を結ぶ都市の骨格的な道路網の一部を形成し、慢性的な渋滞の解消や地域振興などを図る重要な施設となることから、都市計画決定を行うこととしております。

現在、その手續を進めておまして、本年6月には道路計画案について、また10月には、条例に基づき都市計画決定の手續と並行して行う環境影響評価について、それぞれ住民説明会を開催したところであります。

今後は、来年度中の都市計画決定を目指し、環境影響評価の取りまとめを行い、県の都市計画審議会を経た上で、国土交通大臣の同意を得るなど、一連の手續を進める予定としております。

県としましては、迅速かつ円滑に手續が進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお伺いいたします。

次に、災害時の医療体制についてお伺いいたします。

国土強靱化で様々な対策が取られていますが、国もN-e-tの整備などを進めていただいております。

南海トラフ地震で、宮崎県では1万5,000人が亡くなると言われています。阪神・淡路大震災6,434人の倍以上の死者数、未曾有の大震災と言われた東日本大震災1万8,428人に迫る死者数であります。

今までの経験を踏まえて、様々な準備を整えておく必要があると思いますが、DMAT撤収以降は、被災地内の医療ニーズを把握し、歯科医師、薬剤師等の各専門職と連携した救護所での医療救護活動が必要と思いますが、県としてどのような取組を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 災害発生時には、DMATとともに災害医療コーディネーターが被災地に派遣され、避難所等での保健医療に係る多様なニーズや、医療機関の被災状況等を把握するとともに、DMAT撤収後には、歯科医師、薬剤師、看護師など専門職チームの派遣調整など、中長期的な対応を行っていただくこととなります。

県では、平成26年に設置しました災害医療コーディネーターに現在34名の医師を委嘱しており、平成27年度から毎年度、歯科医師、薬剤師、理学療法士、保健師なども参加した災害医療コーディネート研修会を開催しております。

災害時に各専門職が連携し、適切に対応できるよう、各専門職の対応力向上と顔の見える関係づくりは大変重要でありますので、今後とも多職種での研修会や意見交換など、関係者との連携強化に努めてまいります。

○日高陽一議員 急性期以降の連携強化によって、助かる命も増えると思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

来年2月に、DMAT、JMAT、宮崎県看護協会、そして薬剤師協会など、様々な方々が集まったの災害研修会が開かれると聞いております。実りある災害医療コーディネート研修会となるように、県のほうもサポートしていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

冒頭、うし年は我慢の年という話をいたしました。今年は、飲食店をはじめ、様々な業種の方々が我慢を強いられた年になったと思います。

現在、42日間、新規感染者ゼロです。警戒レベルもゼロの状態であります。先日、飲食店に行ったら、「県の職員の人たちは、お願いばかり来るけど、飲みには全然来てくれんとよね」という話がありました。しかし、街を歩いていると、県の職員の方がたくさんいるんですね。だけど、よく見てみると、県のバッチをつけていらっしやらないんです。できたら皆さんも、我々は県の職員だぞということで、バッチを外さずに飲食店に行っていただきたいと。そしてまた、経済の活性化に寄与しているんだということアピールしていただきたいとお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時44分散会

12月2日（木）

令和3年12月2日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

- 2番 坂本康郎（公明党宮崎県議団）
- 3番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 4番 山内佳菜子（県民連合宮崎）
- 5番 武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
- 6番 山下寿（同）
- 7番 窪菌辰也（同）
- 8番 佐藤雅洋（同）
- 9番 安田厚生（同）
- 10番 日高利夫（同）
- 11番 川添博（同）
- 13番 中野一則（同）
- 14番 凶師博規（無所属の会 チームむか）
- 15番 有岡浩一（郷中の会）
- 16番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 17番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 18番 岩切達哉（県民連合宮崎）
- 19番 井本英雄（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 横田照夫（同）
- 22番 山下博三（同）
- 23番 右松隆央（同）
- 24番 西村賢（同）
- 25番 二見康之（同）
- 26番 日高陽一（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 32番 坂口博美（宮崎県議会自由民主党）
- 33番 野崎幸士（同）
- 34番 徳重忠夫（同）
- 35番 日高博之（同）
- 36番 星原透（同）
- 37番 蓬原正三（同）
- 38番 丸山裕次郎（同）
- 39番 濱砂守（同）

欠席議員（1名）

- 21番 外山衛（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-----------|------|-----|
| 知事 | 河野俊嗣 | 俊郎 |
| 副知事 | 日隈俊寛 | 理康 |
| 副知事 | 永山浦直 | 善敬 |
| 総合政策部長 | 松浦渡 | 久人 |
| 政策調整監 | 吉村光 | 清二 |
| 総務部長 | 小田重 | 文夫 |
| 危機管理統括監 | 黒木野 | 良夫 |
| 福祉保健部長 | 河野山 | 敏子 |
| 環境森林部長 | 横山谷 | 義哉 |
| 商工観光労働部長 | 牛田員 | 秀彦 |
| 農政水産部長 | 西田山 | 渉一郎 |
| 県土整備部長 | 横山幸 | 隆司 |
| 会計管理者 | 井手山 | 典弘 |
| 企業局長 | 桑山秀 | 清美 |
| 病院局長 | 石田木 | |
| 財政課長 | 黒木藤 | |
| 教育長 | 佐藤茂 | |
| 警察本部長 | 阪本 | |
| 選挙管理委員長 | 福嶋 | |
| 監査事務局長 | | |
| 人事委員会事務局長 | | |

事務局職員出席者

- | | | |
|----------|------|----|
| 事務局 局長 | 酒匂重久 | 久子 |
| 事務局 次長 | 日高玉 | 一治 |
| 議事課 長 | 児玉川 | 幸二 |
| 政策調査課 長 | 鬼谷藤 | 亮子 |
| 議事課 長 補佐 | 関佐内 | 祥太 |
| 議事担当 主幹 | 山本 | 聡 |
| 議事課 主査 | | |
| 議事課 主事 | | |

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 皆さんおはようございます。県民連合宮崎の田口雄二です。

今日は大変寒い中、宮崎の大先輩、そして延岡からも傍聴に来ていただいております。本当にありがとうございます。早起きしてこられたと思いますので、今日は宮崎まで来てよかったですと思えるような答弁をいただけたら助かります。どうぞよろしく願いいたします。

さて、私どもの会派は、昨年末、高橋透議員が、また本年の9月議会の冒頭で渡辺創議員の2人が、県議会議員を相次いで辞任し、県民連合宮崎は、4人の会派になり寂しい思いをしていました。しかし、高橋さんは現在日南市長、渡辺さんはつい先日衆議院議員となり、新たなステージで頑張っておられます。

そして、寂しくなった県民連合宮崎には、先月の宮崎市選挙区の県議補欠選挙で、山内佳菜子さんが圧勝して仲間入りをしてくれました。当選直後のこの11月議会の初日に質問し、鮮烈にデビューしてくれました。我が会派にとりましても、60歳を超えたおじさんばかりの中に、これまでとは違う新鮮な空気を漂わせてくれています。

そんな状況が、今回の衆議院選挙におきまして、本県の国会議員の中にもできたのではないかと考えています。本県においては、これまで

の衆参の国会議員は、9年間全て自民党所属の議員ばかりでした。自民党支持者以外の声が国政に届かない状況が長く続いていました。

しかし今回、立憲民主党の渡辺創衆議院議員、そして私どもの国民民主党からは、長友慎治衆議院議員が誕生しました。ともに44歳、新しい風を吹かせてくれるものと信じています。本県の国会議員の皆さんにもいい刺激を与えてくれるものと思います。

これまで宮崎県代表の国会議員は、衆参で5名でしたが、今回7名に増えました。本県の存在感も増したものと考えられますが、今回の本県の衆議院議員選挙結果をどう受け止めているのか、知事に伺います。

次に、今回の衆議院選挙でも話題になりました、日本人の賃金の推移について伺います。

日本経済は、様々な指標を外国と比べると、低成長の日本の現在が見えてきます。アベノミクスでもその流れを変えることができず、1990年代初めのバブル崩壊以来の「失われた30年」と呼ばれる低迷状態のままです。国際通貨基金（IMF）の経済規模を表す名目国内総生産（GDP）は、アメリカ、中国に次ぐ世界3番目の国です。

しかし、日本のバブル崩壊後の30年間で、アメリカのGDPは3.5倍に、中国に至っては37倍になったのに、日本は僅か1.5倍です。経済協力開発機構（OECD）によると、2020年の日本の平均賃金は、加盟国35か国中22位で、1ドル110円で換算すると424万円、この30年間で僅か4.4%の増加しかありません。この間、アメリカは47.7%増の763万円となり、247万円増加しましたが、日本は僅か18万円しか増えていません。これでは、GDPの半分以上を占める個人消費が増えるわけがありません。

そして驚いたのは、2015年には韓国にも平均賃金が追い越されているということです。なぜ日本の賃金が上がっていないのか、一つは、非正規労働者が増加していることです。30年前は、人件費が安く雇い止めをしやすい非正規労働者は、雇用者の2割ほどであったのが、現在では4割近くになっております。諸外国に比べ、バブル崩壊後の反省から、日本の企業は業績が好調なときでも賃金を低く抑え、代わりに危機のときには、解雇や賃下げはできるだけ小幅にする傾向が強くなりました。企業は内部留保を増やすだけではなく、従業員に賃金で還元させていかなければなりません。この30年間で賃上げの状況が硬直化してしまった日本では、賃金アップは容易ではありません。

この30年の我が国の賃金の推移について、知事の所感を伺います。

次に、今回の国の経済対策、補正予算案について、地方税財政常任委員長として、また宮崎県知事として、それぞれの評価を伺います。

次に、ふるさと納税が2008年にスタートし、一時は各自治体の返礼品競争のようになり、豪華な返礼品を提供するなど加熱し過ぎて、2019年の6月に制度の見直しが行われました。返礼品は、「寄附額の3割以下の地場産品」などの基準を守る自治体のみ参加できる制度に移行しました。

そんな中、2020年度のふるさと納税の寄附総額が6,725億円と、過去最高となり、寄附件数も過去最多となったようです。都城市の受入額は、約135億2,500万円と堂々の日本一、都農町も約82億6,800万円でした。

コロナの感染拡大による巣籠もり需要を背景に、各地の返礼品を楽しむ寄附者が増えたと見られています。一方、自治体がコロナ禍の医療

支援などを目的に返礼品なしで寄附を募るケースも増えているようです。

昨年度、全国での受入額が過去最高となったふるさと納税制度について、知事の所見を伺います。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、衆議院議員総選挙の結果についてであります。

今回の衆議院議員総選挙は、新型コロナウイルス感染症防止や経済対策が主な争点であり、それぞれの選挙区で様々な論争がなされたところではありますが、結果として本県選出の国会議員が増えたことにつきましては、本県の声为国政に届けるチャンネルが増えることになったものと受け止めております。

現在、コロナ禍からの回復と経済復興をはじめ、人口減少対策やデジタル化、グリーン化への対応など、国、地方を通じた喫緊かつ重要な課題が山積しておりますので、私としましては、本県の声、要望をしっかりと国に届け、郷土宮崎の発展のために、国会議員の皆様とともに力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、賃金の推移についてであります。

我が国の賃金につきましては、国税庁の令和2年分民間給与実態統計調査によりますと、30年前の平成2年で425万円、令和2年で433万円となっており、ほとんど変わっていない状況であります。

平均賃金が上がらない要因としましては、女性や高齢者等の非正規雇用者の増加や、労働生産性の伸び悩みなど、様々な要因があるものと認識しております。

私としましては、賃金水準向上のためには、企業の収益力を高め、その一部分が適正に賃金に分配されることや、正規雇用者と非正規雇用の賃金格差の是正などが重要であると考えております。

このため、今後、政府による成長と分配を図る各種の政策がしっかりと実行されることにより、本県をはじめとする地方の雇用や賃金等に好影響をもたらすことを期待しているところであります。

次に、国の経済対策、補正予算案についてであります。

今回の経済対策、補正予算案については、地方税財政常任委員長として、高く評価をしているところであります。

その内容として、特に重要と考えておりますのは、新型コロナの拡大防止、ウイズコロナ下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、「新しい資本主義」の起動、防災・減災、国土強靱化の推進などの安全・安心の確保を柱としまして、今後、国と地方が一体となって進めるべき政策が示されているという点があります。

また、新型コロナ対応臨時交付金につきましては、全国知事会として、都道府県分、市町村分を合わせて2兆円を要望しておりましたが、これに対応するもの、また、それ以外の部分も含めて、この交付金が6.8兆円の増額をされて、こうした全国知事会の提言内容が多数含まれているという点が重要だと、それぞれ考えております。

本県にとりましても、感染対策の充実やコロナの影響を受けた県民の暮らしや事業者の支援をはじめ、デジタル化を推進する新たな交付金の創設や、国土強靱化のための5か年加速化対

策の着実な推進など、来年度の重点施策に掲げた取組を力強く後押しする内容が数多く盛り込まれているものと受け止めております。

今後の予算編成におきまして、これらの積極的な活用を図り、県民生活や地域経済の回復と、コロナ後も見据えた県勢発展の基盤づくりに努めてまいります。

最後に、ふるさと納税制度についてであります。

ふるさと納税は、地域の活性化や住民福祉の向上を推進するための財源確保に寄与するとともに、地場産業の振興や域内経済の循環など、地方創生を推進する上で重要な役割を果たしているところであります。

この制度につきましては、様々な制度的な課題も指摘されているところでありますが、適宜見直しがなされているということ、さらに、様々な制度・仕組みはいかに適切に使うかと、その使い方次第であるということを考えております。

県におきましては、一人でも多くの方々に、この制度を通じて宮崎を応援していただけるよう、観光地や県産品をはじめとする魅力のPRに積極的に取り組むとともに、市町村に対しましても、制度が適正かつ有効に活用されるよう、必要に応じて情報提供等を行ってまいります。

今後とも、市町村等と連携しながら、地域の発展に資する成果が一層得られるよう努めてまいります。以上であります。

[降壇]

○田口雄二議員 答弁ありがとうございます。

今回の総選挙は、全国的に見ると、先日の満行議員が指摘したように、女性議員の躍進が期

待されていたのに、逆に減少してしまいました。もう一点は、世襲の候補者が増加したことです。自民党に至っては、世襲候補者が約30%になっています。菅前首相は以前、幅広く多彩な人材が入ってくるというのが基本、世襲議員は全体の1割程度に抑えるべきと主張していましたが、実際は全く逆の方向に進んでいるようです。

さて、日本の賃金が上がっていないと言いながら、2020年度の国の税収は60.8兆円と、史上最大を更新しました。コロナで経済が大変なときにと、聞き間違いかと思うほどでした。主に消費税の税率アップと法人税の伸びが要因のようです。外需の回復による製造業の業績拡大があるようです。利益は、内部留保に回さず、従業員の賃金アップや戦略的な設備投資等につないでほしいものです。あわせて、企業の都合により雇用が止められる非正規労働者こそ、逆に賃金を安定させてあげなければなりません。

それでは次に、医療福祉保健行政の質問に移ります。

質問に入ります前に、先日、貴重な経験をしましたので、その御報告をさせていただきます。兵庫県の神戸大学医学部附属病院で、初の国産手術支援ロボット「hinotori」を見てきました。2020年8月に製造販売承認を取得し、同年12月には、1例目の手術が実施されました。これまではアメリカ製の「ダビンチ」が有名で、世界中で3,000台以上も利用されており、本県では宮崎大学医学部附属病院に導入されており、新しくできます県立宮崎病院にも導入されることとなっています。

手術支援ロボットは、体を開けた複数の小さな穴から、アームにつけた内視鏡やメスを入れて手術するものです。開腹手術と比較して出血

量も少なく、患者への負担が少ない手術です。医師はコックピットの3D画像を見ながら操作します。手振れを補正してくれるほか、座って操作するので、長時間の手術でも医師の疲労が軽減されるなどのメリットがあります。

写真等で見るとダビンチと比較すると、hinotoriは実にコンパクトでシンプル、離れた場所にあるコックピットで、高精細な3D画像を見ながら、ロボットアームを実際に操作させていただきました。初めて触ったにもかかわらず、思いのほか細かい作業ができることに驚きました。hinotoriの基本的な仕組みや機能性は、ダビンチと大きく変わらないようで、ロボットアームの操作性の高さ、手術室における操作スペースの確保のしやすさなどの優位性が挙げられる上に、ダビンチよりは格安です。国産ということもあり、メンテナンスなどを考えると、今後の展開が注目されます。ダビンチ同様に遠隔地からの手術ができ、この機器を使うことによって、医療の地域格差の改善にもつながることを期待しながら、それでは質問に戻ります。

まず初めに、県立延岡病院の臨床研修医について質問いたします。

私は、県立延岡病院の医師確保対策として、臨床研修医の確保を、かねてより病院局にお願いしてまいりました。医師は、初期臨床研修を受けた医療機関で継続して専門研修を受け、そのまま定着する傾向が高いと言われています。しかし、残念ながらなかなかマッチングに至らず、2008年からは9年連続で1人もいない厳しい状況が続いてきました。

そんな中、県立日南病院に2013年4月に、「宮崎大学地域総合医育成サテライトセンター」が開設されますと、開設以降、日南病院

には安定して臨床研修医がマッチングし始めました。同様のセンターを延岡病院にも開設するよう要望してまいりましたが、かないませんでした。

しかし、2017年から研修医が久しぶりに延岡病院とマッチングし、その後4年連続しており、喜んでいただいていたところ、何と2022年度に向けたマッチングは、定員6名を満たす6名の過去最多となりました。県全体では過去最多であった昨年から5名減少しているのに、この結果です。病院局をはじめ関係各位の御尽力に、心から感謝を申し上げます。あとは、研修予定の学生諸君にしっかり勉強していただき、無事医師国家試験に合格して、予定どおりに研修をスタートしてほしいものです。

そこで、今回の県立延岡病院の臨床研修医のマッチングに至った成果をどのように見ているのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 臨床研修医につきましては、県内での受講者の拡大に向けまして、宮崎大学などと連携し、説明会の実施をはじめとするPR活動などに取り組んできたところであります。

こうした中、来年度からの研修医の延岡病院でのマッチング数は、御質問にありましたように過去最高の6名となっており、関係者一体となった取組に加えまして、これまで延岡病院が地域の中核病院として取り組んでまいりました救急医療や急性期医療の充実が、研修の場として高く評価されたものと考えております。

臨床研修医をはじめ、延岡病院での勤務経験のある医師が増えることは、将来の医師確保にもつながるものでありますので、今後とも臨床研修医の確保に努めてまいります。

○田口雄二議員 来年度からは、宮崎大学医学

部の地域枠が15名増えて40名になる予定ですので、臨床研修医や医師確保については、さらに期待が高まります。引き続きの御尽力をよろしくお願いいたします。

さて、県立延岡病院は、医師数をはじめ多くの点で大きく改善されてきていることに感謝いたします。それでも、県北の中核病院であるにもかかわらず、休診診療科があることなど、今後の延岡病院の課題とその対応について、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 延岡病院では、近年、ヘリポートを備えた救命救急センターや心臓脳血管センターの整備、救急車タイプのドクターカーの運行など、地域の医療ニーズに対応し、病院機能の強化を図ってきたところでございます。

しかしながら、御質問にもありましたように、診療科によっては医師が不在、あるいは不足するような状況となっております。病院機能の強化のためには、医師の確保は不可欠と考えております。

引き続き、大学への医師派遣の働きかけなど、関係者と連携しながら、医師の確保に努力してまいります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

次は、不妊治療について質問いたします。

日本産科婦人科学会は、不妊治療の体外受精によって2019年に誕生した子供の数は、過去最多の6万598人だったと、調査結果を公表しました。この年に生まれた子供の約14人に1人が体外受精であったようです。1983年に国内初の体外受精児が生まれて以降、71万931人となり、ついに70万人を突破しました。

県内の特定不妊治療に対する費用助成の状況と、実施医療機関の指定状況について、福祉保

健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 体外受精などの特定不妊治療に対する費用助成につきましては、県と中核市である宮崎市でそれぞれ実施しており、令和2年度における県内全体での助成件数は、延べ914件となっております。

この助成については、令和3年1月治療終了分から、助成額の増額や所得制限の撤廃など、内容が拡充されたところであります。

また、助成対象となる特定不妊治療を実施する医療機関として県が指定している医療機関は、宮崎市に3施設、都城市に2施設、日向市に1施設、合計で6施設となっております。

○田口雄二議員 不妊治療は、菅政権時の目玉政策でもあり、来年4月から保険適用になる予定です。詳細はまだ不明ですが、経済的負担が少ない不妊治療になってほしいものです。

次に、感染症法では、症状の重症度やウイルスの感染力などから、感染症を「1類～5類感染症」の5段階と、「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」「指定感染症」の3種類の合計8区分に分類されています。現在、新型コロナウイルス感染症を季節性インフルエンザ並みの5類感染症にできないかという声が上がってきています。保健所や行政や入院病床の負担が大きいことから出てきたものと思います。さきの衆議院選挙の際にも、私どもの政党に対して、有権者からこの件について問合せがあり、候補者としての見解を求められました。

新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等感染症に分類されていますが、5類感染症との違いは何か、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 感染症は、議員の御質問にありましたとおり、病原体の感

染力の強さなどに応じて、感染症法におきまして8つに分類されており、それぞれ感染者の隔離などの行動制限や保健所の関与の程度が定められております。

新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等感染症に位置づけられておりまして、疫学調査の実施など行政の強い関与が必要とされており、保健所の管理の下、感染者に対して入院勧告や就業制限による隔離などの厳しい措置が取られることとなっております。

一方、5類感染症は、感染症の種類によって多少の違いはあるものの、例えばインフルエンザにつきましては、指定医療機関の医師から患者数が保健所に報告されますが、強い行政の関与や特段の行動制限はございません。

○田口雄二議員 ここに来て、最も警戒度の高い変異株のオミクロン株が登場してきましたが、新たにワクチンや経口治療薬などが開発されないと、5類感染症への議論はまだまだ先のようにです。

さて、厚生労働省は、2年前、再編統合424の公立・公的病院を公表し、2025年までに、規模縮小も含めた再編統合を終える計画です。本県の7つの公立病院を再編統合の対象として選定しています。

しかし、中山間地は民間病院が少なく、公立病院が、地域住民の命を預かる大きな責任を持ちながら、少ない医療スタッフで地域医療を支えており、地方の反発の声が上がりました。また、この公立病院の再編統合計画が出されて、すぐに新型コロナ感染症が感染拡大し、改めて地域の医療の中核となる公立病院が見直されたところでした。

そこで、国が再編統合対象の公立・公的病院を公表して2年経過しましたが、その後の国の

動きと、県としてはどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国は、持続可能な医療体制の構築に向けて、地域医療構想を推進する中、令和元年、同様の診療実績を有する医療機関が近接するなどの理由により、将来方針の再検証が必要であるとする公立・公的病院を公表したところでありますが、新型コロナウイルスの感染拡大が進む中、昨年8月、再検証の期限を含め、地域医療構想の進め方について改めて整理するとの方針が示されたところであります。

現在のところ、国から新たな方針は示されておりませんが、県としましては、地域医療構想の推進に際し、人口減少や高齢化の進展を見据えた医療提供体制が求められる中で、再編統合や病床削減ありきではなく、感染症リスクへの対応も含め、地域の実情を踏まえながら、関係者間で丁寧な議論を行うことが重要であると考えております。

○田口雄二議員 地方の声をしっかりと届けていただきたいと思っております。

次ですが、人口減少などで水の使用量が減り、料金収入の減少が見込まれる一方、老朽化した水道管や施設の更新費用などが必要で、多くの自治体で水道事業を取り巻く環境は厳しい状況です。

そのような中、本年7月、宮城県議会で、県の水道事業の運営権を20年間、民間事業者に与える議案が可決されました。2年前に施行された改正水道法で導入された仕組みを使った全国初の試みとなりました。宮城県は、民間の技術やノウハウを活用してコストを削減し、将来の水道料金の値上げを抑えたいとしています。ただ、暮らしに欠かせない水道事業を民間に託す

ことに不安を抱く住民は少なくありません。宮城県は、運営権を売却後も水質検査などは引き続き行い、水道料金についても契約の中でしっかりとルールを決めると強調しています。それでも事業者任せにならないか等々、住民の不安は尽きないようです。

宮城県が導入しようとしている水道事業の民営化の手法について、県はどのように考えているのか、また県内の水道事業者の動きはどうか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 宮城県が導入するのは、コンセッション方式と呼ばれているもので、完全な民営化ではなく、施設の所有権を自治体に残したまま、当該施設の運営等を行う権利を民間事業者に設定する事業方式で、水道法の改正により令和元年10月から導入が可能となったものでございます。

県内水道事業におきましては、人口減に伴う収益の減少や施設の維持・更新に係る経費の増大などの課題があり、今後もますます厳しい経営環境が予想されております。

県としましては、コンセッション方式の導入は、これらの課題解決に向けた手法の一つと考えておりますが、導入の可否に当たりましては、市町村等の各水道事業者が、地域の実情を踏まえ判断していく必要があると考えております。

なお、現時点で県内では、このコンセッション方式の導入を検討している水道事業者はないものと認識しております。

○田口雄二議員 それでは、次の質問に移ります。

東九州メディカルバレー構想は、2011年に地域活性化総合特区の指定を受け、2017年からは新たな計画の下、取組を強化しながら進められ

てきたところです。10年が経過し、今年度が計画認定の最終年度となることから、現在県において、特区継続を見据え新計画の作成に取り組まれているところです。東九州メディカルバレー構想の現状をどのように評価しているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、東九州メディカルバレー構想に基づき、県内企業の医療関連機器の開発支援や、大学寄附講座設置による研究開発支援、医療技術・機器の海外展開支援などを行ってきたところでございます。

これらの取組によりまして、産学官から成る「宮崎県医療機器産業研究会」の会員企業が32社から103社に増加するとともに、様々な医療関連機器が開発されてきておりまして、輸出される機器も出てきております。

また、去年は、複数の研究会と大学等の関係機関が連携し、感染者を隔離するエアースクリーンなど、コロナなどの感染症対策のための製品も開発されたところであり、構想策定から10年が経過する中で、着実に成果が現れてきておりますので、引き続き当該構想の推進に努めてまいります。

○田口雄二議員 医療関連企業が集積している延岡市・日向市・門川町が連携しながら、地元企業の医療関連機器産業への参入を促進してきたところ、その成果が徐々に現れてきております。さらに、現在のコロナ禍にも見られるように、医療関連機器の重要性はさらに大きくなっています。今後、本県の主要産業と位置づけ、県北2市1町が連携して行う医療関連機器産業振興の取組に対して、財政面の支援を継続、さらに強化していただきたいのですが、県の考えを商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 延岡市をはじめとします2市1町におきましては、東九州メディカルバレー構想の取組を牽引する企業が集積しておりますことから、地場企業に対する医療機器参入セミナーの開催や医療関連機器等の展示会出展など、県と一体となって積極的な構想推進に取り組んでいただいております。

県といたしましても、東九州メディカルバレー構想を一層推進していくためには、2市1町の取組は重要なものと考えておりますので、これまでの推進体制の維持・充実を図るため、引き続き連携しながら、国の交付金や補助事業の活用などによる財源確保に努めてまいります。

○田口雄二議員 特区の継続が構想の発展につながります。引き続きの支援をお願いいたします。

次に、人材確保の質問です。

宮崎労働局が、「来春卒業予定の県内高校生の10月末時点の就職希望者数が前年より13.2%減の2,071人となり、過去最少になった」と公表しました。逆に、求人予定数は3,782人となり、前年より2.8%増となりました。

県内企業における高校生対象の求人数は、近年人手不足の製造業や医療・福祉、建設業などを中心に増加傾向にあり、県内求職者に対して求人倍率は2.7倍となっており、人材確保が激化しております。

来春卒業予定の高校生の就職希望が減少していますが、県内就職に向けた対策の取組状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 高校生の県内就職に向けた対策につきましては、県内企業の魅力を知っていただくため、約200社の企業を紹介する冊子を配付いたしますとともに、高

校3年生を対象とした企業説明会を開催しております。

また、県内企業で実際に働くイメージを持っていただくため、高校生が職業体験をする様子を記録した動画による情報発信や、企業から直接指導を受けながら、生徒が主体となって商品開発などを行う実践プログラムを実施しております。

こうした中で、先日、宮崎労働局が公表しました今年10月末現在の高校3年生の県内就職内定率は63.5%と、同時期としましては過去最高となったところでありまして、今後とも、国や教育委員会など関係機関と連携しながら、高校生の県内就職の促進に取り組んでまいります。

○田口雄二議員 県内企業で、最近テレビコマercialをすることが増えてきています。人材確保のため、知名度アップに取り組んでいます。

農政の質問に移ります。

2020年度の本県の農畜水産物の輸出額は、72億9,000万円となり、過去最高の実績を残しました。コロナ感染症の影響で海外との交流は激減しましたが、前年比23%も増加しています。コロナ感染症の拡大前に日本を旅行した人たちが、日本の食の質の高さとおいしさを知り、自国に帰っても日本の食材を求めているとのニュースも耳にします。本県も以前より、経済的に大きく成長している東アジア戦略を強化していましたので、その成果が出たものとも予想されます。

そこで、昨年度、過去最高となった本県農畜水産物の輸出状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 令和2年度の本県農畜水産物の輸出額は、コロナ禍の影響

で、当初は低調に推移しましたが、その後回復し、議員御指摘のとおり72億9,000万円と過去最高を更新したところです。

中でも輸出額の7割近くを占める牛肉は、単ごもり需要の高まりによるインターネット販売等が好調だったこともあり、前年度比119%の49億円となりました。

なお、国・地域では、香港が28億円と最も多く、アジア向けが前年度比140%と増加した一方、経済活動の再開が遅れた欧米向けは、前年度比93%に減少したところです。

県としましては、引き続き、コロナ禍の消費行動や経済情勢を捉えながら、オンライン商談やeコマースの取組強化、取引先と連携したフェア等を支援し、さらなる輸出拡大を図ってまいります。

○田口雄二議員 以前から、香港への輸出が輸出先のトップを占めておりました。

しかし、最近の香港は政治状況が変わり、香港内が混乱している状況がありましたので、心配しておりましたが、輸出は順調であることが確認できて安心いたしました。引き続きの御尽力をお願いします。

次に、我が国の食料の自給率について伺います。

我が国のカロリーベースでの食料自給率は年々下がり続け、様々な観点から自給率アップの議論がなされてきました。しかし、農林水産省が公表した2020年度の食料自給率は37%になり、前年度から1ポイント低下しました。過去最低の水準に逆戻りです。政府は、昨年「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、2030年度にカロリーベースの食料自給率を45%に引き上げるとしました。45%の目標は、2025年度までの従来計画と同じで、達成時期を5年先送りし

たこととなります。

そこで、国内の自給率が伸び悩んでいます
が、国内指折りの食料供給県の知事としての見
解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 日本の食料自給率は、
食生活の変化や輸入の増加などによりまして長
期的な低下傾向が続く中、世界的な人口増加や
気候変動の影響、さらにはコロナ禍における食
料の安定供給のリスクが顕在化しております。
食料供給基地として本県が果たすべき役割は、
一層高まっているものと認識しております。

このため、本県におきましては、生産者の減
少・高齢化に対応した生産力の確保に向け、新
規就農者や定年帰農者などの多様な担い手の確
保・育成を図るとともに、スマート農業の普及
や農地の大区画化などを促進してまいります。

また、燃油・飼料価格高騰など、国際情勢の
変化に柔軟に対応できる農業構造への変革を図
るため、畜産バイオマス発電などのバイオマス
エネルギーの積極的な活用や、飼料用米などの
国産飼料の生産拡大などに取り組み、持続可能
な食料生産の循環を実現してまいります。

こうした取組を進めることによりまして、食
料を安定的に供給できる産地として、我が国の
食料自給率の向上に貢献をしてまいります。

○田口雄二議員 自給率の高い米の消費量が減
るなど、食生活の変化や農家、農地の減少で、
供給体制が衰えています。また、TPPの発効
で、安い農産物の輸入拡大なども考えられ、目
標達成を先送りしても、自給率のアップは並大
抵ではありません。政府の本気度が問われま
す。

次に、五ヶ瀬川水系のアユ資源の回復に向け
た取組について伺います。

五ヶ瀬川水系のアユ漁獲量は、1972年の89.3

トンピークに減少の一途をたどっている中、
アユ資源回復に向けた取組として、1993年に宮
崎大学等が中心となってまとめた「アユ資源管
理の進め方」に基づき、増殖対策や漁業管理等
が行われてきました。また、2016年12月から、
アユ資源回復に向けた方向性を定めるととも
に、2019年1月より、土々呂湾での海産稚アユ
の採捕制限などにも取り組んでいただいております。
しかし、環境の変化などもあり、なかなか
成果が見えてこない状況でした。

現在、五ヶ瀬川には延岡の秋の風物「鮎や
な」がかかっていますが、産卵のため海に下る
アユを捕獲する「おてす」に連日、大量のアユ
が流れ落ちています。私自身、「おてす」のこ
んなに大量のアユを見たことがありません。県
の進めるプロジェクト等が成果を上げてきたの
かと、期待したくなるところです。

そこで、五ヶ瀬川水系のアユ資源管理による
資源の回復状況について、農政水産部長に伺
います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 五ヶ瀬川のア
ユ資源につきましては、深刻な状況にありまし
た平成28年度から、海でのアユ稚魚の採捕量制
限や、河川での採捕期間の短縮などに取り組ん
でいるところでございます。

毎年5月に実施している資源量のモニタリン
グでは、平成28年度の約68万尾から、今年度は
約134万尾と、ようやく回復の兆しも見えてき
ました。しかしながら、河川の水産資源は、環
境などの影響により大きく変動しますことや、調
査結果が漁獲に反映されていないことから、引
き続き資源の動向を注視していきたいと考えて
おります。

今後とも、関係者の協力の下、資源の管理に
努め、五ヶ瀬川のアユ資源の回復に取り組んで

まいります。

○田口雄二議員 もう少し状況を見守らなければなりません。

次に、道路に関して2点伺います。

国土交通省の有識者会議が、高速道路の料金徴収期間の延長の検討を含んだ中間答申をまとめたようです。道路は、国民生活や経済活動に欠かせず、無料で使えるのが原則とされてきたにもかかわらず、無料化は一ツ葉有料道路のように再延期され、実質、料金徴収の無期限の延長となる今回の中間答申は、本当に残念です。

2019年9月に、国の「高速道路における安全・安心基本計画」が公表され、東九州自動車道の本県内の3区間を、優先整備区間として4車線化を進めると公表され、既に2年が経過いたしました。その前に既に事業化されていた宮崎西一清武間と併せて、東九州自動車道における4車線化事業の進捗状況と取組について伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 西日本高速道路株式会社によりますと、平成30年度に全国で実施された「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえ、平成31年度に事業化された宮崎西一清武間は、本線工事が10月に契約されるなど、順調に事業が進められております。

また、国の「高速道路における安全・安心基本計画」において、暫定2車線区間を優先的に4車線化するとされた区間の中から、令和3年度に事業化された高鍋一西都間は、現在、工事用道路などの検討や、調査・設計の準備が進められております。

4車線化は、事故防止や災害発生時などの通行止めリスクの回避などの観点からも重要でありますことから、県としましては、知事を先頭に、あらゆる機会を捉えて要望活動を行っている

ところであります。

引き続き、県内の東九州自動車道の4車線化が進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

○田口雄二議員 同じく4車線化となりますが、延岡市の安賀多通線構口工区は、延岡西環状線を構成する重要な路線です。通勤や帰宅時間は渋滞し、この渋滞解消が大きな課題となっていました。4車線化のための用地買収が急速に進み、市民の期待も大きくなっています。

安賀多通線構口工区の進捗状況と新規工区着手の見通しについて、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 安賀多通線構口工区につきましては、渋滞対策や通学路の安全確保のため、延岡警察署交差点から南延岡駅前交差点までの970メートル区間を、平成27年度から都市計画事業により整備を進めております。

現在、取得が必要な用地のうち約8割の契約をいただいたところであります。今後は、電線の地中化を含めた拡幅工事を行うこととしております。

また、構口工区から南側に計画しております新規工区につきましては、事業中区間の進捗状況を踏まえながら、今後の事業化について判断したいと考えております。

県としましては、引き続き、必要な予算確保に努めますとともに、関係機関や地元の皆様の御意見をいただきながら、事業を進めてまいります。

○田口雄二議員 4車線化がだんだん見えてきました。今後ともよろしく願いいたします。

次は、教育関連の質問です。

通信制高校が全国的に増加しているようで

す。2019年5月現在、全国で253校、高校全体の僅か約5%に過ぎませんが、少子化で全日制・定時制高校の生徒数や学校数が減る中、2000年の113校から2倍以上に増えています。不登校や帰国子女など様々な背景を持つ生徒の進学先として、1990年代頃から入学者が急増しているようです。2003年度から規制緩和され、構造改革特区に限り株式会社の学校設置が可能となり、民間参入が相次ぎ、特に3都道府県以上から生徒を集める広域通信制高校では、ICTを取り入れた先進的な教育を展開するところも出てきています。

北海道の深川市に本校を置く広域通信制高校「クラーク記念国際高校」に至っては、本校と全国63か所のサテライト施設に約1万人の生徒が在籍しているようで、本県は宮崎駅前にあります。

このように通信制高校が大きく変わりつつある中、本県における県立高校の通信制課程に在籍する生徒数と、過去5年間の推移を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 通信制課程を設置しております県立高校は、宮崎東高校と延岡青朋高校の2校であり、令和3年5月1日現在で、生徒数は2校合わせて1,081名であります。

また、過去5年間の生徒数の推移を見ますと、平成28年度が2,029名、平成29年度が1,834名、平成30年度が1,339名、令和元年度が1,176名、令和2年度が1,095名で推移しております。

○田口雄二議員 全国の通信制の生徒数は増加しているのに、本県に至っては5年間で半減していますが、その要因を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 平成28年度当時は、通信制高校に在籍はしているものの、学習活動の実態のない生徒の割合が約半数を占める

など、生徒数の把握が困難な状況にありました。

そこで学校では、生徒一人一人に、学業への復帰に向け動機づけや励ましを行った上で、継続の意思の確認等を丁寧に行ってまいりました。

その結果、学習活動の実態のない生徒数が年々減少し、現在は、活動実態に見合った在籍者数になったところであります。

○田口雄二議員 結局、学習意欲のない休眠中の生徒の分が整理されたということですね。

そこで、県内における私立高校の通信課程の現状を、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 県が所管しております私立高等学校につきましては、これまで通信制課程を設置する県立高校がなかった県西地区及び県南地区におきまして、近年、設置が行われております。県西地区では、令和元年度に都城聖ドミニコ学園高等学校が、それから県南地区では、令和3年度に日南学園高等学校が、新たに通信制課程を設置しております。

今年5月1日現在の生徒数は、2校合わせて38名となっております。

○田口雄二議員 聞きましたら、来年4月には小林西高校も開講するそうです。そのほかにも、先ほど紹介したクラーク記念国際高校やNHK学園高等学校、そのほかにもネットで見ると何校か出てきましたが、県当局によりますと、詳細は不明ということでした。広域通信制高校は、これまで何校か不祥事を起こした学校もあり、高校生の教育の場がちょっと変わってきています。今後もちょうと注意して見ていかなければならないと思っています。

次の質問に移ります。

先月の24日、愛知県の弥富市立十四山中学校

で生徒同士のトラブルがあり、3年生の男子生徒が、同級生に刃渡り20センチの刺身包丁で腹部を刺され、死亡する事件が発生しました。衝動的に起こされた事件ではなく、事前にインターネットで凶器を手に入れ、計画性があります。傷は肝臓を貫通するという強い殺意を感じさせるものですが、動機等の詳細はまだ不明です。

大阪教育大学附属池田小学校で発生した無差別殺傷事件以来、学校内の安全対策が議論されるようになりました。今回は生徒と生徒の間の事件ではありますが、学校における安全対策について、どのような取組をしているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 子供たちの命を預かる学校におきましては、安全対策に万全を期すことは最も重要であると考えております。

現在、各学校では、不審者への対応としまして、不審者の発見から通報、児童生徒の安全確認に至るまでの手順を示した危機管理マニュアルの全教職員への周知や、警察官を講師としました教職員対象の不審者対応訓練の実施、来訪者に対する声掛けや名札着用の依頼など、児童生徒等の安全を守る取組を行っております。

また、県教育委員会では、7月1日から7日までを「宮崎県いのちの教育週間」に設定し、安全対策の根幹となります。自他のかげがえのない命を大切にする心を育む教育に重点的に取り組んでいるところであります。

○田口雄二議員 これまでは、学校外からの侵入者への対応が主でした。幸い本県では、そのようなトラブルは最近ないと聞いておりますが、今回の事件は特殊です。今後、警察のアドバイスなどをいただき、事件への対応を十分に検討していただきますよう、よろしくお願ひい

たします。

次は、警察本部長に伺います。

質問の前に、本年の4月8日は、全国の交通事故による死者がゼロだったという報道を目にしました。1968年に統計を取り始めて以来、53年目にしての快挙だそうです。警察の交通事故対策の御尽力に敬意を表します。ちなみに4月8日は、お釈迦様の誕生日です。

質問に戻ります。死因を探る最も有効な手段は、遺体の内部を調べる解剖です。しかし、犯罪と関係していたり、死因が不明として警察が昨年扱った約17万人のうち、解剖されたのは約11%だったようです。警察は、事件の疑いがあれば、大学の法医学者に司法解剖の要請をしますが、全国的に解剖医が不足している状況があります。2019年度時点で、16の県で大学の法医学教室に常勤医が1人しかいないことが分かりました。本県の状況が気になるところです。

死因究明は、犯罪死見逃し防止のために必要不可欠と思いますが、県警の解剖の実施状況について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 警察が取り扱います死体につきましては、検視官等による検視や調査などを行った後、警察署長の判断により、犯罪やその疑いがある場合は、刑事訴訟法に基づく司法解剖を、犯罪性は希薄であるが、死因を究明する必要がある場合は、警察等が取り扱う死体の死因または身元の調査等に関する法律に基づく解剖を実施しております。

解剖の実施機関は、解剖の遅延を防ぐため、宮崎大学、大分大学及び鹿児島大学の3大学と契約しております。

過去10年間の年間平均の解剖件数は約71件で、死体取扱件数における解剖率は約5%であります。

本年10月末現在の解剖件数は58件で、死体取扱件数における解剖率は、過去10年間の年間平均と同じく約5%であります。

○田口雄二議員 解剖に関しては、宮崎大学だけではなく大分大学、鹿児島大学とも契約をしているようです。犯罪を見逃すことのないよう、よろしくお願いいたします。

死因究明等推進基本法が施行され、地方に死因究明等推進地方協議会の設置が求められていますが、本県の設置に向けた取組状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 高齢化の進展に伴う在宅等による死亡者数の増加や、大規模災害の発生リスク等によりまして、死因究明とその体制強化の必要性が高まったことなどから、令和2年4月、死因究明等推進基本法が施行されました。

この法律では、国は、死因究明に係る人材育成や教育・研究拠点の整備等を進め、また、県は、地域の実情に応じて、死因究明に関する施策の検討を行い、その実施状況を検証・評価するための死因究明等推進地方協議会を設置するよう努めることとされております。

本県の死因究明に係る体制につきましては、解剖等を行う人材の確保や、関係機関相互の情報共有の在り方などの課題があり、このため、県としましては、警察本部、大学、医師会等の関係機関と、これらの課題等について意見交換を行うとともに、事務局体制や構成団体、運営の方法など、本協議会の設置に向けた具体的な検討を進めているところであります。

○田口雄二議員 全国的に見ると、本県の設置がちょっと遅れているようですので、迅速な対応をよろしくお願いいたします。

次に、本県の暴力団の状況を伺います。

宮崎県暴力団排除条例が施行されて、10年が経過いたしました。条例は2011年8月に施行され、事業主が暴力団の威力を利用したり、活動や運営に協力したりする目的で、みかじめ料などの金品を暴力団に支払うことが禁じられました。2013年には改正暴力団対策法も施行され、資金源が断たれ、組員の暴力団離れが加速したようです。

宮崎県暴力団排除条例の制定から10年が経過し、暴力団の分裂など情勢の変化を踏まえ、現在の本県の暴力団情勢について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 本県の暴力団構成員の数は、宮崎県暴力団排除条例が制定された平成23年が、いわゆる組員と言われる構成員が約110人、構成員と密接な親交を有する準構成員が約200人の合計約310人でありました。

構成員の数は、全国同様、年々減少しており、令和3年10月末の時点で構成員約50人、準構成員等約80人の計約130人となっております。

また、本県の暴力団組織数は、現在、六代目山口組傘下組織が2組織、池田組傘下組織が14組織の計16組織を把握しております。

平成27年に六代目山口組が分裂した影響を受け、県内の組織も、六代目山口組傘下2組織と神戸山口組傘下8組織に分裂しました。

その後、本年11月に神戸山口組傘下組織であった池田組が指定暴力団として公示されたことで、神戸山口組の傘下にあった組織は、現在、池田組の傘下組織となっております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。大分減ったとはいえ、まだまだ構成員も組織も残っています。県民の安心安全の取組をよろしくお願いいたします。

以上で、用意しました質問は全部終了いたし

ました。ありがとうございました。

私ごとですが、あしたは63歳の誕生日でして、今日が62歳の最後の質問となりました。本当にありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、立憲民主党の岩切達哉でございます。県民連合として4人目、うし年、もうすぐ61歳でございます。よろしく願いいたします。

まずは、県議会に関心を持っていただき、傍聴にお越しいただきました皆さん、さらには、ネット中継によって御覧いただいております有権者の皆さんに、感謝を申し上げたいと思います。

先ほど、田口雄二議員もお話をされましたけれども、我が会派にも新しい仲間が増えました。新しい仲間には恥ずかしくない活動を目指して頑張ることで、県民の負託にこたえてまいりたいと思います。

それでは、通告に従い質問をいたします。

最初に、知事の政治姿勢について伺います。

自主財源が厳しい我が県では、国の動向をしっかりと見詰めにしながら、県として実施したい施策に適合させていく知恵と工夫が必要かと思えます。

令和4年度に向けた国家予算編成においては、グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育てへの予算の重点化を進めるという、新たな成長推進枠が設定されています。

2022年度に向けた県予算の編成に向けては、初日の坂口議員の質問もございましたけれども、私も県の当初予算編成方針を読みまして、改めて伺いたいと思います。

知事としては、国家予算編成方針に合わせて新たな成長推進枠の分野に取り組むこととして

いらっしゃるのか、その際は、どう取り組むこととしているのかを伺いたしたいと思います。

次に、憲法に対する姿勢でございます。

オーストリア、オランダなどロックダウンを行う政府と、反発する市民の衝突が起きています。

コロナ対策の方策として、ロックダウンという手法を使っているのですが、そのロックダウンについて、全国知事会の会長、徳島県知事が、本年の8月27日、新型コロナウイルス対策をめぐる、当時の経済再生担当大臣とのテレビ会議において、「緊急事態宣言だけでは今の感染爆発を抑えるのは難しい」と強調され、「緊急避難的な措置としてロックダウン、いわゆる都市封鎖的な手法を示すなど強い意志表示をしてほしい」、このように要望したと報道されました。

このようなロックダウンが話題になり、その手法を取り入れるために、憲法に緊急事態条項の創設が必要という意見が出ていることに、私は懸念を持つところでございます。

過去には、現在のコロナ禍は憲法改正議論を促進する絶好の機会とかの政府要人の発言もございました。より強い方策、緊急事態条項があれば解決するかのごとく発言を聞くたびに、私は疑問を抱きます。

感染症や災害への対応は、平時から予防策を考えておくべきもの、そうでないと対応できないものであって、万一の際に、内閣に権限集中させれば全てよしではないと思います。

昨今の、緊急事態条項創設を端緒とする憲法改正を求める動きに対して、知事の所見を伺いたしたいと思います。

以下の質問は、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、新たな成長推進枠についてであります。

国が掲げる新たな成長推進枠の4つの分野につきましても、コロナ禍からの回復をはじめ、本県の成長の土台づくりを進めていく上で、大変重要な視点であると認識しております。

県では、来年度の重点施策として、3つの柱を掲げております。「コロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出」「人口減少対策の取組強化」、そして「安全・安心で魅力ある地域づくり」の3つであります。

具体的には、デジタル化やゼロカーボン社会づくりの推進、スポーツランドみやぎをはじめとする本県の強みを生かした地域の活性化、さらには、結婚・子育て支援などによる少子化対策など、国が示した新たな成長推進枠の4つの分野を含め、重点的に予算措置を行うこととしております。

今後とも国の経済対策の動向等も十分踏まえながら、予算編成に取り組んでまいります。

次に、憲法改正の動きについてであります。

パンデミックをもたらした新型コロナへの今後の対策などが検討される中、各政党において、それぞれの考え方の下、憲法改正をめぐる議論がなされているものと認識をしております。

国家的な緊急事態に際して、国と地方においてどのような措置が必要となるのか、また、その措置の発動要件・手続・効果など、多くの議論すべき点があり、大変難しい課題であると考えますが、私は議論すること自体は大変重要であると考えております。

憲法につきましては、国の在り方に関わる最

高法規であり、我が国の法体系の根幹をなすものであります。その改正は国民一人一人に直接関係するものでありますので、国民の関心と理解を高め、国会の場での十分かつ慎重な議論はもとより、幅広く国民的な議論を尽くしていく必要があるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 御答弁ありがとうございます。幅広い議論は憲法に関して必要だという立場であったというふうに理解をいたしました。私自身も、53条臨時国会召集の問題や7条解散権の問題など、議論をし、その上で法的に解決すべき、合意を得るもの、それはあるというふうには理解をしております。しっかり議論を進めていきたいと思っております。

では次に、児童虐待の問題について質問をさせていただきます。

11月は虐待防止推進月間でした。オレンジリボン運動ということで、私は常に胸につけているところなんですけれども、同じく11月には期間としてDV防止キャンペーンというものがありません。

この間の児童虐待件数、DV相談件数について福祉保健部長に伺いたいと思っておりますけれども、実は、明日は、アミュプラザの映画館で「189（いちはやく）」という児童相談所の現場を取り上げました映画の上映があると、野崎幸士議員から紹介をいただきました。その虐待対応についてなんですけれども、今年6月議会では、令和元年度は、その前との比較で40%ほどの大幅な増加があったという答弁をいただきました。この間に令和2年度の件数が発表されていますので、その具体的な数について、令和2年度と令和元年度を比較して説明していただきたいと思っております。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の児童虐待相談対応件数は、県内3か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数の合計であります。令和2年度は1,883件であり、前年度の1,953件と比べ70件、3.6%減少しており、しかしながら、過去2番目に多い状況となっております。

また、女性相談所がDVに関する相談を受けた件数は515件と、前年度の572件に比べ57件、10%の減少となっており、年度ごとの推移としましては、平成29年度の601件をピークに、増減を繰り返している状況であります。

○岩切達哉議員 ここで念のため、警察本部において取り扱った児童虐待事案、DV事案はどうだったのか、減少した数字になっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○警察本部長（佐藤隆司君） 児童虐待の疑いがある事案として警察から児童相談所に通告した人員は、令和元年が648人、令和2年が908人です。

また、配偶者からの暴力事案として警察が相談を受理した件数は、令和元年が808件、令和2年が781件です。

○岩切達哉議員 今伺いましたように、警察本部が児童相談所に通告した件数は、250件ほど増加しています。いわゆる暦年での数字ではありませんけれども、増加していると。一方で、児童相談所で扱う児童虐待件数は減少した、高止まりというふうに理解してよろしいかと思っておりますけれども、なぜ、このような結果になっているのか、件数が減少したのか、部長の所見を伺いたしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 令和2年度の児童虐待相談対応件数を前年度と比較しますと、中央児童相談所管内における学校からの通

告や、近隣知人、親戚、家族等の子供や家庭に身近な存在からの通告が減少しております。

また、令和2年度の女性相談所におけるDV相談件数につきましては、警察や市町村等の女性相談所以外の相談機関が受け付ける相談件数も減少しており、そこから女性相談所へとつながれる相談が減少しております。

いずれにつきましても、新型コロナによる一斉休校や外出自粛等の影響により、子供や家庭と地域のつながりが希薄化したことによりまして、家庭内などの問題が外から気づかれにくい、こういった状況が生じたことによるものと考えられますが、顕在化していないものも含め、減少しているものではなく、これまでの児童虐待やDVを取り巻く状況も変化したものではないと認識をしております。

引き続き、関係機関と連携し、児童虐待及びDV対策の充実・強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 厚生労働省のまとめでは、昨年度、児童相談所が対応した虐待件数は、全国で20万5,029件に上りまして、前の年度より率にして5.8%増えて、やはり過去最多を更新しています。

宮崎県では3.6%減少ということでございました。この差、変化、私なりになぜなのかというふうに考えまして、関心を持って調べさせてもらったところなんです。

6月議会で、虐待対応の体制整備について議論させていただきました。その際は、虐待受理件数の著しい増加という状況で、それに加えて、児童虐待防止対策体制総合強化プラン、いわゆる新プランによって、人口4万人に1人の児童福祉司配置を3万人に1人とする考え方、さらには里親支援、市町村支援への配置も必要

という立場で体制整備に努力していく、知事からも「必要な体制強化にしっかりと取り組んでいく」との答弁をいただきました。

今回は、令和元年度と2年度の虐待やDVの相談件数については、微減ということでした。その背景、要因について、部長のほうにも見解をいただきましたけれども、その児童虐待やDVを取り巻く状況は変化していないというお話でございました。

私もそのとおりであるというふうに思います。高止まりしている状況と理解しておりまして、児童相談所の虐待などに対応する任務は、大変厳しい状況のままと認識しております。

その厳しい状況にある現場の職員配置については、6月議会答弁に変わりなく取り組まれるべきと考えますが、福祉保健部長の所見を伺いたしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、増加し複雑化する児童虐待相談に適切に対応することができるよう、国の新プランに基づく児童相談所の体制強化のため、児童福祉司等の増員に取り組んできたところであります。

議員御指摘のとおり、令和4年度におきましては、児童福祉司の配置基準が、人口4万人に1人から、人口3万人に1人の配置となることに加え、里親養育の支援及び市町村の相談対応強化の支援を行う職員の配置も求められております。

このため、令和4年度における児童福祉司等の職員の配置につきまして、関係部局等と連携し、必要な体制強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 必要な体制強化には取り組むと、改めて確認をさせていただきました。現場で不幸な事件を起こさせないためにも、必要な

体制強化であるというふうに思います。

現場で職員たちをサポートいただいております会計年度任用職員も含めて、十分な配置を、県庁全体の理解の下で実現いただきますように求めておきたいと思っておりますし、引き続き、重大な関心を持って見ていきたいと思っております。

次に参りたいと思っております。

SDGsの目標17のうち4と5には、教育におけるジェンダー問題が求められているところでございます。

この間、県教育委員会は積極的に取り組んでいただいていると思っております。

最初に、混合名簿の現況について伺います。

令和2年2月議会での質問に対して、県立高校で100%、公立小中学校でも広がっている報告を受けました。

そこから約2年が経過し、現状はいかがでございましょうか。

そして何より大事なものは、この名簿を作る意義が教育現場で広がることだと考えます。そのことについて、教育長はどう認識されておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度における「性で分けない名簿」の使用状況であります。

公立小学校では、230校中221校、率にしますと96.1%、公立中学校では、128校中116校、率にしますと90.6%、県立高等学校及び中等教育学校では、38校全てで使用しておりまして、100%であります。

性で分けない名簿の活用につきましては、男女平等の意識を高めたり、性的マイノリティー児童生徒への配慮を行うための手だての一つであると考えております。

○岩切達哉議員 混合名簿が広がっていると。

この混合名簿の意義は、人権尊重を基盤とした男女平等の意識を確立する教育の充実にある、こういうことだと私は理解しております、それまでは、何かにつけ男子が先という刷り込みがあったというふうに理解します。そういうことをやめていこうと、そういう目的を繰り返して認識し合いながら進めてほしいと思います。

同様の視点で、制服の問題でございます。

スラックスを標準服として、スカートを選択できるというアイデアを採用した学校の新聞記事に触れました。ジェンダーを強調するのではなく、また性的マイノリティーへの配慮という姿勢ではなく、選択肢があるということの大事さがアイデアの背景にあると伺っております。

市町村教育委員会や小中学校長、そして、高等学校長との議論を進めてほしい視点だというふうに思いますけれども、制服の課題について、教育長の所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度の調査におきまして、「スラックス、スカート等の選択」を取り入れている学校は、公立小学校では、制服を導入している12校中1校、公立中学校では128校中16校、県立高等学校及び中等教育学校では38校中7校となっております。現在も、選択制の導入も含めて、制服の在り方について各市町村や学校で生徒も交えて検討が行われているところであります。

制服が選択できることは、性にとらわれず、自分の生き方を考え、自分に合ったものが選べるなど、より多様性に配慮できるという点から意義あることと考えております。

今後とも、児童生徒一人一人が性別に関わりなく、個性が尊重される教育に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 私自身も、たくさんの刷り込まれたものといいますか、既成概念がございますので、しっかりとそのあたりを注意しながら、この問題、これからの社会のありようとして考えてまいりたいと思います。

続いて、放課後における児童の居場所の問題についてお伺いいたします。

厚生労働省所管で放課後児童クラブ——学童保育という呼び方もありますけれども——と、文部科学省所管の放課後子供教室。放課後自宅に帰っても、就労しているなどの理由で、両親のほか、大人がいない児童の保育指導を目標とするのが放課後児童クラブで、社会教育的な、青少年教育的な発想で展開されてきたのが放課後子供教室というふうに理解をさせていただいております。

私は、小学校時代の放課後という時間を支えることは、現代において重要性が高まってきていると感じています。学校から真っすぐ家に帰っても、保護者は就労中で、近所には子供の数は少なくなって一緒に遊ぶ子供もいない、習い事にはそれなりの費用と、また移動手段も必要、帰宅して、テレビやゲームばかりで過ごす日々というのは避けてあげたい。子供の育ちを支える上で大事なことだと考えます。

放課後の過ごし方を支援いただければ、保護者も安心して就労できる、そういう社会的要請もでございます。

2つの制度には違いがありますが、今日では、放課後児童クラブと放課後子供教室について一体的な運営を求める声が高まっています。

福祉保健部長にお尋ねいたしますが、市町村で、一体的運営をされているのはどれくらい存在するのか。逆に言えば、別々であれば、両者の融合についてどうコーディネートしていくの

か、現状について解説をお願いしたいと思えます。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国の「新・放課後子ども総合プラン」では、小学生が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、同一の学校内にある放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、共通の活動プログラムに参加する一体型の取組を推進することとされております。

この取組は、市町村が実施主体となっており、県内では、本年5月時点で6市町村、11か所で一体型を実施しております。

県では、県と市町村の福祉部局及び教育委員会、クラブと教室の関係者等から成る放課後子ども総合プラン推進委員会を設置し、関係機関が連携しながら必要な検討を行うとともに、取組事例の紹介やワークショップ等を行う研修会を実施し、一体型の取組の普及促進を図っているところであります。

○岩切達哉議員 そういうことで、放課後の児童への支援は大変大事だという立場で、今後、さらに継続的に支援いただけるものと思えますが、十分な資源があることが大事という立場でございます。その上で、量が満たされていけば、質の問題になるわけでありまして。放課後の時間に、子供の育ちを支える職員の皆さんの質の向上には、どんな取組がなされているのかを福祉保健部長にお聞かせいただきたいと思えます。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 放課後児童支援員等が必要な知識や技術を習得し、資質向上を図ることは、児童の個々の状況に応じた配慮や支援を行うためにも重要であります。

このため県では、放課後児童クラブに配置が必要な支援員の資格取得のための研修会を年3

回実施するほか、放課後児童クラブや放課後子供教室の職員向けに、資質向上のための研修会を年3回程度実施しております。

また、放課後児童クラブにおける支援員や補助員の経験年数や職務内容に応じた処遇改善の取組を行う市町村に対しまして、必要な費用の補助を行っているところであります。

今後とも、職員の資質向上や定着につながる取組を進めながら、放課後等における児童の居場所づくりに努めてまいります。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。相当昔の話ですが、私自身も鍵っ子と言われた、帰れば一人という状況で暮らしておりましたが、近所に子供がいっぱいおりました時代です。何ら不自由はなかったんですけど、今は、私の住むところは恐らく18歳以下の子供というのがいないエリアなんですね。そういうところともたくさんあると思えますので、十分に目配りをいただいて、このような対策を充実させていただきたいと思えます。

話題を替えて、選挙制度について、選挙管理委員長に伺いたいと思えます。

10月31日投開票でした衆議院選挙、2週間後の11月14日投開票の宮崎市選挙区県議会議員補欠選挙の投票率が低かったことが話題になっておりますけれども、選挙管理委員長としての、この投票率に対する所見を伺いたいと思えます。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 衆議院選挙の小選挙区の投票率は、県全体で53.66%となり、衆議院選挙としては過去3番目に低い数字でしたが、過去最低だった平成26年、ワースト2位だった平成29年の投票率から、2回連続で上昇いたしました。

一方で、全国平均の55.93%には2ポイント及

ばず、また、半数近くの有権者が投票しなかったことは、大変残念に思っております。

また、県議会宮崎市選挙区の補欠選挙は、県執行選挙として戦後最低の18.34%という極めて低い投票率となり、選挙の時期も含め、様々な要因があったと考えられますが、民主主義の危機とも言える結果に、大きな衝撃を受けたところでございます。

県選挙管理委員会といたしましては、いずれの選挙も、県民の代表を選ぶ大切な選挙として、市町村選管とともに周知啓発に努めたところではありますが、今回の結果を重く受け止めますとともに、今後の選挙啓発の取組を強化する必要があると考えております。

○岩切達哉議員 まさに時期の問題、ダブル選挙になれば——私も随分長い期間取り組ませてもらいましたので、体力的に非常にきつかったんですけども——投票率も同じレベルまで上がったのかなというふうには思うんですが、なかなか難しい問題だと思っています。

私たち政治に携わる者が、しっかりと有権者に魅力を提示できるようにならないといけないというふうに思いますけれども。そういった中で、若い世代の低投票率がより深刻と言われております。若者の政治意識アンケートの集計結果というものを3月にいただいたのですが、そういうアンケート結果などを踏まえて、この世代に対して、投票を促す取組はいかがだったでしょうか。これから何が求められると考えられますか、伺いたいと思います。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 昨年度、県が実施したアンケートでは、時事問題を学ぶ機会を利用したいものとしたしまして、「短時間の動画」が多く選択されましたことから、多くの若者が政治や選挙に関心を持つためのきっか

けとして、今年度より選挙啓発動画コンテストに取り組んでおります。

また、今回の衆議院選挙におきましても、ユーチューブ等でのCM動画の配信や、地元タレントと学生選挙サポーターによるトークセッションの配信など、若者を意識した選挙啓発を行ったところです。

今後とも、政治への理解を深める学習機会を提供するため、大学や教育委員会と連携した選挙啓発ゼミや選挙の出前授業の拡充に努めますとともに、より多くの若者への選挙啓発の機会確保と内容の充実が図られますよう、関係機関と連携し、より効果的な取組について検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 この問題の最後に、法律事項ではありますけれども、御意見を伺いたいと思います。

宮崎市では12分の2の欠員で補欠選挙が実施されましたが、日南、延岡両市では欠員のままでございます。日南市では定員の50%が欠けている状態というふうにも言えます。県議会議員補欠選挙の要件は、2人区以上の選挙区では2人の欠員となった場合とされますけれども、この補欠選挙実施の要件が厳し過ぎると私は思います。選挙管理委員長の見解はいかがでしょうか、お願いします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 県議会議員の補欠選挙につきましては、御質問にありましたように、公職選挙法の規定により、定数2以上の選挙区については、欠員が2人以上に達したときに、また定数1の選挙区については、欠員が1人に達したときに選挙が行われることとなります。

このため、それぞれ1人の欠員が生じている定数2の日南市選挙区や、定数5の延岡市選挙

区では、この規定に基づく補欠選挙は行われな
いこととなります。

県議会議員が選挙区の住民代表であることに
鑑みますと、その代表に欠員が生じております
ことは、地域の声が届きにくいなどの課題があ
るものと考えております。

一方で、補欠選挙の要件の変更には公職選挙
法の改正が必要となりますので、今後、国会等
における議論や動きを注視してまいりたいと考
えております。

○岩切達哉議員 日南の欠員は同僚議員の転身
のための結果でございますので、私自身も心苦
しいんですけれども、やはりそれが補充される
ことについて、法的な要件が厳しいというふう
に思うところがあります。地方議会としても、
国会に要請していきたいと思うところござ
います。

では次に、障害者法定雇用率について伺いた
いと思います。

公表されているデータは、今年1月の数字で
ありますけれども、教育委員会において2.29%
と2.5%の法定率未達成でございました。

実は、病院局も未達成と伺いました。県内民
間企業は達成率全国4位の高水準、非常に努力
いただいております。その中であっても未達成
企業は障害者雇用納付金というものを支払うそ
うでございますが、自治体は罰則がないからと
やゆされるところでもございます。

この障害者雇用率の結果に対する対応はいか
がでしょうか。代表して教育長に伺いたいと思
います。

○教育長(黒木淳一郎君) 議員御指摘のと
おり、県教育委員会の障害者雇用率が法定雇用
率を下回っておりますことにつきましては、私自
身重く受け止めております。

県教育委員会では、教員や実習助手などの採
用試験におきまして、障がいのある方を対象と
した特別選考を実施しており、今年度は、障が
いのある教員を2名採用したところでありま
す。

また、事務職員につきましては、今年度から
新たに、教育委員会事務局や市町村立学校に障
がい者の採用枠を設けて、会計年度任用職員な
どの採用の拡充を進め、4名の障がい者の採用
を行ったところであります。

県教育委員会といたしましては、引き続き、
宮崎労働局などの関係機関とも連携しながら、
障がい者の雇用促進に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 教育部局におけるバリアは何
なのかをしっかりと見詰めることが必要かなと
思います。

さて、コロナの影響で、民間事業所の事業縮
小や労働者の離職が伝えられていますけれど
も、その中で、障がい者雇用の実態はどうなっ
ているのか、どう把握されているのか、福祉保
健部長にお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 宮崎労働局
の集計によりますと、令和2年度のハローワー
クを通じた障がい者の就職件数は1,150件で、令
和元年度と比較して11.1%の減少となっております。

また、解雇件数は43件で、元年度と比較して
約4倍の増加となっております。

就職件数が減少した主な要因につきましては、
コロナ禍において、企業での実習など就職
に向けた活動が制限されたことが考えられ、ま
た、解雇の理由につきましては、事業廃止によ
るものが最も多くなっております。

県としましては、昨年度は中止いたしました
、企業と障がい者との合同面接会や、企業向

けセミナーにつきまして、今年度は感染対策を徹底した上で実施するなど、関係機関と連携しながら、障がい者の就職支援に取り組んでいるところでございます。

○岩切達哉議員 障害者法定雇用率について、教育委員会のほうで連続して下回っているというお話でございました。一方で、民間事業所においては、障がい者の解雇件数が4倍というお話でございました。労働力の移動があるとありがたいとは思いますが、単純なことではないとは思いますが、ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいと、さらに要請を申し上げたいと思います。

次に、ここからふるさと納税の問題で伺いたいと思います。

先ほど田口議員から、この制度そのものに対する知事の評価を伺いました。私は、この制度の使い方として、返礼品に焦点を当てて伺いたいと思います。

ふるさと納税の令和2年度の実績は、県内で370億円ほどと聞きますが、県内市町村と宮崎県の合計実績と、逆に県外に送られていった税額は幾らなのか、総務部長に伺います。

○総務部長(吉村久人君) ふるさと納税の実績につきましては、直近の総務省の調査において、令和2年度の受入額及び令和3年度課税に係る個人住民税の寄附金税額控除額が公表されております。

これによりますと、本県及び県内市町村の令和2年度の受入額は、約365億円である一方、令和3年度課税に係る控除額は約15億円となっております。

しかしながら、当該数値につきましては、令和2年度及び3年度という年度間のずれがあるほか、市町村分につきましては、県内市町村間

分が含まれていることから、お尋ねの県外への流出額を把握することは困難であります。

○岩切達哉議員 難しい中でお答えをいただきました。ただ、県外から、または県内移動も含めて365億円ほどがふるさと納税として、県庁を含めて県内市町村に送られてきていると、大きな額だと思います。

そして、今日は返礼品について伺うんですが、3割ほどが返礼品のために使われるとしたら、ざっと100億円ほどの市場ということになると思います。100億円分の県産品が県外に、または県内も含めて扱われるということであり

ますます全国から宮崎県の産品を選んでいただけるよう工夫したいと思うのですが、一つは、選んでいただく在り方として、用途を選択できる、税金の使い方を選択できるということで、納税者の意向を反映させるという方法があるそうです。今は大体コンピューターで申し込むんですけども、福祉に使ってとか、教育に使ってということで、パソコン上でほとんど指定できます。用途指定型というんですけども、さらに進んで、事業を提示して納付を促す、用途決定参加型という手法があると聞きます。県内でのこの取組はいかがでしょうか。

○総務部長(吉村久人君) 議員御指摘の用途決定参加型とは、大まかな分野ではなく、市町村が実施する個別の事業に対して、ふるさと納税を募集する方法と認識しておりますが、令和2年度においては、県内2市1町が、この方法により募集をしております。

具体的には、宮崎市における新型コロナの影響を受けた市の観光拠点ニシタチを支援する事業、また、小林市における、新型コロナの影響により帰省できない学生に特産品を送付する事

業、さらに、美郷町においては、町内の森林に多く自生するヒノキ等を原材料としたアロマオイルの商品開発を行う事業に対して、ふるさと納税の募集を行っております。

○岩切達哉議員 自治体が事業を提示して、それにふるさと納税をしてほしいと——非常にいいスタイルだと思います。

県庁においては、県企業局の発電力を返礼品にしたという提案なのですけれども、電力小売自由化して5年経過しております。企業局が発電した電気を、県に対するふるさと納税の返礼品にできるのではないかと思います。企業局長いかがでしょうか。

○企業局長（井手義哉君） 電気をふるさと納税の返礼品とすることにつきましては、総務省の地場産品基準で、一定の限定の下、認められております。

現在、一部の市や町において実施されているところであり、企業局としましても、そうした国や他の自治体の動向を注視してきたところがあります。

企業局が発電した電気を県のふるさと納税の返礼品とすることにつきましては、対象地域が県外への提供となりますことや、小売電気事業者の協力が得られるかなどの課題もありますことから、ふるさと納税の趣旨を踏まえた上で、引き続き、関係部局等と連携しながら研究してまいります。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。

ふるさと納税についてのまとめでございますけれども、知事に伺いたいと思います。

ふるさと納税は、返礼品を頂くことがその目的になっている、強いインセンティブになっているということは間違いないというふうに思います。その結果として、優れた県内の産品等が

全国の消費者に届けられる、初めてそれで触れるというきっかけになっています。

全国の納税者が、ネットで見るそれぞれの県や県内市町村からの返礼品に期待して、ふるさと納税をするのですけれども、その期待する気持ちに対して、期待以下の質の悪いものが返礼品であったりすると、逆に、それは直ちに、その市町村のみならず宮崎県全体の評価に関わる問題になると考えます。

今、口コミという方法で、いろんな声が瞬く間に広がっているのを見ることができます。

返礼品という形ですけれども、それに選ばれている県産品について、リピーターになっていただくこと、繰り返し直接、県産品を買っていただくお得様になるきっかけ、そんな県産品売り込みの手法として、返礼品については、パッケージだとかネーミングだとかを工夫するなどしてほしいし、同時に、その品質が維持されるように取り組むことが、県全体で必要と考えます。宮崎県産品の売り込みに係るコーディネートは大変大事だと思うのですけれども、知事のこのことに対する所見はいかがでしょうか、お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） ふるさと納税の返礼品につきましては、寄附を頂いた方々に具体的な形で謝意を表すものでありますとともに、県産品の認知度向上による地場産品の振興も期待されますことから、リピーターやその地域のファンを増やすこと、そういう観点からも、その品質は大変重要であると考えております。

先日、テレビの全国放送だったと思いますが、今年ふるさと納税をしましたかという街頭インタビューに対して、宮崎から牛肉を取り寄せましたという答えがあって、そのPR効果も含めて大変ありがたいなと思ったところであり

ます。

県の返礼品につきましては、調達を行う業者に対し、寄附を頂いた方への送付に当たっては、応援の気持ちや県産品に対する評価を損なうことがないように要請を行っているところであります。市町村に対しましても、同様の対応をお願いしていくこととしております。

今後とも、多くの皆様に宮崎を応援していただけるよう、本県産品のブランドイメージを大切に守りながら、市町村や関係団体等とも連携し、本県の魅力のPRに努めてまいります。

○岩切達哉議員 御承知のように、宮崎県内のある市町村でちょっとしたミスがあったということは事実でございます。十分でない商品が送られたということが話題になりました。直ちに対応したことが、逆に評価されたということでもございましたけれども、そういうことがないようにすることというのが大変大事なものだと思えます。

また、宮崎県商品ブランド認証マークとか、ひなたマークとかいうものがございますけれども、そういう統一的なマークをつけていくとか、県産品が持つブランドの魅力をさらに引き出す取組にしてほしいと思えますし、県、そして市町村と、宮崎県全体のブランドイメージというものが統一的に生かされていくようなふるさと納税制度になっていくといいなというふうにも思うところでございます。

次いで、交通安全等について幾つか伺いたいと思えます。

歩道を通行する自転車がございますけれども、その歩道が自転車通行可という場所であれば、歩道内を相互通行することができるかと交通法規に定めていると伺いました。車は左、自転車も左というふうに昔習ったんですけれども、

許された歩道の中なら右でも左でも行っている、こういうふうな理解になっています。

昨日、日高陽一議員の質問でも触れられましたけれども、最近では道の端に青いマークがつくようになりました。マークがある道を車で走っていると、自転車が対面して向かってくることがございます。これをよけようとすれば、私の車は中央線をはみ出すといえますか、そういう怖い状態になるわけがございます。

自転車の交通安全を推進する立場で、左側通行を徹底されるよう、啓発を強化していただきたいと考えますけれども、警察本部長のお考えはいかがでしょうか。

○警察本部長（佐藤隆司君） 議員御指摘のとおり、矢羽根マークの設置されている道路を自転車が逆行するなど、自転車の交通ルールが必ずしも徹底されていない現状がございます。

自転車の安全走行につきましては、宮崎県自転車活用推進計画に基づき、県や市町村とともに、自転車を利用しやすい都市環境の形成や、自転車事故のない安全で安心な社会の実現などに向けた取組を進めております。

警察におきましても、自転車交通安全教室の開催や交通安全情報の発信に取り組むとともに、公立・私立高校の学校長会などを通じて、車道における左側通行の遵守や、歩道通行が可能な歩道を走行する際は車道寄りを徐行することなど、自転車の安全走行について指導を行っているところであります。

今後も、自転車利用者に対する交通安全教育や指導取締りの推進、自転車通行環境の整備など、関係機関と連携した自転車の安全利用のための総合的な対策に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 次いで、朝夕の幹線道路のラッシュを避けるために、狭い生活道路に進入

して通り抜ける車両が多いという苦情を伺います。

宮崎市内では、池内町というところで自治会が立札を立てて、生活道路への進入をしないよう訴えておられるんですけども、残念ながら守っていただけないようでございます。様々な方法で流入を減らして、地域の安全を確保してほしいというふうに思いますが、どのような方策があるのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 現在、警察では、最高速度30キロメートルの区域規制の実施による速度抑制対策に、通行禁止規制の実施による流入抑止対策を組み合わせた、規制エリアであるゾーン30を整備し、生活道路における安全対策を講じています。

また、ゾーン30の区域内に、道路管理者がハンブなどの物理的デバイスを整備するといった連携施策も、今後推進してまいりたいと考えております。

警察としましては、生活道路における諸問題の把握に努め、地域住民との合意形成を図りながら、関係機関・団体と連携して必要な対策を講じてまいります。

○岩切達哉議員 ぜひ地元と十分協議をいただきたいと思えます。

次いで、水上バイクについてです。

危険運転ということでございますけれども、県内の海岸、または内水面で水上バイクを使ったレジャーがありますけれども、保有実態はいかなる状況でございましょうか。

○警察本部長（佐藤隆司君） 警察では、本県で登録された水上バイクの在籍船数について把握しておりませんが、小型船舶の登録に関する事務を行っている日本小型船舶検査機構作成の統計によりますと、令和3年3月末現在、本県

では、水上バイクなどの特殊小型船舶が342艇、登録されていると承知しております。

○岩切達哉議員 342艇、この水上バイクについて、危険な走行はそれこそ殺人に等しいということで、兵庫県の明石市長が海上保安庁に告発した、または新しい条例を懲役刑つきで制定したい、こういうことが話題になっております。この水上バイクに係る安全ルールはどのようになっているのか、お聞かせください。

○警察本部長（佐藤隆司君） 水上バイクは、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等に基づき、危険操縦の禁止など遵守事項が定められております。

また、本県におきましては、「宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例」に基づき、人が遊泳し、サーフボードが回遊する海等の水域において、水上バイク等の操縦者が、ジグザグ運転や急転回することなどにより、遊泳者等に対し、著しい危険を生じさせる行為が禁止されております。

警察におきましては、警察艇「あおしま」によるパトロールや、水上バイク等の利用者に対する安全講話を行っておりますが、引き続き、関係機関等と連携を図りながら、安全な水上バイクの利用について啓発してまいります。

○岩切達哉議員 警察本部長には、守備範囲広く対応いただきましたけれども、全国では高齢ドライバーの踏み間違い事故などの予測できない事故も増えております。

ただ、先ほどの自転車の通行の問題、水上バイクの問題などは、危険と言われることとして予測できる範囲のものだというふうに思いますので、事前の策を取られるよう求めておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、学校での安全対策として、学校防災マ

マニュアルについて伺います。

2019年10月に確定した、宮城県石巻市立大川小学校の津波被災に係る裁判を踏まえまして、見直しが求められているところがございます。災害時の保護者への児童生徒の引渡しなど、過去にない決め事を確認していく作業が求められています。激甚化していく自然災害、また、予想される南海トラフ大地震に備え、学校防災マニュアルのより高いレベルに向けた改定が求められているのではないのでしょうか。教育長の所見を伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 各学校における危機管理マニュアルは、地域や学校の実情、新型コロナウイルス感染症拡大などの情勢を踏まえ、毎年、見直し、改善が図られております。地域や関係機関と連携した避難訓練や、参観日を活用した保護者への引渡し訓練等も実施されております。

また、県教育委員会では、本年6月に文部科学省が新たに作成しました「危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン」のチェックリストを参考に、さらなる見直しに取り組むよう、県立学校や市町村教育委員会に対しまして指導も行っているところであります。

今後とも、県内全ての学校の担当者を集めて実施する学校安全指導者研修会等を通して、危機管理マニュアルが情勢の変化を踏まえたものになるよう、指導してまいります。

○岩切達哉議員 学校もやることがたくさんあります中で、大川小学校の津波被災についての判決は、学校という場所には「想定外」ということを許さないという立場での裁判結果だったというふうに理解しています。大変ですがけれども、ぜひやり遂げていただきたいと思います。

次は、県庁の執務環境について質問をいたし

ます。

今は暖房が入ってますけれども、冷房について、暦によらず、温度湿度の結果によって空調をしてほしいということでございます。

12月に入りました。記憶も曖昧ですがけれども、今年10月初め、冷房が切れましたその頃、例年以上に残暑厳しく、10月6日は30度、10月12日は31度でした。10月15日を過ぎますと、急速に秋の気温になったのですけれども、この10月前半は息苦しいほどの暑さの中で、皆さんは仕事をしておられました。

もう一つ、夜間は真夏でも空調が消えますけれども、部署によっては夜間の仕事がございます。夏場は台風災害などに備えて待機する部署がございます。土木や農政、危機管理などがございます。

私は、執務環境を整えて、職員が持つパフォーマンスを十分に発揮させることが管理者の務めだというふうに考えます。空調の運用マニュアルを変えるべきだと考えますが、総務部長の御答弁をお願いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 庁舎の空調につきましては、設備の構造上、専門業者による運転監視が必要であることから、毎年、業務委託契約を締結しており、この中で、運転の期間と時間を定めていることから、冷房期間終了後に気温が上昇した場合などに空調を行うことは困難であります。

ただし、契約期間中の夜間や休日に災害警戒本部が設置される場合や、本年度から実施しておりますように、時差出勤の積極的な推進に対応する場合などに、運転延長を行うこととしております。

気候変動の状況等は年々変化していることから、空調運転期間の設定につきましては、柔軟

に見直してまいります。

○岩切達哉議員 柔軟に見直したいという御発言をいただきました。ぜひ、職員の皆さんが精いっぱい働ける、よい環境というものを整えていただきたいと、重ねてお願い申し上げたいと思います。

最後の質問でございます。職員宿舎について伺いたいと思います。

現在では、民間賃貸住宅が十分に供給されていることもありまして、職員宿舎の空きが目立ちます。地域において、空き家侵入などの事件、そういう不安も聞かれ、一方で、県有資産の有効活用上の問題もあると存じます。

それぞれの任命権者が、職員宿舎の空き室の問題に苦慮されていると伺いますが、この対策についてどのような姿勢でいらっしゃるのか、代表して総務部長に伺いたいと思います。

○総務部長(吉村久人君) 職員宿舎につきましては、施設の老朽化に加えまして、道路交通網の整備による通勤圏の拡大や、民間借家の充実などを背景としまして、入居率が減少傾向にありますことから、平成30年度に、宿舎の管理方針を定めた個別施設計画を策定したところがあります。

計画では、入居率が低く、今後も入居率の改善が見込まれない宿舎は、可能な限り早期に廃止した上で、集約化や民間への売却などの有効活用を進めることとしており、今後とも適正管理に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 集約または民間への売却などの有効活用を進めていくということを伺いました。それぞれ大きな団地ではございますけれども、ぜひ、しっかりとした活用をしていただくようお願い申し上げたいと思います。

予定した質問を全て終了いたしました。あり

がとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 郷中の会の有岡です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、9月議会終了後の10月12日から11月にかけて、3つの気づきがありました。

まず1つ目が、先月まで、宮崎市内の病院で膝の手術を行い、初めて入院を経験しました。入院中、車椅子・松葉づえでの移動を経験する中で、病院内のスタッフの皆さんから声をかけていただくことで、安心感をいただきました。毎日忙しくお世話をいただいた医療現場の皆さんに感謝するとともに、当たり前のように思っていた、健康であることの大切さを再認識することができました。

次に、入院中に読んだ月刊誌11月号の中で、「財務事務次官、モノ申す「このままでは国家財政は破綻する」」とあり、「コロナ対策は大事だが人気取りのバラマキが続けばこの国は沈む」という見出しの10ページに及ぶ事務次官の意見がありました。この内容は、対岸の火事ではなく、本県の財政の現状と課題が直結する内容と感じました。さらに、事務次官は、知識と経験に基づき、国家国民のため、社会正義のためにどうすべきか、政治家が最善の判断を下せるよう、自らの意見を述べてサポートしなければ

ばなりませんと述べています。

3つ目は、私自身の議員としてのテーマである「次の世代につなぐ」という中で、斎藤幸平氏の「人新世の「資本論」」という本に出会いました。「現在の気候変動を放置すれば、人類が築いてきた文明が存続の危機に直面しているのは間違いない」とあり、解決策のヒントが書かれていました。

それでは、以上の3つの気づきをベースに、質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねいたします。

10月8日に、第100代内閣総理大臣・岸田首相が誕生しました。所信表明演説の中で、経済政策として「新しい資本主義の実現」を掲げ、「成長と分配の好循環」を目指すとあります。

そこで、本県において「新しい資本主義」を、コロナ禍からの回復を含め、今後の県づくりにどのように生かしていくのかをお伺いいたします。

次に、「新しい資本主義」においても、地方活性化は大きなテーマです。知事はどのように地方活性化への取組を行われるのか、質問してまいります。

全国19都道府県の緊急事態宣言と、本県を含む8県のまん延防止等重点措置が解除されたのは、9月30日のことでした。

現在、新型コロナウイルスの感染状況は、本県においては落ち着きを見せており、年末を迎え、歓楽街の人出も戻り始めておりますが、長きに及んだ緊急事態措置の影響は、地域経済に甚大な影響を及ぼしています。

河野知事は、こうした状況を踏まえ、地方税財政常任委員長として、地方のコロナ対策の財源確保のため、国等に何度も足を運び、地方の

実情と、地域経済を立て直すための緊急性や重要性を強く訴えてこられたと伺っています。

このような中、国も、去る11月19日に経済対策と、26日には補正予算案を相次いで決定し、感染症対策やポストコロナを見据えた地方創生等に係る様々な事業が具体化されようとしています。

経済対策関係経費で31兆6,000億円、国債償還のための経費や地方交付税等を含めると、一般会計で36兆円の補正予算です。

今回の国の補正予算等を有効に活用し、次の世代に役立つ地方活性化を推進することが重要と考えます。全国知事会地方税財政常任委員会の委員長としてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問は終わり、以下の質問は、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、「新しい資本主義」についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、飲食をはじめ、観光・交通など幅広い分野における需要の落ち込みや、インバウンドの消失、サプライチェーンの寸断など、日本経済全体が大きな影響を受けるとともに、デジタル対応の遅れや非正規雇用の問題など、様々な課題が顕在化いたしました。

こうした中、岸田内閣は、「新しい資本主義」を旗印に、コロナ禍で大きく傷んだ国民生活を一刻も早く立て直し、成長と分配の好循環により、持続可能な経済の実現を目指すこととしております。

県におきましても、コロナ禍からの早期回復に努めるとともに、この「新しい資本主義」が

掲げる経済の持続可能性や人づくりといった視点を重視し、地産地消による地域経済循環をはじめ、ゼロカーボン社会づくりやデジタル人材の育成などの取組を進め、将来にわたって活力ある県づくりを進めてまいります。

次に、地方活性化についてであります。

御指摘のとおり、国の補正予算案を最大限有効活用し、次の世代のためになるような地方活性化を推進していく、その視点が極めて重要だと考えております。

とりわけ、新型コロナの感染状況や経済への影響が地域ごとに異なることから、地域の実情に応じて活用ができる新型コロナ対応臨時交付金は、大変重要な役割を果たしております。地方税財政常任委員長として、これまで何度も全国における財政需要を調査し、そのたびに、国にその状況を伝えて、要望活動を重ねてまいったところでもあります。

この結果、今回の補正予算案におきまして、喫緊の感染対策や商品券の発行といった社会経済活動の支援、次世代につながるグリーン、デジタル、イノベーションなどに活用できるよう財政措置がなされたところでもあります。

また、臨時交付金以外の予算につきましても、交付税の増額でありますとか、それ以外の様々な財政措置がなされたところでありまして、こういった内容、そして、その取扱いの留意点につきましても、知事会として、情報共有するための文書を全国に向けて発出する予定であります。地方が工夫を凝らして有意義に活用できるよう、この委員会の立場で支援を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、真の地方活性化につながるよう、各都道府県と連携をして取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 御答弁ありがとうございました。

新型コロナ感染防止対策の観点から、昨日、宮崎県地域医療・福祉推進協議会より、適切な財源確保の決議文が届きました。

県内43の団体から成る協議会では、11月26日、新型コロナウイルス感染症禍において、今後も徹底的な感染防止対策が必要である、有事の医療提供体制と平時の医療提供体制は維持しなくてはならないとあり、協議会の総意として、適切な財源の確保を要望されています。

県民の安全・安心、医療現場の声として理解し、賛同するものです。ぜひとも、本県の医療提供体制維持を願います。

次に、DX人材であります。

新しい資本主義の中でDX、デジタルトランスフォーメーションを推進するために、情報政策課の役割が大きくなります。

デジタルトランスフォーメーションとは、進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへと変革することです。

そこで、進化し続けるデジタル技術を生かすためには、人材が必要です。どのように県の人材を育成・確保していくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） DX人材の育成・確保は、社会全体で、そしてまた、県庁におきましても大変重要な課題であると認識しておりますことから、今年度立ち上げました宮崎県デジタル化推進本部におきまして、重点課題として位置づけ、全庁的な体制で取り組むこととしております。

そのため、民間での専門的な知識や経験を有する外部人材をデジタル化戦略アドバイザーとして任用し、幅広い視点から職員に対する助言

・提案をいただくとともに、ICTに適性がある職員を情報政策課やシステム所管課に配置し、業務を通じた人材育成を図っているところでもあります。

また、政策立案や業務改革にICTを積極的に活用する意識の啓発や、知識、手法を身につけるための研修を実施するなど、職員一人一人の底上げにも努めてまいります。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。

次に、県土整備部長に入札制度についてお伺いします。

本年度の新規事業として、入札システムデジタル化推進事業があります。入札手続のシステム化により、業務の効率化と正確性向上を図るとあります。

入札システムデジタル化推進事業の取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(西田員敏君) 入札システムデジタル化推進事業は、公共工事における総合評価落札方式の入札手続において、これまで、施工実績の確認など、一部紙文書により行っていたものをオンライン化することで、申請書類の作成や審査に要する時間が大幅に削減できるなど、受発注者双方の事務負担軽減に大きな効果が期待できる事業と考えております。

現在は、県内の企業と契約し、電子申請するシステムの構築に向けた作業を進めている段階でありまして、来年4月からの稼働を予定しております。

県では、今年度を「みやざきデジタル化元年」と位置づけ、全庁的に、暮らしや産業分野などのデジタル化の取組を進めていくこととしており、建設分野においても、今回のシステム導入をはじめ、ICTを活用した事務の効率化や生産性向上に積極的に取り組んでまいりま

す。

○有岡浩一議員 ただいま答弁いただきました受注・発注者双方の事務負担軽減など、これからは必ず必要なシステムです。県内全域に広げていただきたいと思います。

次に、農政水産部長に第八次宮崎県農業・農村振興長期計画についてお伺いいたします。

「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を目指して令和3年3月に策定されました。その中から3件、農政水産部長にお伺いいたします。

まず、農の魅力を届けるみやざきアグリフードチェーンとは、どのような仕組みで、どのような取組を進めていくのかお伺いいたします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) みやざきアグリフードチェーンは、生産者が大切に育てた農畜産物を着実に消費地に届け、販売することに加え、その価値や生産者の思いも一緒に消費者へ届ける仕組みであり、本年度からスタートした長期計画の核となる取組として位置づけております。

具体的には、生産分野でのスマート農業技術を活用した生産性の向上や産地加工機能の強化、流通分野での集出荷場の集約や電子タグを活用した物流の効率化、販売分野での契約取引やSNS等を活用したデジタルマーケティングなどに取り組むこととしております。

県といたしましては、生産から流通・販売の各分野における課題や取組の方向性を関係者で共有するとともに、ICTやAIなどのデジタル技術も活用しながら、本県農業の魅力を消費者までしっかりと届けてまいります。

○有岡浩一議員 生産・流通・販売の関係者が課題を共有することは大切ですが、生産者の一人として、地元の方たちにも食べていただき、

地産地消として、地元の消費者の声を大切に、全国、海外へと広げることも意識していただけだと思います。

次に、みやざきアグリフードチェーンの実現の中に「産地加工機能の強化」がありますが、どのような取組を行うのか、再度お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 食の簡便化や内食・中食需要の高まりなどのマーケットニーズに対応した、産地における高付加価値化は、本県の農業振興を図る上で大変重要であります。県内でも、ハウレンソウや里芋などの品目で加工施設を核とした産地が形成されており、より一層の産地拡大を図るためには、産地と加工事業者等が連携し、生産から販売までを一体的に取り組む「耕種版インテグレーション」を加速化させる必要があります。

このため、県としましては、農地集約や機械化一貫体系の導入による生産の効率化、加工施設の機能強化を支援しますとともに、加工に意欲のある農業法人に加えて、市場や地域商社等の新たな加工事業者の育成に取り組むなど、多様なニーズに的確に対応できる産地づくりを進めてまいります。

○有岡浩一議員 今後の目標として、令和7年に4か所の加工場整備を掲げています。新型コロナウイルスの影響から、ミールキット——これは料理に必要な食材とレシピが入った商品です——のような加工商品のニーズが高まっていると伺っております。消費者志向の多様化に対応することが求められる中、産地加工場整備の成果を期待するものです。

次に、人材育成の観点から、多様な雇用人材の確保について、どのような取組を進めていくのかを再度お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県農業の生産力を維持していくためには、担い手に加え、障がい者や企業等の退職者など、多様な雇用人材を確保していくことが重要であります。

このため、第八次長期計画において、これらの様々な人材が農業現場で活躍できる労働力融通の仕組みづくりとして、農福連携や短期就労の取組など、現場の特性に合わせた最適な人材マッチングを行えるよう、「人材ベストミックス」の取組を推進しているところであります。

さらに、女性や若者などから、農業が働きやすく魅力ある職業として選ばれるために、ライフスタイルに合った勤務体系の導入促進や、休憩所・トイレなど受入れ環境の整備を支援しております。

今後とも、関係機関・団体と連携して、多様な雇用人材の確保に取り組み、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を進めてまいります。

○有岡浩一議員 農福連携も徐々に広がりつつありますし、大変期待している取組であります。

また、短期就労人材の活用に取り組む産地数は、資料の中では令和元年が2産地ですが、令和7年は13産地を目標とされています。ダブルワーク等の短期就労者と農業者のマッチングという取組は、これからの働き方のニーズに合ったものとなります。多くの方々の関わりを強く望みます。

では次に、福祉保健部長に福祉の充実についてお伺いいたします。

今回の質問に当たり、本県のひきこもり8050問題の現状について、県民の理解促進を図るために作成された動画を拝見しました。まず、8050問題について広く知ってもらうことが

大切だとありました。

そこで、本県のひきこもり8050問題の現状と課題について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 平成30年度に県が実施した調査では、ひきこもりの方の年代は40歳代、50歳代の順に多く、これらの年代の方々が半数近くを占めております。

一方、県のひきこもり地域支援センターでは、支援対象者のほとんどは40歳代以下となっております。センターへの相談の多くは御両親からであります。50歳以上のひきこもりの方々の多くは、御両親の高年齢化などにより、相談窓口につながっていないものと考えられます。

このような状態から生じるひきこもり8050問題は、本人がその状態から抜け出しにくくなるほか、御家族も高齢となり収入が減少すること、また、病気や介護などにより、家族を含め、地域からの孤立につながることなどの課題があると認識しております。

○有岡浩一議員 ただいま、8050問題の課題として、地域からの孤立というお話がありました。

私自身、入院中に声をかけていただいたことで安心感をいただいたように、周辺の方々からの挨拶や声かけなどができないだろうかと考えますが、現在のひきこもり8050問題への取組について、具体的に再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 高年齢のひきこもりの方への支援に当たっては、本人だけではなく、それを支える御家族をしっかりと受け止める地域社会づくりが特に重要であると考えております。

このため、県では今年度、地域の実情に通じ

た民生委員・児童委員や、地域での見守り活動に関心のある方々を対象とした研修を開催いたしまして、ひきこもりサポーターを養成することとしております。

さらに、県民や企業、団体などを対象としたセミナーを開催し、ひきこもりの経験者や御家族の方々に体験談をお話いただくほか、就職困難な方々を積極的に雇用している企業の方に、参考事例などを紹介していただこうと考えております。

このような取組により、ひきこもり8050問題への幅広い理解促進を図りながら、今後とも、本人や御家族に寄り添った支援を進めてまいります。

○有岡浩一議員 ぜひ、ひきこもりサポーターの皆さんの活動がより多く広がることを、強く希望したいと思っております。

次に、一昨日、満行議員からも質問いただきました医療的ケア児支援法施行に伴い、本県の状況や課題をどのように捉えているのか、再度福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 令和元年度に県が実施した調査では、医療的ケアが必要な乳幼児や児童生徒など少なくとも106名が、県内各地で、気管切開や経管栄養といった呼吸・栄養等のケアを受けながら、在宅で生活しております。

子供たちや御家族の在宅や社会生活を適切に支援するには、その成長も見据えた障害福祉事業所の充実が重要であります。受け入れる事業所の数は限られ、地域偏在があるといった課題があります。

このような中、本年度、県北地域で初の医療型短期入所事業所が開設されるなどの動きも見られるところでございますが、引き続き、関係

機関との連携強化や障害福祉事業所の整備の支援などに、しっかりと取り組む必要があると考えております。

○有岡浩一議員 先月、親の会の皆さんから要望書を頂き、拝見しました。

私も、「ことばを育てる親の会」の保護者の一人として活動をしておりましたので、その要望の気持ちは十分分かります。私の場合ですが、先輩方の努力によって、子供が医療的支援を受けることができました。関係者の努力は必ず実を結ぶと信じ、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

そこで、医療的ケア児が18歳に達した後の日中活動の場の一つである生活介護事業所について、整備状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 医療的ケアが必要な障がい者の生活支援には、障害福祉事業所が重要であり、その中でも特に、日中、入浴や食事の介護などを提供する生活介護事業所の役割が重要となっております。

令和2年度末現在、県内に118か所あり、このうち、看護師等を配置し、医療的ケアに対応できる事業所は、把握している範囲で18か所であります。

受入れに当たりましては、看護師などの人材の確保のほか、医療機関との連携や喀たんの吸引器、非常用電源設備などの環境整備が重要となります。

これまで、事業所の拡大に向けて、看護師等の研修や医療・福祉等関係機関との協議の場の設置、設備整備の助成に取り組んできたところであり、引き続き、支援の実施主体である市町村と連携を密にしながら、必要な対策を進めてまいります。

○有岡浩一議員 今回のこの質問をどうしても

やりたいという思いになったのが、実は新聞記事でありました。新聞の相談記事がありまして、「娘に障害 私の死後が心配」という母親の相談が載っておりました。親として当然であります。障がいを持った娘さんを思う母親の記事でありました。アドバンス・ケア・プランニング（ACP）という言葉があります。家族や医療関係者と話し合っ進めることができる治療であります。こういったものを、親がいる間はできますが、親がいなくなった後、どういいう態勢ができるのかということが大変心配した記事でありました。成年後見制度などありますが、これでも対応できない部分があったり、見直しが必要だということも課題として載っておりました。今後、こういった制度の見直しについても注視してまいりたいと思っております。

次は、資源循環型林業について環境森林部長にお伺いいたします。

まず、林地残材の利用状況と有効活用について、県の取組をお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県内の林地残材の利用は、木質バイオマス発電施設が本格稼働を始めた平成27年以降大幅に増加し、令和2年は、平成26年の約9倍に当たる59万9,000トンが木質バイオマスとして利用されております。

県では、再生林の促進と林地残材の有効活用を図るため、伐採現場から、発電施設やチップ工場など利用施設までの輸送距離に応じた運搬経費を支援し、資源循環型林業の推進に取り組んでおります。

また、木質バイオマスの利用促進に向けて、国の補助事業を活用し、木材チップ製造施設等の整備にも支援しているところであります。

林地残材の有効活用は、山元への利益還元や

流れ木等の災害防止にもつながることから、引き続き、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ただいま、本県の林地残材の取組について答弁がありました。今年9月16日、宮崎市内海の浸水被害の際にも、「林地残材流失被害拡大か」とありました。

そこで、県として、林地残材の流出防止対策についてどのように取り組んでいるのか、再度お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 林地残材の適切な処理は、豪雨等による災害を防止する上で大変重要であります。

このため県では、林地残材の分散配置やくいの設置など、災害の未然防止に必要な留意事項をまとめたガイドラインを作成しており、市町村における伐採届の受付時や伐採パトロールにおいて、伐採事業者に対し指導を行っております。

また、市町村と連携して、豪雨等により人家や道路等へ影響を及ぼすおそれのある伐採地の調査を行い、必要に応じ、土のうの設置等について伐採事業者を指導しており、これらに加え、研修会の実施や注意喚起文書の発出など、伐採事業者への普及啓発を強化することとしております。

県としましては、今後とも、市町村や関係団体と連携し、林地残材の流出防止対策に、しっかりと取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 宮崎市内海の浸水被害では、通常の流出を防ぐ対策はされていた、しかし、想定以上の大雨により木材が流出してしまったとあります。大雨で流れる可能性のある場所に林地残材を残さないことが重要と指摘されました。

関係者の理解と災害防止の視点から、流出防止対策に努力していただくよう、強く要望しておきます。

次に、6番目ですが、森林窃盗について警察本部長にお伺いいたします。

一昨日、前屋敷議員からも質問がありましたが、私の視点から質問させていただきます。

豊かな森が豊かな海をつくると言われ、漁師が山に木を植える活動が広がっています。

そのような中、森林窃盗について質問をしなければならぬことは、県民の一人として寂しく思います。しかし、次の世代に宮崎の文化やすばらしい環境をつなぐためにも、あえて質問させていただきます。

まず、森林窃盗の現状と取組について警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 森林窃盗に関する相談件数については、令和2年は55件、本年は10月末現在で17件、前年同期と比べ35件の減少となっております。

検挙件数については、令和2年は5件、本年は10月末現在で7件、前年同期と比べて3件の増加となっております。

警察といたしましては、相談受理時の適切な対応はもとより、県や市長会、町村会、森林組合連合会などと協定を結び、相互の情報共有や連携した合同パトロールを実施し、森林窃盗の未然防止対策の推進に努めているところであります。

なお、令和2年度は、14市町村で34回、46か所の合同パトロールを実施しております。

今後とも、関係機関等と連携を図りながら、適切に取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 森林の誤伐や盗伐対策として、関係機関と連携され、協定の締結や合同パ

トロールを実施していただいているということがよく分かります。

さて、今後危惧されることは、次の世代の若者が、自宅の資産の中に山林があっても、場所も境界も知らないなど疎遠になってくる中で、所有者不明の土地が増えることにより、林業従事者の方々の伐採届等の事務負担が増大することが課題となると思われます。

そこで、調べてみました。林野庁の森林整備部森林利用課では、共有者不明森林・所有者不明森林への対応として、これは令和2年8月の資料ですが、地籍調査での登記簿上の所有者不明土地の割合は、宅地が19.3%、農用地19%、林地28.2%とあり、人工林の約3分の2が経営管理が不十分となっているおそれがあるとし、「新たな制度も活用し整備」とあります。

市町村の負担や県の役割等、課題がありますが、次の世代につなぐためにも、この所有者不明森林に対する取組が必要であります。このことを申し添えて、次の質問に入りたいと思います。

これは環境森林部長になりますが、林業関係3団体が「合法伐採推進協議会」を設立され、認定事業者に合法木材流通の指導を徹底していると伺いました。

そこで、合法木材の流通促進に、県はどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 合法木材の流通促進につきましては、警察や市町村等との伐採パトロールの実施に加え、森林管理署や県トラック協会等の協力を得て、伐採現場の情報を市町村に連絡する体制を整備するとともに、林業団体と連携し、各団体が認定している伐採事業者への立入調査を実施するなど、合法木材流

通の指導を強化しているところであります。

また、流通する木材の合法性を担保するため、森林GISを活用し、伐採現場の位置情報をはじめ、樹種や出材量、原木市場までの運搬等を「見える化」し、原木のトレーサビリティを確保する仕組みづくりの実証も進めているところであります。

今後とも、市町村や関係団体、警察等との連携を一層強化し、合法木材の流通促進に努めてまいります。

○有岡浩一議員 関係団体または認定事業者も含めまして、いろんな皆さん方の御努力で宮崎の林業がますます発展することを、強く願っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

中山間地域の振興について総合政策部長にお伺いいたします。

宮崎県中山間地域振興計画が、令和元年度から令和4年度で進められています。

平成30年のアンケートでは、日常生活において買物や交通手段が深刻化しているとありました。

そこで、中山間地域における、日常生活に必要なサービスや機能を維持するための取組についてお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 中山間地域におきましては、人口減少や高齢化がより早く進んでおり、将来にわたって安心して暮らすことのできる環境づくりが、喫緊の課題となっております。

このため県では、中山間地域振興計画に位置づけております、「宮崎ひなた生活圏づくり」として、地域住民の互助輸送等によりまして、中心集落における買物や医療等のサービスを周辺集落も利用するためのネットワーク化や、地

域内での見守りなどの体制づくりを進めているところであります。

その際、地域住民に主体的に参加していただくことが大変重要でありますので、住み続ける上での困り事や、今から取り組んでおくべきことなどについて、住民参加によるワークショップを開催しているところであります。そして、合意された取組に対しましては補助等も行っておりまして、地域の交流拠点の整備などにつながっております。

○有岡浩一議員 それでは再度、総合政策部長にお伺いいたします。

ただいま答弁いただきましたが、宮崎ひなた生活圏づくりにおいて、タクシーやコミュニティーバス等の利用が難しい地域があります。

そこで、中山間地域の移動手段を確保するための対策について再度お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 現在県内には、高齢者をはじめとする移動困難者の通院や買物に対し、住民ボランティアによる互助輸送が行われている地域があります。

しかしながら、住民の善意に基づいた互助輸送の場合、対価の支払いが禁じられていることや運転手の確保などの点で、将来も持続できるのかどうかという懸念がございます。

このため県では、営利目的でない範囲で運送の対価を求めることが可能な、道路運送法上の自家用有償旅客運送の導入に向け、住民を交えた調査を、2つの地域で実施しているところであります。

中山間地域におきましては、移動手段の確保が安全安心な暮らしを守る上で欠かせないものと考えておりますので、今後とも、しっかりと取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 今、答弁いただきましたが、

県内で2か所の地域で実施していらっしゃるようですが、やはりこういった情報を県内各地に提供していただきながら、その地域ができる取組を一つ一つ後押しいただきながら、住みやすい地域づくりに地域みんなで取り組むという、そういった中山間地域の姿を期待して、次の質問に入りたいと思います。

次は教育委員会になりますが、教育相談について教育長にお伺いいたします。

教育委員会が行っている「ふれあいコール」と「ネットいじめ目安箱サイト」は、どのような取組をしているのかお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 「ふれあいコール」につきましては、児童生徒と保護者を対象に、学校教育や家庭教育の悩みなどの相談に対しまして、専門員6名による電話相談を行っております。昨年度の実績につきましては、390件となっております。

「ネットいじめ目安箱サイト」につきましては、県教育研修センターのホームページ上に開設しておりまして、ネット上のいじめの被害などの悩みに対して、スマートフォンなどから相談したり、解決の手だてを学んだりできるようになっております。昨年度の実績につきましては、アクセス件数が1,419件となっております。

いずれの取組におきましても、寄せられました相談で学校等との連携が必要なケースは、情報を共有し、その解決に向け、取り組む体制を整えているところであります。

○有岡浩一議員 今回の質問をする中で、いろいろ教えていただきました。夏季休業前に県内全児童生徒に対し、電話番号・QRコード付カードを配付し周知を図っていることは、確認させていただきました。

ただ、自分で抱え込んでしまい、相談までた

どり着かない子供たちもいます。

そこで、子供たちに相談できる力を身につけさせるためにどのような取組をされているのか、再度教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 各学校では、相談体制の充実や人間関係づくり等に積極的に取り組み、子供たちの相談しやすい環境づくりに努めてまいりました。

しかしながら、議員がおっしゃるとおり、悩みを一人で抱え込み、誰にも相談できない子供たちに対して、どのようにサポートをしていくかも、課題として挙げられているところであります。

そのため、県教育委員会では、昨年度から、小・中・高、それぞれ1校を推進校として指定し、「SOSの出し方に関する教育」を推進しております。

その中で、つらいときや苦しいときには、信頼できる大人に助けを求める方法を学ぶなど、具体的な行動スキルを身につけさせる学習に取り組んでおります。

今後は、この推進校の取組をハンドブックにまとめ、県内全ての公立学校に広げていくことで、取組の強化を図ってまいります。

○有岡浩一議員 答弁ありがとうございます。

信頼できる大人の一人にならなきゃいけないなという思いもありますけれども、この相談する力というのは、大人になってからも必要であると思いますし、お互いに話し合っただけで助け合う精神は、いつの時代でも必要です。今後とも、地域ぐるみで子供たちを見守っていきたく思っております。

今回、19問の質問をさせていただきましたが、まだ時間がたくさんあるようですので、幾

つか新聞記事等の中から紹介させていただきませう。

宮崎日機装メディカル新工場建設の記事が、宮崎日日新聞の11月12日付で掲載されました。これには、人工透析時につなぐ血液回路を生産とあり、ベトナム、タイの工場で作ってきたものがありましたが、新型コロナウイルス感染拡大により供給網の混乱を受け、「命を支える基礎的、必須の製品を国内で生産することは企業の社会的責務」と甲斐社長が判断し、このような工場建設が計画されました。

宮崎出身の甲斐社長であります。真剣に命と向き合う覚悟を感じました。このように企業側の社会的責務ということで取り組んでいただけることは大変ありがたいですし、命を守ることの大切さをいま一度考えさせられた記事でありました。地域の雇用の場にもつながってまいりますので、今後とも、御支援をお願いしたいと思います。

最後に、次の世代にどのような宮崎をつなぐことができるのか考えたとき、今回、気候非常事態宣言を調べてみました。

気候非常事態宣言決議案が、令和2年11月19日、衆議院で可決。国内の自治体では、長崎県壱岐市が2019年9月25日、諸塚村が2020年3月13日、5都県84の市町村が気候非常事態宣言を行っております。気候変動の影響による被害から、生命、財産、生活を守るための取組を強化するということが書かれております。

私どもの、ここ宮崎県においても、住みやすい宮崎県へ、知事を先頭にオール宮崎で環境を守る取組が求められるときが来ていると思いますし、それに取り組むべきだと考えております。

このことを申し上げまして、私の一般質問を

令和3年12月2日(木)

終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時43分散会

12月3日（金）

令和 3 年 12 月 3 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (36名)			
2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)	
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)	
4番	山内佳菜子	(県民連合会宮崎)	
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)	
6番	山下寿	(同)	
7番	窪菌辰也	(同)	
8番	佐藤雅洋	(同)	
9番	安田厚生	(同)	
10番	日高利夫	(同)	
11番	川添博	(同)	
13番	中野一則	(同)	
14番	冨師博規	(無所属の会 チームひまわり)	
15番	有岡浩一	(郷中の会)	
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)	
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)	
18番	岩切達哉	(県民連合会宮崎)	
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)	
20番	横田照夫	(同)	
22番	山下博三	(同)	
23番	右松隆央	(同)	
24番	西村賢	(同)	
25番	二見康之	(同)	
26番	日高陽一	(同)	
27番	井上紀代子	(県民の声)	
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)	
29番	田口雄二	(県民連合会宮崎)	
30番	満行潤一	(同)	
31番	太田清海	(同)	
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)	
33番	野崎幸士	(同)	
34番	徳重忠夫	(同)	
35番	日高博之	(同)	
36番	星原透	(同)	
37番	蓬原正三	(同)	
38番	丸山裕次郎	(同)	
39番	濱砂守	(同)	
欠席議員 (1名)			
21番	外山衛	(宮崎県議会自由民主党)	

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
監査事務局長	阪本典弘
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高国民一
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 一般質問

○濱砂 守副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。宮崎のスーパーひなた、自由民主党の安田厚生です。本日はどうぞよろしくお願いたします。何か議場の周辺で懐かしい匂いがして、ちょっと緊張がほぐれているところであります。

また、本日誕生日を迎えられました田口先生、おめでとうございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

「国文祭・芸文祭みやざき2020」は、「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」をキャッチフレーズに、本県で初めて開催されました。

全26市町村で、それぞれの地域の特色を生かしたプログラムは、文化・芸術の価値を見詰め直す期間になりました。文化・芸術は、安らぎと明日への希望を与えてくれました。また、地域の文化を継承する大切さも教えていただいたと感じております。

門川町では、ドライフーズサミットとして、同時に民謡うたまつり、島根県の石見神楽、門川神楽、障がい者アート展などが開催される予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、中止となりました。今はドライフーズサミットで使用する予定でしたパネルを観光協会が展示しています。門川町の水産業と干し物文化の歴史、干し物のメカニズムなどが

よく分かるパネルを門川駅構内にて展示していますので、のぞいていただきたいと思います。

門川はお魚の町で有名であります。昭和30年頃は、恵まれた海洋環境を生かした沿岸漁業が盛んであったことから、特にイワシ、アジ、サバなどの巾着網漁をはじめとし、県内でも有数の漁獲量を誇っておりました。イワシやアジなどが大量に水揚げされると、煮干しや干し物が浜を埋め尽くすぐらい広げられました。干す場所がなくて、五十鈴川の河口右岸に広がる向ヶ浜に干すこともあったようです。

現在は、加工場内で乾燥させるため、野外に干すことはほとんどなくなりました。シラスはイワシの稚魚のことで、多くは煮干しや半生の状態で販売されます。シラスは門川漁協の重要な産物となっています。門川で本格的にシラス漁が始まったのは、昭和40年代のようです。

このたび、みずなが水産は、門川町にシラス工場を新設し、生産性の向上を図り、販売活動を強化するようです。

先月、永山副知事と一緒に、工場を視察、見学させていただきました。大変大きな工場で、びっくりしたところであります。来年にも操業が開始されますので、また視察させていただきたいと思います。

私が小学校の頃は、浜いっぱいに広がったシラスを、誰も見ていないのを確認しながら味見をさせていただきました。大変怖いお兄さんに見つかり、大目玉をくらった同級生も、中にはいたようでありました。

また、毎朝水揚げされる新鮮な魚を競り落とし、氷詰めの特箱などに入れて、リヤカーで売り歩く行商の女性らが活躍した時代でもありました。特に門川では、大きなブリキの中に魚や干し物を詰め、電車に乗り、県北や、遠くは

宮崎市辺りまで商いに行く威勢のいいお姉さま方が、カンカン部隊と言われていました。商品を詰めたときの重さは40キロぐらいあり、また両手に発泡スチロールで、中に魚を詰めて電車に乗るわけですが、駅々にリヤカーがあって、それでお客様のところへ商いに行く。そのようなカンカン部隊でありました。電車に乗る際は、魚でいっぱいになった発泡スチロールを「これ運んで」「これも持って行って」と、よく手伝わされたことがあります。門川の女性はとても強いなと思ったところでもあります。

このカンカン部隊も時代の流れで、平成の初めの頃にはほとんど姿を消しました。魚の町、門川というのは、水揚げ量が多かっただけでなく、県内各地で行商を行うカンカン部隊の販売活動と、優れた加工技術があったものだと認識しております。

そこで、漁業の振興についてお伺いいたします。

県では、漁業者が夢と希望を持って漁業に従事できるよう、「ひなた魚バージョンで新たな波に乗り成長する水産業」を目標に、持続的に成長する水産業と多様性にあふれた魅力ある漁村を目指すこととしております。

今、担い手不足や就業者雇用ができずに廃業する漁業者もいるようです。魚価の低迷、就業者の減少や高齢化など、本県漁業の現状を踏まえ、今後どのような水産業を目指すのか、知事にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、残りは質問者席より質問いたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

本県の海面漁業、養殖業の生産額は全国第14位で、特に基幹漁業でありますカツオ・マグロ

漁業や、まき網漁業は、全国トップクラスの生産を誇っております。

近年の水産業は、担い手の減少に伴う漁村地域の活力低下や資源管理など、様々な課題を抱えておりますが、世界的な水産物需要の増大や、コロナ禍での商品流通形態の変化など、新たなビジネスチャンスも生まれております。

このような状況を踏まえ、第六次水産業・漁村振興長期計画におきましては、漁業生産力向上のための構造改革や、輸出バリューチェーンと呼ばれるような、付加価値を高めながら製品を消費者に届ける仕組みの構築、また外国人材を含めた多様な担い手の確保・育成などを推進することで、漁業者が潤い、漁村に活力が生まれ、水産業に憧れる若い人材が漁村に集まるといった成長のサイクルが形成されることを目指しているところであります。

水産業は、地域の社会経済を牽引する重要な役割を担っておりますので、今後とも関係機関と連携し、成長産業としての歩みをしっかりと進めてまいります。以上であります。[降壇]

○安田厚生議員 ありがとうございます。

今後も漁業就業者の減少が避けられない状況であります。水産業の成長産業化を進めるためには、最先端技術を活用したスマート水産業の推進が重要であると思っております。

また今、水産業の間では、水揚げされた魚を神経締めして付加価値をつけるような漁業者も増えているところであります。水産業の在り方も年々、徐々に変わりつつあるのかなと思っております。活力が生まれ、魅力ある漁村になれるよう期待をしております。

次に、燃油価格の高騰について質問をいたします。

南アフリカで確認された新型コロナウイルス、新たな変異株「オミクロン株」の出現は、高騰を続けてきた燃油価格を一気に押し下げる見込みであります。最近、燃油価格高騰の高止まりで、世界中の物価が上昇し、私たちの暮らしや企業に影響が広がっています。

漁業関係者は漁船の燃料価格の上昇に直面しているだけでなく、これまでの新型コロナの影響で外食需要が落ち込み、魚の値段も下がっているところでもあります。地元の漁業者たちの大きな負担になっているということでありました。

去年は、養殖業者等に、出荷ができないタイ、カンパチ、ブリなどを学校給食に提供するなど支援をしていただき、大変感謝しているところでもあります。

現在の漁業における燃油費高騰で、事業継続が困難になるような事態が生じないように支援していく必要があると思いますが、今回の燃油高騰による本県漁業への影響とその対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 漁船で使われるA重油は、1年前と比較して1リットル当たり30円以上値上がりしており、燃油代は約5割の増加となっております。

多くの漁業者は、燃油高騰時に漁業者と国が積み立てた資金から補填金が交付される「漁業経営セーフティネット構築事業」に加入しておりますが、今般の燃油代の大幅な増加分を補填金で十分に補うことができないため、漁業経営は非常に厳しい状況となっております。

このため、県としましては、漁業者が安定した経営を維持することができるよう、関係団体と連携し、効果的な影響緩和措置を国に働きかけているところでもあります。

○安田厚生議員 地元でも、1リッター当たり税込みの110円ということで、30円以上値上がりしているところでもあります。大変大きな問題でもあります。

2008年の燃油高騰の際に、門川町では1リッター1円の補助を出しました。また、船底のフジツボ撤去等の費用に支援などをいたしたところでもあります。漁業者にそのとき、「1円でいいの」と問いましたら、「その気持ちがあるがたい」と、漁業者はそういうふう感じたと言っておりました。政府は原油高騰対策の一つとして、漁業者に資金の支援をする方針ですが、国の対策を注視しながら、今後の燃油高騰の対策に努めていただきたいと思います。

次に、海底火山の噴火に伴う軽石問題について質問いたします。

海底火山の噴火に伴う大量の軽石が沖縄本土に漂着している問題で、宮崎県内の漁船も操業中に軽石を吸い込み、被害を受けたと報道されました。

今回、福岡ノ場噴火により発生した大量の軽石が本県漁業に及ぼす影響について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県沿岸域では、軽石の漂流や漁業被害は確認されておりませんが、沖縄周辺海域で操業する本県のマグロはえ縄漁船において、エンジンの冷却配管に軽石が入り込む被害が4隻で確認されたほか、軽石を回避するために漁場を変更する漁船もあると聞いております。

このため、県としましては、漁業者や関係機関と連携して、軽石の漂流状況や、被害に関する情報の収集と共有化を図りますとともに、本県漁船に対し、油津漁業無線局から注意喚起の無線放送を行っているところでもあります。

今後とも、本県漁業が軽石の影響を受けないよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

○安田厚生議員 県内の漁船も、軽石が漂流する海域で操業する船が少なくないことから、注意が必要と感じましたので、その対応をお願いいたします。

次に、ブルーシーフードの取組についてお伺いいたします。

海の豊かな恵みを守るため、ブルーシーフードの取組が話題となっております。ブルーシーフードは、資源が豊富な海産物で、カツオやサバなど、およそ50種類が指定されております。

近年、乱獲や地球温暖化などが原因で、水産資源の減少が問題になっております。水産庁によると、資源量の豊富な魚種は全体の25%にすぎないということであります。資源量が多く、持続可能な魚介類を優先的に消費することで、水産資源の回復が期待されております。

20年ほど前は、星ガニや桜ガニ、ワタリガニ、また車エビがたくさん水揚げされていましたが、今では姿を見ることはなくなりました。地球温暖化が影響しているのか分かりませんが、生態系が変化しているようにも感じているところであります。

本県沿岸漁業における水産資源の持続的利用に係る取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県では平成23年度から、沿岸資源の回復と持続的利用に係る取組として、県による科学的な資源評価と、その評価に基づく漁業者自らの資源管理を推進しております。

現在では、本県沿岸漁業の漁獲量の約8割を占めるオオニベやカマスなど25種について定期

的に資源評価を行い、その中でも単価が高く資源の増加で収益性の向上が見込まれるアマダイやヒラメ等については、禁漁期の設定や漁獲量の制限等による管理を行いますとともに、稚魚の放流による積極的な資源造成にも取り組んでおります。

今後とも、沿岸資源の持続的利用に向けて、関係団体及び漁業者と一体となった取組を推進してまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。

食べるだけでSDGsの考えに立ったブルーシーフードの取組は、飲食店やホテルだけではなく、大学、大手企業など地域を越えて広がっているものの、世界と比べると大変遅れていると感じております。引き続き、沿岸資源の回復に努めていただきたいと思います。

次に、ハモの販売促進について質問をいたします。

先日、宮崎県水産試験場で、宮崎県内産ハモに含まれる栄養素「バレニン」が、ほかの産地と比べて豊富であることが分かりました。このバレニンは、認知症予防が期待される成分で、新たなセールスポイントとして販売促進してはどうかと思いますが、沿岸漁業において重要な魚種であるハモについて、県は今後どのように売り込み支援を行っていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 県産ハモは、底引き網や、はえ縄で年間約50トンの漁獲があり、主に関西方面に出荷されておりますが、需要が多い夏を除いて価格が不安定なため、価格の安定に向けた取組が必要であります。

このため県では、関係団体と連携して、門川金ハモをブランド認証しますとともに、ハモコロッケなどの加工品開発を支援しております。

また、昨年度、水産試験場において、議員の御指摘にもありましたとおり、県産ハモは、認知症予防効果も期待されるバレニンという機能性成分が、他県産に比べ2倍以上含まれるということを確認しております。

今後は、このような特徴も活用しながら、他県産との差別化を図るなど、県産ハモの有利販売に向けた取組を支援してまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。

認知症予防の効果があることをPRし、県としても販売の強化をしてほしいと思います。今が旬を迎えるハモであります。ハモはキロ当たり単価が大変今、安くなっているところであります。私もハモをさばきますが、骨切りが大変難しく、1回、2回、8回、切れ目をじょりじょりと入れて、8回目に引くんですね。ちょうど8センチくらいの大きさになるんですけども、大変難しく、手切りではなかなか難しいです。やはり、機械で切るのと手切りするのでは大分味の差が生まれてきます。機械のほうが大変おいしいです。

そのような新たな特産物のPRやブランド化を進め、県内水産物のさらなる知名度アップを図っていただきたいと思います。

次に、鳥インフルエンザ対策についてお伺いたします。

昨年度、本県で発生した鳥インフルエンザでは、12農場、関連農場で約92万羽が殺処分されました。防疫作業に県や市町村等から動員される防疫従事者と、自衛隊、建設業協会をはじめ、多くの関係団体の方の御協力に感謝いたします。

先日、宮崎市佐土原町の調整池で採取された野鳥のふんから、鳥インフルエンザウイルスが検出されました。今年は昨年度よりも強い警戒

が必要と思いますが、鳥インフルエンザの発生に備えた防疫体制について、農政水産部長にお伺いたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 昨シーズンは、連続発生時の防疫作業者の動員調整や防疫措置に関する役割分担と情報共有の在り方、資材の供給体制等の課題が確認されたところであります。

このことを踏まえ、防疫作業の一翼を担う建設業協会や養鶏関連団体等との連携強化、県及び現地対策本部における各班の役割や作業スケジュール、連絡体制の明確化などの見直しを行ってきたところであります。

さらに、県防災情報共有システムによる関係者間の情報共有や、新たに整備した防疫資材庫を活用した資材の供給体制を構築しますとともに、防疫演習において、その実効性を検証してまいりました。引き続き、関係者一丸となって、迅速な防疫措置が実施できるよう努めてまいります。

○安田厚生議員 昨年も12月以降に、この鳥インフルエンザが発生しております。また今日、熊本で発生したというようなニュースが流れておりました。しっかりとした防疫体制をお願いいたします。

次に、農林水産業の6次産業化の推進について質問いたします。

近年、農林水産業を取り巻く情勢は厳しさを増しています。何よりも恐ろしいのが天候であります。気候の変動により、「今世紀最大」「何年ぶりかの」といった仰々しい冠をつけた天災が、毎年のように起こるようになりました。また、県内に甚大な影響を及ぼした家畜伝染病や鳥インフルエンザといった様々な被害もあります。

その一方で、デジタル技術が急速に発展し、スマート農業などの推進により、生産性の向上が期待されています。最先端の技術や新たな価値を積極的に取り入れながら、6次産業化への取組を進め、本県の農林水産業をもうかる産業としていくためには、国の支援制度に頼るだけでなく、本県が主体的に支援策を講じることが必要であります。

せっかく魅力的な商品を創ることができて、生産計画が甘く、ビジネスモデルが見誤ったことで失敗に陥るケースも少なくありません。また、生産から加工、販売を1社で担うことが困難な企業もあります。

今後、6次産業化を進めるために、県はどのような対策を組んでいくのか。農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 御指摘のとおり、6次産業化の取組につきましては、生産から加工、販売までを農漁業者だけで担うことに負担が大きい場合もあります。

このため県では、個別の6次産業化支援に加え、多様な事業者が一体となって新商品・サービスの開発を目指す、ローカルフードプロジェクトの取組を支援しているところであります。

具体的には、今年7月にプラットフォームを設立し、11月末現在、全国最多の99者の食と農の関係者に参画いただいて、地域の食資源を活用した機能性食品の開発や、オンラインツアーの企画など、様々なプロジェクトを立ち上げております。

県としましては、このような6次産業化の新たな推進体制を構築しながら、本県農水産物の高付加価値化に向けた取組を強化してまいります。

○安田厚生議員 多様な関係者と連携をするこ

とにより、新たな6次産業化の取組で、持続可能な農林水産業、地域産業につなげていただきたいと思います。

次に、新規就農支援についてお伺いいたします。

宮崎県の新規就農者が、4年連続で400人を超えたと聞いております。また、農業法人数と雇用就農者数の推移も増加しております。新規就農に関する県の幅広い施策の効果が現れていると感じています。

先月、農林水産省が2022年度に、将来の農業の担い手となる49歳以下の新規就農者を育成する支援策を刷新する旨の報道がありました。就農者の経営開始に必要な初期投資への支援を追加することで、就農者の経営の安定化や長期定着を後押しする目的であります。

本県農業の発展のためには、今後、多くの若者に農業の魅力を伝えることが重要だと考えております。

持続可能な魅力ある宮崎農業の実現に向けて、どのように新規就農者を確保・育成していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 新規就農者の確保・育成につきましては、第八次長期計画の重点施策の一つとして位置づけ、積極的に取り組むこととしております。

具体的には、インターネットを活用した魅力ある農業経営を展開する先輩農業者の情報発信や、県内外での就農相談会の開催、県内13か所の就農トレーニング施設における研修の実施などにより、新規就農者を確保しますとともに、経営発展段階に応じた体系的な研修や、高度な経営力を習得させるための講座の開催などにより、産地を牽引するリーダーの育成に取り組んでおります。

県としましては、引き続き、関係機関と連携して、多様な人材を新規就農者として幅広く確保・育成し、本県農業の維持、発展を図ってまいります。

○安田厚生議員 地方回帰や移住など、地方で就農する動きもありますので、ぜひ、新規就農者の確保と人材育成を推進していただきたいと思います。

次に、県産材の利用推進について質問いたします。

県は、県が実施する事業はもとより、補助事業等における県産材の利用を促進し、木材のよさを普及啓発するとともに、県民生活に深く関わりのある公共建築物の木造化・木質化を積極的に推進して、県産材の需要拡大を図っております。

昨年度から取り組まれている、みやざき材で創る「新しい生活様式」空間づくり支援事業において、PRの効果の高い施設として、どのようなところに支援しているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、県産材の需要の維持・拡大を図るため、県産材を活用した「新しい生活様式」に配慮した民間の施設整備等を支援するものであります。

その支援先としては、PR効果の高いレジャー、観光などの不特定多数の利用者が見込まれる施設としており、令和2年度は、24件の施設整備等に約7,100万円を助成しております。

具体的な支援先としては、全国でも珍しい木造の映画館である宮崎キネマ館のほか、内装木質化では、宮崎駅構内の観光案内所やカフェ、テゲバジャーロ宮崎のホームとなっているユニバーバスタジアム新富、さらに外構施設とし

て、えびの高原内のグランピング施設のウッドデッキなどとなっております。

○安田厚生議員 ありがとうございます。

周囲を見れば、多くのところで県産材が使われていると感じました。今度とも県産材の利用促進に努めていただきたいと思います。

次に、林内路網の整備についてお伺いいたします。

人工林は、豊富な森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用することを通じて、森林の適切な管理、林業の成長産業化を両立していくことが求められています。

この両立に当たっては、林業の重要な生産基盤の一つである林道等の路網整備を推進することが重要であり、林道と森林作業道をそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせ、路網整備を進めることが大事であります。

しっかりと路網整備をしないと、近年の台風災害や線状降水帯などの豪雨により、土砂災害の発生につながるのではないかと心配しているところであります。

県は、林内路網の整備について今後どのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 林道や森林作業道から成る林内路網は、木材生産の低コスト化等を図る上で、欠くことのできない重要な生産基盤であり、これまで、その整備に積極的に取り組んだ結果、本県の整備状況は、全国トップクラスとなっております。

このような中、本県の人工林は、本格的な伐期を迎えていることから、さらなる効率的な輸送のため、林道の高規格化を図り、セミトレーラー等の大型車両が安全・安心に通行できるよう、開設や改良及び舗装に取り組むこととして

おります。

また、災害の激甚化に対応するため、河川や溪流の影響を受けにくい路線計画や、排水施設の適切な設置による強靱な林道整備に取り組むとともに、森林作業道においても、地形や地質に配慮し、強固なものとなるよう整備を進めてまいります。

○安田厚生議員 林内路網の整備については、地域防災の観点からも、災害に強い林道の整備が求められておりますので、引き続きお願い申し上げます。

次に、林業大学校と高校の連携についてお伺いいたします。

本県の林業において、少子化、担い手不足などが心配される中、「人を大事にし、人を育てる」「地域を守り、地域を活性化する」という地域創生の観点から、地域担い手づくりを後押しする必要があると思います。

杉素材生産30年連続日本一になるなど、豊かな自然に恵まれています。そのような中、県内には、林業系学科や体験型の新たなカリキュラムを導入した林業高校はありません。生徒がお互いに切磋琢磨する中で、将来の林業振興を担う人材育成を図る必要があると思います。県内で高校実習など林業を学ぶことも大切であります。

みやざき林業大学校における県内高校との連携について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） これからの本県林業を担う人材の確保を図るためには、森林・林業についてのキャリア教育も重要であることから、みやざき林業大学校の公開講座において、高校生を対象とした体験学習を行っております。

具体的には、門川高校及び日南振徳高校と連携し、森林・林業に関する学習や木材加工施設の視察、高性能林業機械の操作体験などを行っております。

また、普通科高校と連携して、希望する生徒に対し、宮崎大学農学部の協力を得て、森林の役割に関する講義や林業体験を行っております。

今後とも、県内高校との連携を図り、高校生に林業を学ぶ機会を積極的に提供し、森林・林業についての理解を深めていただくことにより、将来の本県林業をリードする担い手の確保につなげてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 ありがとうございます。

地球温暖化対策の鍵は森林が握っています。再生可能な資源として、今、木材が注目されているところであります。森林環境を柱に学べる場所が必要だと感じましたので、前向きに検討いただきたいと思います。

次に、医師不足についてお伺いいたします。

持続可能な地域医療の体制を確保するためには、将来において、実行してよかったと思えるような改革を行い、全国的にも先駆けとなる大胆な政策が必要であります。関係大学の協力を得ながら、必要な医師確保に努め、初期研修医の受入れなど医師の育成に取り組み、医師数も増えているところでありますが、県全体の医療体制の最適化を図るべきと考えます。

10月に開催されました「宮崎から医師を目指そう！応援フォーラム」はどのような反響があったのか。これまでの医師確保の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県ではこれまで、医師確保を図るため、宮崎大学や県医師会、市町村をはじめとする関係機関と連携し、

地域枠の設置や医師修学資金の貸与、若手医師のキャリア形成支援、県外からの医師招聘などに取り組んできております。

また、「宮崎から医師を目指そう！応援フォーラム」につきましても、医師を目指す子供たちを増やすため、中高生等を対象に例年開催しているものであり、今年度は、過去最高となる約200名に参加していただき、参加者からは、「宮崎の地域医療の現状がよく分かった」「医学部受験へのモチベーションが高まった」との声をいただいたところであります。

このような中高生から医学生、医師に至るまで、ターゲットに応じた取組により、県内で臨床研修を開始する医師数が徐々に増加するなど、その成果が現れてきており、今後も引き続き、関係機関一体となって、さらなる医師確保に努めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。

地元の方よりお手紙を頂きました。その内容は、「地元病院の脳神経外科の医師が昨年度3月で退職され、その後、後任の脳神経外科医が不在となっております。このような事態になり、地元病院における医師の確保は住民にとって命に関わる重要なことであり、一日も早い脳神経外科医の確保を願う」ということであります。

私もその病院に、今年5月に入院しました。病名は言えませんが、3日、4日ほどの入院がありました。そのとき、患者さんが大変少ないなど感じたところでもあります。その病院は大きい病院で、これまで患者数も多い病院だったので、大変心配しているところでもあります。

これまで県は、地域枠・地域特別枠・長崎大学の医学部宮崎枠の設置等により、約280名が医学部に入学しており、医師数も増えてきている

状況であります。さらなる医師確保に努めていただきたいと思います。

次に、河川区域内の民有地の現状と今後の取組についてお伺いいたします。

県が管理する河川の河川敷のうち、一級河川では約1割、二級河川では約6割の民有地があるということですが、門川町五十鈴川では、河川区域内に杉、竹、田んぼ、畑などの民有地があります。台風など大雨が降り、一定の水位を超えた際には、木の葉や枝などが流れてきて杉や竹に引っかかり、河川の流れをせき止めるなど、河道に影響が出ています。

また、河川の上流は掘削が進み、氾濫するおそれは少ないものの、河川整備を進めることは、県民の生命と財産を守る上で重要なことであります。

そこで、五十鈴川の小園井堰下流地区における河川掘削の予定について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 五十鈴川の河川整備につきましては、小園井堰から上流の更生橋までの8キロメートル区間において、令和元年度から事業に着手しまして、近年、浸水被害のあった小松地区などにおいて河川掘削を行い、治水安全度の向上を図っているところであります。

議員御質問の小園井堰から下流の地区につきましては、過去の河川整備により、一定の流下能力を有していることから、現在実施中の事業を完成させた上で、河川内の土地利用状況の変化や堆積状況などを見ながら、河川掘削等の対策の必要性について検討していくこととしております。

今後とも、地元の皆様や門川町と連携を図りながら、五十鈴川の早期整備に取り組んでまい

ります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。

河川の特性と地域の実情に応じた河川整備を進めていただきたいと思います。

次に、河川パートナーシップ事業について質問をいたします。

河川パートナーシップ事業を活用して、私は地域の皆さんと一緒に堤防の草刈りを年2回しています。この河川パートナーシップ事業を始める前には、河川にテレビや冷蔵庫など様々なゴミが捨ててあり、環境的にもよくありませんでした。今、河川パートナーシップ事業で草刈りをしているところには、ゴミ等はありません。

また、さきに質問いたしました河川区域内の民有地には、まだたくさんのごみが残っているようであります。河川をきれいにするには、河川整備は大切だと考えているところでありませ

す。この河川パートナーシップ事業への参加者は高齢化が進み、体力的にも大きな負担となっているところでありますが、今後の対応について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 河川パートナーシップ事業は、県が管理する河川の草刈りなどを実施した団体に報奨金を支給するものであり、令和3年度は756団体に活動いただいているところでありませ

す。議員御指摘のとおり、近年、参加者の高齢化が進んでおり、また、猛暑日の増加などにより、草刈りの作業環境は厳しさを増していることから、今後の河川パートナーシップ事業の維持について懸念しているところでありませ

す。このため、作業の省力化を図ることを目的に、令和2年度より自走式草刈機の貸出制度を

試行的に導入し、また、県庁ホームページや市町村の広報紙で事業をPRするなど、団体の募集活動も積極的に行っているところでありませ

す。今後とも、良好な河川環境を確保するため、河川パートナーシップ事業を推進してまいります。

○安田厚生議員 引き続き、業務の拡大に努めていただきたいと思います。

私が参加している堤防の草刈りについては、私の父より年上の88歳の方が、まだのり面等の草刈りをしているところでありませ

す。また、今年は雨が多くて、草の伸びが早くて、2メートルを超えるような草を刈っている姿を見ました。その地域の方々と話しますと、「厚生君、10年後、20年後はもう無理よ」「地域ではどうしてもできないよ」というような話も出てきているところでありませ

す。そういった場合には、何か手を打たないといけないのかなと思っているところでありませ

すけれども。いろいろな地域からもボランティアを募集すると、またそういう流れもできてくれるのかなと

思っておりますので、そういうところもお願いいたします。また、報奨金の見直しや自走式の草刈り、まだ配備されていない土木事務所もありますので、堤防ののり面の整備も強くお願いいたしま

す。浸食対策について質問いたします。門川町の向ヶ浜は、門川湾に面する約1キロメートルの浜でありませ

がいます。特に今ではキスが釣れるようであり
ます。また、サーフィンもでき、サーファーの
間では有名なローカルポイントとなっていま
す。小学校時代にはお別れ遠足などにも使用さ
れるなど、町民にとって癒やしの場所でありま
す。

その向ヶ浜は、度重なる台風の高波などで、
予想よりも砂浜の浸食が進み、五十鈴川の河口
では砂がたまり、河口を塞ぐ形になっていま
す。

五十鈴川河口に堆積している砂の対応につい
て、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 五十鈴川にお
きましては、近年、河口部の左岸側に砂が堆積
している状況であります。このため現地確認を
行うとともに、測量の実施や過去の航空写真の
比較をしたところ、特に河川の流れの阻害は見
られないことから、現時点において、直ちに治
水上支障となる状況にはないと判断しておりま
す。

しかしながら、堆積している砂の状況は、出
水等により常時変化しますので、日常的な河川
巡視に加え、地域の皆様からの情報もいただき
ながら、河口部の状況を注視してまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。

河川の流れの阻害は見られませんが、河口に
堆積している砂の移動等も研究していく必要が
あるのかなと思っているところであります。こ
のままでいいのかなと心配される地元の方もい
ますので、今後とも対応していただきますよ
う、お願いいたします。

次に、最新技術で課題を解決するDXについ
てお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大
きく変化している社会・経済を取り巻く環境に

対応するため、DX（デジタルトランスフォー
メーション）化を進めています。最新技術で課
題を解決するDXを進めていくためには、人材
育成が特に重要であると思っておりますが、県はど
のように取り組んでいくのか、総合政策部長にお
伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） DXを推進し
ていくためには、議員御指摘のとおり、行政も
含め、様々な分野にAIやIoTなどの専門知
識を有し、課題解決につなげていける人材を育
成・確保することが必要であります。

また、誰一人取り残さない、人に優しいデジ
タル化を進める上では、デジタルに不慣れな高
齢者などにとっても使いやすい技術が進みます
とともに、操作にも慣れていただけるようにサ
ポートしていくことが重要であります。

そのため、関係機関と連携し、DXに関する
研修の実施や相談対応、国のデジタル活用支援
員の活用など、それぞれのレベルやライフス
テージに応じた、きめ細かな人材育成を進めて
まいります。

○安田厚生議員 DXを含め、人材育成が重要
でありますので、研修等を行い、サポートをお
願いいたします。

次に、マイナンバーカードの普及についてお
伺いいたします。

マイナンバーカードの普及促進と県の役割に
ついて。県では、日本一のマイナンバー県、取
得推進強化に努めております。宮崎県の取得率
は50%を超え、今、全国で1位であります
が、これまで以上にマイナンバーカードやポイント
サービスなど、利用場面が増えていかないと、
なかなか取得するモチベーションが上がらな
いと思っております。

行政手続、行政分野、民間サービスの利用も

広がってくると思いますが、マイナンバーカードを普及促進するため、県としてどのように取り組んでいるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） マイナンバーカードは、デジタル化を進めるための重要な社会基盤であり、例えば今年10月からは、健康保険証として利用できるシステムの運用が始まるなど、その利便性は徐々に高まってきております。

しかしながら、マイナンバーカードを日常的に利用する機会がまだまだ少ないことや、個人情報漏えい等に対する不安などから、交付率は、全国平均で見ましても4割程度にとどまっております。

県といたしましては、県民の皆様がマイナンバーカードの利便性を実感し、安心して使っていただけるよう、全国知事会等を通じて、スマートフォンへの機能搭載、あるいは各種免許証との一体化など、さらなる利便性の向上や安全性の確保について、国に要望いたしますとともに、県民への啓発を行うなど、マイナンバーカードの普及に引き続き取り組んでまいります。

○安田厚生議員 このマイナンバーで、医療費の通知情報の履歴をマイナポータルで閲覧できるようになりました。これからは、いつでもどこでも、自身の医療費通知情報の履歴を確認することが可能です。また、確定申告における医療費控除の手続も簡単になるようです。

私も登録をいたしました。なぜかうまくいきません。携帯は最新のものを用意しているんですが、DX時代に既に遅れているような自分がいることに、すごく違和感を感じているところでもあります。

次に、男性版産休制度についてお伺いいたします。

出生時育児休業は、子供が生まれてから8週間以内に、最大4週間まで仕事を休める制度です。育児・介護休業法が改正され、来年10月から始まります。厚生労働省の発表によると、民間企業等の男性の育児休業取得率は年々上昇し、2020年度は12.65%と、5年間で10ポイント上昇いたしました。政府は、国家公務員の男性育児休業取得率を2025年までに30%にする目標を掲げています。

県庁においても男性職員の育休取得を促進するには、取得しやすい環境づくりが重要だと思っておりますが、どのように取り組んでいるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 男性職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するには、育児参加のための休暇制度等の周知や、所属の理解及び支援が重要であります。

このため、職員に対して、各種休暇等を取りまとめた「両立支援ハンドブック」の周知を図るとともに、職員が作成した育児休業等の利用計画であります「子育てマイプラン」を基に、所属長等が面談を行い、所属内の業務分担の見直しや、育児休業等の取得の働きかけなどを行っております。

また現在、国において育児休業の取得回数制限の緩和などについて検討が行われており、県におきましても、国に準じた制度設計を行い、さらなる取得促進を図ってまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 出産後は、女性の身体的・精神的な負担が大きい。夫のサポートで産後うつを防ぐ効果も期待されております。夫婦協力しての子育てが大変大事だと感じたところで

あります。

私にも娘がおりまして、今年3月に初孫が生まれました。出産後は1か月程度、家で様子を見ましたが、子育てというのは大変だなと感じたところであります。実家で出産後に育児をするというのは大変心強かったのかなど、親の立場から考えると、そういう思いをしたところであります。

育休を取りやすい環境も必要だと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

次に、学校通学路の安全対策についてお伺いいたします。

通学路などの交通安全対策に、国土交通省は来年度予算の概算要求で、通学路の交通安全対策費として2,265億円を充てる見込みであります。

千葉県で今年6月に、下校中の小学生5人がトラックにはねられて死傷する事故を受けて、点検が行われたと思いますが、学校通学路の安全対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 通学路の安全対策につきましては、これまで市町村教育委員会や道路管理者、地元警察署等が連携して、合同点検を実施してまいりました。

本年度より、千葉県で発生した事故を受け、新たに「見通しのよい道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所」などの観点を加えて、点検を行っております。

その結果、暫定値ではありますが、学校や教育委員会が対策を実施すべき箇所は313か所でありまして、そのうち110か所が対策済みとなっております。

具体的な対策といたしましては、それぞれの箇所に応じた安全教育の実施や、ボランティア等による見守り活動のほか、通学路の変更を行

うなどの取組が進められているところでございます。

○安田厚生議員 通学路における合同点検の結果と今後の取組について、県土整備部長、また警察本部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(西田員敏君) 今回、合同点検の結果、県管理道路において対策が必要とされた箇所は、暫定値ではありますが、176か所となっております。

通学路の安全対策は重要な課題でありますことから、これまでも歩道の設置や拡幅をはじめ、歩道と車道の境界への防護柵の設置、区画線の引き直しなどの対策を進めているところでありまして、対策が必要な176か所のうち、既に77か所の整備に取り組んでいるところであります。

今後、まずは、着手している箇所の早期完成に努めますとともに、今回の点検で確認した新たな対応が必要な箇所についても、順次、整備を進めてまいります。

○警察本部長(佐藤隆司君) 警察では、今回の合同点検により、暫定値ではありますが、何らかの対策を必要とする箇所として、195か所を把握しております。

対策の内容としましては、信号機や横断歩道の設置、規制の見直し、一時停止線の補修をはじめ、交通指導取締りなどのソフト対策があり、既に81か所の対策に取り組んでいるところであります。

通学路の安全対策につきましては、引き続き、教育委員会や道路管理者などと連携しながら、可能なものから速やかに実施してまいります。

○安田厚生議員 地域の通学路を見ますと、危険な箇所がたくさんあるなど感じているところ

であります。先ほど言われた箇所につきまして、対策をお願いいたしたいと思っております。

また朝夕、子供たちの見守りを続けているボランティアの方々に感謝申し上げまして、私からの一般質問を終わりたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守副議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 県民の声、井上紀代子です。

県政に興味を持ち、おいでいただきました傍聴席の皆様へ感謝しつつ、通告に従い一般質問をいたします。

新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種が12月1日から全国で始まりました。オミクロン株に対しては効き目が落ちるとの懸念の声はありますが、政府は重症化予防などに一定の効果があると見て、接種事業を進められています。

報道にもあるとおり、変異株「オミクロン株」の感染者が国内で確認され警戒感が高まる中、政府は流行の第6波への備えを強めています。宮崎県の第6波への体制整備も怠りなく進めなければなりません。

先日自宅に、宮崎県地域医療・福祉推進協議会代表世話人、宮崎県医師会会長河野雅行氏から決議文の送付を受けました。「有事と平時の医療提供体制維持に向けた財源確保を求める決議」というものでした。宮崎県地域医療・福祉推進協議会の43団体は、宮崎県の脆弱な医療体制を共に支えていただいている団体で、第6波への危機感等を強く感じ、決議文を重く受け止めたところ です。

第5波までの新型コロナウイルス対策で体験し実感していることは、新規感染者の拡大と重症化にどう対応するかで、脆弱と表現される宮崎県

の医療体制のありようが問われていると考えます。

医療体制の強化の一丁目一番地は、「マスク、手洗い、換気」「3密を避ける」であり、1波から5波まで体験してきたウイズコロナの生活の遵守を、県民とともに再度確認することが必要と思っております。県民が体の変化に気づいたとき、身近に相談できるかかりつけ医の推進は大切で、薬剤師さん等医療関係機関を活用したり、身近な市町村の地域センター、あらゆる機関が県民の耳として対応できる仕組みが必要だと考えます。

必要な機関がパニックに陥らないよう、分散と集中が医療体制強化には求められると思っております。何よりセンセーショナルに膨れ上がる情報過多の中でも、常に県民への正確、適切な情報の提供が大切で、県民の県に対する信頼を失うことがないように、知事の発信力は重要と考えます。

そこで、第6波に向けた医療提供体制の強化には、知恵と工夫を重ね、宮崎県の脆弱な医療体制の強化が必要と考えます。知事にお伺いいたします。

壇上からの質問は以上とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

第6波に向けた医療提供体制の強化に当たりましては、入院受入れ体制の強化はもちろんのこととしまして、もともと医療体制が脆弱な本県におきましては、入院治療までは必要ない軽症、無症状の方を受け入れる宿泊施設や自宅を含めた療養体制、これらを総合的に強化していくことが重要なポイントと考えております。

このため、現時点で入院病床を339床まで増床

するとともに、回復期の患者の受入先となる後方支援病院も増やし、まずは、患者の入院受入れ体制を強化したところであります。

その上で、宿泊施設についても必要数を確保し、自宅療養につきましても、県医師会や訪問看護ステーションと連携し、療養者に対する健康観察体制を強化したところであります。

さらに、宿泊及び自宅療養者の症状が悪化された場合の診療体制の確保を進めるとともに、重症化を防ぐための抗体カクテル療法の実施体制も整えたところであります。

私としては、このような取組を通じて、入院が必要な方については、速やかに医療機関で受け入れるとともに、宿泊及び自宅療養者については、日々の健康管理を適切に行いながら、医療機関、宿泊施設、自宅を含めた総合的な体制で患者をしっかりと受け止め、新型コロナウイルスの脅威から、県民の命と健康を守ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 御答弁、ありがとうございます。

「空気感染か」などと不安になる文字を見かける変異株「オミクロン株」ですが、性質はほぼ不明、デルタ株をしのぐ感染力、ワクチン効果を低下させる等々、わけなく不安を感じます。

このまま第6波へ進んでいくのではないかと漠然たる不安です。県民の対応について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先日、国内でも初めて「オミクロン株」の感染が確認されたところではありますが、その感染力や重症化率、ワクチンの有効性等について、現時点では国においても評価がなされておりません。現在、専門家が進めております分析、また国内外における感染の

広がり、その影響など、今後の動向をしっかりと注視していく必要があると考えております。

この「オミクロン株」を巡りましても、日々様々な情報が飛び交っているところでありますが、大事なことは、新たな変異株であっても、一人一人の感染防止対策は従来と変わらないということであります。

県民の皆様には、この点を認識いただきまして、引き続き「3つの密」の回避をはじめ、マスクの着用や小まめな手洗い、十分な換気などの基本的な対策を徹底していただきたいと考えております。

県としましては、県内の監視体制を強化したところでありまして、今後、最新の知見等につきましても、適切に情報提供を行ってまいります。県民の皆様におかれましては、国や県の提供する正しい情報に基づいて、冷静に行動いただきますようお願いいたします。

○井上紀代子議員 現在の落ち着いた見えるこのときまで、物議を醸したGo toキャンペーンや、飲食店・観光事業者等の事業・雇用継続のための支援、ばらまき合戦と酷評されている一律給付等々、様々な支援が打ち出されてきました。いずれも、ワクチンも治療薬もなかった、先の見えない中での対策でした。

諸外国においても、長期のロックダウンとともに、日本と似たような支援策が講じられているようですが、金額ベースでの支援策の手厚さは、GDPの2割を拠出した日本が、世界第2位との報道があります。

ただし、将来、私たちの子孫がそのツケを負担しなければならない莫大な予算を費やした施策であったのにもかかわらず、その支援が届かず、日々絶望感を募らせながら暮らしていた人々がいたことに、今こそ私は目を向けなければ

ばならないと考えています。

知事は6月議会において、「コロナ禍の影響は社会的弱者がより大きな影響を受けており、結果として自殺の増加につながっている。弱い立場にある方々の暮らしをどう支えていくかが課題である」との認識を示していただきました。

様々なコロナ支援策を講じてきた中で、弱い立場の方々の声をどのように吸い上げ、施策を展開してきたのか、今後、ウイズコロナ、ポストコロナの対策を展開していく上でどのような工夫を重ねていかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県におきましても、これまで5回にわたり、新型コロナの大きな感染の波が押し寄せて、県民への外出自粛などの行動要請や飲食店等への時短要請を行う中で、県民生活の様々な分野に大きな影響が及んでいるものと認識しております。

私としましては、まずは県民の安心・安全を守るため、感染拡大の防止に全力で取り組むとともに、新型コロナの影響を受けた方々の声をお聞きするため、生活困窮の相談窓口の充実を図るとともに、生活困窮世帯を直接訪問するアウトリーチ型の取組も始めたところであります。

また、住居確保の支援、子育て世帯や生活困窮世帯に対する給付金など、個人に対する支援とともに、コロナの影響を受けた事業者に対する県独自の支援金などにも取り組んできたところであります。

現在、感染が落ち着き、経済活動の再開と日常生活の維持を進めているところであります。国の施策においても、新たな支援策が示されておりますので、このような状況を踏まえ、引き

続き、困窮する方々、弱い立場にある方々の声にしっかりと耳を傾け、寄り添いながら、施策の充実を図ってまいります。

○井上紀代子議員 大変手厚い施策を打ち出していただき、ありがたいと思っています。これがしっかりと届くことを期待しているところであります。

令和元年度から令和3年度現在までの生活福祉資金の貸付状況を伺います。また、貸付状況がすさまじく増加していることをどのように捉えているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 令和2年3月から始まりました生活福祉資金特例貸付けの県内の貸付状況につきましては、令和3年11月26日時点で約2万件、86億3,000万円余の貸付決定が行われております。

この特例貸付けにつきましては、新型コロナの影響によりまして減収となった方が利用できるものであり、新型コロナの発生から2年近くが経過し、様々な分野に影響が及んでいく中で、困窮に至る世帯が増えたことによるものと認識しております。

○井上紀代子議員 おっしゃるとおり、困窮に至る世帯が増えたということの実態だと思うんですね。生活保護世帯が増えていくことと、この貸付資金が増えていくこととは、またちよつと意味が違うんですね。生活保護世帯は、なぜ生活保護世帯にならないように本人たちが気をつけていくのかというのは、そこにいろいろな縛りがあまりにも大きいからなんですね。その縛りの中で生活保護世帯になれないという方たちが大変多いということも、ぜひお考えいただきたいと思います。

では、これを踏まえて、いつの時代でも社会

・経済が逼迫、緊迫すると、社会・経済を支えている大切な一員であるにもかかわらず、社会的弱者に目が届かなくなり、格差とか貧困が拡大してしまいます。

野村総合研究所の全国を対象とした調査では、本年末の時点で、パート・アルバイト勤務の女性103万人、男性43万人が、シフト勤務が5割以上減少し、休業手当を受け取っていない実質的な失業者となっていると推計しています。

また、シフトが減少したパート・アルバイトの半分は、国が打ち出したシフト減でも休業手当を受け取れることや、休業支援金・給付金のことを全く知らず、7割強の方が休業手当を受け取っていないという実態が明らかになっています。

これは、一般的な行政等からの広報紙、テレビ、ホームページ等を用いた情報提供では、せっかくの支援策が伝わっていないこと、また、その勤め先においても十分な情報提供がなされていないことを示しています。

そこで、国、県、市町村の様々な対策の情報を、これらの社会的弱者に確実に届けていくために、県はどのような対策を講じてきたのか。また、その効果はどうであったのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナウイルスの影響によりまして困窮する県民を支えるために、国、県、市町村が連携を図りながら、様々な支援を行っているところであります。

具体的には、生活困窮世帯や子育て世帯に対する給付金等の支給とともに、休業手当の支給を促進するための措置などが講じられてきております。

これらの支援制度の活用を促進するためには、県では、ホームページへの掲載に加え、新

聞等のメディアを活用した広報活動や、制度の内容によりましては、対象者へ直接、案内文書を送付するなど周知に努めるとともに、相談員が積極的に地域に出かけ、制度の紹介も含め、相談対応を行ってきております。

これらの取組を通じ、生活困窮者の自立について一定程度の支援ができていていると考えておりますけれども、このような情報に接する機会がない方もおられますので、引き続き、国、市町村や関係機関と一層の連携を図りながら、真に支援を必要とする方への的確に情報を届け、支援につながるよう努めてまいります。

○井上紀代子議員 次に、宮崎労働局によりまして、昨年10月末時点の県内の外国人労働者数は過去最高の5,519人で、うち実習生は70.3%の3,879人で、全国最多の割合となっています。

まず、本県産業を支えている外国人技能実習生へのワクチン接種について、お伺いいたします。

今年7月に外国人技能実習機構から、管理団体及び実習実施者に向け、市町村から実習生に対しワクチン接種についての案内が届くので、実習生へ配慮してほしいとの通知が発出されています。

多くの実習生は、実習実施者が用意した寮等で共同生活を送っており、ほかの県ではクラスターの報道もあります。

その一方で、京都府の病院が行った調査では、ベトナム人労働者や留学生の94%はワクチン接種を希望しているものの、無料で接種できることを60%が「知らない」と回答をしています。

日本語の水準はN2からN3と日常生活に不足はない人たちが対象の調査ですけれども、郵送された案内が読めないことや、接種の予約が

できていないことが課題となっています。

また、予防接種の副反応や、接種や副反応で仕事が中断されること、入院治療が必要になったときの経済的負担などを心配する声も挙げられています。

本県産業の底支えともなっている外国人技能実習生へのワクチン接種状況について、県はどの程度把握し、接種の推進を支援しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 外国人技能実習生につきましては、それぞれの市町村におきまして接種券が発行され、接種できる環境は整っているところでございます。

県において、一人一人の接種状況を確認することは困難であります。県やみやぎ外国人サポートセンターのホームページにおきまして、技能実習生を含む外国人向けに、ワクチンの安全性や接種の手続、相談窓口などについて情報提供を行っているところであります。

また、技能実習生のワクチン接種を進めるためには、実習先の企業等の協力が大変重要となりますので、関係団体を通じ、県内企業等に対しまして、事業に従事する方々への接種の促進をお願いしているところであります。

さらに、市町村によりましては、実習先の企業に直接、接種への協力依頼の文書を発出し、接種を促してきたところでありまして、県といたしましても、今後、企業等に対して接種の予約や随行など具体的なサポート方法を示しながら、接種を支援してまいります。

○井上紀代子議員 部長は、接種できる環境は整っているというふうに言っておられますが、ここは実際は確認できていないというところでもありますので、今後も心配りをよろしく願いしておきたいと思っております。

実は、国のワクチン接種記録システム（VRS）には国籍の項目がないため、厚労省も外国人の接種率は集計していないとのことで、我が県でも同様に実態はつかめていません。

宮日新聞の報道によれば、実習生の支援を行うNPO法人「移住者と連帯する全国ネットワーク」鳥井一平代表理事は、「技能実習制度は原則企業移動の自由がないなど、労働者としての権利が制限され、極端な主従関係が生まれやすい。過酷な労働環境や低賃金での残業などで人権が侵害されるケースも多い。また、人手不足にあえぐ産業や地方の実態を見ると、外国人労働者との共生は必須」と指摘しています。重ねて、「コロナ禍で浮かび上がった課題も踏まえつつ、労働者として当たり前の権利を保障する制度設計に見直しをしなければ、日本は今後選ばれない国になってしまう」とも訴えられています。

今後、我が宮崎県も、技能実習生でなく、特定技能の外国人労働者も増えていくものと思えます。県として、外国人労働者の実態を一元的かつ正確に把握する組織が必要だと考えますが、知事の認識をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私も大変強い問題意識を持っておりまして、重要な御指摘をいただいたと受け止めております。

現在、外国人労働者に関する県としての対応につきましては、企業等の支援や共生に向けた環境整備を商工観光労働部が、また各産業における団体との調整や支援は、それぞれの産業を所管する部局という役割分担をして、全般的な調整を総合政策部が担っているところであります。

また、生活実態である現場を担う市町村の役割も非常に重要だと考えておりまして、外国人

材の適正かつ円滑な受入れ・共生を目的としまして、庁内関係課と市町村から構成されます「宮崎県外国人材受入れ・共生連絡協議会」を設置しております。外国人労働者の実態の把握に努め、労働・生活の両面における支援体制の整備・充実に取り組んでいるところであります。

今後、ますます外国人労働者の受入れが増加し、今まで以上に情報の把握や取組が必要になってくることが考えられますので、一元的かつ正確に状況を把握して、様々な課題に的確に対応できるような体制の在り方について、しっかりと検討を進めてまいります。

○井上紀代子議員 ありがたい答弁をいただいたというふうに認識しております。

10月14日の宮崎日日新聞に、昨年度の公立小中学校の不登校児童が1,923人で、過去10年間で最多であり、その理由として「無気力」「生活リズムの乱れ」が多かったとの報道がありました。

コロナ禍による学校の休校や長引く外出規制が大きな要因だとされていますが、社会的弱者の子供たちも多いのではないかと推察されます。

本来であれば学校へ行き、放課後は友達とスポーツで汗を流したり、他愛のない遊びを通じて人格を形成していく大切な時期に、その全てを奪われてしまった上に、頼りとする親も明日が見えない生活に陥っているという環境で、子供たちの心に与えた影響は計り知れません。

そこで、この不登校児童増加の背景をどのように捉えているのか。そして、これらの児童に対するケアや発生抑制対策を今後どのように進めていくのか、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） コロナ禍におきま

して、学校や家庭生活に変化が生じたことがきっかけとなり、子供たちの中には、生活リズムの乱れや、先を見通せないことに対する不安など、これまで経験したことのない悩みを抱えたことが不登校につながった例もあるのではないかと考えております。

そのため各学校では、これまで以上にきめ細かな観察や相談、早期の家庭訪問を行うなど、児童生徒の抱える悩みをケアするための対策を講じております。

県教育委員会といたしましても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員に加え、LINEを活用した相談窓口を整備するなど、教育相談体制の充実に努めているところであります。

○井上紀代子議員 やはり、待っているのではなく、出かけて行って声を聞く。これがとても大切だと思います。寄り添うということは、そういうことではないのかなと、私は認識しているところです。

社会人と異なりまして、子供たちの学びの時間は変更することはできず、6・3・3・4年の年数が経過すれば、勉強をする機会の有無や授業の濃淡にかかわらず、進学するか就職するかかの期限が来ます。対面で一人一人の理解度を肌で感じながらできる授業と、十分なオンライン用教材もない中でのリモート授業では、子供の学習環境は大きく異なるのではないのでしょうか。

このコロナ禍の間、学校へ行けなかったものの、塾や家庭教師でフォローできた子供と、そうでない子供では、かなり学力に差を生じているのではないかと考えて、心配をしています。

経済格差は学力格差とも問題視されています。また、親ガチャとも言われている、こんな

流行の言葉が出るような状況になっています。

コロナ禍による学習環境の変化が、県内小・中・高校の児童生徒の学力にどのような影響を及ぼしたか。また、その影響をどのように克服しようと考えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） コロナ禍の中、学習環境の変化に対応するため、各学校ではそれぞれの教員が工夫し、子供たちの学びを止めない取組を行ってまいりました。

5月に実施されました全国学力・学習状況調査におきましては、新型コロナウイルスによる臨時休業と学力との相関は見られないという文部科学省の分析結果が出ております。

本県におきましても、実習や体験学習など、子供たちの学ぶ機会は減少したものの、学力への影響は最小限にとどまっていると考えております。

今後は、現在整備を進めておりますICTも活用しながら、オンライン学習や学習動画の作成及び配信、日常的に端末を活用することを推進するなど、学習環境の変化によって学力に影響が出ないよう取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 次に、主権者教育の各学校段階における取組についてお伺いいたします。

2020年度より新しい高等学校学習指導要領が年次進行で実施となり、主権者教育の中核を担うことが期待される公民科の必修科目「公共」の学習指導が始まります。既に、使用される教科書は公表されています。

教科書には、模擬選挙などの模擬的活動を取り入れた政治参加・社会参加への意欲を喚起していく学習活動が掲載されているとのことですが。

高等学校の教科学習において、教科書に記さ

れた知識と現実社会とのつながりを意識できるように指導することが求められています。

そのためには、社会科、公民科はもちろんのこと、総合的な学習の時間や特別活動、多様な教科書等との横断的な視点に立ったカリキュラムの開発も必要です。

また、各学校の教師がちゅうちょせず、安心して主権者教育に取り組める環境も大切と思いますが、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和4年度から新たに必修科目となります「公共」におきましては、現代社会が直面している様々な課題の解決に向け、公正に判断したり、議論する力などを身につけることを目標としております。

指導に当たりましては、教科書で学んだ知識を生かしながら、国内外の諸問題を学ぶとともに、発展的に地域の課題にも目を向けることで、他者と協働して社会を生き抜く力や、社会の一員として地域の課題解決を主体的に担う力を育むことができると考えております。

今後、「公共」の学習を通じて、社会に関心を持ち、自立して物事を考えることのできる生徒の育成を図ってまいります。

○井上紀代子議員 授業以外で学ぶいろいろな活動というのを、やっぱり一つ一つ大切に積み上げていって、横に広がるとか地域に学ぶとか、そういうことがしっかりと子供たちに伝わっていくように対策をお願いしたいと思います。

次に、主権者教育は家庭、地域における取組の充実が必要と私は考えています。

幼、小、中、高、大の接続を意識した学校教育と、選挙管理委員会をはじめとする専門機関、専門家との連携・協働した取組が重要と考えています。

子供たちが伸び伸びと主権者教育を受けることができるようにするためには、家庭教育、社会教育の観点からの保護者世代への普及啓発活動が重要となってきます。

「社会総がかり」で主権者教育を行うべきと考えますが、日隈副知事にお伺いいたします。

○副知事（日隈俊郎君） 主権者教育を行うに当たりましては、子供たちの意識の醸成を図るために、人格形成の基礎が培われる幼少期からの取組が必要であると考えます。そのためには、家庭や地域の理解、そして協力が欠かせないものと思います。

そこで、県におきましては、高校生を対象とした選挙啓発チラシを配布したり、若年層や親世代の意識の向上を図る取組を行っているところではありますが、やはりまずは大人が範を示し、例えば子供のいる家庭では、親が子供を連れて選挙に行ったり、また投票する姿を見せるなど、政治参加の主体性について自然な形で意識づけすることが大切ではないかと思えます。

また、教育の分野では、子供たちがそれぞれの地域の課題に関心を持ち、その解決に向けて、自分も地域社会の一員として主体的に参画するんだという意識や姿勢について育成していくことが必要であると思えます。

井上議員のお話にありましたとおり、今後、将来主権者となる子供たちだけではなく、若い世代を含め社会全体、総がかりで主権者教育に取り組んでいく必要があるものと思えます。

○井上紀代子議員 選ぶ側の問題だけではなく、選ばれる側、私たちの側にも問題がたくさんあると思えます。

選挙制度の在り方を変えていくなり、いろいろなことを変えていく必要という、本当に選挙民に合った選挙制度というのをつくり上げていく

ということも大切なのではないかと思っているところです。

次に、農政問題について伺います。

前回の議会でも質疑が行われていましたが、サツマイモ基腐病については、産地を挙げた取組をしているにもかかわらず、JA串間市大東では8割の畑で、鹿児島県でも6割の畑で発生しているようです。

登録農薬も増え、ドローンによる防除も行われているようですが、8月の長雨の影響もあり、発病する畑が急増したとのこと。2018年11月に日本での発生が確認された本病は、僅か3年で全国のサツマイモ産地にその感染が拡大しています。

しょうけつを極めるこの基腐病ですが、鹿児島県でも我が県でも、なぜか有機農業を行っている畑では、連作でも発生しないという情報があります。

綾町の有機農業の畑では、里芋の疫病も発生していないとのことで、有機農家によりまして、特別なことはしていないのに発生しないとのこと。

私は特別に有機農業をあげる気はありませんが、とても大切な農業技術だと考えています。国が発表した「みどりの食料システム戦略」においても、有機農業を全耕地面積の25%、100万ヘクタールに拡大する目標が掲げられています。

私はインドに関心があり、「心と体と魂、食べたもので体はつくられる」との視点で、友人たちといろいろな勉強を続けていますが、インドには「アーユルヴェーダ」という5,000年にわたって継承されてきた伝統医療があります。

「アーユルヴェーダ」は、命「アーユス」と科学「ヴェーダ」を組み合わせた「生命科学」と

いう意味で、身体の中で起こる様々な生命活動のバランスに着目した医療技術が確立されており、ある意味で有機農業に通じるものがあるのではと考えています。

宮崎県は全国でもナンバーワンと言える、有機農業産地づくりのノウハウを持った県です。今後どのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 有機農業の推進につきましては、県や関心の高い自治体、実践農業者で構成する宮崎県有機農業連絡協議会を設置し、技術の実証やJAS認証取得に向けた講習会などを行いますとともに、専門技術指導センターや普及センターにおいて、土壌調査や技術情報の提供等に取り組んできたところでございます。

また、県では、有機農産物の海外輸出等が拡大する中、第八次長期計画に「環境に優しい農業の展開」として、有機農業の推進を位置づけ、令和3年3月に、具体的な施策の展開方向を示した「有機農業推進方針」を策定したところでございます。

今後は、この方針に基づき、試験場や普及センターが一体となり、化学合成農薬や化学肥料の代替技術に関する研究データや、現地情報を集積しますとともに、普及に向けた実証と評価を通じて、有機農業産地の拡大を図ってまいります。

○井上紀代子議員 本県で有機農業を推進する一つの視点として、有機農業による土づくりや土着天敵の利用について科学的に研究をして、慣行農法との違いを明らかにしていく必要があると、私は考えています。

県は、今後の有機農業の推進を図るために必要となる有機農業の科学的な研究についてどの

ように取り組んでいくのか、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 有機農業の推進を図るためには、農家経営が安定的に発展できるよう、科学的な根拠に基づく栽培技術の確立が必要であります。

県ではこれまで、有機農業にも活用できる試験研究の成果等として、土づくりや適正施肥による病害虫に強い健全な作物づくりを基本に、天敵等の防除技術を組み合わせた栽培技術である宮崎方式ICM指標を10品目で作成し、その普及を推進してきたところであります。

今後は、この取組に加え、現地で実践されております太陽熱を利用した土壌消毒や、土着天敵の利用等について、その効果やコストを科学的な視点から改めて検証するなど、有機農業に安心して取り組んでいただけるよう、栽培技術の確立に向けた取組を進めてまいります。

○井上紀代子議員 綾町では、郷田町長、前田町長の指導の下に構築された独自の認証システムによる自然生態系農業が推進されてきました。

昨年度、その薫陶を受けた農業者たちが、新しい有機農業の推進組織「綾町自然生態系農業農力向上委員会」を立ち上げ、イオンやグリーンコープ等との契約生産に取り組む産地づくりがスタートしたと聞いています。

コロナ禍の中で、大手量販店はオーガニック農産物や食品の取扱いを拡大しており、綾町の有機野菜だけでは全く対応できていないほどのオーダーが入っているとのことでした。

業務加工用の有機野菜産地として全国区の産地を目指すためには、有機JASの認証が必要となりますが、既に2001年には、綾町が有機登録認定認証機関となることで、認定手数料や農

地検査手数料で認定を受けることができます。

一般的な認定機関では、認定費用として10万円以上、プラス審査員の旅費が必要となりますので、かなり恵まれた環境が整備されていることとなります。

今後、本県の有機農業を推進していく上で、有機JASの取得支援はとても大切な視点であり、また、冬期に作付される業務加工用野菜の実態は、ほとんど有機農業と変わらないという報告もあります。

慣行農業とのすみ分けの視点も大切ですが、拡大するマーケットが見えているのであれば、それに対応した産地づくりを推進することは、農政推進の常道ではないかと考えています。

今後、県内各地に有機農業圃場が点在してしまい、慣行農業とのトラブルを回避するためにも、ノウハウを有する綾町と県が協同し、県段階での有機登録認証機関を整備することで、指導体制を構築する必要があるのではないかと考えます。農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 有機農業を推進する上で、指導体制の構築は重要であり、御指摘の綾町の事例は、町ぐるみで有機農業を推進、支援する優良事例であると認識しております。

また、高鍋町と木城町が連携して、有機JASの認証体制の構築を目指すなど、有機農業の産地づくりに向けた地域ぐるみの新たな動きも見られております。

県としましては、有機農業の指導人材を育成しますとともに、国が令和4年度当初予算で要求している、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村をオーガニックビレッジとして支援する新たな取組も活用しながら、有機JAS認証を受けやすい体制づくりを研究してまいります。

○井上紀代子議員 有機農業を推進する上では、認証体制の構築は重要な課題です。県が有機登録認証機関となる考えはないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 有機農業に取り組む上で、有機JAS認証は、実需者や消費者の信頼獲得につながる取組であり、県内に有機登録認証機関があることで、農業者の利便性は高まるものと考えております。

一方で、新たな認証機関の設立につきましては、認証のニーズや機能の検討に加え、既存の民間機関との競合など、慎重な検討を要する課題もあるものと考えております。

このようなことも踏まえて、現在、県全域を対象とした有機JAS認証機関の設立準備を進めている高鍋町や木城町、また、先進地であります綾町とも十分に連携しながら、県内の有機JAS認証の望ましい体制について研究してまいります。

○井上紀代子議員 現場の課題を本気で解決するのであれば、これまでの常識を捨てて、実際に何が起きているのか、フラットな目で観察することも大切ではないでしょうか。

このままでは、日本の里芋産地がなくなったように、サツマイモの産地が消えてしまいます。県の本気の対応を、ぜひお願いしたいと思います。

需要が拡大するオーガニック農産物は、量販店だけでなく食品加工企業や海外からの引き合いも強いと伺っています。

しかしながら、有機農業の現場では、病害虫の発生を抑制するため、多くの品目を分散して作付しており、また、年によって、作によって規格外品の発生率が大きく変わってしまう等、なかなか業務・加工用仕向けのプランテーショ

的な作付ができない実態があります。

このため、オーガニック農産物は、一般的な市場流通には乗りにくく、今後、有機農業の推進を図っていくためには、本県の有機農業の実態をよく理解した量販店や食品加工企業とのマッチングによる販路拡大が必要だと考えます。

有機農業者と食品加工業者、販売業者との連携による新たな付加価値の創出に、県はどのように取り組んでいこうとされているのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 県では、農林水産物の高付加価値化に向けた取組を強化するため、多様な食と農の関係者が連携し、それぞれの強みを出し合いながら新ビジネスの創出に挑戦するローカルフードプロジェクト——略してLFPと称しておりますが——を推進しているところでございます。本年7月に設立しましたこのLFPのプラットフォームの中で、有機農産物についても関心の高い、県内の加工・販売業者等と生産者とのマッチングを継続的に行いながら、新商品・サービスの開発に向けた取組を支援しているところであります。

県としましては、このような支援を通じて、有機農産物のさらなる付加価値の創出に取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 地域食農連携プロジェクト（LFP）は、これまでの農業者単位での6次産業化の支援に加えて、産地単位での6次産業化の推進に取り組むという新たな取組です。

産地単位での取組ですから、うまくいけば、これまでの6次産業化とは比較にならない規模の経済効果を生み出すものとして、期待をしています。

この事業では、新商品の企画・開発をどのよ

うに進めることでマーケットニーズを捉えようとしているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 今年度は、LFPのプラットフォームに、「保存食」「有機」「機能性」「観光」など6つのテーマで分科会を設置し、調理の簡便性や健康志向、巣ごもり需要など、コロナ禍で多様化するマーケットニーズに対応した取組を進めているところでございます。

具体的には、加工・販売業者と連携した、お湯で戻すだけで簡単に調理できる乾燥有機野菜や、果実に含まれるカロテノイドなど機能性成分を含んだ飲料の開発、また、大手旅行業者と連携した県内の複数の観光農園などを巡るオンラインツアーの実施など、8つの意欲的なプロジェクトが始まっております。

今後は、各プロジェクト間の連携強化による価値連鎖も生み出しながら、さらなる地域経済の活性化を図ってまいります。

○井上紀代子議員 実は、コロナで変化した食生活と食に関する意識を調査したものがありません。

インターネット行動ログ分析によるマーケティング調査、コンサルティングサービスを提供する株式会社ヴァリューズは、国内の20歳以上の男女、1万7人を対象に、新型コロナウイルス感染拡大前後での食生活の変化や、食に対する意識変化をアンケートとして調査しました。その調査によりますと、コロナで内食・中食志向に変化した食事形態としては、手作り料理が1位となっています。食事形態の変化の中で、自炊は一皿で完結する料理が人気があるということです。

もう一つは、手作り料理が増えた人の約8割

が今後も料理継続の意向があるというふうに言っています。そしてまた、コロナ拡大後に変化した食への意識としては、これからも手作り料理は続けていきたいと思う、料理は手間や時間をかけずにつくりたいと思うというふうになっています。

そしてまた、日常的に使う食材のお取り寄せ需要増。これでは、日常的に料理に使う食材が欲しい。調理に簡単な食材が欲しい。それをお取り寄せ、少し高めでも、それが高級食材でも構わないというふうな調査結果が出ています。

私は、ここでフリーズドライに着目するべきではないかと思っているわけです。

フリーズドライ食品とは、食品を冷凍させ、フリーズさせる。真空凍結乾燥機と呼ばれる機械で、真空に近い状態にして、乾燥、ドライさせたものです。従来のエアードライと違い、凍らせた状態で乾燥させるために、食感や栄養分を残すことができると言われています。

そして、フリーズドライ食品の特徴としては、復元性に優れている、栄養価の損失が少ない、元の色や味、香りの変化が少ない、持ち運びに便利、常温で長期保存が可能であるということが言われる。内容的にはすごくいいですね。コロナ禍の中で、仕事もあり、ほかのこともしなければいけない女性たちにとっては、今必要なのは、なんちゃって料理なんですよ。そのなんちゃって料理ができると、お家の中でも簡単に調理もできて、自分たちでそれを楽しく食することができる。今、料理研究者と呼ばれている方たちの多くの——著名など言っていると思いますけど——方たちの作っている料理は、全てなんちゃって料理です。簡単にできる、でも機能性はあるということ。私たちもその料理のニーズにどう応えていくかということ

が、大変重要だと思っています。

食品開発センターに試作販売ができるフリーズドライ加工設備を設置し、県内事業者の取組を支援すべきと考えますが、商工観光労働部長にお答えをいただきます。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 食品開発センターでは、食品加工に関する様々な相談に対しまして、技術指導などの支援業務を行っております。新たな商品開発に当たりましては、フード・オープンラボにより、商品化につなげるための小ロットの試作品開発も支援をしているところでございます。

御質問のフリーズドライに関しましては、現有設備により試作品の開発支援を行っているところでございますが、議員御指摘のとおり、常温で長期保存が可能であるなどのメリットがある一方で、食感や色の変化への対応などの技術的な課題でありますとか、少量生産の場合の加工費用の問題などのハードルがあるということでありまして、商品化に至らないケースが多い状況でございます。

こういった特徴を踏まえた上で、御質問にありました設備導入の検討を含めまして、県内事業者のフリーズドライ製品開発における効果的な支援の在り方につきまして検討してまいります。

○井上紀代子議員 私は、この答弁には物すごく反論があるんですよ、いろいろと。もっとよく調べていただきたいと思います。

そして、この食品開発センターは、私は非常に県の機関の中でも期待をしているところなんですけれども、これからはここが中心になっていくと思うんですね。新たな商品の開発をしていくのに恐れることは要らないので、いろいろなことを試していただきたいと思います。この

フリードライはなんちゃってみたいなの、私のような人間がスマホで引いてみてもデメリットはありません。ぜひ、1回研究してみてくださいと思います。

次に、この世界的なコロナ禍の中で、お茶は巣ごもり需要や健康飲料として輸出が伸びていると言われています。また、コロナに対する免疫力アップに、納豆などの食事が重要だと言われています。

宮崎市高岡町の一里山地区と近隣市町で有機茶を生産している農家12戸で組織する「オーガニックティーみやざき」は、有機茶の栽培面積が92ヘクタールに達しており、そのほとんどが茶商業を通じて海外に輸出されていると伺っています。

県内でのリーフ茶需要が見込めない中で、積極的に有機栽培にチャレンジし、輸出実績を伸ばしているこの取組は、これからの本県農業が目指すモデルであると確信しますが、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 令和2年の国の茶輸出額は、日本食ブームなどもあり、162億円と過去最高を記録し、今後もこのような状況が続くと見込まれておりますことから、本県産茶の輸出拡大も期待できるものと考えております。

近年、本県の茶の輸出額は2億円程度で推移しておりまして、今後、輸出用茶の生産拡大を図っていくためには、海外においてニーズの高い有機栽培への転換や量の確保が、大きな課題となっております。

このため、県としましては、病害虫抵抗性を有する品種への改植や、農薬を使わない吸引式防除機の導入、国の事業を活用した輸出向け産地づくりの取組など、関係機関・団体と連携し

ながら、輸出用茶の生産拡大に向けた取組を支援してまいります。

○井上紀代子議員 知事に最後ですが、お尋ねをしたいと思います。

日本で、綾町はナンバーワンです。オーガニックナンバーワン。そして、有機農業ナンバーワンです。このナンバーワンの産地を持つ宮崎県で、今後、有機農業産地という新しいこの取組をどう育てていこうと、支援されていこうとしているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） ミラノ万博でヨーロッパに参りましたときに、有機栽培のお茶というのが大変高い注目を集めている、もしくは、有機栽培のお茶でなければ、その商談のテーブルにさえ乗らないというような高い価値が認められているところを、改めて認識したところであります。

ただ、有機農業というものが意義ある取組だということを前提とした上で、ヨーロッパとは気候条件が異なる我が国において、そして特に温暖多湿な本県におきまして、化学農薬や化学肥料を使用せずに雑草や病害虫をコントロールする有機農業は、簡単な取組ではありません。綾町の先駆的な事例からしても、一般的に行われております慣行農法と異なる発想や高い技術、チャレンジ精神が求められていると考えております。

御紹介いただきましたように、国は、農業の環境負荷軽減に資する「みどりの食料システム戦略」を策定しまして、有機農業につきましては、2050年までに全耕地面積の25%、約100万ヘクタールに拡大するという目標、これは現時点が1%に満たない状況でありますので、意欲的な目標を掲げて推進することとされております。

県内におきましても、有機農業に挑戦し、大手量販店や加工事業者との契約取引、海外の有機農産物のニーズに対応した輸出などに取り組む事例が見られているところでもあります。

県としましては、有機農業に先駆的に取り組まれている方々と、これを目指す意欲的な方々とのネットワークを構築しまして、技術の向上や販路の開拓等を支援してまいりたいと考えております。そして、有機農産物への消費者の理解を醸成しながら——有機農業に取り組む面積が現在、全国第5位という実績があります——これを一層拡大し、日本の食料供給産地としての責務を果たすため、環境に優しい持続可能な農業県を目指してまいります。

○井上紀代子議員 それぞれ御答弁いただき、ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。公明党、河野哲也でございます。

新型コロナウイルスの影響の長期化に対応するため、政府が閣議決定した経済対策には、公明党が強力に訴えてきた内容が数多く反映されています。

困窮世帯への支援では、住民税非課税世帯に1世帯当たり現金10万円を申請不要の「プッ

シュ型」で支給します。特例貸付けを限度額まで借り切るなどした世帯に、3か月で最大30万円の「自立支援金」を再支給いたします。困窮する大学生や専門学生には、学びを継続するための「緊急給付金」として、現金10万円を支給いたします。

そして、18歳以下の子供を育てる世帯には、子供1人当たり10万円相当を給付します。まずは現金で5万円、来春までに残りの5万円分は、子育て関連に使い道を限定したクーポンを配ります。クーポンは、各自治体が実情に応じて、現金給付とすることも可能であります。現金が速やかに届くように、子供が中学生以下の場合は、児童手当の仕組みを活用し、申請不要で年内に支給を開始できます。高校世代の子供については申請が必要であります。所得制限はありません。

細かく言えばまだまだありますが、1人でも多くの方の生活への下支えをしようとする経済対策であります。どこが愚策だと申し上げて、質問に入ります。

まずは、令和4年度予算編成についてでございます。

編成の基本的な考え方として、新型コロナウイルス感染症対策や人口減少対策、防災・減災対策、国土強靱化対策をはじめとする本県の諸課題に的確に対応するとともに、将来を見据えた新たな経済活力の創出につながる取組については、積極的な展開を図るとし、令和4年度における重点施策について必要な措置を講ずるとしております。

そこで、知事に2点お尋ねします。

今、南アフリカなどで確認された新型コロナウイルスの新変異株「オミクロン株」の感染が欧州で拡大しています。日本も同株を「懸念す

べき変異株」に指定し、警戒度も最も高いレベルに引き上げましたが、先日、国内でも確認されました。限られたデータの中で対応しなければならず、「今後、検出した場合には、国内での拡散を防ぐため、検疫所や国の情報を自治体などと速やかに共有することが必要だ」と言われています。

このように、先の見えないものへの感染症対応になると思います。また、これからも新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制と平時の医療体制は維持しなくてはなりません。

そこで、令和4年度重点施策において、「感染症に強い医療提供体制の充実」を掲げていますが、どのような取組を行うのかお伺いします。

次に、特に本県の中山間地域においては、維持・存続が困難になることが懸念されることから、戦略的な移住・定住の展開や新たな人材の創出は重要であります。

令和4年度重点施策に掲げている持続可能な魅力ある地域づくりの推進に向けて、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

以下の質問は質問者席で行います。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、感染症に強い医療提供体制の充実についてであります。

この夏の第5波におきましては、感染力の極めて強いデルタ株の影響で、新規感染者の爆発的な増加により医療が逼迫し、県内の地域医療は崩壊の危機に直面するとともに、社会経済活動のあらゆる分野に深刻な影響が及びました。

このため、令和4年度の予算編成における重点施策に、「感染症に強い医療提供体制の充

実」を掲げ、必要な取組を推進することといたしました。

具体的には、感染拡大への備えとして、患者が症状や状況に応じて必要な医療を受けることができるよう、医療機関、宿泊施設、自宅を含めた総合的な医療提供体制の強化を進めてまいりたいと考えております。

さらに、ワクチンの追加接種や経口治療薬の実用化など、新型コロナウイルスをめぐる状況の変化を見極めながら、役割分担に応じた医療機関の機能及び連携体制を充実するとともに、感染症に対応可能な医師・看護師等の医療人材の確保などを推進してまいります。

また、オミクロン株についての言及もございましたが、引き続き、こうした変異株の状況等も十分注視しながら、今後の対応をさらに検討してまいります。

このような取組を総合的に進めまして、県民の命と健康を守る体制の整備を図ってまいります。

次に、持続可能な地域づくりについてであります。

人口減少の進行に伴い、特に中山間地域におきましては、買物や交通、福祉サービスなど、生活に必要な機能の維持が困難になりつつあり、将来にわたって住み慣れた地域に安心して暮らすことのできる地域づくりが喫緊の課題であると認識をしております。

そのため、地域交通の維持・最適化をはじめ、移住やワーケーションの推進による関係人口の創出、さらには、「宮崎ひなた生活圏づくり」の取組として、中心集落と周辺集落のネットワーク化による暮らしの機能の維持や、地域課題の解決に向けた、住民による自立的な活動が持続できる仕組みづくりに取り組むこととし

ております。

今後とも、市町村や関係団体等としっかりと連携し、それぞれの個性や魅力を生かした持続可能な地域づくりを進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 では、持続可能な中山間地域づくりについてお尋ねします。

椎葉村に調査に行く機会が増えました。行くたびに椎葉村に魅力を感じました。一つは、交流拠点施設「K a t e r i e (かてりえ)」の充実であります。一つは、空き家をシェアハウス型のお試し住宅に改修中の移住者の熱意にでございます。一つは、移住者・地元の方が主体となって地域課題に挑戦されているということを見てとれたということにございます。

若年層、子育て世代の定住対策での拠点づくりをしている椎葉村ですが、交流拠点施設「K a t e r i e」は、地方創生拠点整備交付金を用いて令和2年7月に開館いたしました。キッズスペース、全館無料W i - F i を完備し、観光の拠点やワーケーション時の仕事の拠点になるようにしております。2階には、椎葉村図書館「ぶん文B u n」、ものづくりL a b、そのほか、ゼロ歳児から受入れ可能な椎葉中央保育園と公園を共有しています。可能性のある拠点となっています。

県内には、ほかに事例があるのでしょうか。県内の中山間地域における地方創生拠点整備交付金の活用実績を、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 地方創生拠点整備交付金は、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等に対する国の交付金であり、平成28年度補正予算において創設されて以降、毎年度、国の補正予算に計上されてお

ります。これまで、県内市町村につきましては、16施設の整備に対し交付されており、このうち中山間地域においては、8市町村が11施設に活用しているところであります。

具体的には、御紹介のありました椎葉村の交流拠点施設「K a t e r i e」のほか、日之影町の「道の駅青雲橋」、串間市の「都井岬観光交流館パカラパカ」、綾町の「ユネスコエコパークセンター」等に活用されており、これらの地域資源を生かした特色ある取組が、地域の活性化につながっているものと考えております。

○河野哲也議員 地域資源を生かしたということは納得ができるかなど。それであって、例えば椎葉村は、椎葉村ならではの部分と、椎葉村に新たな素材を持ってきて、一緒に融合したものが出来上がっているなど実感しました。

「宮崎ひなた生活圏づくり」地域課題解決支援事業として、椎葉村小崎地区では、空き家を、集落の交流拠点機能を備えたシェアハウス型のお試し住宅に改修された、地域おこし協力隊の方を調査してまいりました。営農組合も立ち上げるそうにございます。移住者の方が、今後の移住者のために、また、地域の課題解決のために動いていることに、大変感動を覚えました。

そこで、「宮崎ひなた生活圏づくり」地域課題解決支援事業の内容と効果を、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 「宮崎ひなた生活圏づくり」地域課題解決支援事業につきましては、人口減少や少子高齢化がより早く進行しております中山間地域の暮らしを守るため、地域の課題を住民自ら話し合い、合意された取組に対しまして支援を行うものであります。

具体的には、人口減少の抑制や生活に必要な機能・サービスの維持・確保に役立つ取組に対して、2か年度で最大600万円の定額補助を行うこととしております。これまでに、空き家や空き店舗を改修して、移住者向けのお試し住宅や、地域の交流拠点を整備した事例、あるいは地域住民のボランティアによる高齢者等の移動支援を行う車両等を整備するなどの事例が出てきておりまして、それぞれ地域の課題解決につながっているものであります。

今後とも、地元市町村と連携しながら、地域住民の取組を支援し、持続可能な中山間地域づくりにしっかりと取り組んでまいります。

○河野哲也議員 地域の課題解決につながっている事例が各地にあるということを実感しました。

地域おこし協力隊の方から、要望を2つももらったんです。1つは、空き家は改修できるときに提供してもらおうと、そこまで経費はかからないなということ。それと、できるなら、やっぱり維持のための補助も必要ではないかとおっしゃっていました。何らかの県のフォローアップが必要だなと感じました。

続きまして、子宮頸がん（HPV）ワクチンについて、福祉保健部長にお伺いします。

11月26日、HPVワクチン積極的勧奨再開が国から通知されました。8年かかりました。経過は、御案内のとおりとは存じますが、ワクチンは2009年に承認され、2013年4月に原則無料の定期接種となりました。

しかし、接種後に体の広範囲が痛むなどの多様な症状の訴えがあり、同年6月に対象者に個別に接種を呼びかける積極的勧奨を中止しました。この影響は、本県の子宮頸がん罹患率にもあるのではないのでしょうか。

子宮頸がん罹患率の本県と全国の比較について、お伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 厚生労働省の全国がん登録の統計によりますと、平成30年の子宮頸がんの人口10万人当たりの年齢調整罹患率は、本県が87.0、全国が58.0であり、本県は全国と比較して高くなっております。

○河野哲也議員 本県の罹患率は、全国を大きく超えています。にもかかわらずというか、平成30年3月策定の第3期宮崎県がん対策推進計画に、子宮頸がんへの取組について、施策として、「県や市町村は、子宮頸がんはがん検診により、正常ではない細胞の状態で見つけられることについて普及啓発を図り、がん検診の受診を一層促進しながらも」と、ここまではいいんですけど、「HPVワクチン接種の在り方について、国の総合的な判断を示されるのを待って、積極的勧奨については検討する」としています。

昨年私の質問で、市町村への個別通知について確認をしましたが、その後、どのような結果になったのでしょうか。子宮頸がん予防のHPVワクチン接種におけるこれまでの県の対応について、また市町村の個別通知の実態も併せてお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） HPVワクチンにつきましては、平成25年6月、国から積極的な接種勧奨を控えるよう勧告が出され、以後、本県におきましては、市町村による勧奨は行われていなかったところであります。

このような中、令和2年1月に国の検討会におきまして、接種対象者及びその保護者に対して、ワクチン接種の意義や効果、接種後に起こり得る症状等について、正しい情報を提供した上で検討・判断ができるようにすることが、意

見として示されました。

このため県では、昨年7月と10月、市町村に、接種対象者に対して国が作成したリーフレットを送付して、接種に関する必要な情報を適切に周知していただくようお願いし、13の市町村で実施していただいたところであります。

○河野哲也議員 今年の接種率は例年より大幅に伸ばしたと聞きました。大変ありがたいことです。さあ、積極的勧奨が11月から始まりますが、市町村長は、対象者または保護者に予診票の個別送付を行わなければならないことになったわけです。基本的には、令和4年4月から順次、勧奨を実施するとなっています。もちろん準備が整った市町村にあっては、4月より前から始めてもよいとなっています。

HPVワクチン積極的勧奨再開に当たり、県としての対応についてお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） HPVワクチンの定期接種につきましては、国の有識者による検討会議におきまして、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことや、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたため、積極的勧奨を差し控えている状態を終了することが妥当とされたところであります。

これを受けて、議員の御質問にありましたとおり、国から県及び市町村宛てに、個別の勧奨を基本的に令和4年4月から順次実施するよう、通知がなされたところであります。

このため、県としましては、今回の通知の内容につきまして、県医師会へお伝えするとともに、各医療機関への周知をお願いしたところであります。

○河野哲也議員 接種について、検討・判断す

るための必要な情報提供や、被接種者が接種後に体調の変化を感じたとき、相談や診療に対応しなければならないとなっています。

HPVワクチンの接種を進めるに当たり、相談体制の確保について、県としての考えをお聞きします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ワクチンの接種を進める上では、対象者等に対し、ワクチン接種に関する必要な情報提供が行われるとともに、被接種者が接種後に体調の変化を感じた際に、適切に相談や診療などの対応が行われることが重要であります。

現在、県及び宮崎市におきまして、それぞれ保健部門と教育部門の相談窓口を設置しているところであり、引き続き、地域の医療機関や医師会と一層の連携を図り、相談等が適切に行われるよう、体制の強化を進めてまいります。

○河野哲也議員 診療支援として、診療実態を継続的に把握することは強化しなければならないことでもあります。ぜひ、宮崎大学等の連携も密にしていきたいなと思います。

HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への救済では、対象者・期間・周知の3つが大事になってきます。

国の判断を待たなくても、進めるべきところはあるのではないのでしょうか。積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への救済について、県としての考えをお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応については、今後、ワクチンの接種を進めていく上で重要な課題であると認識しております。

現在、国の分科会におきまして、公費による接種機会の提供等に向けて、対象者や期間等に

ついて議論が行われておりますので、今後示されることになっている国の方針を踏まえまして、県としては適切に対応してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 対象者は幾つかのパターンで提案されると思うんですが、そのいずれにも入る年齢の期間がきっとあると思うんですね。そこから辺から準備をして始めるということはできるのではないかなと思いますので、どうか御検討していただきたいと思います。宮崎モデルをつくっていただきたいなと思います。

次に、水産振興施策について農政水産部長にお伺いします。

昨年度から猛威を振るっています新型コロナウイルス感染症の長期化・再拡大化によって、水産業もこれまでにない危機的状況になっています。

今年に入り、燃油価格が急激に高騰しており、本県はカツオ・マグロ漁業をはじめ、経費に占める燃料費の割合が高く、漁業経営に大きな影響を及ぼしています。

国の支援策をいただくには、既にセーフティネット等が枯渇している状況にいる漁業者に、何らかの救済をしていかなければならないと思います。

本県漁業者は、燃油高騰に対し、どのような取組を行っているのか、まずはお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県漁業は、経費に占める燃油代の割合が2割程度と高いことから、燃油価格の動向が漁業経営に大きく影響いたします。

このため漁業者は、燃油価格高騰時に漁業者と国が積み立てた資金から補填金が交付されます「漁業経営セーフティネット構築事業」に加

入し、経営への影響緩和を図っているところであります。

加えて、今般の著しい燃油高騰に対しては、燃油使用量の抑制を図るため、漁船のスピードを減速して航行するとともに、漁業調査船「みやざき丸」が提供する漁場探索情報や、県が「海の天気図」として提供する水温や潮の流れの情報を活用した、効率的な漁場選択などに努めているところであります。

○河野哲也議員 引き続き、漁業者が取り組む省燃油の活動をサポートしていただきたいと思

います。
燃油高騰は今般の大きな課題となっておりますが、一方で、建造されてから30年以上経過している漁船の全漁船に占める割合が高くなる、いわゆる「漁船の高船齢化」も大きな問題でございます。これは、高齢化や後継者の不在、経営不振を背景として、多くの漁業者で漁船の代船が進んでいないのでございます。

高船齢化する漁船の若返り対策について、お伺いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 令和3年11月現在の本県の漁船登録隻数は2,158隻で、そのうち、建造から30年を超える漁船が約7割を占めております。

漁船は、漁業生産を支える重要な基盤ですが、漁業経営が厳しい中では、その更新が進まないため、機能低下やコスト増により、さらなる収益性の悪化につながるおそれがあります。

このため県では、関係団体と連携して、平成27年度から国の漁船リース事業により、新船や船齢の若い中古船への更新を進めており、これまでに76隻の漁船が活用しております。

今後とも、関係団体と連携して、漁船の若返りを積極的に支援し、収益性の高い経営体づく

りを推進してまいります。

○河野哲也議員 よろしく申し上げます。

浮き魚礁等の漁場整備は、漁業の生産力を向上させ、沿岸漁業の収入増や安定に大きく貢献しています。日向灘には5基配置されておりました。1基につき平均260トン、1億2,000万円の水揚げがあると聞いております。

県内に設置されている表層型浮き魚礁の効果についてお伺いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 表層型浮き魚礁、通称「うみさち」と申しておりますが、引き縄漁業やカツオ一本釣り漁業における効率的な操業を実現させるため、平成6年度から整備を始め、日向灘に5基配置する体制を構築してきたところであります。

浮き魚礁の効果につきましては、ただいま議員御指摘のとおり、水産試験場による調査の結果、1基当たりの年間漁獲量は約260トン、生産額は約1億2,000万円となっております。

また、漁場探索時間の縮減や、浮き魚礁に設置した観測機器で収集した海況データに基づく出漁判断など、コスト削減効果も大きく、表層型浮き魚礁は、カツオなどの回遊魚を対象としている本県漁業者の漁業経営に必要不可欠な施設となっております。

○河野哲也議員 県が設置している浮き魚礁は、漁業資源の減少、燃油の高止まり等で厳しい経営環境の下にある沿岸漁業者の操業において必須の施設でございます。

このような中、今回の宮崎県浮き魚礁「うみさち6号」の流出に伴い、漁業者は遠方への出漁を余儀なくされ、燃油等のコスト上昇による漁業経費の増大で、収益が著しく低下することが予想されます。早期に再設置をお願いいたします。

流出した「うみさち6号」の今後の対応について、お伺いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本年9月25日に流出した「うみさち6号」につきましては、台風等の影響もあり、11月11日ようやく回収作業を完了することができました。

御指摘のとおり、コロナ禍や燃油価格高騰等により、漁業経営は厳しい環境下であり、県としましては、関係団体や漁業者からの早期の再設置を求める声は承知しております。

今後、浮き魚礁の設計・構造を専門とする学識経験者など、外部の有識者を含めた委員会を立ち上げ、改修した浮き魚礁の状態調査や流出時の海域の状況解析などにより、原因の究明や改善策の検討を行いますとともに、国とも協議しながら、早急に必要な作業を進めてまいります。

○河野哲也議員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

観光振興対策について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

先日、南九州観光振興会議が行われました。幾つかの議論があり、また講演に関しましても、宮崎への応援歌のような内容で、有意義な時間を過ごしました。

そこで、確認の意味で質問させていただきます。

本県の観光業の現状として、新型コロナの影響で、令和2年の観光入り込み客数は前年比35.8%減、宿泊者数は前年比28.9%減となっております。国内外の観光需要が激減し、観光関連産業は極めて厳しい状況となっております。

よって、決議どおり、宮崎・熊本・鹿児島3県の連携で振興させることは非常に重要になってきます。

国内外の観光客を誘致するため、豊かな自然、歴史、文化、景観、食など特色ある観光資源を活用し、一致協力して、誘客対策の充実強化を図るべきでございます。

南九州3県が連携して行う国内外からの南九州への観光客誘致対策について、お伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県では、平成9年に、熊本県、鹿児島県と南九州広域観光ルート連絡協議会を設立しまして、3県が連携して観光誘客事業に取り組んでいるところでございます。

まず、国内誘客対策としましては、旅行雑誌やインターネットを活用した観光情報発信事業や、教育旅行の合同誘致セールス、3県周遊を促進するためのスマートフォンアプリを活用したスタンプラリー等を実施しております。

また、海外誘客対策としましては、インバウンド再開を見据え、台湾、韓国、中国市場向けに、情報発信力のあるインフルエンサーを活用したプロモーション等を実施しているところであり、今後とも、南九州3県で連携し、効果的な誘客に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 本県は、県内教育旅行が充実し、好調で、今回も追加の補正が組まれることになりました。子供たちの教育旅行に耐え得るだけの素材があるということでございます。3県とも光る素材を持っていると考えます。ぜひ、アピールすべきです。

南九州3県が連携して行う教育旅行誘致セールス事業の取組と期待する効果について、お伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 教育旅行につきましては、県をまたぐ広域的なルートの需要が高いことから、県外の旅行会社や学校等

に対して、南九州3県を巡るモデルコースや体験メニューの提案等を、3県合同で行っているところでございます。

今年度は、関西地区の旅行業者を対象とした大阪市内での説明会や、九州内の小・中・高校を対象としたオンラインによる説明会を、3県合同で実施することとしております。

新型コロナの影響によりまして、旅行先が見直されていることを好機と捉えまして、3県の強みを生かした商品造成や、合同での誘致セールスを積極的に行うことにより、南九州3県への県外校のさらなる誘致促進につなげてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 期待しておりますので、よろしくをお願いします。

ポストコロナでの国外への情報発信は必要であります。その国のニーズに合った情報がマッチすれば、誘客につながります。

そこで、台湾にターゲットを絞って南九州3県が連携して行う、台湾市場向け情報発信事業の内容と期待する効果についてお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 台湾に向けた情報発信につきましては、サイクリングの人気の高いことから、台湾の自転車愛好者に対し、南九州3県のサイクリングルートや観光情報を発信する事業に取り組んでいるところでございます。

具体的には、サイクリングルートや観光地、食の魅力等を、フェイスブックなどのSNSで発信してもらうため、先日、日本在住の台湾人インフルエンサーを招請しまして、本県では、宮崎市から串間市までを実際に自転車で走り、道の駅フェニックスや鶴戸神宮、都井岬などを取材していただいたところでございます。

この事業によりまして、台湾における南九州

の認知度向上や来訪意欲の喚起が図られ、インバウンド再開後の誘客につながることを期待しているところでございます。

○河野哲也議員 この事業には、議員はついて行ったんですか。いないですね、出席した人は。すみません。

○中野一則議長 答弁を求めるんですか。

○河野哲也議員 いや、すみません。

平成26年2月にJR南宮崎駅のバリアフリー化が済み、高齢者の方、キャリーバッグを持つての旅行者の方々がストレスフリーの状態で移動できるようになりました。今、佐土原駅がバリアフリー化されています。次は、JR南延岡駅ではないでしょうか。

JR南延岡駅は、周辺に病院や商業施設等も多く、市南西地域の市民の移動拠点として、通勤・通学をはじめ、観光の起・着点ともなっており、1日当たり約1,600人が利用する駅ですが、乗車券販売の施設、改札、待合室、トイレ等の主要施設が2階にある構造でございまして、バリアフリー化の整備がまだなされていませんでした。

昨年、延岡市区長会連絡協議会を中心に、南延岡バリアフリー化促進期成会が発足し、強力にアピールする体制が整いつつあります。延岡市は、県に財政支援やJR九州への働きかけを求めています。

JR南延岡駅のバリアフリー化について、県はどう取り組んでいるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では毎年、市町村や学校などから要望や意見等を取りまとめまして、JR九州に対し要望を行っており、その中には、駅のバリアフリー化も含まれておりまして、延岡市が要望活動に同行された際に

は、南延岡駅について直接訴えられているところであります。

JR九州はこれまで、1日当たりの利用者数が2,000人以上の駅について、国・県・市町村の補助事業を活用し、順次バリアフリー化を進めているということですが、南延岡駅につきましても、直近では1,600人程度となっております。

現在、延岡市におきましても、地元の熱意をJR九州に伝えるため、8万人を目標に署名活動が行われており、県といたしましても、こうした動きに合わせ、引き続きJR九州に対し、県内の駅の利便性向上を訴えてまいります。

○河野哲也議員 今後は、令和9年の国民スポーツ大会、全国障がい者スポーツ大会の本県開催もあり、安全で利便性の高い環境で来訪者を延岡に迎えるためにも、同駅のバリアフリー化は重要であります。特段の御配慮をお願いいたします。

学校教育とSDGsについて、教育長にお伺いします。

平成29年、平成30年、平成31年に改訂された現行の学習指導要領の大きな柱の一つが、持続可能な社会の創り手、SDGsを実現する社会の創り手として育むということでございます。

学習指導要領総則にも、「持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通して云々」、つまり、学校教育全体を通して、SDGsの実現を目指して指導せよと書いてあるわけですね。先生方は何をしなければならないのでしょうか。

ところで、2002年の「持続可能な開発に関す

る世界首脳会議」で、我が国の提唱したESD「持続可能な社会の創り手を育む教育」が、実はSDGsのターゲットとなっているとお聞きしました。

これまで提唱しているESDと、近年よく聞かれるSDGsの関係について、お伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） ESDは、議員御指摘のとおり、「持続可能な開発のための教育」と訳されておりまして、気候変動、資源の枯渇、貧困の拡大など、人類の開発活動が原因で起きる様々な問題を解決するため、身近なところから取り組み、持続可能な社会の創り手を育む学習や教育活動であります。

一方、SDGsは、「持続可能な開発目標」と訳されておりまして、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題の解決に向け、全ての国が取り組むべき国際社会共通の17の目標であります。その目標は、169のターゲットから構成されております。

両者の関係といたしましては、ESDがSDGsのターゲットの一つとなっております。

○河野哲也議員 実は、もう一度繰り返しますと、ESDというのは日本の考えが発祥だったんですね。そして、教育長がおっしゃったターゲットの一つだとあるんですけど、実はSDGsの全てのゴールの達成にも寄与しているというふうに言われている資料もございます。責任があるわけですね、日本には。具体的な実践が必要だなと感じて、今回、質問に取り上げました。

現場の先生方は、1、それぞれの学校において、2、総則等を根拠にして、3、この教育の重要性を訴えて、4、指導計画の作成を提案するということが重要になってくると思います。

学校におけるSDGsを意識した取組の事例について、お伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、各学校では、教科学習や特別活動など様々な教育活動におきまして、SDGsと関連づけた多様な取組が広がりつつあるところがございます。

例えば、小中学校では、県が指定しております環境教育推進校におきまして、食品ロス対策や地域の自然環境保全など、持続可能な社会づくりの視点から環境教育を実践し、校内や地域で学習成果を発信する、そのような取組を行っております。

また、高等学校では、総合的な探求の時間におきまして、地域課題を探求し、持続可能なまちづくりのアイデアを自治体に提案したり、企業等と連携して、地元産品の活用や地産地消を推進したり、地域と一体となった防災活動に取り組むなど、様々な社会課題を自分事として学ぶ、そのような取組を行っております。

○河野哲也議員 答弁のとおり、具体的な位置づけをしてある学校もありまして、大事なことだなと思います。

埼玉県の中学校の先生の実践を紹介させていただきたいと思うんですが、議論するSDGs、議論をするという——今、自分事というお話がありましたけど——力を身につけるということで、技術・家庭科分野で「地域の問題について持続可能な社会の構築の視点から考える」として、①地域の伝統文化を維持するために何をするか、②エシカル（倫理的）消費を広げるために、各家庭で何ができるのか、③どうすれば地域の不法投棄を減らせるか、などなど10項目出させ、そして、多様な考えを出させて、それらを一つ一つの集団で検討していくという授業を展開されておりました。

議論するということ、これが一つのワードになっているのかなと思います。議論するには具体的な教材が必要になってくると思います。

実は今、SDGsの10と16、国家間の差別をなくすということ、公正公平を考えるということが出来る、県内を巡回している資料展というのがあるんですね。何かと言うと、根井三郎巡回資料展でございます。12月の4日、5日に、カルチャープラザのべおか、同18日、19日に、小林市中央公民館で開催される予定です。

以前、横田議員から議会で紹介がありました。第2次世界大戦中、根井三郎さんは、ソ連極東のウラジオストックの総領事代理でございました。あの杉原千畝さんが駐リトアニア領事代理として発給した、あの通称「命のビザ」を携えて、シベリア鉄道で現地に逃げてきたユダヤ人難民に対応し、敦賀港行きの連絡船の乗船許可を与えて、ビザを持たない者には独断でビザを発給したんですね。そのビザが昨年4月にアメリカで見つかったと。それで注目を集めているところでございます。

ところで、県は、この巡回資料展にどれだけ関わっているのでしょうか。

そこで、根井三郎さんの功績を県民一般の方々にとどのように宣揚しているのか。現状と今後の課題についてお伺いします。これは、総合政策部長、よろしくお願ひします。

○総合政策部長（松浦直康君） 第2次大戦中に、ユダヤ人難民の救済に尽くした外交官、根井三郎氏の人道的な決断と行動は、高く評価されるべき功績でありまして、県民の皆様にも広く知っていただくことは、大変重要であると考えております。

県ではこれまで、根井三郎を顕彰する会や、宮崎市との共催により講演会を開催いたしまし

たほか、昨年度からは、県立図書館ギャラリーでのパネル展等におきまして、郷土の偉人の一人として紹介をしているところであります。

根井氏の功績に光が当たったのは近年のことでありまして、現在も、宮崎市や地元顕彰会、研究者等において、その人物像も含め、調査研究が進められておりますので、その結果も踏まえ、引き続き、宮崎市等とも十分に連携を図りながら取り組んでまいります。

○河野哲也議員 宮崎市は3、4年生の社会の副読本で取り上げられたということで、現場の先生方が教材化できる内容だなと思います。教室の子供たちとどう対峙するか。SDGsの視点を持ってつくり上げる授業を見てみたいなと思います。

よろしかったら、教育長のほうから紹介をいただくと、ぜひ現場へ行かせていただきたいと思ひます。

「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けての審議会まとめが報告されました。そこで、令和の日本型学校教育を担う宮崎の教師像はどうあればよいか、教育長にお伺ひします。

○教育長（黒木淳一郎君） 私は、教師には、「今と自分」に意識が向かいがちな子供たちに、「未来と社会」を見せていくという、子供たちの自立に向けた、いつの時代も変わらぬ大きな使命があると考えております。それは、議員御指摘のとおり、Society 5.0時代の到来など、大きな変化が生じている中では、子供たちに社会を生き抜く力を身につけさせることにつながっております。

そのため、これからは教師のほうにも、「審議会まとめ」にありますとおり、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶとい

令和3年12月3日(金)

う主体的な姿勢が求められる、そのように考えております。

○河野哲也議員 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、6日午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時50分散会

12月6日（月）

令和3年12月6日（月曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）			
2番	坂本康郎		（公明党宮崎県議団）
3番	来住一人		（日本共産党宮崎県議会議員団）
4番	山内佳菜子		（県民連合宮崎）
5番	武田浩一		（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿		（同）
7番	窪菌辰也		（同）
8番	佐藤雅洋		（同）
9番	安田厚生		（同）
10番	日高利夫		（同）
11番	川添博		（同）
13番	中野一則		（同）
14番	凶師博規		（無所属の会 チームむか）
15番	有岡浩一		（郷中の会）
16番	重松幸次郎		（公明党宮崎県議団）
17番	前屋敷恵美		（日本共産党宮崎県議会議員団）
18番	岩切達哉		（県民連合宮崎）
19番	井本英雄		（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫		（同）
22番	山下博三		（同）
23番	右松隆央		（同）
24番	西村賢		（同）
25番	二見康之		（同）
26番	日高陽一		（同）
27番	井上紀代子		（県民の声）
28番	河野哲也		（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二		（県民連合宮崎）
30番	満行潤一		（同）
31番	太田清海		（同）
32番	坂口博美		（宮崎県議会自由民主党）
33番	野崎幸士		（同）
34番	徳重忠夫		（同）
35番	日高博之		（同）
36番	星原透		（同）
37番	蓬原正三		（同）
38番	丸山裕次郎		（同）
39番	濱砂守		（同）
欠席議員（1名）			
21番	外山衛		（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民一
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 議案第20号追加上程

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第20号の送付を受けましたので、本案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第20号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案について御説明申し上げます。

追加提案いたしました補正予算案は、国の新型コロナウイルス対策及び経済対策の決定等に伴い、必要となる経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計19億6,697万8,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,867億402万7,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金19億6,697万8,000円であります。歳入財源は、国の地方創生臨時交付金等を活用いたします。

以下、補正予算案に計上しました主な事業について御説明いたします。

まず、感染防止対策と日常生活の両立に向けたワクチン・検査パッケージの活用及び感染拡大

大時におけるPCR検査等を推進するため、全県的な検査体制の構築を図るとともに、自宅療養者や宿泊療養者の外来診療を実施いただく県内医療機関を確保・支援いたします。

次に、現在、経済対策として、国の地域観光事業支援を活用し実施しております「県民県内旅行(ジモ・ミヤ・タビ)キャンペーン」につきまして、県民の皆様に加え、隣県などの皆様を対象として拡充するとともに、国の新たなキャンペーン開始が来年2月と想定されることから、今月末までとしている期間を来年1月末まで延長して実施するために必要な経費を計上しております。

さらに、県内外の小中学校等における教育旅行の旅先として、本県を選んでいただけるケースが増えております。今朝も多くの小学生が県庁を訪問しておられます。その支援に係る事業の利用が好調であることから、当該予算を増額するための経費を計上しております。

なお、国の新たな経済対策、及びこれに係る国の補正予算につきましては、具体的な予算措置の内容や国会審議など、今後の動向をよく見極めながら、県における対応を引き続き検討してまいります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○中野一則議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。通告に従いまして質問をいたします。

先日の一般質問におきまして、知事は、出生数の減少と若者の県外流出を含む課題について、いまだ道半ばであり、御自身に課せられた責務であることを御答弁されました。本県の人口減少問題の現状をどうお考えか、また、今後どのように打開していこうとお考えなのか、知事にお伺いします。

次に、今年6月にソニー生命が全国の中学生と高校生を対象に行った、「中高生が思い描く将来についての意識調査」では、結婚して家庭を持つことよりも、自由に使える時間や金銭的な余裕を重視している子供が多数派との調査結果が出されました。

公明党で以前、少子化問題について全国から意見を募ったことがあります。そのときにも子育てについて、率直に「お金がかかりそう」とか「自分の自由な時間が持てなくなりそう」といった、中高生からの同様の声が寄せられました。

そこで、本県の学校教育において、結婚や子育てなど、子供のライフデザインに関する学習はどのように行われているのか、また、少子高齢化や人口減少の問題を子供にどう教えているのか、教育長にお伺いします。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。人口減少問題についてであります。

先日公表されました令和2年国勢調査における県人口は106万9,576人と、長期ビジョンに掲げる目標値とほぼ同水準でありましたが、年齢階層別では若年層の大幅な減少が見られ、これまでの取組の成果が必ずしも十分に現れていないものと考えております。

今後も長期にわたって人口減少が続く見通し

の中、自然減、社会減対策を講じ、人口を安定させるための流れを早期につくることが、本県の将来にとって極めて重要な課題であると認識しております。一極集中の議論と同じだと思っております。人口減少という国全体の大きな流れをいかに転換していくかという努力を重ねるとともに、その中で、本県としていかに踏みとどまっていくか、そこが重要だと考えております。

このため、結婚・子育て支援や働き方改革の推進などの少子化対策をはじめ、若者の県内就職やUターンの促進、さらには、デジタル時代に活躍できる産業人財の育成・確保など、「人口減少対策の取組強化」を、改めて令和4年度重点施策の柱の一つに掲げたところであります。

出生数の維持や若者を中心とする社会減の解消に道筋をつけることは容易ではありませんが、引き続き、市町村や民間企業、教育機関等とも十分に連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○教育長(黒木淳一郎君)〔登壇〕 お答えいたします。人口減少問題に関する学習内容についてであります。

結婚や子育てなどのライフデザインに関する学習につきましては、高校の必修教科となっております家庭科において取り扱っております。自分の生涯にわたる生活設計について理解を深めるよう取り組んでおります。

また、人口減少問題や少子化につきましては、中学校の社会科や高校の必修教科公民科におきまして、財政や社会保障及び労働に関する単元等の中で、我が国の将来にわたる重要な課題として取り扱い、新聞や統計資料を用いるなどの学習を行っているところであります。

加えまして、「総合的な探究の時間」などにおきましては、県や地域の具体的な課題としまして、少子化や過疎化等をテーマに、子育てをしやすい地域づくりなど、地域活性のアイデアを探求し、地元自治体に提案する実践的な活動にも取り組んでおります。

今後とも、県教育委員会といたしましては、社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人材を育む教育を推進してまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 御答弁ありがとうございます。

結婚するしない、子供を持つ持たないは個人の意思であり、それは尊重されるべきだと思います。その上で、例えば、ふるさと学習で郷土に対する誇りや愛着を育むための学習を推進しているように、家庭を築くことや子育ての喜びを子供に教える機会がもっと多くてもいいのではないかと私は思います。

人口減少問題の影響を受ける当事者は、私たちよりも、むしろ今学校に通う子供たちであります。将来、どんな社会に生きていくのか、いずれ彼ら自身が決める問題ではありますが、子供たちがどう生きるか選択肢を示し、積極的に教えていく時期に、もう来ているのではないかと考えてなりません。

人口減少問題、特に自然減の課題に向き合うとき、先人の人生観や私たち大人の経験を通して、人の営みや人生の苦楽を次世代へ継承していくことの意味を改めて考えまして、冒頭に質問をさせていただきました。

次に、社会減に関連して質問いたします。

給与水準の改善は、若者の県内就業を促進する上で大事な課題であります。一昨年の6月議会の一般質問で、県民の所得の向上について質

問し、知事から、「私自身、様々な機会を捉えて直接、産業界の方々に働きかけることにより、県民の給与・所得水準の改善を図り、「安心と希望を育むみやざき新時代の実現」を目指してまいります」との御答弁をいただきました。その後の知事の働きかけと、産業界の反応や成果についてお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少が進む中、地域の活力を維持し、県民が豊かに安心して暮らせる社会を築くためには、企業の稼ぐ力を高め、労働者への配分を増やすことが重要な課題であると認識しております。

このため、デジタル技術の進展や人手不足の深刻化など、社会情勢の変化を踏まえ、成長産業の育成や企業立地の推進、産業人財の育成、魅力ある職場づくりなど、様々な取組を行っているところであります。

また、産業界の皆様には、県内産業の活性化や労働環境の改善に向けた私の思いというもの、様々な機会を捉えてお伝えしてきたところであります。

新型コロナの影響によりまして、県内事業者の経営環境は厳しい状況にありますが、そのような中であっても、県内企業の株式上場や大規模工場の新設、また、労働環境改善への積極的な対応など、前向きな動きが見られるほか、様々な県内事業者においても、デジタル技術の導入拡大やポストコロナ時代を見据えた事業再構築など、新たな変化への対応も進みつつあります。

引き続き、関係団体と連携しながら、県民の所得向上につながるよう、なお一層、産業振興に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 次に、宮崎県総合計画について質問いたします。

宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」は、2011年に策定され、策定時から20年後の2030年（令和12年）の本県の将来を展望していましたが、今回新たに計画を策定することになった意味、目的について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 現在見直しを進めております、2030年の将来を展望した長期ビジョンにつきましては、策定から約10年が経過し、その間、少子高齢・人口減少のさらなる進行に加え、コロナ禍を契機としたデジタル化の動きや、温暖化に伴う世界的な脱炭素化の流れなど、予想を超えるスピードで社会が大きく変化しつつあります。

このような変化を踏まえ、将来人口の見直しをはじめ、本県がこれから直面する様々な課題や今後の方向性を改めて整理し直す必要があることから、今回、約20年後の2040年を展望した新たな長期ビジョンの策定を行うこととしましたところであります。

現在、地域が抱える課題や本県の将来像等について、総合計画審議会での議論をはじめ、県民アンケートや若者との意見交換などを行いながら、検討を進めているところであります。

○坂本康郎議員 私も昨年的一般質問で、2040年を展望した長期ビジョンへの改定を申し上げていましたので、今回の計画の見直しを理解し、評価いたします。今後、策定スケジュールに沿って議論がなされていきますが、県が人口減少を前提にした社会へのつくり替えをどのように進めていくのか注視してまいります。

次に、新しい総合計画長期ビジョンは、令和5年度から運用が始まり、現行のアクションプランが来年度まで運用されますが、新たな計画策定の契機となった社会情勢の変化などの要件

は、現行のアクションプランにどのように反映されるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） アクションプランにつきましては、4年間の目標を定め、その実現のため優先的に取り組む施策を整理したものでありまして、その推進に当たりましては、時々々の社会情勢の変化に合わせ、的確に対応していくことが求められるところであります。

そのため県では、毎年度実施いたします政策評価において、取組ごとの成果や課題を振り返るだけでなく、今般のコロナ禍によるデジタル化の加速や、国における脱炭素の取組強化などのような、本県を取り巻く環境の変化も踏まえながら、取組内容の検証や見直しを行い、次年度以降の事業に反映させているところであります。

今後とも、アンテナを高く保ち、柔軟かつ適切な施策展開に努めてまいります。

○坂本康郎議員 次に、県営住宅の長期展望について質問いたします。

宮崎県地域住宅計画について、計画の目的を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県では、「安全・安心で心ゆたかに暮らすことができる住生活の実現」を目指し、県民の住生活の安定や向上を図るため、住宅セーフティネットの充実、良質な住宅ストックの形成などの施策に取り組んでいるところであります。

宮崎県地域住宅計画は、公営住宅の整備等に関し、老朽化した住宅の建て替えや、既存ストックの居住性向上、バリアフリーへの対応を図ることを目的として、平成17年に市町村と一体となって作成したものであります。

その後、4回の見直しを重ね、第5期となる

現在の計画は、今年度から令和7年度までの5年を期間としております。

この計画により、国の社会資本整備総合交付金を活用し、公営住宅の整備等を進めることが可能となります。

○坂本康郎議員 以前から社会情勢の変化、特に入居者・入居希望者の高齢化に伴って、建物のバリアフリー化やエレベーターの設置を希望する声は多く、これらの整備が完了しているところや、新しく建て替えられたところへ応募が集中するという課題が、これまでも議会で取り上げられてきました。

今後の県営住宅の整備における課題と取組について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県営住宅は、昭和60年までに建設されたものが全体の約5割を占めておりまして、今後、住宅の建て替えや改修等の時期が集中することにより、適切な時期の対応が難しくなることや、高齢化に対応した住宅の供給などが課題と考えております。

県としましては、安心して暮らすことができる住宅を安定して供給するため、宮崎県営住宅長寿命化計画を策定し、老朽化した住宅の建て替えや、予防保全としての既存住宅等の改修に係る予算の平準化に取り組むとともに、住宅のバリアフリー化を行うなど、県営住宅の整備を計画的に進めているところであります。

○坂本康郎議員 県営住宅の自治会の意見交換会に出席してまいりました。

今、質問しました建物の建て替えやバリアフリー化など、県営住宅のハード面の課題だけでなく、自治会運営や入居者の便・不便に関わるソフト面の課題も多いようであります。

特に、共用部分の清掃や草刈り作業、ごみ置場の管理は、団地の自治会が主体的に取り組む

仕組みになっておりますが、入居者の高齢化で作業がままならないこと、自治会活動への不参加者や共益費の未払い者が年々増えており、自治会役員の負担が大きくなっていること、自治会からの県への要望や意見の受皿がないこと、入居者の高齢化は防災面でも問題や不安が大きいことなど、様々な御意見を伺いました。

建物の老朽化と同様に、自治会運営や共用部分の維持管理の在り方についても、社会情勢の変化を踏まえて、見直す時期に来ているのではないかと思います。県土整備部長に御見解をお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県営住宅の共用部分の管理につきましては、団地自治会で、草刈りや清掃活動の実施、共益費の徴収などを行っていただいております。

団地自治会において、維持管理や清掃などを行うことは、入居者の金銭的な負担を抑えるとともに、コミュニティ形成にも寄与するなど、意義のあるものと考えておりまして、現時点では、引き続き入居者の皆様をお願いしたいと考えております。

一方で、議員御指摘のとおり、高齢化などに伴い、団地自治会活動への参加者が減少し、将来、管理が行き届かなくなることは課題であると認識しておりますので、各団地の共用部分の管理の状況や、入居者の意向を把握したいと考えております。

○坂本康郎議員 県営住宅の指定管理についてお伺いします。

自治会の皆さんから、日常的な指定管理者の対応に関する御意見も多くいただきました。水道管の破損や建物の老朽化に伴う設備の故障など、急を要する場合の対応や、自治会や入居者とのコミュニケーションの問題など、課題が多

いように見受けられます。

指定管理者への委託業務の内容と、業務に対する県の指導管理はどのように行われているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 指定管理者への委託業務の内容としましては、県営住宅の入居や明渡しに関する業務、家賃や駐車場使用料の収納に関する業務、そのほか、エレベーターや消防設備の保守点検といった施設の維持・保全に関する業務などとなっております。

また、指定管理者に対する指導監督につきましては、協定書や仕様書などを遵守し、管理運営を適正かつ確実にを行っているかを確認するため、使用料の収納状況や入居者への対応状況などを記載した業務報告書の提出を毎月求めております。さらに、入居者へのアンケートや事業所での実地調査も実施しており、改善が必要なものについては、その都度指導を行っております。

○坂本康郎議員 御答弁いただきました中で、県営住宅の自治会活動によるコミュニティー形成の役割については理解をしております。また、それ以外の部分で、共用部分の維持管理は区別して考える必要があるように思います。御答弁いただきましたとおり、ぜひ一度、自治会役員や入居者から意見をヒアリングする機会をつくっていただきますよう、お願いいたします。

宮崎市内の県営住宅に出かけてみますと、棟によって清掃が行き届かず、虫の死骸や鳥のふんが長期間放置されたままになっているところも見られます。衛生的にも問題があると思います。また、入居者の勤務時間が多様化し、以前のように日曜の朝から草刈り機を使うことはばかられ、思うようにはいかないようであり

ます。

維持管理が滞れば、影響は建物の寿命や今後の入居率にも及びます。社会情勢の変化を考慮し、費用負担も含めた県営住宅の維持管理の在り方について御検討していただきますよう、お願いいたします。

また、指定管理につきましても、入居者からの意見を参考にしながら、業務委託の内容をより明確化するなど、改善を図っていただきたいと思っております。

次に、道路交通の安全対策について質問いたします。

先月16日から約半月の間に、高齢者が巻き込まれる交通死亡事故が5件発生しており、現在、県内全域に高齢者死亡事故多発警報が発令されています。

近年の交通事故の発生状況と傾向や特徴について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 県内の交通事故発生状況を、平成28年から昨年までの5年間で見ますと、発生件数、死者数ともに減少傾向にあります。

しかし、平成29年以降、65歳以上の高齢死者数とその割合は増加傾向にあり、昨年は、全交通死亡事故者36人のうち、30人が高齢者となり、その割合は83.3%と過去最高となりました。

過去5年間の高齢者が亡くなった事故の内訳を見ますと、最も多いのは、[※]高齢者で59人の44.7%、次いで多いのは車両単独事故の運転者で、39人の29.5%でした。

○坂本康郎議員 第11次宮崎県交通安全計画が示されました。この中で、道路交通の安全に関する計画目標と、達成のために重視している点について、総合政策部長にお伺いします。

※ 222ページに訂正発言あり

○総合政策部長（松浦直康君） 第11次宮崎県交通安全計画は、本県における交通安全に関する総合的な施策や目標について定めたものでありまして、今年度から令和7年度までの5か年計画となっております。

過去の交通事故の発生状況等から、計画における道路交通の目標としまして、令和7年までに、年間の事故死者数を31人以下、人身事故発生件数を5,200件以下と設定しております。

人身事故や事故死者数におきましては、高齢者や歩行者の割合が高いことなどから、目標達成のためには、高齢者及び子供の安全確保や、歩行者及び自転車の安全確保などが重要であると考えております。

今後とも、関係機関・団体と連携しながら、計画に基づく諸施策を推進し、交通事故のない社会を目指してまいります。

○坂本康郎議員 警察本部長、総合政策部長の御答弁から考えますと、安全対策が特に必要とされる対象が、高齢者や子供、歩行者や自転車ということから、日常の生活環境にある身近な場所など、地域単位での対策も重要だということを理解します。

J A F（日本自動車連盟）が、今年8月に「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」を実施しました。これは文字どおり、信号機が設置されていない横断歩道を通過する車両が、歩行者が渡ろうとしている場面で一時停止する割合を調査したもので、全国平均30.6%に対して、長野県が断トツの85.2%。一方本県は45.0%という、決して高くはないものの、思ったよりは意外に低いという結果が示されております。

これを引用して地域の実情という点で申しますと、ここ県庁の楠並木通りにある信号機のない

横断歩道を渡る際には、通りかかった車の9割方が一時停止をさせていただいておりますが、同じ宮崎市内でも、例えば私の自宅の前の県道では、経験上、まずそれは期待できません。同じつもりで渡ってしまうと、それこそ命取りです。安全の心構えも、それぞれの地域に応じた対応が必要だということでもあります。

そこで、本県の地域の実情に応じた交通安全教育の取組状況について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 県警では、事業所における交通安全講話や高齢者向け交通安全教室など、あらゆる機会を通じて、各地域における交通事故の発生状況や事故多発地点などの情報を、住民に提供しております。

交通死亡事故発生時は、地域住民に参加していただき、現場における検討会を開催し、交通量や障害物などの環境要因や、注意すべき点等を具体的に指導するなど、事故の実態に基づいた交通安全教育を行っております。

また、学校における交通安全教室の場では、通学路の交通危険箇所や交通事故多発地点等を周知し、登下校時の注意点について具体的に指導しております。

今後とも引き続き、地域住民の意見を反映し、安全に対する住民の関心を高めて、地域の実情に応じた交通安全教育の取組を強化してまいります。

○坂本康郎議員 私どもの機関紙「公明新聞」を配達していただいている配達員さんが、地域ごとに「ヒヤリハット配達員会」を定期的に行っています。毎朝の配達の際に危ない思いをした体験、例えば、見通しの悪い路地や雨の日の滑りやすい路面で「ヒヤリ」としたり、「ハット」した参加者の体験事例を出し合い、

情報共有しながら、配達員の交通安全への意識向上と無事故啓発を図るものであります。

このヒヤリ・ハット活動は、一般的には主に労働災害を未然に防止する活動の一環として取り組まれています。交通安全教育の中のアクティブラーニングとして行えば、高齢者や子供にも効果的だと思われれます。私どももその効果を実感しておりますので、積極的な導入をぜひ御検討ください。

いま一度、信号機のない横断歩道に話を戻します。

山梨県警が昨年実施したアンケートによりますと、前方に横断歩道があることを示す道路標示、ひし形のダイヤモンドマークについて、その意味を知らない、もしくは間違った回答をした割合が、20～30代で65.7%、80歳代以上で82.7%という調査結果を発表しています。先ほどのJAFの調査で、山梨県の横断歩道における車の一時停止状況が51.9%という数字を見ると、恐らく本県においても、ダイヤモンドマークについては同様の認知度ではないかと推測されます。歩行者の安全確保の一環として、警察本部におきましては、ドライバーへダイヤモンドマークの周知を図りながら、一方で道路管理者のほうでも、「歩行者に注意」など、直接的な表現を使った注意喚起のための路面標示を拡充していくなど、喫緊の対策として必要ではないかと考えます。

道路交通の安全対策における道路管理者の取組を、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 道路交通の安全対策につきましては、県民の安全・安心を確保する観点から、大変重要な取組であると考えております。

このため、歩道の整備や道路の拡幅、さらには交差点の改良など、必要な対策を鋭意進めて

いるところであります。

特に、通学路における子供の事故が後を絶たないことから、地域の方々や学校、市町村、警察などと合同点検を行い、対策が必要な箇所について、歩道や防護柵の設置に加え、自動車ドライバーなどへの注意喚起を促す路面標示の設置など、早期に効果を発現する安全対策にも取り組んでいるところであります。

県としましては、今後とも必要な予算の確保に努め、道路交通の安全対策にしっかりと取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 2015年10月、宮崎市高千穂通りの歩道を73歳の男性が運転する軽自動車暴走し、2人の方がお亡くなりになった、あの痛ましい事故から6年がたちました。当時、私も現場の近くで仕事をしていましたので、身近な場所での事故の発生に大変衝撃を受けた記憶が思い出されます。

後を絶たない高齢ドライバーによる事故を未然に防ぐために、運転に不安を持つ高齢者へ運転免許の自主返納の促進を呼びかけるほか、高齢者の免許更新時に高齢者講習及び認知機能検査が行われていますが、実施状況を警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 免許更新時の高齢者講習は、70歳以上の高齢運転者に更新手続の前に受講していただく講習です。また、75歳以上の高齢運転者には、高齢者講習に先立ち認知機能検査を受検していただきます。

高齢者講習は、実車による指導、座学講義、視野検査などを行いますが、加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響を理解してもらう内容となっております。

認知機能検査は、年月日、時間を答える検査、16種類のイラストを記憶する検査、時計を

描く検査で、認知機能の状況を確認します。

令和2年中、免許更新時における高齢者講習と認知機能検査の実施件数は、高齢者講習が4万1,260件、認知機能検査が2万3,866件です。

なお、先ほど1問目のところで、過去5年間の高齢者が亡くなった事故の内訳で最も多いものについてですが、高齢者ではなくて、歩行者でございましたので、訂正いたします。歩行者で59人、44.7%でございました。

○坂本康郎議員 社会全体の高齢者数の増加は、そのまま高齢ドライバーの増加にもつながります。それを踏まえて、今後の高齢者講習制度の課題と対策について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 全国的に高齢運転者数の増加に伴い、認知機能検査や高齢者講習のいわゆる検査待ち、受講待ちの期間の長期化が懸念されています。

そこで、高齢運転者に、スムーズにこれら検査と講習を受けていただけるよう、来年5月中旬に施行予定の改正道路交通法において、高齢者講習制度の内容等が見直されます。

具体的には、現在75歳以上の高齢者が受講する高齢者講習は、認知機能検査の結果に基づき、2時間と3時間の講習に分かれています。改正後は2時間の講習に一元化されます。また、現行制度上、認知機能検査と高齢者講習は、原則、別の日に受けていただいておりますが、これらの同日実施が可能となるなど、制度全体の合理化が図られます。

○坂本康郎議員 次に、経済対策について質問いたします。

今日から始まります臨時国会で審議される国の令和3年度補正予算案は、岸田内閣の経済対策の4つの柱に沿って、総額35兆9,895億円と、

補正予算としては過去最大のものになります。

さきの一般質問におきまして、私ども公明党宮崎県議団の河野哲也団長が「何が愚策だ」と声を上げておりましたが、未来応援給付をはじめ、公明党が提案した子育て・教育支援策、経済対策が、この補正予算案に盛り込まれました。選挙公約として掲げ、有権者の支持を得たものであります。

今回の国の補正予算案は、自民党の福田総務会長の言葉を借りれば、これからしっかりと前に進んでいくというメッセージが国民に示されたものと、私も受け止めております。

本県におきましては、コロナ禍からの地域経済の早期回復をどのように図っていこうとされているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 新型コロナの新たな変異株の出現など、今後も感染再拡大への懸念がある中、地域経済を回復させていくためには、ワクチン接種の推進や、ワクチン・検査パッケージの活用等によりまして、県民生活の安全を確保した上で、人の流れや生産・消費活動を活性化させていくことが重要であると考えております。

これまで、まずは第5波の鎮静化に合わせ、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンなど、既に予算化した事業の執行によりまして、県内需要の喚起に取り組んできたところであります。

引き続き、感染防止対策や医療提供体制の充実を図りつつ、国の新たな経済対策も踏まえながら、デジタル化の推進やスポーツランドみやざきといった本県ならではの魅力向上など、新たな成長活力の創出にも取り組むことによりまして、経済の早期回復に努めてまいります。

○坂本康郎議員 次に、生活福祉資金特例貸付についてお伺いします。

先日、厚生常任委員会の県内調査で宮崎県社会福祉協議会を訪問し、生活福祉資金の特例貸付けの実施状況について説明を受けました。

説明をしていただいた社会福祉協議会では、緊急小口資金と総合支援資金の市町村別の貸付件数と金額、昨年3月からの貸付け状況の推移の集計に加えて、借入れ申込みの際の面談で聞き取った申込者の状況まで、つぶさにまとめていただいております。

県のほうでも把握されていると思いますが、この申請状況をどのように分析されているのか、お伺いします。あわせて、その内容について、庁内の関係部局で情報共有されているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内の生活福祉資金の特例貸付けにつきましては、令和3年11月26日時点で約2万件、86億3,000万円余の貸付決定が行われております。

申請状況につきましては、男女別では、約65%が男性、約35%が女性となっており、年代別では、40代が約25%を占めて最も高くなっており、次いで50代が約20%、30代が約19%と続いております。働き盛りの世代を中心に利用されている状況でありました。

また、申請に至った状況につきましては、貸付けの審査、決定を行います県社会福祉協議会によりますと、飲食業や宿泊業、タクシーなど運輸関係の方々からは利用客の減少、派遣社員やパート等の方々からは勤務日数の減少の影響などによるものとのことであります。

この内容につきましては、今後の施策の参考とするため、部内はもとより、庁内の関係部局と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 昨年来、私のところへもコロ

ナの影響で経済的に困窮している方たちが相談にいらっしやいました。皆さんの生活が苦しい状況と心境を、私なりに肌身で感じていたのですが、社会福祉協議会から頂いた資料によりますと、今、御答弁いただいた以外に、バスガイドの個人委託業務の減少による減収、住宅設備や建設業の仕事の減少による減収、太陽光発電や蓄電池・オール電化等の訪問営業の減少による減収、幼稚園・保育園・小中学校への図書販売の営業活動が困難になったことによる減収、イベントの中止等で物品販売が困難になったことによる減収、感染拡大で再就職が困難になったことによる減収、新しい就職先が決まっていたが、子供の学校の休校で子供の世話をする者がいなくなり就職できなかったことによる減収、自動車会社への車用品の販売数が減少したことによる減収、菓子製造販売で訪問先の商品の仕入れ数が減少したことによる減収等と記されておりました。

御答弁にありましたように、30代、40代、50代の子育て世代が新型コロナの影響を受け、県内の様々な業種に影響が及んでいることがうかがえます。

コロナの影響で困窮している方たちの生活実態を理解する大事な資料として、関係部局間で共有し、今後の施策に反映させていただきますようお願いいたします。

次に、オミクロン株感染の広がり、技能実習生を含む外国人の新規入国は原則停止されました。入国制限が長期間にわたり、11月に入り、ようやく緩和された矢先の水際対策の強化措置であります。本県の産業への影響はいかがでしょうか。外国人技能実習生の入国制限の影響について、受入れ人数が最も多い製造業への影響を、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県の外国人技能実習生は、国の調査によりますと、令和2年10月末現在で3,879人であり、県内の様々な産業で受け入れられております。

このような中、外国人技能実習生の半数以上を受け入れております製造業では、入国制限によりまして、一部の企業で、期間満了による交代人員の入国スケジュールの遅れから、生産体制の構築に苦慮するなどの影響があったと伺っております。

さらに、新たな変異株「オミクロン株」の広がりに伴いまして、全世界を対象に再び入国停止の措置が取られたところでありまして、県といたしましては、今後とも国等の動きを注視しながら、関係団体や企業からの聞き取りを行うなど、状況把握に努めてまいります。

○坂本康郎議員 外国人労働者への依存度が高い産業、特に本県の漁業における外国人労働者への依存度は、13人に1人が外国人労働者とのデータもあり、入国制限による深刻な影響を、県内の漁協関係者からも伺っています。

本県の農漁業への影響について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県の外国人技能実習生は、国の調査によりますと、農林漁業を合わせて、令和2年10月末現在で983人となっております。

コロナ禍により新規入国が制限される中、農業では、国内実習生の在留資格変更による就労継続や代替人材の雇用支援策の活用により、生産体制の維持に努めている状況にあります。

一方、漁業では、農業と同様の取組が行われているものの、80人程度の人材が不足しており、操業体制の縮小などにより生産力が低下しております。

県としましては、新規入国の制限が解除された際には円滑に受入れができるよう、関係団体と連携して取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 次に、温室効果ガス削減の取組について質問いたします。

今年3月に第四次宮崎県環境基本計画が策定されました。改めて計画の目的について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 第四次環境基本計画は、複雑かつ多様化する環境問題に的確に対応していくため、県民、事業者、行政等が一体となって取り組む指針として策定したものであります。

今回の計画では、近年、各地で異常気象が発生するなど、地球温暖化対策が喫緊の課題となっていることから、重点プロジェクトに「2050年ゼロカーボン社会づくり」を掲げ、再生可能エネルギーの導入拡大や森林吸収量の維持など、温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた取組を進めることとしたところであります。

このほか、循環型社会の形成や生物多様性の保全などの取組を進め、経済成長と環境保全が両立した持続可能な地域社会の構築を図り、第四次計画が掲げる将来像であります「ひと・自然・地域がともに輝く持続可能なみやざき」の実現を目指してまいります。

○坂本康郎議員 世界の気候変動問題への取組が加速する中、日本は2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標を、それまでの2013年度比26%から大きく引き上げ、46%という新たな2030年目標を今年4月の気候変動サミットで宣言しました。

2050年までのカーボンニュートラルの実現は、日本を含む125か国・地域が目標に掲げてお

り、重要な通過点と位置づけられる2030年の削減目標の引上げが各国で相次いでいることが背景にあります。気候変動対策は待ったなしという世界の共通認識の中で、日本はこれから先進的な役割を担おうとしています。

県の環境基本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を2013年度比26%としています。日本が目指すステージは、もう既に一段階上がっています。新しい地球温暖化対策計画に沿った、国と世界の動向に歩調を合わせた計画になるように、早期の見直しを要望いたします。

次に、本県の温室効果ガス排出量削減の取組について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 温室効果ガスの排出削減を進めていくためには、家庭や事業所における取組が大変重要であります。このため県では、県民等に対し、省エネについて広報紙、セミナーによる普及啓発に努めるとともに、条例に基づいて、県内の工場、商業施設、運輸業等のうち、エネルギー使用量の多い事業者が温室効果ガス排出量の報告を義務づけし、取組状況をホームページで公表するなど、排出削減を促しております。

また、事業者に対して、建物の省エネ診断と併せて、再生可能エネルギーの導入等をサポートするアドバイザーの派遣事業を実施しております。

今後とも、県民や事業者の皆様の協力をいただきながら、温室効果ガスの排出削減に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 御答弁にありましたように、温室効果ガス排出量削減には、家庭や事業所の取組が大変重要ですが、改定後の国の地球温暖化対策計画では、エネルギー起源の二酸化

炭素の削減目標も引き上げられております。工場などの産業部門では、従来の目標の7%から38%へ、オフィスなど業務部門で40%から51%へ、家庭部門においては、従来の目標の39%から66%へと大幅な圧縮が求められます。今までよりも、さらに県民の意識転換と行動転換を図っていかなければなりません。今後の県の取組を注視してまいります。

気候変動問題が論じられるとき、農業由来の温室効果ガスへの関心も小さくありません。それは、世界全体の温室効果ガス排出量490億トンのうち、農業由来の温室効果が4分の1を占めていることが背景にあります。

農林水産省の資料を見ますと、2019年度の日本全体の温室効果ガス総排出量は12億1,200万トン、うち農林水産分野からは約4,747万トンが排出されています。全体の約3.9%の割合です。内訳を見ますと、燃料燃焼や石灰・尿素の肥料から排出される二酸化炭素34.1%に対して、水田の稲作、家畜の消化管内発酵、家畜の排せつ物管理から発生するメタンが46.2%と、最も高い割合を占めています。家畜の排せつ物管理からは、一酸化二窒素も排出しており、農用地の土壌から排出される分と合わせて19.7%の割合となっています。

そこで、本県における農業由来の温室効果ガスの排出状況はどうなっているのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など、7種類のガスの総称であり、平成30年度に県内の経済活動により排出された温室効果ガス排出量の合計は976万トンで、農林水産分野では166万トンであります。

このうち、メタン及び一酸化二窒素は、農業

生産からの排出が多く、その排出量は117万トンで、本県の排出量全体の12%を占めており、全国の2.5%に比べ、割合が高くなっております。

○坂本康郎議員 今、部長の御答弁にありましたメタンにつきまして、今年5月のNHKニュースで、この問題を取り上げています。そのまま引用しますと、「牛のげっぷに温室効果ガスが含まれるということは御存じですか。今、脱炭素社会を目指す中で無視できない問題になっているんです。世界では、地球温暖化防止のために牛肉や乳製品を食べることを控えるという運動が広がっています。今年4月、アメリカの人気レシピサイトでは、牛肉のレシピの新規掲載を取りやめると発表しました。その理由として、世界で最悪の気候犯罪者の一人に出番を与えないためと表現し、議論を呼んでいます。牛が環境に悪いと言われる一つの原因が、牛の胃で発生し、げっぷとして出されるメタンです。メタンは二酸化炭素と比べて25倍の温室効果があると言われていています。世界中の牛などの胃腸から排出されるメタンの量は、年間20億トン、温室効果ガスの実に4%を占め、一つの国の排出量に匹敵すると言われていているのです」と。そういう内容で始まりまして、肉用牛の飼養頭数25万トンを誇る畜産県宮崎としては、一見、見過ごせないものでありましたが、番組が進んでいきますと、農研機構で牛のげっぷからメタンを減らすための研究開発が進められていることや、農家の独自の取組などが大きく紹介されており、私も大変興味深く視聴しました。

そこで、本県では、家畜の消化管内の発酵や排せつ物から発生する温室効果ガスの削減について、どのように取り組んでおられるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 畜産分野にお

ける温室効果ガスの主な発生要因は、議員御指摘のとおり、家畜排せつ物と牛の消化管内での発酵によるげっぷが挙げられます。

牛のげっぷにつきましては、国において、発酵由来のメタン排出を抑制する飼料の研究開発等が進められておりまして、その動向を注視しているところでございます。

また、家畜排せつ物につきましては、化学肥料を削減する良質堆肥としての利用を促進しますとともに、発電などのバイオマスエネルギーとして利用されていない肉用牛などの排せつ物の活用に向けた検討を進めております。

県としましては、本年策定した「みやざき畜産共創プラン」の中で、脱炭素社会を目指した取組をしっかりと位置づけており、温室効果ガス削減を図る資源循環の取組を加速しながら、持続可能な本県畜産の実現を目指してまいります。

○坂本康郎議員 近年、環境問題に積極的に関わっていくことで、企業のブランドイメージを高める動きが見られます。海洋プラスチックごみの問題に反応して、店頭からプラスチック製品の撤去に踏み切ったスターバックスコーヒーなど、まだ記憶に新しいと思いますが、それが消費者から支持されるトレンドにあります。

本県の畜産分野においても、メタン削減のための研究開発などは、今、始めておかなければいけないことだと思います。全国に先駆けて取組を開始し、それを積極的に発信して、環境ブランドという新しい一面を持った宮崎県産の畜産品ブランドのイメージ構築を提案させていただきます。

最後の質問です。

紙製の障害者手帳について、「傷みやすい」「破れてしまう」との障がい者の方たちの声を

伺い、プラスチック製のカードへの移行を、以前、議会でも取り上げました。今日は、デジタル障害者手帳について伺います。

株式会社ミライロが運営するミライロIDという無料の障害者手帳アプリがあります。全国で3,000社を超える事業者が確認書類として採用し、自治体での活用も、埼玉県や大阪府のほか、62区市町村に広がっているようでありませ

ず。このデジタル障害者手帳の利用促進について、福祉保健部長の御見解をお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） いわゆるデジタル障害者手帳とは、障がいのある方が、障害者手帳に記載されている情報を、専用アプリによりスマートフォンに取り込み、その画面を提示することで、障がい者割引等を受ける際の本人確認に利用できる、民間企業が提供する仕組みでございます。

外出時に障害者手帳を携帯し、公共の場で提示することに心理的負担を感じる方にとりましては、その軽減や利便性の向上にメリットがあるとされております。

公共交通機関や飲食店、自治体所管の施設でも活用事例があり、県内では、宮崎市、都城市及び高千穂町において、所管する施設や一ツ葉有料道路で活用されております。

県としましても、障がいのある方々の利便性の向上等に資する無料アプリであることから、県所管の施設等に対し、必要な情報提供等を行ってまいります。

○坂本康郎議員 以上で用意しました質問を全て終わります。御答弁いただきありがとうございます。（拍手）

○中野一則議長 次は、佐藤雅洋議員。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こ

んにちは。自由民主党に入党し20年になりました。佐藤雅洋です。

岸田第2次内閣が動き出しました。早速、朝令暮改、詰めの甘さを言われておりますが、気にせず頑張っていたきたいところでありませ

ず。さきの総選挙で私は、日本国初の女性総理総裁誕生の願いを込めて、高市早苗氏に投票をしました。次を期待しております。

我が自民党は、民主主義と自由主義、そして日本らしい日本の確立を目的としつつ、政治は国民のものとの原点に立ち、立党されました。国際化の中で、我々は多くのものを得た半面、独自の伝統・文化、大切なもの・大切な心までも失いつつあります。

我々日本人は、元来、勤勉を美德とし、周りの人たちを温かく包み込む、家族や地域社会の絆を持った国民であります。家族、地域社会、国への帰属意識を持ち、公への貢献と義務を、誇りを持って果たす国民でもあります。

これらの伝統的な国民性、生きざま、すなわち日本の文化を築き上げた風土、人々の営み、現在・未来を含む3世代の基をなす祖先への、先人への尊敬の念を持つ生き方こそが日本人の原点であります。

その日本人のふるさと、原点、源流こそが、この宮崎県であり、天孫降臨の聖地でもあります。

宮崎県を守る、地域を守る、守るべきものを守る、そういう議員として、党派を超えて御指導いただき、共鳴するものを大切に、議員活動を丁寧かつ謙虚に進めてまいりたいと考えませ

ず。それでは、通告に従い、壇上から4問質問させていただきます。

知事は、初日の坂口議員に対して、4期目の意欲を示されました。地方税財政常任委員長として、国とのパイプを生かし、道半ばである人口減少問題、中山間地域の振興のため、さらなる県政への意気込みを示されました。それを受け、私も、また、本日遠くからこの議場に足を運んでいただきました私の支持者も——地元西臼杵の支持者の方々であります——もろ手を挙げて歓迎しています。知事のさらなる活躍を期待しております。石橋をたたいて渡る慎重さと、いざというときの大胆さ、今までどおり、知事らしくぶれずに、しかしスマートさを少し抑えて、今度は泥くさく、人間味あふれる河野知事、その知事の引っ張る県政4期目になることを期待しております。

そこで、宮崎市への一極集中について伺います。割合にすれば、東京以上に高い状態が続いている現状です。もともとの中山間地域に人を呼び戻す対策を含め、その解消に向けてどう考えているのか、知事に伺います。

ポストコロナの新たな経済社会を実現するために、地方創生及び国土強靱化に資する県土整備は大切であり、激甚化・頻発化する自然災害に備え、高速道路のミッシングリンク解消や4車線化など、災害に強い道路ネットワークが必要と考えます。このため、九州を東西に連絡するとともに、地域の活性化に資する我が地元、西臼杵の九州中央自動車道の整備促進が非常に重要であり、整備促進に当たっては、予算の確保や国の人員体制の充実・強化を図る必要があると考えます。

そこで、九州中央自動車道の整備促進について、知事の考えを伺います。

次に、その九州中央道へのアクセス道路の整備についてであります。九州中央道には、五ヶ

瀬西インターチェンジや五ヶ瀬東インターチェンジが計画されており、国道503号は、そのアクセス道路として、さらには、五ヶ瀬から諸塚を通り、国道327号経由で、細島港への物流の道として、ますます重要性が高まってくるものと考えております。特に飯干峠付近は、交通の支障となっており、冬期の積雪による通行止めも余儀なくされている状況にあるなど、早期整備が求められているところであります。

そこで、国道503号の飯干峠付近のバイパス整備に向けた取組について、県土整備部長に伺います。

知事のやり残した県の重要課題の一つとして人口減少問題がありますが、中山間地域が最も進んでおり、深刻な問題と考えます。よもや、知事の言われるやり残しとは、田舎、地方、中山間地域の切捨てがやり残したことではないと信じておりますが、今、県内各地で交番・駐在所を統廃合しようとする思いもつかない動きがあります。

私の住む西臼杵では、先日、私も個人的に大変お世話になった方が被害者となる、痛ましく悲しい事件が発生いたしました。亡くなられた方の無念さ、御親族の悲しみは計り知れませんが、それを晴らすためにも、無駄にすることなく、安心して暮らせる社会を守っていく必要があります。

統廃合につきましては、大分・熊本との県境にある河内駐在所、日之影の高巢野駐在所も、その対象となっていると説明を受けたのですが、地域住民は大反対。私も、もちろん賛成できません。特に人口減少・高齢化社会の課題を持つ中山間地域での、顔の見えるお巡りさんへの安心のお礼にと、地域住民が大根や白菜、芋を届ける駐在所の存在、都会では見られないそ

の光景、その持つ大きな意味を分かっていただ
きたいと思います。

交番・駐在所の役割、在り方とは、元来、ど
のようなものでしょうか。パトカー巡回への切
替えて、それが十分にカバーできるのでしょうか。
パトカー乗務員がパトカーから降りて、地
域住民と触れ合うことができるのでしょうか。

統廃合の裏には、交番襲撃などの事件回避や
経費削減などの話もあると聞きますが、現場の
方々の苦労には察しがつきますけれども、警察
官が自らを守るための策ではなく、警官になる
と決め、その道を目指した勇者たちが地域を守
る、本来の警官としての姿を望みます。警察
は、地域住民を守るためにあるものはずで
す。

駐在所統廃合は、地域創生を考え、人口減少
問題に取り組んでいる県としての考えでしょう
か、国としての考えでしょうか。あわせて、地
域の見守り、安心について、どのようにお考え
か。統廃合は地域の過疎化を加速させるもので
あり、地域を守るためにも、急激に統廃合を進
めるのは時期尚早と考えます。

知事にお聞きしたいところでありますが、知
事に代わって警察本部長の考えをお伺いしま
す。

以上で壇上からの質問は終わり、以下の質問
は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えしま
す。

まず、一極集中についてであります。

一極集中は、様々なレベルで今、進行して
おります。全国的には東京圏へ、九州では福岡
県、そして県内においては宮崎市、御指摘のよ
うな状況であります。

こうした一極集中は、例えば、防災などの危

機管理の観点、さらには、豊かで多様な活力あ
る地域づくりという観点からは、様々な課題が
あると考えておりました、その過度な集中とい
う在り方については見直して、大局的な地域づ
くりが進められる必要があるかと考えており
ます。

県内におきましては、本格的な少子高齢・人
口減少が進む中、県民の暮らし、地域を維持・
発展させていくためには、圏域ごとに市町村同
士が必要な機能を相互に補完し合いながら、そ
れぞれの強みや魅力を生かした地域産業の活性
化や地域づくりを進めることが重要であると考
えております。

特に、人口減少が急激に進行する中山間地域
におきましては、まずは、集落のネットワーク
化や地域交通の最適化、医療・介護、防災と
いったセーフティネットの構築など、生活に
必要な機能を維持していく必要があります。

さらに、地域の担い手となる若者の定住化や
関係人口を呼び込むための土台として、基幹産
業であります農林水産業の高付加価値化による
所得向上や雇用の創出、豊かな自然や食、文化
などの資源を生かした魅力ある地域づくりを進
めることが重要であります。

こうした地域づくりを進めるため、これまで
も、私自身、積極的に県内各地域に足を運び、
住民の皆様の意見を伺いながら県政を進めて
いったところであります。今、コロナの感染対
策ということがありまして、なかなかこういう
機会に恵まれません、コロナの収束状況等も
見極めながら、しっかりとこういう現場主義も
徹底し、個性や魅力あふれる地域づくりが展開
されるよう取り組んでまいります。

次に、九州中央自動車道の整備促進について
であります。

九州の東西軸を担う九州中央自動車道は、大規模災害時において、人命救助や物資の輸送を支える命の道であるとともに、広域観光や地場産業の振興などを通じ、九州の一体的浮揚にもつながる大変重要な道路であります。

このところ、和歌山や山梨で震度5弱の地震が発生しております。南海トラフとの関係というものは専門家も否定しておるところであります。改めて、こういうリスクに直面しているということ認識するとともに、一方で産業面では、熊本で大規模な半導体工場の整備も予定されておまして、こうした効果を九州全体に及ぼす意味からも、この東西軸の整備というのは極めて重要になると考えております。

このため、県としましては、一日も早く工事に着手できるよう、国や沿線自治体と一体となって、事業中区間の用地の先行取得に取り組んでいるところであります。

また、国に対して、このような事業中区間への予算の重点配分や、平底―蔵田間の計画段階評価の早期着手、人員体制の充実・強化など、高速道路のミッシングリンクの早期解消に向け、コロナ禍の状況にあっても、例えば感染が拡大しているときはオンラインでの要望、そして、感染が一定程度収束した状況の中では、先日も熊本の知事や、また、大分との連携も踏まえながら、要望活動を行っているところであります。あらゆる機会を捉えて要望を行い、今後とも取り組んでまいります。

今後とも、私が先頭に立って、沿線地域の皆様と心を一つにし、県議会の皆様の御協力をいただきながら、九州中央自動車道の全線開通に向け、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（西田員敏君）〔登壇〕 お

答えします。国道503号のバイパス整備についてであります。

国道503号につきましては、九州中央自動車道の整備が進みますと、日向入郷地域から五ヶ瀬東インターチェンジへのアクセス道路となるなど、高速道路と一体となったネットワークが形成され、その重要性は一層高まってくると考えております。

このような中、今年度、国の補助制度が拡充され、高速道路の供用に合わせ、計画的な施工が必要なアクセス道路も補助事業の対象となったことから、現在、飯干峠付近のトンネルを含むバイパス区間の道路予備設計など、事業採択に必要な検討を進めているところであります。

毎年、地元の皆様から、バイパス整備を強く望む声を直接お聞きしております。引き続き、関係自治体と連携を図りながら、事業化に向け、しっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（佐藤隆司君）〔登壇〕 お答えします。交番・駐在所の在り方についてであります。

議員御指摘のとおり、交番や駐在所は地域に根差した活動を行っており、交番・駐在所の統廃合により、地域の方々が寂しさや不安を感じておられることは承知しております。

一方、刑法犯認知件数が減少する中、ストーカーやDV、児童虐待等の事案が増加傾向にあるなど、治安情勢は刻々と変化しており、警察としては、その変化に的確に対応していく必要があります。

DV等の事案は家庭内で敢行され、夜間に発生することがあり、人身に危害が及ぶこの種事案に迅速かつ的確に対処するためには、地域警察官の現場執行力や機動力、夜間警戒力を強化

することが喫緊の課題であると考えております。

警察官の定数には限りがあることから、地域とのつながりを維持しつつ、統廃合による配置転換を行い、現場執行力等を強化していく方針であります。

統廃合に当たっては、地域住民の方々への慎重かつ丁寧な説明を行い、その理解を得た上で進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○佐藤雅洋議員 警察の機動力を強化するとありますが、どう弱っているのか。現在の宮崎県警の機動隊を含む警察官の、全国や九州の諸大会での成績は常に上位で、大変すばらしいものがあるのは明らかです。総合的に以前より強化されていることは間違いありません。

中山間地域だけでなく、統廃合により大きな不安を感じている人々は県内各地に出てくるでしょう。統廃合などはせずに、今のままではいけないのでしょうか。人員不足であれば、定員を増やすことを優先すべきではないのか。OBを活用したり、もう少し工夫はできないのか。宮崎県独自の考え方があってもよいのではないのでしょうか。

この計画は全国的なものなのか、県内だけのものなのか、まだ説明を一度も聞いたことがないという県議もいらっしゃいますが、現在、県内の説明会はどこまで進んでいるのでしょうか。また、その計画は、いつまでに立てるのか、もしくは、もう出来上がっているのでしょうか。

交番・駐在所の統廃合計画や地域住民への説明状況等について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 交番・駐在所の統廃合計画については、治安情勢や統廃合の必

要性等について、警察署長会議で協議するなど検討を重ねた上で策定しており、今後5年をめどに計画的に進めていく予定であります。

同計画に基づく地域住民等への説明については、近く統廃合を予定している施設を中心に、本年10月末までに県下13警察署で延べ約170回行っております。

警察の組織体制の問題点については、治安に影響を及ぼす可能性があり、詳しくは差し控させていただきますが、今回の統廃合は、変容する治安情勢に的確に対応するため、統廃合を含む組織体制の再編整備を進め、地域警察官の機動力等をさらに強化することを目的としております。

統廃合により配置転換が可能となった勤務員を近くの交番や駐在所に集中配置し、複数の警察官で効率的に職務執行に当たることで、現場執行力の向上を図るほか、昼夜を分かたず警戒態勢を維持する交番や警察署パトカーの勤務員を増強することで、夜間警戒力や機動力の向上を図ろうとするものであります。

また、警察においては、近年、警察官の増員が困難な状況にあることから、警察官OBを交番相談員として採用する取組も既に行っております。

今後とも、現在の定員を最大限に活用し、治安の維持・向上に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 警察署長会議での協議等で策定された統廃合計画を強引に進めるのではなく、統廃合に当たっては、地域住民の方々への慎重かつ丁寧な説明を行い、その御理解を得なければ進めないという答えをいただいたので、私は安心いたしました。引き続き、地域住民を切り捨てることのないように要望いたします。

次に、県内各地で、人口減少により学校が廃校になっている地域が多々あります。学校はなくなる、人も減る、残った者で残された箱物の面倒を見る必要があります。それを維持し続けることは大きな負担となる地域もあるのではないのでしょうか。

国では、廃校活用推進のため、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用希望廃校情報の公表を行い、廃校を使ってほしい自治体と廃校を利用したい企業とのマッチングを行っているようであります。

そこで、県内の廃校跡地利用の状況と県の考え方について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、県が保有しております県立学校の跡地は、旧延岡わかあゆ支援学校のみであります。グラウンド部分は延岡市へ売却後、現在、子育て支援施設として利用されており、残る校舎部分の活用につきましても、延岡市と引き続き協議をしているところであります。

市町村立学校につきましては、平成14年度以降、廃校になった90校のうち、既存の建物を活用したり、建て替えを行ったりしながら、社会体育施設や研究施設、福祉施設などに利用しているものが65校あります。

県教育委員会といたしましては、廃校の跡地利用は貴重な公共財産を有効に活用する上で大変意義深いものと認識しておりますので、今後とも地域の実情やニーズを踏まえた助言を行うなど、市町村の取組を支援してまいります。

○佐藤雅洋議員 教育委員会のみならず、総合政策部、商工観光労働部などが連携して、市町村の廃校跡地対策に取り組んでいただくよう、要望をいたします。

次に、人口急減地域の課題としてあるのが、

安定的な雇用と一定の給与水準を確保できないために、若者の人口流出が起これ、少子高齢化と後継者不足の深刻化が進むといった構図です。衰退を止めたい地域の人口減少に対処するため、特定地域づくり事業の推進に関する法律が令和2年6月に施行されております。これにより、人口急減に直面している地域を対象に、知事が認定した特定地域づくり事業協同組合は、届出を行うことで、労働者派遣事業の実施が可能となりました。

本県にある課題に対して大変有効な内容と思われませんが、それを受け、県での現状と今後の取組について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 特定地域づくり事業協同組合は、過疎地域におきまして、複数の事業者が組合員となって、派遣労働による仕事を組み合わせることで、安定した雇用を生み出すものであります。

12月1日現在、全国16道県で、計27の組合が設立されておきまして、本県では、中山間地域の複数の町村で前向きに検討されていると伺っております。

また、今年5月には、林野庁の「緑の雇用」研修事業の活用も可能となりましたので、本県においても、組合設立に向けた動きが加速されるものと期待しております。

県におきましては、市町村向けの説明会開催のほか、設立準備への補助事業も創設したところであり、引き続き、事業者の制度理解に努め、組合設立の促進を図ってまいります。

○佐藤雅洋議員 ぜひ、組合設立の促進をお願いします。

また、私は、これからの地域づくりには、人口減による労働力不足を補うため、民間や公務員にかかわらず、多様で柔軟な働き方が必要と

考えます。

調べたところによりますと、人事院によれば、日本の公務員の兼業や副業は禁じられていないようでありますので、これまで以上に官民一体となって、様々な工夫をしながら、地域づくりに取り組んでいただきたいと思います。

地域を支え、地域の誇りとなるものの中に、神楽があります。先人から受け継がれてきた神楽への情熱と思いを次世代に残すために、神楽を全国組織への趣旨の質問を、以前にも当時の教育長でありました日隈副知事にさせていただいていますが、国の重要無形民族文化財に指定されております神楽保存団体が皆でまとまり、全国組織設立に向けて進み、準備会が発足したようであります。

日本が誇る伝統文化の民俗芸能「神楽」の保存継承は大変重要であり、宮崎県としても、その役割を果たすべく位置にあるのではないかと思います。

それに向けての県の考えと今後の対応を、日隈副知事にお伺いします。

○副知事（日隈俊郎君） 本県では、200を超える地域で、今日まで神楽の継承が大切になされております。

しかしながら、本県のみならず全国各地において、高齢化や人口減少などにより、神楽を保存・継承することが厳しい状況となってきております。

このような課題を解決するため、本県が中心となりまして、まず、平成28年に九州の神楽ネットワーク協議会を設置いたしました。さらに神楽組織の拡大を図るべく、今年7月に高千穂の夜神楽など、県内の4つの国指定神楽を含む8都県14の神楽を発起人として、神楽の全国組織設立準備会を発足させたところでありま

す。

今後、日本を代表する伝統文化であります神楽の継承を推進するため、全国の自治体や保存団体にさらなる参加を呼びかけ、令和4年度中の全国組織設立に取り組み、目標であります、神楽の一日も早いユネスコ無形文化遺産登録を目指してまいります。

○佐藤雅洋議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

県内には、運動部活動において、全国にも名立たる強豪校として知られる高校が複数あります。例えば、私の地元西臼杵といえば、剣道の高千穂高校。昔から変わることなく現在も、その実力と名声に、全国から剣士が集まってきました。純粋に稽古に汗する高校生たちを、町を挙げて歓迎・応援し、高校生たちの活躍が地域に元気を与え、特に人口減少・高齢化の進む地域では活力とも言えます。

高千穂のみならず、県立高校の運動部活動の魅力向上が地域活性化につながると考えますが、教育長のお考えを伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、各高校の魅力を高め、中学生から選ばれる学校となることを目標に、特色ある学校づくりを進めておりまして、PR動画等を通して、運動部活動も、その魅力をアピールしているところでもあります。

議員に御指摘いただきました高千穂高校の剣道部、小林高校の駅伝部などは、全国大会の活躍などにより、県内だけではなく、県外からも中学生が入学してくるなど、学校の魅力向上に加え、地域の方々に元気や勇気を与える地域のシンボルスポートとして定着するなど、町全体の活性化にもつながっているものと考えております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、一層の運動部活動の魅力向上を図り、地域の活性化に貢献できるよう努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 毎日、全力を出し切った子供たちの、寮などの住環境整備も併せてお願いいたします。

新型コロナに対する国の新たな基本的対処方針を受け、県の対応方針が見直されましたが、県独自の警報基準は、これまでの医療提供体制の逼迫度合い等を考慮しているようであり、その点は評価に値すると思われれます。あわせて、人流を活性化し、落ち込んだ経済を上向き傾向に導く。何を大事にして、どこを緩和していくのか。広げない策を講じながら、生活を取り戻す必要があります。

私は、ワクチンパスポートや陰性証明書を活用すべきと、以前から厚生常任委員会等で進言をしてまいりました。

県では、新たにワクチン・検査パッケージ制度の活用により行動制限を緩和するとありますが、導入により、感染拡大期における行動制限はどうか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 新型コロナを取り巻く状況の変化や、国の基本的対処方針の改定等を踏まえまして、新たな県の対応方針では、警報等の発令基準を、医療の逼迫状況等をより重視したものとするとともに、ワクチン・検査パッケージの活用等による行動制限の緩和などを行っております。

ワクチン・検査パッケージは、感染拡大期におきましても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等における行動制限の緩和を可能とするため導入されるものであります。

具体的には、第三者認証制度による認証飲食

店のうち、あらかじめ県にパッケージの適用登録を行った飲食店や、感染防止安全計画を策定したイベント主催者等が、利用者のワクチン接種歴またはPCR検査等の陰性結果を確認することにより、人数制限が緩和されます。また、県外との往来自粛につきましても、パッケージの適用を受ける方は、自粛の対象外となります。

○佐藤雅洋議員 ワクチン・検査パッケージを適用して、行動要請の緩和を行うことは、県民の方々が社会経済活動を継続し、日常生活を送れることにつながる非常に重要なことだと思います。

一方で、このことに伴い、健康上の理由などでワクチン接種ができない方への検査が必要となるなど、今以上に検査体制の強化が求められるものと考えております。

そこで、今回、補正予算として上程された「新型コロナウイルス検査促進事業」は、検査体制の強化に資するものと考えますが、具体的な内容について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) ワクチン・検査パッケージにより、今後、感染拡大期におきましても、感染リスクを下げながら社会経済活動を継続していくことが可能となりますことから、必要な検査を受けられる体制の整備が求められております。

このため、本日追加提案いたしました「新型コロナウイルス検査促進事業」により、必要な検査体制の整備を行うこととしております。

具体的には、新たに検査所を設置いたしまして、健康上の理由等によりワクチン接種ができない方がパッケージ等を利用する際に必要となるPCR検査等や、感染拡大時に知事の要請により希望者が受けるPCR検査等が無料で受け

られる体制の整備などを行うこととしております。

今議会におきまして、予算をお認めいただければ、今後、12月中旬に検査所を県内数か所に設置し、その後、順次、各地に増やしていくこととしております。

○佐藤雅洋議員 次に、県弁護士会の発表にあった事例です。

コロナ禍で売上げの落ち込んだ事業者が金融機関7社から借りた約750万の返済計画が頓挫したため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を適用し、7社のうち6社の合意を得て、簡易裁判所の特定調停により、約700万円の減免が可能となり、さらには100万円ほどの財産も手元に残すことができたとのことです。

私は、このような将来に希望を感じたくなる案件があることを、今回の発表で知りました。これこそ今必要とされていることではないでしょうか。

事業が立ち行かなくなる事業者もいます。直接手を差し伸べることはできなくても、諦めるな、やり直しはできるとのメッセージと併せて、このような内容をもっと広く周知することで救える大きなものがあるのではないかと考えます。一定の要件はあろうかと思いますが、コロナ禍で返済が難しくなった個人や事業者においては、その後の生活や事業の再建が可能です。

新型コロナの影響で借入金の返済が厳しい事業者に対する支援について、県の考えを商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） コロナ禍により、借入金返済などに課題を抱える事業者に対しましては、早期かつ丁寧な対応が必要で

あるため、県、信用保証協会、金融機関等による中小企業支援ネットワークを構築し、事業者の経営改善などに向けて、関係機関が連携しながら取組を進めております。

特に、返済が厳しい事業者につきましては、まずは金融機関等に相談いただくこととなりますが、金融機関に対しては、県からもできる限り柔軟な対応を要請しており、返済猶予が行われるケースが増加しております。

また、宮崎商工会議所が事務局となっております中小企業再生支援協議会では、金融機関の同意を得ながら、債権放棄の調整や再生計画策定に対する支援などを行っており、今後とも関係機関と連携しながら、効果的な支援が提供されるよう取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。

経済産業省の発表によりますと、灯油価格が13年ぶりに高値をつけております。電気やガス料金も高騰する中、本格的な冬場を迎える家計に打撃となる予想です。さらには、コロナで冷え切った各産業界にも影響を及ぼすのは避けられないことでもあります。

県内各産業界の影響について、県はどのように把握をして、それに対してどのような対策を講じるお考えなのか、総合政策部長、商工観光労働部長、農政水産部長におのおのお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 長引く新型コロナの影響に加えまして、原油価格の高騰により、本県経済は様々な産業において影響を受けております。

中でも、県産品を都市部に輸送する役割を担う物流分野は、輸送コストの大幅な増が経営の大きな負担となっております。

県では、「宮崎県の物流に関する意見交換

会」を来週開催し、トラックやフェリーなどの物流事業者をはじめ、農林水産業や商工業の荷主、運輸局や労働局などによる意見交換を行い、それぞれ実情を伺うこととしております。

また、国の新たな経済対策におきましては、石油元売り事業者に対する支援などが盛り込まれておりますので、これらの状況を見極めながら、県として必要な対応を検討してまいります。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 商工観光労働部におきましては、原油価格高騰により影響を受けている商工業者の経営・金融相談に対応するため、11月5日付で特別相談窓口を設置しましたほか、県内金融機関に対して、中小企業の経営安定や金融円滑化について協力依頼を行っております。

また、県中小企業融資制度でも、原油価格上昇により売上げ減少等が生じている中小企業者の資金繰りを支援するセーフティネット貸付等を設けており、特別相談窓口では、このような、より負担の少ない貸付けの利用案内などを行っております。

なお、県内の商工会議所や商工会などでも、同様に特別相談窓口が設けられており、中小企業者からの相談に応じていただいているところがございます。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農水産業の分野では、施設園芸の暖房費や、漁船の燃料費の増加により、経営に大きな影響を受けており、特に農業分野では、西臼杵などの寒冷な中山間地域ほど、その影響が著しいものと認識しております。

このため、今般の価格高騰に対し、農業者、漁業者の経営への影響を軽減するため、国のセーフティネット構築事業を関係機関一体と

なって推進しますとともに、国に対し、十分な予算の確保や状況に応じた制度の柔軟な運用を要望しているところです。

県としましては、引き続き、セーフティネットの加入推進や省エネ対策を進めるなど、原油価格高騰の影響の軽減に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 原油高騰で影響を受けている物流業者ですが、2024年4月からは、トラック運転手に時間外労働の上限規制が罰則つきで適用されます。この24年問題を見据えて、各地で市場の垣根を越えた物流に対する意識改革が必要と考えます。もちろん、それには荷主の理解と協力も必要不可欠です。幾ら世の中がデジタル化されても、運ばなければ荷物は届きません。

宮崎には、ありがたいことに宮崎カーフェリーという大変頼もしい輸送手段もあります。輸送業者の企業努力だけでは限界があります。農林業県である宮崎の生産者皆さんの負担とならない、効率的に輸送できる仕組みを確立できるよう、支援が必要と考えますが、県の考えを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 担い手不足や長時間労働という課題を解決し、物流の効率化を進めることは大変重要であることから、県では、トラックによる陸送から、海上または鉄道輸送へシフトする物流事業者や荷主の取組に対し補助を行い、モーダルシフトを推進しております。

また、「宮崎県の物流に関する意見交換会」におきましては、これまで労働時間の規制やモーダルシフト、共同輸送の取組など、物流を取り巻く諸課題について、専門家のお話を聞くなどして、事業者の理解醸成や情報の共有化に

取り組んでおります。

このほか、農業分野におきましては、「みやぎ農の物流DX推進協議会」を設置し、共同輸送やパレット輸送など、物流の効率化に向けた新たな取組を行っているところであります。

○佐藤雅洋議員 国は先月、野生鳥獣の集中捕獲キャンペーンとして、前年度より1割近く多い144万頭の捕獲を目標に実施すると発表しました。

いまだに中山間地域では、鳥獣の被害に苦しんでいます。特に稲作へのイノシシ被害は多大なもので、地域中に金網を張り巡らせるものの、完全に侵入を防ぐことはできません。林業でも同じく、鹿による被害は後を絶ちませんが、これらの野生鳥獣を完全に全滅させることもできません。

そこを踏まえて、適正な頭数まで下げる必要があります。全国では144万頭との目標値がありますが、本県の鹿、イノシシの捕獲目標とその達成状況、捕獲の取組について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 鹿につきましては、令和2年度の捕獲目標2万5,000頭に対して、その実績は2万6,891頭であり、目標を達成しております。

一方、イノシシについては、2万1,627頭を捕獲しておりますが、目標については、生息数の推定が困難なことから、捕獲頭数ではなく、農林作物被害額を5,000万円以下に抑えることを目指しており、令和2年度の被害額は約1億2,300万円であったことから、目標を達成しておりません。

次に、捕獲の取組としましては、鹿、イノシシ等の有害捕獲に対する助成や、猟友会等への委託による捕獲の実施、狩猟期間の延長に加

え、今年度からは、狩猟による鹿捕獲に対しても助成を行っているところであります。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、効果的な捕獲対策に積極的に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 その中で、猟友会の果たす役割は非常に大きいと考えます。しかし、その多くは長年頑張ってこられた狩猟者で、かなり高齢化が進んでいると聞き及びます。

県は、その状況をどの辺りまで把握しているのでしょうか。あわせて、その狩猟者への支援と援助という点で、山間地の多い宮崎では、全国に先駆けて、かなり踏み込んだ取組が必要ではないでしょうか。

狩猟者の現状と確保・育成の取組について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 令和2年度末の狩猟免許の所持者数は延べ5,617人で、10年前と比べ775人減少し、また年齢構成は、60歳以上が67%から72%に増加している状況にあり、狩猟者の確保が課題と認識しております。

このため県では、狩猟者の約8割が加入している団体であります猟友会や、市町村と連携し、これから免許を取得する初心者向けの講習会の開催や、免許取得経費の一部助成を行うほか、より受験しやすい環境とするため、今年度から新たに試験会場を3会場増やし、延べ11会場へ拡充したところであります。

また、林業大学の長期課程のカリキュラムに、わな免許の取得を組み込むとともに、わな免許初心者等を対象とした技術講習会を実施しております。

今後とも、市町村及び猟友会と連携し、狩猟者の確保・育成にしっかりと取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 獣害撲滅のためにも、宮崎県ならではの狩猟者、猟友会等への新たな踏み込んだ支援を要望いたします。

宮崎県は、先人の残したきれいな棚田が数多くある棚田県であります。しかし、それを守り継承していく人々には、目に見えぬ大変な苦勞があります。

棚田をうたう宮崎県として、これまでも保全に様々な支援をいただいておりますが、棚田地域の保全における新たな取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 棚田は、国土の保全や美しい景観など、多面的な効果を有するものであり、これらを維持していくことは、大変な御苦勞があると認識しています。

このため県では、中山間地域等直接支払制度などを活用した支援を行っているところであります。

また、西臼杵管内をはじめとする県内20協定、629ヘクタールにおいては、令和2年度の制度拡充により措置された、棚田地域に対する活動加算を活用した取組が進んでおります。

このような中、国では、地域振興などの取組が優れている棚田を、「つなぐ棚田遺産」として新たに認定するとともに、その周知に協力する企業などをオフィシャルサポーターとする制度を創設したところであります。

県としましても、この制度の活用を含め、棚田の認知度を高めながら、積極的に棚田地域の保全に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 豊かな自然、豊かな水、澄んだ空気、穏やかな人々、河川とともに生きる宮崎県民にとっては、川は大変大事なものであります。

河川愛護活動を行う団体への支援策につい

て、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 県では、河川において清掃などのボランティア活動を行う団体への支援策として、「ふるさとの川・海」愛護ボランティア支援事業を実施しております。

具体的には、ボランティア活動に必要な資機材の提供や活動参加者の傷害保険への加入、また、回収ごみの処分などを行うものであります。

令和2年度は、高千穂町の本組公民館女性部をはじめとする自治会・自治公民館や県内4つの内水面漁業組合など、37団体2,547名の活動を支援したところであります。

今後とも、事業のPRに努めますとともに、ボランティア活動の積極的な参加を促すことで、県民の皆様の河川愛護意識の醸成を図り、美しい宮崎づくりを推進してまいります。

○佐藤雅洋議員 山と海はつながっています。川上は川下の人を思い川をきれいにし、川下の人には川上に思いをさせ、互いに自然の恵みに感謝することは美しいことです。

次に、土砂崩壊と林地残材の関係について伺います。

先日発生しました内海の土砂崩壊で、地元住民の方々は大変な恐怖と避難生活での苦勞を感じられたのではないのでしょうか。

今回の災害は、林地残材の流出が浸水被害の拡大を招いたようだとされている節もあるようでございますが、山に詳しい方々の認識ですと、そのような残材も含め、山を裸にすると山が痩せ、災害が起きるとのことです。残材も落ち葉と同じであり、木の枝もやがて土に戻ります。課題は、大雨時に土砂崩壊等の災害を起こさない、水処理がしっかりできた壊れない道造りを行い、林地残材を、現地にくいを打って止

めたり、分散して整理するなど、適切に処理することが必要であります。

そこで、林地残材の処理については、県はどのように伐採事業者を指導しているのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、適正な伐採を推進するため、林地残材の処理など、必要な留意事項をまとめたガイドラインを作成し、市町村や関係団体と連携しながら、伐採届の受付時や伐採パトロール、研修会など、あらゆる機会を通じて、伐採事業者に対し、その遵守について指導を行っております。

また、業界の中には、「責任ある素材生産業のための行動規範」を定め、環境や災害防止に配慮した伐採・搬出を実践するとともに、定期的にセミナーを開催し、普及を図るなど、業界全体の資質を高める自主的な取組も見られています。

県としましては、今後とも、市町村や関係団体と一体となって、ガイドラインの普及啓発に努めるなど、適切な林地残材処理が徹底されるよう、指導を強化してまいります。

○佐藤雅洋議員 その林業従事者の方々が困っている県内、特に中山間地の電話電波の状況について伺います。

林業県の宮崎では、山中でその電波を必要とする場面が多くあります。作業中に限らず、登山等でも同様に、事故が起こったときなど、SOSもできずに孤立してしまいます。それらを電話会社の実績だけに頼るのではなく、どう対応して、どう働きかけるかが重要になるのではないのでしょうか。

例えば、山中では電波が弱いため注意が必要といったような注意喚起であったり、各社への投げかけ、働きかけが必要であると考えます

が、県としての対応はいかがでしょうか。総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、携帯電話が通じない地域、いわゆる不感地域のうち、居住エリアにつきましては、採算性の問題などから整備が進まない中山間地域を中心に、市町村と連携し、国の補助事業を活用しながら解消を図ってまいりました。その結果、いずれの携帯電話事業者のサービスも利用できないような世帯は、平成28年度末の205世帯から、令和2年度末には86世帯まで減少しております。

一方で、山間部などの非居住エリアの不感地域につきましては、道路交通量、通行量などの一定の条件を満たせば、国の補助事業の対象となりますが、実施主体であります市町村の負担が大きいことなどから、活用が十分には進んでいない状況であります。

このため県としましては、補助率のかさ上げや要件緩和などを国に要望するなど、今後とも市町村と連携し、取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 林業県である宮崎には、温暖化対策も見据えた木材利用促進条例等があります。私たち林活議連でも、県内での建築物での木材利用を進めるべきと活動しておりますが、林業県ゆえに、さらに進めるべき事柄だと考えます。今まで鉄骨などで造っていた農業倉庫などにも、木材の利用が全国的に進んでいるようです。

倉庫などの低層非住宅分野への木材利用促進は、地球温暖化防止の観点からも大変重要と考えますが、林業県宮崎での木材利用に向けてどのように取り組んでいくのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 倉庫などの低層の非住宅分野は、広い開放空間を確保するた

め、これまでその多くが鉄骨造りで建てられておりますが、近年、新たな構法の開発等により、全国的に木造化の動きが広まりつつあります。

本県でも、昨年度、串間市において、幅約20メートル、奥行き約50メートルの大空間となる木造の製材品保管倉庫が、国の事業を活用し建設されたところであります。

議員御指摘のとおり、木材の利用は地球温暖化防止にも貢献することから、このような活用事例を広くPRするとともに、木材利用技術センターの技術支援や、木造の設計スキルを持つ建築士の育成等を通じて、引き続き、国や市町村、関係団体等とも連携しながら、低層の非住宅分野をはじめとした木材利用の促進に積極的に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 いよいよ、鹿児島県で行われます第12回全国和牛能力共進会本番まで1年を切ったわけですが、10月に新富町で行われましたプレ全共での結果を通して、宮崎牛の4大会連続内閣総理大臣賞獲得へ向け、今後の取組と意気込みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 全共本番に向けましては、10月に開催されたプレ全共での課題を踏まえ、まず種牛の部では、本年度重点的に措置した出品対策事業をフル活用して、優秀な雌牛の確実な地元保留に取り組み、巡回調査や集合検査等を通じて、候補牛の選抜と磨き上げを一層強化してまいります。

また、肉牛の部では、現在、肥育農家20戸において、徹底した管理の下、飼育されている80頭の候補牛に対し、定期的な発育調査や血液検査、さらには肉質の超音波診断等を行い、最高の宮崎牛に仕上がるよう取り組んでいるところ

でございます。

引き続き、生産者をはじめ、関係機関がチーム宮崎として一体となり、日本一の努力と準備を継続することで、4大会連続の内閣総理大臣賞獲得を目指してまいります。

○佐藤雅洋議員 日本一の努力と準備、4連覇への意気込みはよく分かりました。しっかりと関係者一丸となって頑張っていきたいと思います。

しかし、今回の鹿児島全共だけが全てではございません。まだまだ多くの課題を抱える本県の畜産であります。

持続可能な肉用牛振興についての現在とこれからの取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県の肉用牛は、宮崎牛ブランドとして全国に知られ、産出額においても全国3位に位置するなど、本県農業の基幹品目でありますことから、一層の振興を図る必要があります。

このため、県では本年、「みやざき畜産共創プラン」を策定し、持続可能な肉用牛振興に向けて、各種施策に取り組んでいるところであります。

具体的には、畜産クラスター事業等を活用した担い手の規模拡大や、繁殖センター等の拠点施設整備による分業化の促進、ICT機器等のスマート技術を活用した生産性向上、さらに新たな視点として、家畜排せつ物をバイオマスエネルギーへ利活用する脱炭素社会を目指す取組などを推進しております。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、本県の基幹産業である肉用牛の振興に、しっかりと取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 肉用牛の振興は、本県農業の最も重要な柱です。しっかりとお願いいたします

す。

最後に、たばこ廃作後の農家支援状況について伺います。

本年、多くの葉たばこ生産農家が、長年続けた葉たばこ生産を廃作へとかじを切りました。そこには多くの痛みがあったことと察します。

今回の葉たばこ廃作に関し、現在の状況と、葉たばこを継続する農家への支援について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 今回の大幅な葉たばこ廃作の動きにつきましては、県としましても注視しているところであり、各地域の共同乾燥施設の統廃合や、育苗する地域も変更されるなど、施設の利用体制等が変わることに加え、宮崎県たばこ耕作組合の組織体制の合理化等も検討されていると伺っておりますので、今後も情報の把握に努めながら、必要な支援を行ってまいります。

一方、葉たばこは、土地利用型作物の基幹品目の一つとして重要な作物でありますので、令和4年産も、葉たばこ栽培を継続される農家に対しましては、新たに措置した制度資金の周知を図るなどにより、引き続き、葉たばこ生産農家の経営安定と葉たばこの生産振興に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。

私の用意した質問は以上ですが、ここで、私に頂いた1通のメッセージを読ませていただきます。

「どうしても都市部に注目が行きがちですが、県民全ての福祉なくして、宮崎県は成立しないと思います。そういう意味で、各地域を知る県議の方々の背中には、それぞれに住民の思い、期待が集まっています。ぜひ、そのことをお忘れなく、地域にも日が当たるようお願いい

たします」といただきました。ちなみに、この方は都市部に住む方です。川上が川下を思い、川下の方が川上に思いをはせ、憂う、思いやりをうれしく感じました。

12月4日は、アフガニスタンで人道支援に尽くし凶弾に倒れた、中村哲さんの命日でした。高千穂でも講演をいただきました。その教諭に、「一つの命を粗末にするな」「身を捨てて皆に尽くせ」「命をつなぐことこそ最も重要」と教えていただきました。肝に銘じます。

本日は、執行部の皆様、丁寧にお答えをいただき、感謝いたします。今年も残り僅か。慌ただしい年の瀬を無事乗り切っていただき、迎える年がすばらしいものになることを願いました。質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕（拍手）自由民主党、小林市西諸県郡選出、丸山裕次郎でございます。

私が前回の一般質問をしたのは、平成30年11月議会でしたので、約3年ぶりの一般質問になります。また、初めての大会でありまして、多少緊張しておりますけれども、知事はじめ執行部の皆様方には、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

私が、第70代県会議長を令和元年5月から

令和3年4月まで、無事に務めることができましたのも、県議会の皆様、県議会事務局の皆様、さらには県執行部の皆様方の御協力、御支援のおかげでできました。改めて、この場から感謝の言葉を申し上げます。ありがとうございました。

ここで、議長の思い出を3つほど紹介させていただきます。

まず1つ目は、天皇陛下のお御代替わりに関する祭典、即位礼正殿の儀、饗宴の儀、大嘗宮の儀などに、河野知事と私が宮崎県代表として参列させていただく大変光栄な経験ができたことです。特に10月22日の即位礼正殿の儀は、朝から雨が降っておりましたけれども、祭典が始まる直前には雨がやみ、皇居の周りだけが明るくなり、天皇陛下が高御座にお出ましになったときには、日が差してまいりました。さすが天皇陛下だと感じました。一連の式典が終わりますと、また雨が降り出したときには、神秘的で何とも言えない気持ちになりました。

2つ目は、議長に就任して間もないときに、県選出国會議員と当時の自民党二階幹事長と会食ができたときに、今思うと、ずうずうしいことを感じておりますけれども、二階幹事長に「このたび宮崎県議会議長に就任させていただきました丸山といいます。ぜひ、二階幹事長から議長就任のお祝いをください」と言ってしまいました。二階幹事長からは、「今度来るときにちゃんと文書で持ってこい」という回答をいただき、東九州道や九州中央道のミッシングリンク解消、東九州道の4車線化の整備などに向けて、何度も陳情活動ができたことです。

3つ目は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う感染対策や経済対策などに対応するため、毎月のように議会を行い、口蹄疫のときの臨時会

の回数を上回ったことです。

そのほか、様々な事案に対しての国等への要望活動や各種イベントや会議への出席、県内市町村や各種団体からの要望を受けるなど、あっという間の2年間でありました。

私を支えていただきました議長秘書をはじめ、議会事務局の皆様方に改めてお礼申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

まず、新広域道路交通計画についてお伺いたします。

現在整備が進んでいる東九州道や九州中央道等の一日も早い全線開通を望んでおりますが、これらの計画ができたのは、私が県職員の時代の約30年前であります。約30年前の計画が順調に進んでいることに対し、うれしく感じつつも、さらなる宮崎の発展には新たな計画が必要ではと感じておりました。

平成30年3月に、物流上重要な道路を指定する重要物流道路制度が、国において創設されました。この重要物流道路制度を契機に、本県の状況や将来像を踏まえた、おおむね20年から30年の中長期的な観点から、今年6月に宮崎県新広域道路交通ビジョン・宮崎県新広域道路交通計画が策定されました。

新たな広域道路ネットワークとして、西都市から西米良村、人吉市等を経由する人吉西米良宮崎道路、日南市から都城市を結ぶ日南都城道路等が、一般広域道路として記載されております。また、小林市から西米良村、椎葉村等を経由する中九州縦貫道路や、日向市から美郷町、諸塚村、五ヶ瀬町等を経由する高千穂日向道路等が構想路線として記載されております。

そこで、今回の宮崎県新広域道路交通ビジョン・計画等を踏まえ、今後の道路整備に対する

知事の思いをお伺いいたします。

県土整備部長には、新たな広域道路ネットワーク計画の推進に今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終え、以下の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。今後の道路整備についてであります。

本県の高速道路をはじめとする道路ネットワークは、今年度、九州中央自動車道日之影深角一平底間が開通、これにより、高千穂日之影道路が開通したわけではありますが、さらに、都城志布志道路の県内区間が令和6年度に全線開通見込みとなるなど、着実に整備が進んできていると感じております。

しかしながら、全国との状況と比べますと、まだまだ道路整備が遅れている状況にあり、本県がさらに飛躍していくためには、県域を越えた交通・物流ネットワークの強化が不可欠であると考えております。

議員御指摘の新広域道路交通計画では、九州各県と県内主要都市を結ぶ道路や、港湾、高速道路インターチェンジへのアクセス道路のほか、将来、九州の一体的浮揚に必要となる新たな路線も盛り込んだところであります。

私としましては、喫緊の課題であります地方創生や国土強靱化対策、さらには、新たな宮崎の成長にもつなげる新広域道路交通計画の実現に向け、今後とも、県議会をはじめ、関係自治体や経済界などの皆様の御協力をいただきながら、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長(西田員敏君)〔登壇〕 お答えします。新たな広域道路ネットワーク計画の推進についてであります。

この計画は、本県の実情や将来像を踏まえ、広域的な道路交通の方向性を定めたものであり、今後、おおむね20年から30年間で広域的な道路ネットワークの機能強化を図ることとしております。

このため、高速道路のミッシングリンク解消のほか、東九州道と九州縦貫道を東西に結ぶ国道219号などの整備をさらに加速化していくとともに、中九州縦貫道路などの構想路線を具体化するための取組も、今後進めていく必要があると考えております。

県としましては、引き続き、高速道路などの整備促進や、計画に位置づけた路線の重要物流道路の指定を国へ強く訴えてまいりますとともに、「国土強靱化5か年加速化対策予算」の積極的な活用など、道路整備に必要な予算の確保に努め、計画の推進にしっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 東九州道の串間での中心くい打ち式のとくに、当時の村山九州整備局長(現国土交通省道路局長)から、事業採択が決まれば10年から15年で大体終了しますと。東九州道も九州中央道も順調に整備が進んでいきますので、今のうちから新たな道路計画をしっかりとつくってほしいという話を聞いておりますので、今回の新広域道路交通計画は非常に楽しみにしております。ぜひ、具現化を強く要望しておきたいと思っております。

そのためには、西田部長の答弁にありましたように、国道219号等が、まず重要物流道路に指定されることが大きな一歩になると思っておりますので、ぜひ、永山副知事の御尽力を期待しております。

次に、医師の働き方改革についてお伺いいたします。

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行され、2024年4月から医師にも適用されるようになります。

医師には医師法により応召義務があり、医師の時間外労働の上限が月100時間、年960時間、特例で1,860時間を認めておりますけれども、健康保持措置が設けられております。

健康保持措置の項目として、勤務日において最低限必要な睡眠（1日6時間程度）を確保するため、連続勤務時間の制限、勤務間インターバルの確保が求められております。

また、長時間の手術や患者の対応など、やむを得ない事情によって連続勤務時間・勤務時間インターバルが例外的に実施できなかった場合に、代償休息を付与することが示されております。

策定中の新たな宮崎県病院事業経営計画にも、「働き方改革への対応」という項目が追加されようとしております。

そこで、県立病院における医師の時間外労働時間等の実態について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立病院における昨年度の医師の時間外労働は、新型コロナ対応に伴い、直接対応に当たった医師の時間外労働時間が多くなる一方で、一般の患者の受入れ制限などを行いましたことから、全体としては、医師の時間外労働時間は減少したところであります。

新型コロナの影響が少なかった令和元年度では、働き方改革において予定されている時間外労働の上限であります年間960時間を超える医師や、100時間を超える月がある医師も見受けられたところであります。

また、県立病院は救急医療を担っております

ことから、救急に関連する業務での時間外労働が多く見られるところではありますが、勤務間インターバルの確保の状況など、より詳細な実態を把握していく必要があると考えております。

○丸山裕次郎議員 県立病院でも、月100時間を超える医師や年間960時間を超える医師がいるようではありますが、2024年からは、全ての勤務医が対象になるわけです。

医師の働き方改革について、現在どのように対応し、今後どのように取り組んでいくのか、それぞれ福祉保健部長と病院局長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 令和6年度以降、医師の時間外労働の上限は、原則年間960時間となり、それをを超える医師が在籍する医療機関は、労働時間短縮に係る計画策定、第三者評価の受審後、県の指定を受けることで、年間1,860時間まで時間外労働が可能となります。

制度の開始に向け、現在、国は全病院を対象とした調査を実施し、実態把握を進めており、今後、調査結果を県と共有しながら、第三者評価を行う組織を設置する予定としています。

一方、県におきましては、新規事業「医師の働き方改革推進事業」により、ICT機器の整備や短時間勤務要員の確保など、労働時間短縮の取組を支援しているところであり、今後、情報収集に努め、国とも連携を図りながら、病院へのフォローアップや指定に向けた準備に、労働局や県医師会と取り組んでまいります。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立病院では、医師の働き方改革に向けて、時間外業務の内容やインターバルの確保の状況など医師の働き方全般について、より詳細な実態把握等を進めているところでございます。

今後、こうした実態や国の動向などを踏まえ

ながら、病院機能への影響や対応などについて検討を進めていくこととしております。

医師の働き方改革に当たっては、救急医療など県立病院に求められる機能を確保することが、大変重要であると考えております。

このため、医師の確保に加えまして、医師の事務作業等を補助する医療秘書の充実、看護師など他の医療スタッフとの連携といったタスクシフトなどに取り組みますとともに、病院全体として、働き方改革に向けた意識改革を図ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 病院局長から答弁がありましたように、医師から他職種へのタスクシフトをするためには、法的根拠の確認、組織方針の明確化、患者及び職員の安全確保のための環境整備が必要ですが、具体的には組織づくり、人員の確保、知識技術の教育、マニュアル作成などが必要であります。さらに重要なのは、医師、看護師などの医療従事者の意識改革が必要であります。また、医師と看護師や薬剤師、放射線技師などのチーム医療の構築が必要だと言われております。

そこで、県として、医療機関における、医師から他職種へのタスクシフト、チーム医療をどのように推進していくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 医師の負担軽減、労働時間短縮を進める上で、多くの職種へのタスクシフト、チーム医療の推進は、議員御指摘のとおり、効果的な取組であることから、今年度、各専門職の業務範囲を規定する法律の改正が行われ、放射線技師をはじめとする医療関係職種がより専門性を生かせるよう、各職種の業務範囲の拡大が図られたところであります。

そのため県では、県医師会等を通じて、改正の内容について各医療機関に周知するとともに、管理者や経営者の意識改革を促進するセミナーを、労働局や県医師会とともに開催することとしております。

今後も引き続き、関係機関と連携し、制度の周知と医療機関全体の意識の醸成に積極的に取り組み、チーム医療の推進を図ってまいります。

○丸山裕次郎議員 医療機関における他職種へのタスクシフトにつながる取組として、看護師の特定行為に係る研修制度があります。

医師の時間外短縮に向け、看護師の特定行為が有効と言われておりますけれども、特定行為研修を修了した看護師は、令和3年9月現在で、全国で約4,400人と伺っております。

厚生労働省は、2025年度までに10万人養成したいと言っておりますが、2025年までに10万人を達成するのは極めて厳しいと感じております。

そこで、特定行為研修を修了した看護師の本県の状況と、2025年の本県の特定行為研修を修了した看護師の目標をどのように設定しているのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県における看護師の特定行為研修修了者につきましては、2年に1度実施される看護師等業務従事者届によりますと、令和2年12月末現在で7名となっております。

また、県内の医療機関等を対象に実施しました意向調査によりますと、47の医療機関等が研修の受講を希望されておりますので、まずはこの受講希望に応えられるよう、指定研修期間の整備や受講しやすい環境整備等に取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員 2025年度までの特定行為修了者の目標設定は難しいようでありますけれども、県内のニーズ調査をしているようでありますので、精査をしていただき、目標数値を示して推進していただきたいと考えております。

また、看護師の特定行為研修ポータルサイトというのがあるんですが、それを見ますと、令和3年8月現在で、福岡県では74名、佐賀県では33名、長崎県では31名、熊本県では32名、大分県では20名、鹿児島県では79名、沖縄県では52名が研修を修了しております。宮崎県の研修を修了した数は答弁では7名ですが、ポータルサイト上では4名と極端に少ない状況です。

ポータルサイトと答弁との差は、恐らくポータルサイトに公表しているのは、本人が情報を開示していいという数でありますので、先ほど述べた九州各県の人数よりも多いと予測され、本県の研修済みの数が非常に少ない状況です。

さらに調べたところ、平成30年8月現在で研修機関がなかったのは、九州内では、長崎県、熊本県、そして本県の3県でありましたけれども、現在でもないのは宮崎県だけあります。

平成29年6月現在での特定行為研修を修了した長崎県の人数が11名、熊本県は1名、宮崎県は4名でした。令和元年から2年までに、特定行為研修機関を設置した長崎、熊本両県とも、令和3年までには30名以上になっております。大きな差がついてしまっております。誠に残念であります。

九州内で急速に研修を修了した数が増えた県は鹿児島県で、平成29年は16名だったのが、令和3年8月には79名、63名も増えております。鹿児島県の取組も参考にすべきだと感じております。

そこで、県としても、特定行為研修機関の設置に向け、宮崎大学、県立看護大学、看護協会などの関係団体と協議し、具体的な検討を進めていると伺っておりますけれども、現在の進捗状況と今後の進め方について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 県内での特定行為研修機関の設置につきましては、令和2年11月、大学や医師会、看護協会等の関係機関と推進検討会を設置し、特定行為研修へのニーズ調査のほか、先進地視察による情報収集等を行うとともに、研修機関の指定に前向きな医療機関への働きかけを行ってまいりました。

その結果、現在、宮崎市内の民間病院が研修機関としての指定を受ける準備を進めており、今後、国の指定を受ければ、来年度から研修が開始されることになっております。

県としましては、県内に指定研修機関を増やしていくことが重要でございますので、今後とも県医師会など関係機関と連携し、医療機関の管理者等に対し、特定行為の意義やメリット等の周知を図りながら、指定申請に前向きな医療機関に働きかけを行ってまいります。

○丸山裕次郎議員 来年4月から民間病院での看護師の特定行為研修を行うことは、大きな一歩だと思いますけれども、県全体に広げていく必要があり、急速に対応するため、大分県のように県立看護大学、県立病院で特定行為研修機関を設置できないのかと考えております。

そこで、福祉保健部長並びに病院局長に見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 特定行為研修の指定研修機関となるためには、指導者となる医師や教員の確保、研修に必要な施設や設備、医療に関する安全管理体制や症例の確保な

ど、様々な課題があります。

県としましては、県内医療機関の指定申請に向けた動きや研修受講のニーズも踏まえながら、大学とも協議してまいりたいと考えております。

○病院局長(桑山秀彦君) 看護師の特定行為は、診療分野によって特定行為の内容が異なりますので、県立病院が研修機関となる場合、どの診療分野で実施するのか、また、指導に当たる医師や看護師の確保・育成、研修の対象となる症例の確保などが検討課題となってまいります。

現在、県内における特定行為研修の実施について、関係機関などで検討が進められているところでもありますので、こうした動きを踏まえながら、県立病院での実施について検討してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 医師の働き方改革の推進、特定行為研修の推進には、医師、看護師等の意識改革がまず必要です。ぜひよろしく願いいたします。

九州内の多くの公立病院等は、特定行為研修施設になっております。県と宮崎大学病院、医師会、看護協会などの密接な協議を行っていただき、公的機関による研修機関が一日も早くできることを強く要望しておきます。

医師の働き方改革を進めていき、医療水準を落とさないためには、まず、県央、県北、県南の3ブロック等で特定行為研修機関となるような核となる病院が出てくることが求められると、私は思っております。

特定行為研修機関になるためには、様々なマンパワー、資材備品、手続、費用などが必要と伺っております。

そこで、特定行為研修機関になるための県と

しての支援体制について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 医師の働き方改革や在宅医療等を推進する上で大きな役割が期待される、特定行為を行うことができる看護師を県内各地で確保することは、大変重要な課題であると認識しております。

このため、県としましては、看護師の特定行為研修機関の設置を促進するため、施設改修や必要な機器等の整備、運営費等に対する支援を行うこととしております。

今後は、各地域に1つでも多くの研修機関が設置されるよう、県医師会や看護協会など、関係団体と連携を図りながら、各地域の拠点病院等に対して、地域で求められている特定行為区分の情報提供や個別の働きかけを行うなど、積極的な取組を進めてまいります。

○丸山裕次郎議員 県の強いリーダーシップで、県内各地に多くの研修機関が設置されることを要望しておきます。

団塊の世代が75歳以上になる2025年度をめどに、住み慣れた地域で自分らしい暮らし、生活が続けられるように、地域包括ケアを押し進めております。

地域包括ケアを進めるためには、在宅医療、在宅介護等の充実が必要でありますけれども、本県の中山間地域では、なかなか順調に進んでいないと思います。中山間地域で進まない要因の一つとして、移動するのに時間がかかると言われております。

また、大学病院等で働く若い医師は、自分が勤務している病院以外に出向いて診療を行っている実態がありますが、医師の働き方改革が進み、副業・兼業を行っていくことが難しくなると、派遣を受けている医療機関の診療体制に影

響が出ると予測されます。特に中山間地域の医療機関においては、さらに医師不足の状況が進むと思われま

す。また、本県においては、医師が宮崎東諸医療圏に集中している医師の偏在是正も大きな課題です。

一方、新型コロナウイルス感染で、医療分野でのICT化、オンライン診療等が進んだと言われておりますので、この取組をさらに深化させ、本県での医療分野の課題解決につなげるべきではと考えております。

そこで、医師の時間外労働時間短縮や医師の偏在是正解消のためにもICT化を進めていくことが有効だと考えておりますが、福祉保健部長の見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 医師の時間外労働時間短縮や偏在是正のためには、議員御指摘のとおり、ICT化を推進することが有効であると考えております。

そのため県では、宮崎大学等と中山間地域の医療機関をネットワークで結び、遠隔で医師の診療支援を行うシステムの整備に取り組むとともに、電話やオンラインでの診療を周知しており、このような取組を進めることで、医師の負担軽減や業務の効率化が図られ、また、中山間地域などの医療水準の向上にも寄与するものと考えております。

今後とも、関係機関や市町村と十分連携して、ICT化を推進してまいります。

○丸山裕次郎議員 今後、5G等が広まる予定になっておりますので、医療分野のICT化推進を要望しておきます。

医師の労働時間短縮を進めていくためには、宮崎県内の医師の絶対数を増やす必要があります。

研修医が今年度64名になり、過去最高程度に確保できたようではありますが、さらなる確保が必要だと考えております。

九州市内で唯一、医師少数県ですので、地域枠の学生だけでなく、宮崎大学の学生全て、原則、宮崎県内での初期研修を行うといった要請が必要だと考えております。

そこで、さらなる研修医並びに医師確保に向けての取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 九州唯一の医師少数県として、また、働き方改革に対応しつつ地域医療を守っていく上で、医師の確保は最も重要な課題であると認識しております。

そのため、宮崎大学や県医師会、市町村をはじめとする関係機関と連携し、医師修学資金の貸与、若手医師のキャリア形成支援、県外からの医師招聘などに取り組んでいるところであります。

さらに来年度からは、宮崎大学医学部の地域枠が大きく拡充されることから、今後、この地域枠の学生を確実に県内定着へ結びつけるとともに、臨床研修医等の若手医師のさらなる確保を図るため、臨床研修制度等の改善や必要な財源の確保などについて、他の医師少数県とも連携し、国に要望してまいります。

○丸山裕次郎議員 医師の働き方改革が適用される2024年4月まで、既に2年半を切っております。

新型コロナウイルスの影響もあり、国の動きにも出遅れが生じておりますけれども、医師少数県であり、中山間地を多く抱え、高齢化が進んでいる本県にとって、全ての県民の命を守るため、スピード感を持って医師の働き方改革への取組をすべきと考えております。

そこで、一連の質問等を踏まえ、医師の働き方改革推進に対する知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この一連の御質問によりまして、とても重要なテーマを取り上げていただいたものと受け止めております。

働き方改革によりまして、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人はもとより、医療の質・安全を確保する上でも非常に重要と考えております。

また、このコロナ禍におきまして、患者の受入れやワクチン接種等、県民の命と健康のために身を粉にして御尽力いただきました、医師や看護師をはじめとする医療従事者に対しまして、改めて感謝の思いを抱きますとともに、県民共有の財産として、しっかり守っていく必要があると感じたところであります。

こうした厳しい現場の状況を打開するに当たりまして、医師個人々の卓越した技量や頑張り、根性論に頼ってはいけないということ、名著「失敗の本質」などにも思いが至るところでありまして、過去の教訓をしっかりと今に生かしていく必要があると考えております。

県といたしましては、医療機関全体の意識の醸成やチーム医療の推進、ICTの活用などの勤務環境改善、労働時間短縮の取組を積極的に支援していくとともに、一方では、コンビニ受診の抑制など、患者の側、医療サービスを受ける側の皆さんに対して、適切な医療のかかり方に関する周知・啓発にも取り組んでまいります。

同時に、御指摘にありましたように、医師少数県である本県にとりまして、医師の確保と偏在是正は非常に重要でありますので、必要な取

組を進め、地域における医療提供体制の維持との両立を図りながら、スピード感を持って医師の働き方改革に対応してまいります。

○丸山裕次郎議員 知事の後援会長は医師と伺っております。医師の働き方改革の推進には、医師等の意識改革が必要でありますので、ぜひよろしくお伺いいたします。

答弁にありましたように、スピード感を持って取り組んでいただきますよう要望しておきます。

次に、家畜の飼養衛生管理基準の変更についてお伺いいたします。

令和2年度、高病原性鳥インフルエンザの大流行や豚熱のワクチン接種農場での断続的発生等を踏まえ、令和3年9月24日に飼養衛生管理基準が改正されました。

改正された内容として、鶏で10万羽以上、豚で3,000頭以上、牛で200頭以上の大規模農場において、畜舎ごとに設備や家畜に異常がないかなどを点検する飼養衛生管理者を置く規定が新設されており、管理者一人で複数の畜舎を見る場合は、頭数の上限が定められるなどと、防疫の強化が示されております。

しかし、今年も残念ながら先月から、高病原性鳥インフルエンザが鹿児島県等で発生しており、養鶏農家が警戒を強めております。

そこで、国が示した大規模農場は、どの程度本県にあるのか、また、新たに改正された基準をどのように周知しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 県内の大規模農場数は、鶏41、豚74、牛81の合計196農場であります。

今回の改正は、大規模農場を対象として、畜種や飼養規模で異なる飼養衛生管理者の配置基

準や、発生に備えた対応計画を策定することなどの内容となっており、まずは、国内外における家畜伝染病の発生状況等を踏まえ、早急に対応することとされた豚及び鶏農場における管理者の配置について、状況の確認を行ったところであります。

引き続き、今回の改正内容を関係団体等とも共有し、連携しながら、毎年実施している家畜防疫員による大規模農場への巡回等の機会を捉え、周知を徹底していくこととしております。

○丸山裕次郎議員 新しい管理基準をしっかりと徹底させるように周知をさらに行い、防疫の強化をお願いいたします。

昨年の高病原性鳥インフルエンザが発生した際、事前に指定していた埋却地に移動距離があり、実際に使えなかった事例もあったと伺っております。

新たな管理基準の中には、大規模農場の中でも、特に規模の大きい農場は、発生に備えて事前に対応計画を策定することなども記載されておりますが、迅速な防疫措置のため、どのように策定していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 今回の改正においては、鶏と豚について、発生に備えた対応計画を、農場所有者自らが策定するよう定められております。

この計画では、農場規模等に応じた人員や、埋却地・資機材の必要数量等の算定、並びに、これらの配置や作業動線、作業手順等の具体的な事項を定めることとされており、計画の策定に当たっては、関係団体や県が協力・指導をすることとしております。

このため、県としましては、関係団体と連携を密にし、農場所有者等と十分協議しながら、

飼養衛生管理基準で畜種ごと等に定められたスケジュールに基づき、計画の策定を支援してまいります。

○丸山裕次郎議員 口蹄疫を経験した畜産県として、大規模農場だけではなく、その他の農場についても、発生に備えた準備が必要と考えておりますが、農政水産部長の見解をお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 御指摘のとおり、農場の規模や畜種にかかわらず、迅速な防疫措置を円滑に実施するためには、しっかりとした準備を全ての農場で整える必要があります。

このため、家畜防疫員が実施する農場巡回において、防疫措置に必要な農場の情報を適宜更新しますとともに、疑い事例が確認された時点で、関係者と連携した事前調査を実施し、人員・資機材など防疫措置に必要な計画を作成し、初動に遅れのないよう、万全の体制を取ることとしております。

引き続き、防疫研修や現地研修等で、関係する職員のスキルアップも図りながら、万一の発生時に備えて、殺処分や埋却等が迅速に実施できる体制をしっかりと整備してまいります。

○丸山裕次郎議員 口蹄疫を経験した県として、答弁にありましたように、全ての農場でしっかりとした準備をしておくことが、迅速な防疫につながりますので、畜産農家、市町村、関係団体と緊密に連携して、強化をお願いしたいと思っております。

次に、過去最低の食料自給率37%への対応についてお伺いいたします。

地球温暖化の影響により、世界各地で干ばつ被害やバッタ等の大量発生による農作物被害、さらには記録的豪雨による被害が多発してお

り、食料安全保障の確保が危機となっている中、我が国の2020年度の食料自給率が、大変残念なことに、カロリーベースで過去最低の37%になってしまいました。誠に危機的状況だと考えております。

そのような中、農水省は2022年度の概算要求に、人・農地プランに位置づける多様な経営体の農業機械・施設導入を支援する持続的経営体支援交付金の新設などを盛り込んだ、生産基盤の強化を進めようとしております。

日本の主食である米の需要は、新型コロナウイルスの影響で減少し、昨年産の米の在庫が予想以上に増加したことを受け、今年の米価は低迷しております。

また、農林水産省は、先月、来年産の主食用の需要に見合った適正生産量が675万トンになることを示しております。この数字は、本年産より21万トン少なく、面積ベースでは約4万ヘクタール、3%の減産が必要であり、引き続き大幅な作付の転換が求められることも示しております。

そこで、本県のこれまでの水田活用の直接支払交付金の取組状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 水田活用の直接支払交付金は、食料自給率等の維持向上を目的に、飼料用米等の戦略作物への転換を促進するために、国が交付するものであり、本県への令和2年度の交付額は約97億円で、近年、横ばいで推移しております。

交付金の主な対象は、WCS用稲など、畜産農家の自給飼料となる品目に約67億円、地域が独自に対象としている品目等に約28億円が交付され、県内酒造業者への加工用米の供給が進むなど、地域に応じた水田農業の展開が図られて

いるところでございます。

このような取組により、本県は、国が示した主食用米の需給予測を基に算出した転作面積を大幅に超過する実績を上げており、米の需給調整に大きく貢献しているものと認識しております。

○丸山裕次郎議員 米の価格低迷により、「米はもう作れない」「飼料用米を作ろうとしても交付金がWCSのようにもらえない」「WCSは耕畜連携が必要なため増やせない」などの声を聞きます。耕作放棄地が増えるのではないかと心配しております。

来期作に向けて、耕作放棄地を増やさず、水田活用の直接交付金等を十二分に活用していただき、自給率が向上できるように、市町村と緊密に連携していくことを要望しておきます。

本県の農産物の生産額ベースの食料自給率は284%ですが、カロリーベースになりますと60%に落ちてしまいます。その要因は、畜産が6割を占める生産額になっており、海外から輸入した飼料を多く使っているためだと思います。

世界的には、人口増加が続く傾向の中、地球温暖化に伴い、世界的な異常気象が続いており、これまでのように安易に輸入に頼った畜産ができるか危惧されます。

そこで、中長期的に見て、水田農業の維持と自給率向上に向け、どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 米の長期的な需給緩和や輸入飼料の価格高騰に加えまして、飼料穀物の需給が世界的に逼迫することが懸念される中で、本県農業を持続的に発展させていくためには、水田農業の確立と畜産自給飼料の生産拡大が大変重要であると認識しております。

これまでも水田では、堆肥の還元による土作

りが進むとともに、稲わらやWC S用稲、牧草など、自給飼料の多くが作付され、堆肥と飼料の循環において密接な関係が築かれてまいりました。

このため、県としましては、農地の集約や区画拡大、スマート農業技術の導入による生産性の向上を進めるとともに、地域条件に応じた露地野菜等の導入や水田裏作を活用した飼料生産によるベストミックスを推進するなど、新たな水田農業の構築と飼料供給の最大化に取り組んでまいります。

今後とも、本県の強みであります畜産の振興と併せて、水田農業が持つポテンシャルを最大化し、持続可能な、宮崎ならではの農業を実現してまいります。

○丸山裕次郎議員 危機感を持って、自給率向上に取り組んでもらうことを要望しておきます。

次に、国民スポーツ大会に向けてお伺いいたします。

2027年に開催予定の国民スポーツ大会に向け、県では、都城に陸上競技場、宮崎市にプール、延岡に体育館の整備がおおむね順調に進んでおり、多少安堵しております。

他方、「宮崎市、都城市、延岡市だけは国民スポーツ大会で新しい施設ができていいね」という意見を伺っております。

国民スポーツ大会に向け、大方の競技種目の開催場所が県内の市町村で選定されております。小林においてはバレーボール、トランポリン、ウェートリフティング競技、高原町ではアーチェリー競技が決まっております。

国民スポーツ大会に向けて、小林市では30数億円かけて新たな体育館を、高原町ではアーチェリー会場を造る予定になっております。

「何らかの県からの財政的支援等はないのか」という意見も伺っております。

県には、企業局の電気事業会計からの30億円の県営電気事業みやざき創生基金がありますが、その基金の用途は、地方創生推進事業、地域振興事業、そして、スポーツ施設整備事業となっております。

また、令和2年度に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金を設置しており、令和3年度末の残高は100億円を超える見込みであると伺っております。

このような財源を活用しながら、スポーツ施設を整備するだけのレガシーではなく、各市町村で開催される競技種目を定着させる必要があると思います。そのことが、県が提唱しているスポーツランドの全県化、通年化、多種目化につながると思います。

そこで、県として、各市町村が国民スポーツ大会に向けて整備する施設への支援をどう考えているのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県で開催されます国民スポーツ大会では、正式競技のほか、デモンストレーションスポーツまでを含めると、県内全ての市町村で競技が行われる予定であります。このうち、全体の8割を超える会場は、仮設を含め、市町村の施設を使用することとなります。

そのため、県といたしましては、市町村が円滑に競技施設の整備を行うことができるよう、国や関係団体の交付金等を最大限活用するための助言を行っておりますほか、今、議員から御指摘をいただきました基金等も計画的に活用しながら、競技施設の基準を満たすために必要な改修等に対して、一定の補助を行うこととしております。

その上で、これらの施設の多くは、大会後のレガシーとして、地域スポーツや生涯スポーツの振興、さらには本県が目指すスポーツキャンプ等の誘致推進に資するものとなりますことから、実施競技の地元への定着や、新たな合宿受入れなど、その有効活用につきましても、市町村としっかり連携をして取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員 各市町村、各競技団体と緊密に連携し、大会後のレガシーとなるような施設整備をしっかりとしていただき、その後の県が提唱しているスポーツランドの全県化、通年化、多種目化につなぐことを要望しておきます。

最後に、産前・産後ケアについてお伺いいたします。

小林市立病院において、待望の産科医に着任していただき、平成31年1月から分娩を再開することができ、非常に喜んでおりましたけれども、当初予定より帝王切開の症例数が多く、安全に分娩を行うための体制整備が不十分であり、妊婦や胎児、新生児に対して大きなリスクがあることや、産科以外の診療科に大きな負担がかかり、産婦人科以外の患者や手術等の診察への影響が懸念されるため、西諸医療圏では、大変残念ながら、来年からお産ができる病院がなくなってしまう。

妊婦は、来年から、宮崎市、都城市や人吉市でのお産を余儀なくされ、負担が大きくなります。また、出産後の支援も受けづらくなります。

近年、出産した後の産後うつ等で悩んでいるお母さんが多いということで、厚生労働省では、産前産後の重要性を認識し、ガイドラインを作成し、産前・産後ケアに対する補助事業を

用意しているようです。

そこで、産後のケアに取り組む県内の実施状況はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 産後ケア事業は、出産後1年以内の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を行うものでありますが、令和3年4月から母子保健法上の法定事業として位置づけられ、市町村は、その実施に努めることとされたところであります。

実施方法には、通所型、居宅訪問型、短期入所型の3種類があり、令和3年11月末時点で、県内では23市町村がいずれか1つ以上を実施しております。

この23市町村につきまして、実施方法の状況を見ますと、通所型が18市町村、居宅訪問型が17市町村、短期入所型が8市町となっております。

○丸山裕次郎議員 産後ケアには多くの市町村が取り組んでいるようでありませけれども、市町村で取り組んでいるメニューには大きな差があります。

富山市では、周辺市町村と連携し、助産師が中心になり、産後デイケア、産後ショートステイ等の産後ケアに取り組んでいるようでありませ。

ぜひとも西諸圏域でも産後ケアを充実して、安心して子育てできる環境の整備が必要だと思っております。

どこに住んでいても、同じようなサービスを受けられることが必要だと考えております。

そこで、人口減少対策や子育て日本一を目指すためにも、全ての市町村が産後ケア事業の充実を行うべきと考えておりますけれども、福祉保健部長の見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 母親の心身の回復を促し、健やかに育児ができるよう支援する産後ケア事業は、子供を産み、育てやすい社会の実現のため、妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく行う上で、大変重要な取組と認識しております。

また、先ほど申し上げましたとおり、この産後ケア事業は3種類の実施方法があり、多様なニーズに応えるため、それぞれの特性を踏まえた事業を展開していくことが、きめ細やかなサービスの提供につながるものと考えております。

県としましては、県内全ての市町村で様々なニーズに応じた産後ケア事業が実施できるよう、引き続き、市町村の保健師等を対象とした研修会を開催するほか、単独市町村での実施が困難な場合においては、複数の市町村が共同で実施できるよう、産科医療機関との調整を図るなど、必要な支援を行ってまいります。

○丸山裕次郎議員 小林市立病院では、休診を決定している産婦人科について、宮崎大学医学部及び宮崎県立病院からの非常勤医師派遣による週1回の外来診療が継続できることが先日明らかになり、多少は安堵しておりますけれども、先ほど質問しました医師の働き方改革によりまして、安定した派遣が継続できるか心配しております。

ぜひ、西諸医療圏で今後お産をされる方の安心のためにも、妊婦健診、産前・産後ケアを含めた支援をお願いしておきたいと思っております。

最後になりますが、新型コロナウイルスで様々な産業が苦しんでおります。2年間苦しんでおります。一日も早く、全世界的に新型コロナウイルスが収束することを願ひまして、私の

一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で一般質問は終わりました。

○中野一則議長 次に、今回提案されました議案第1号から第17号まで及び第20号の各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第16号及び第17号採決

○中野一則議長 ここで、教育委員会委員及び収用委員会委員の任命の同意についての議案第16号及び第17号について、お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第16号及び第17号について一括お諮りいたします。

両案については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第15号まで及び第20号並びに請願委員会付託

○中野一則議長 次に、議案第1号から第15号まで及び議案第20号の各号議案並びに新規請願

令和3年12月6日(月)

は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日7日から12日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、13日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時55分散会

12月13日（月）

令和 3 年 12 月 13 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (36名)			
2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)	
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)	
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)	
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)	
6番	山下寿	(同)	
7番	窪菌辰也	(同)	
8番	佐藤雅洋	(同)	
9番	安田厚生	(同)	
10番	日高利夫	(同)	
11番	川添博	(同)	
13番	中野一則	(同)	
14番	凶師博規	(無所属の会 チームむか)	
15番	有岡浩一	(郷中の会)	
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)	
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)	
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)	
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)	
20番	横田照夫	(同)	
22番	山下博三	(同)	
23番	右松隆央	(同)	
24番	西村賢	(同)	
25番	二見康之	(同)	
26番	日高陽一	(同)	
27番	井上紀代子	(県民の声)	
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)	
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)	
30番	満行潤一	(同)	
31番	太田清海	(同)	
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)	
33番	野崎幸士	(同)	
34番	徳重忠夫	(同)	
35番	日高博之	(同)	
36番	星原透	(同)	
37番	蓬原正三	(同)	
38番	丸山裕次郎	(同)	
39番	濱砂守	(同)	
欠席議員 (1名)			
21番	外山衛	(宮崎県議会自由民主党)	

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	島津久友
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民子
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第15号まで及び第20号の各号議案、請願第10号から第12号までの各号請願、並びに継続審査中の請願第3号、第6号及び第9号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び新規請願3件の計11件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第9号については賛成多数により、議案及びその他の請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和3年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

まず、議案第1号に係る補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、53億6,800万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金36億8,800万円余、県債13億2,400万円余であります。

次に、議案第20号に係る補正は、国の経済対策等に伴う経費について措置するもので、19億6,600万円余の増額となっており、歳入財源は全額国庫支出金となっております。

これらの結果、補正後の一般会計の予算規模は6,867億400万円余となります。

このうち、総務部の補正予算は、一般会計で1,200万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,422億6,000万円余となります。

また、会計管理局の補正予算は、随意契約の対象となる物品の調達システムを改修するため、800万円余を増額するものであり、この結果、補正後の予算額は9億8,800万円余となります。

次に、議案第9号から第11号までの「工事請負契約の締結について」であります。

これらは山之口運動公園内に建設する新宮崎県陸上競技場に係る主体工事及び電気工事の契約についてであります。このことに関連して委員より、「当施設の収容観客数に対して駐車場が少ないのではないかとの意見もあるが、大規模なイベントが開催された際の対応はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「周辺の公共施設の駐車場を臨時駐車場とし、そこからシャトルバスを運行するなど、都城市や公共交通機関と連携して対応したい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「国民スポーツ大会の開会式では、選手をはじめ多くの関係者が参加することから、駐車場の確保に加えて、周辺の道路や公共交通機関の混雑が予想されるため、当日の周辺住民の生活に支障が出ないよう準備を進めていただきたい」との要望があり、当局より、「駐車場の確保をはじめ、国民スポーツ

大会の際の交通計画については、これから十分に検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県公共施設等総合管理計画の変更についてであります。

このことについて委員より、「施設の長寿命化を図ることで、維持管理・更新等に係る費用を低減できることが示されているが、全ての施設について長寿命化を図れば、かえって経費がかかり、費用の低減は難しいのではないか」との質疑があり、当局より、「今後の利用状況も含めて活用が見込まれない施設については、廃止や売却等を進めて総量を適正化するとともに、真に必要な施設の長寿命化を図ることで、総体的に施設の維持管理・更新等の費用を削減してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「入居者のいない職員宿舎をはじめ、既に役目を終えている施設もあるため、本計画に基づき、長寿命化対策の推進と併せて、不要な施設の整理についても取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「私学助成の拡充・強化を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました新規請願第10号に基づくものであります。

少子化による急激な生徒等の減少は、保護者からの学納金と行政からの経費助成によって支えられている学校法人の経営に深刻な影響を与えており、私立学校においては、教育のデジタル化における公立学校との格差是正や、安全を確保するための学校施設の耐震化が急務となっています。

国の進める教育改革に的確に対応し、教育活動を維持・向上させる取組を進めるためには、公教育の一翼を担う私立学校を運営する学校法

人の財政基盤の安定化が不可欠であることから、国に対して、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持しつつ、一層の拡充を図るとともに、ICT環境の整備や学校施設の耐震化をはじめとする教育環境の整備をさらに充実するよう、強く要請するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出について、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、日高利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、生活福祉資金の貸付金に関する経費等について24億9,500万円余を、議案第20号が、新型コロナウイルスの検査促進に関する経費等について20億400万円余

を、それぞれ増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,826億6,200万円余となります。

このうち、新規事業「新型コロナウイルス検査促進事業」についてであります。

この事業は、感染防止対策と日常生活の両立に向けた、国の「ワクチン・検査パッケージ」の活用や、感染拡大時におけるPCR検査等を無料で実施するための全県的な検査体制を構築するものであります。

このことについて委員より、「健康上の理由などによるワクチン未接種者が対象となっているが、検査が無料で受けられるため、虚偽の申告により検査を受ける場合が想定される。そのような場合の対応はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「不適切な検査の申込みが判明した場合は、検査費用の負担を求める場合があることも含め、まずは適切な利用について、しっかりと周知に努めてまいりたい」との答弁がありました。

これに関連して複数の委員より、「虚偽の申告により検査を受けた場合の対応については、対策をしっかりと講じていただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「全県的に満遍なく検査所を設けて、都市部だけでなく中山間地域でも、希望される方が速やかに検査が受けられる体制を早急に整えていただきたい」との要望があり、当局より、「検査を希望される方が、身近なところで検査を受けることができるよう、できる限り早く整備を進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、当事業は、感染リスクを引き下げながら、社会経済活動の継続を可能とする新たな日常を実現する上で、大変

重要な取組であることから、必要な検査体制を構築していただくよう、強く要望いたします。

次に、病院局の条例改正についてであります。

これは、県立宮崎病院の再整備に伴い、病室使用料の上限額を引き上げるため、条例を改正するものであります。

このことについて委員より、「病院の再整備に伴い、病室使用料の変更は事前に想定されはざすが、なぜこの時期に改正するのか」との質疑があり、当局より、「使用料については、適切に設定する必要があるため、工事完了後に部屋面積や設備等が確定した段階で算定するのが適当であるとの判断から、この時期の改正となったものである」との答弁がありました。

また、別の委員より、「現在、個室を使用している方が引き続き個室を使用する場合は、料金の負担が大きくなることから、該当する方々への丁寧な説明や支援をお願いしたい」との要望がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願第3号については、請願者からの取下げ申出を承認し、そ

他の案件については、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、春季プロスポーツキャンプ受入に係る感染症対策に要する経費や旅行需要を喚起するための経費等を措置するものであり、議案第1号で1億1,900万円余の増額、議案第20号で一部事業費を見直したことにより、3,700万円余を減額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は622億円余となります。

このうち、新規事業「春季プロスポーツキャンプ受入強化事業」についてであります。

これは、昨年度、無観客となったスポーツキャンプについて、有観客での実施を見据えた感染症対策や観光客の県内周遊を促進し、経済効果の回復を図るものであります。

このことについて委員より、「有観客でキャンプを進めていくということだが、観客数の制限なく、誰でも見ることができるのか」との質疑があり、当局より、「感染防止対策を取れば、人数制限を設けなくてもよい規定になっているので、球団及び受入れ市町等と、観客数も含め安全対策を協議している」との答弁がありました。

また、「タクシーやレンタカーを活用した観光周遊キャンペーンについては、どのような支援を行うのか」との質疑があり、当局より、「1,500円で3,000円分利用できるタクシー回数券や、レンタカー利用料を5,000円割り引くための原資を支援する」との答弁がありました。

次に、「新宿みやざき館KONNE」飲食店舗運営業務委託予定者についてであります。

これは、新宿みやざき館KONNE 2階にある飲食店舗の業務委託期間が今年度末で終了することから、来年度以降の委託予定者を決定したものであります。

このことについて委員より、「県の飲食店舗を運営させるためには、業務委託予定者に対して、コンプライアンスの徹底を強く求めるとともに、組織の信頼性をしっかりと確認し、県民に対して責任を持って説明できるようにした上で、契約の進捗を進めていただきたい」との意見があり、当局より、「県民をはじめ、全国の方々の信頼を損なわないよう、責任を持って契約に向けた交渉を進めてまいります」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、業務委託予定者に対しての信頼性の確保とともに、提案内容について、責任を持って履行することを担保していただき、食の魅力の情報発信や、県産品の販売・消費及び販路拡大につながる店舗運営を行っていただくよう要望します。

次に、訴えの提起についてであります。

これは、宮崎市折生迫の県有地の処分を進めるに当たり、前所有者が設定した抵当権の抹消登記手続を求める訴えを提起するものであります。

このことについて委員より、「この県有地は、抵当権を抹消した後はどのように活用される予定なのか」との質疑があり、当局より、「まずは地元の宮崎市に利用予定がないか照会を行い、利用がなければ一般競争入札により処分する」との答弁がありました。

次に、損害賠償額を定めたことについてであります。

これは、穴ぼこ事故などによる損害賠償額を定めたことについて、複数か所で報告がなされたものであります。

このことについて委員より、「道路の異常箇所の補修はどのように行うのか」との質疑があり、当局より、「パトロール中に発見した穴ぼこ等については、その場で応急的な補修を行うが、抜本的な工事が必要な場合は、別途発注して補修を行う」との答弁がありました。

また、別の委員より、「白線や中央線などの道路の標示が薄くなっているところがあり、雨の日や夜間は特に見えにくく、危険を感じることもあるため、道路の安全管理を徹底していただきたい」との意見がありました。

次に、「疲弊した地域経済の回復に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」についてであります。

先ほど報告しましたとおり、請願第3号については取下げを承認いたしました。その願意を含んだ、より包括的な財政支援を求める意見書を提出するものであります。

長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大や外出自粛により、飲食業などの中小企業や個人事業主は大きな打撃を受け、非正規労働者をはじめとした働く人たちの暮らしは大変厳しい状況に追い込まれています。

このような状況下において、県民の暮らしを守り、社会経済活動を再開していくため、国に対して、緊急の支援はもとより、コロナ以前の状況に戻るまで切れ目のない継続的な支援を要望するものであります。

当該意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますよう、お願いいたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、環境農林水産常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,100万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は441億4,500万円余となります。

次に、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で10億5,800万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は225億8,600万円余となります。

このうち、災害関連緊急治山事業についてであります。

この事業は、7月豪雨から9月の台風14号により被災した宮崎市内海の磯平地区ほか3か所について、復旧整備を行うものであります。

このうち宮崎市内海の磯平地区について委員より、「被災地域は山地災害危険地区に該当し

ていないとのことであるが、数年ごとにこういった土砂災害が発生している日南海岸線沿いには、危険地区がどれくらいあるのか」との質疑があり、当局より、「国道220号沿いの宮崎市から日南市までの区間においては、39か所が山地災害危険地区となっている」との答弁がありました。

今回の台風14号に伴う土砂災害により国道220号とJR日南線が寸断され、通勤・通学が困難になるなど、多くの県民の日常生活に甚大な影響が及びました。

当委員会といたしましては、工事の早期着手に努めていただくとともに、繰り返し発生する山腹の崩壊に備え、計画的な治山対策に加えて、災害に強い森林の在り方を研究するなど、様々な観点から検討していただきますよう要望いたします。

次に、公共建築物等における木材利用の事例についてであります。

このことについて委員より、再整備が計画されている宮崎県東京ビルにおける県産材利用に係る努力について質疑があり、当局より、「県有施設等への県産材利用については、県産材利用推進委員会において、全庁的に様々な視点から協議・検討を行ってきたところではあるが、今後、宮崎県東京ビル再整備については、所管している総務部と連携して、本県の充実した木材供給体制をはじめ、木材利用技術センターでの技術的な相談・試験体制や県産材の活用事例をアピールし、魅力ある活用を期待して、当部としてできることに取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当局におかれては、様々な施設等で県産材の利用が促進されるよう、関係部局との情報共有を行うとともに、本県の優れた木材加工技術を

生かした利用方法を提案するなど、これまで以上に営業力を発揮し、積極的なPRに取り組んでいただくよう要望します。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で16億6,300万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,142億7,400万円余となります。

このうち、宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業についてであります。

この事業は、建造から16年が経過し、経年劣化が進んでいる現船に代わり、新しい実習船を令和4年度までに建造するものであります。

このことについて委員より、「実習等に使用する期間外に、海洋高校以外の高校生や小中学生が利用しているとのことであるが、どのよう

な感想が得られているのか」との質疑があり、当局より、「実習船で海に出なければできないような、実験や研究、観察が行われ、非常に有意義な教育活動を行うことができたとの感想をいただいている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新しい実習船についても、実習の効果を高めることはもとより、小中学生の体験乗船に活用するなど、十分な利活用が図られますよう要望します。

次に、宮崎県立特別支援学校教育整備方針(素案)についてであります。

このことについて委員より、「就職を目指す知的障がいのある子供たちに専門的な職業教育を行う高等特別支援学校を、どのように設置していくのか」との質疑があり、当局より、「既存の特別支援学校では、敷地が非常に狭く、教室不足の状況にあるため、既存の特別支援学校以外のところに、県内複数校での設置を検討していきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「小林こすもす支援学校のように、障がいのある者とない者が共に学ぶインクルーシブ教育を積極的に取り入れていく計画はあるのか」との質疑があり、当局より、「既存の高等学校の空き教室の有効活用という観点からも、既存の高等学校に併設して設置することも検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、インクルーシブ教育の理念に沿って、障がいのある者とない者が共に学ぶ環境を整備し、多様な学びの場の充実を推進していただくよう要望いたします。

次に、議案第8号についてであります。

今回の条例改正は、歩行者用信号の情報を電波で発信し、歩行者にスマートフォンを通して通知する信号機、いわゆる高度化P I C Sに関

する記述を追加するものであります。

このことについて委員より、「高度化P I C Sは、視覚障がい者や高齢者の安全を支援するために有効であるが、県内でどのように導入していくのか」との質疑があり、当局より、「既に5つの県で導入されており、先進県の整備状況や効果を研究してまいりたい」との答弁がありました。

次に、損害賠償額を定めたことについてであります。

このことについて当局より、警察職員による交通事故等が6件発生したことから、職員の事故防止対策等を一層推進してまいりたいとの説明がありました。

このうち、老朽化した交通信号機の車両用灯器部品が落下し、駐車中の車を損傷した事案について、委員より、「信号機が老朽化し、部品が落下するまで交換等の対応ができなかったのはなぜか」との質疑があり、当局より、「業者に委託し、定期的な点検は行っていたが、早急に交換が必要であるという報告がなかった。今年度に交換することとなっていたが、交換前に事故が発生したものである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今回の事案を契機に、信号機の老朽化による事故が発生しないよう、信号機点検の在り方を再検証していただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中野一則議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党を代表して、「消費税インボイス制度の中止を求める意見書を国に提出することを求める請願」について、賛同し採択すべき立場から討論いたします。

本請願は、2023年10月から消費税申告にインボイス制度が実施されますが、この制度の中止を求める意見書を提出していただきたいというものであります。

インボイス制度とは、一言で言って、消費税の仕入れ税額控除の要件として、事業者登録番号が付された請求書の保存を求める制度であります。この登録番号は税務署が発行するもので、消費税の課税事業者にならなければ受けられないものであります。また、消費税申告の際、登録番号の発行を受けている事業者以外から仕入れをしている場合、仕入れの税額控除を受けられないというものであります。年間の売上げが1,000万円以下の小規模事業者は免税業者であります。その数はおおよそ480万から500万者と言われておりまして、この制度の導入は、こうした小規模事業者にとって死活問題と

なります。

インボイス制度導入の理由の一つに、「免税事業者は、消費税を申告納税せず、懐に入れて」として、いわゆる「益税」の解消に役立つというものです。消費税の納税者は消費者ではなく、年間売上げが1,000万円を超えた事業者であります。たばこ税や酒税、揮発油税などの間接税は、商品を対象に課税されているのに対して、消費税は、事業者の営みによって生み出された付加価値を対象に課税されます。消費税の納税額を計算するには、仕入れ税額控除という仕組みが必要であります。たばこ税などの間接税には、この仕組みはありません。したがって、消費税は間接税ではなく、事業者が負担する直接税と解釈すべきものであります。

御承知のように、所得税、相続税、贈与税、事業税、住民税などの直接税には基礎控除があり、この基礎控除を超えない場合は申告及び納税が免除されます。消費税の免税点制度も、こうした基礎控除と同じで、売上げ1,000万円以下の事業者は免除されます。この免税点制度について財務省は、「小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられた措置」と説明しています。

例えば900万円の売上げで利益率が25%の場合、所得は225万円となります。ここから消費税を納入するとなれば、商売はおろか生活もままならないことになるのは明らかであります。

国税当局は、消費税は預り金といって益税論を振りまいてきました。しかし、消費者と事業者の関係で、「消費税を預かる」という理論は成り立ちません。1990年、「自分の払った消費税が税務署・国家に入っていない」ことを不服として争われた東京地裁、同年の大阪地裁の判決は、「消費者が事業者に対して支払う消費税

分は、あくまでも商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しかない」と結論づけました。つまり、消費者が事業者に払うのは対価であり、平たく言うなら物価であります。総額表示の義務化が、それを裏づけております。

インボイス制度が強行されるなら、500万と言われる免税事業者は廃業の危機にさらされます。3つの選択肢しかありません。1つは、免税事業者のままであるなら、登録番号を税務署から付番されませんから、取引から排除されることになります。2つに、登録番号の付番を受けるため、課税事業者になって消費税を納める道ですが、例えば年間300万円を売り上げている個人タクシーの場合、簡易課税を選んでも、消費税は15万円となります。3つ目の選択として、消費税分を値引きして、今までどおりに仕事を続けさせてもらうというものであります。

3つの選択肢は、いずれも深刻な道であります。この選択を迫られているのは、看板を出して地域から認知されている事業者だけではありません。スポーツジムのインストラクターやコロナ禍で活躍しているデリバリーの配達員、保険会社の外交員、シルバー人材センターで働く高齢者などが含まれることになります。

コロナ危機の中で小規模事業者に追い打ちをかける、この制度の導入に対して、日本商工会議所、日本税理士連合会、全国中小企業団体連合会など多くの団体が、中止や延期を求めているものであります。私も今回、この制度を少し勉強させていただきましたが、この制度の内容はほとんど知らされておらず、小規模事業者の皆さんが理解されていないのが現状であります。どう課税するか、課税業務は国政の中心中の中心課題であります。この制度の内容が知ら

されていない状況でありますから、延期を求める声上がるのは当然であります。

小規模事業者の死活に関わり、地域経済に重大な影響を及ぼすインボイス制度の導入に反対して、討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

◎中野一則議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号から第15号まで
及び第20号採決

◎中野一則議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第15号まで及び第20号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第3号採決

◎中野一則議長 次に、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願については、請願者から取下げの申出があり、付託先の商工建設常任委員会において、これが承認されております。本請願の取下げを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本請願の取下げは承認されました。

◎ 請願第11号採決

◎中野一則議長 次に、請願第11号についてお

諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第10号及び第12号採決

○中野一則議長 次に、請願第10号及び第12号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、両請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

○中野一則議長 まず、請願第6号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号についてお諮りいたしま

す。

本請願を委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中野一則議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

令和3年12月13日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 議会運営委員長 右松 隆央
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

農林水産業等における燃油価格高騰対策の
拡充に関する意見書

議員発議案第2号

コロナ禍における自殺者数の増加を受け対

策を求める意見書

議員発議案第3号

高病原性鳥インフルエンザに対する迅速な
対策を求める意見書

令和3年12月13日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 総務政策常任委員長 西村 賢
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第4号

私学助成の拡充・強化を求める意見書

令和3年12月13日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

提出者 商工建設常任委員長 日高 陽一
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第5号

疲弊した地域経済の回復に対する支援の抜
本的拡充を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで

追加上程、採決

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議
員発議案第1号から第5号までの各号議案を日
程に追加し、議題とすることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案
を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項
の規定により、説明を省略して直ちに審議する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案
について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よっ
て、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○中野一則議長 次に、議員派遣の件を議題と
いたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付
のとおり、議員を派遣することに御異議ありま
せんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よっ
て、お手元に配付のとおり、議員を派遣するこ
とに決定いたしました。

◎ 閉 会

○中野一則議長 以上で、本定例会の議事は全
て終了いたしました。

本年も、あと18日を残すのみとなりました。

令和3年12月13日(月)

執行部及び議員各位におかれましては、一層御
自愛の上、新たな年を御健勝で迎えますよ
う、心から祈念申し上げます。

これもちまして、令和3年11月定例会を閉
会いたします。

午前10時47分閉会

資 料

令和3年11月定例会日程

19日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
11.25	木	本会議	開会 議席の一部変更 新議員紹介 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任 議案上程 知事提案理由説明 議案に対する質疑（給与改定関連） 議案委員会付託（給与改定関連）	議会運営委員会 9:30
			総務政策常任委員会	
26	金	休 会	（ 議 案 調 査 ）	一般質問通告締切 12:00
27	土		（ 閉 庁 日 ）	
28	日			
29	月		（ 議 案 調 査 ）	
30	火	本会議	一 般 質 問 総務政策常任委員長審査結果報告、 質疑、討論、採決（給与改定関連）	議会運営委員会 9:30
12.1	水			
2	木		一 般 質 問	請願締切 16:00
3	金			議員発議案締切 （会派提出） 17:00
4	土	休 会	（ 閉 庁 日 ）	
5	日			
6	月	本会議	一 般 質 問 議案に対する質疑 討論・採決（人事案件） 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
7	火	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 （会派提出を除く）
8	水			
9	木		特 別 委 員 会	議会運営委員会
10	金		（ 議 事 整 理 ）	
11	土		（ 閉 庁 日 ）	
12	日			
13	月		本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第16号）
- 議案第2号 令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 宮崎県税条例等の一部を改正する条例
- 議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 工事請負契約の締結について
- 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 議案第12号 訴えの提起について
- 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第14号 当せん金付証票の発売について
- 議案第15号 宮崎県公共施設等総合管理計画の変更について
- 議案第16号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第17号 収用委員会委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

2 1 5 - 1 2 4 6
令和3年11月25日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第18号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第19号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(文書取扱 財政課)

215-1261
令和3年12月6日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第20号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第17号）

（文書取扱 財政課）

一般質問時間割

11月30日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	日本共産党	前屋敷恵美	10:00～11:00	
2	県民連合宮崎	山内佳菜子	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	坂口 博美	13:00～14:00	
4	県民連合宮崎	満行 潤一	14:00～15:00	

12月1日（水）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	山下 博三	10:00～11:00	
6	自由民主党	横田 照夫	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	西村 賢	13:00～14:00	
8	自由民主党	日高 陽一	14:00～15:00	

12月2日（木）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00～11:00	
10	県民連合宮崎	岩切 達哉	11:00～12:00	休憩
11	郷中の会	有岡 浩一	13:00～14:00	

12月3日（金）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
12	自由民主党	安田 厚生	10:00～11:00	
13	県民の声	井上紀代子	11:00～12:00	休憩
14	公明党	河野 哲也	13:00～14:00	

12月6日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
15	公明党	坂本 康郎	10:00～11:00	
16	自由民主党	佐藤 雅洋	11:00～12:00	休憩
17	自由民主党	丸山裕次郎	13:00～14:00	

議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第18号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第19号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	可決				

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第3号	宮崎県税条例等の一部を改正する条例	可決				
第4号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第5号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第6号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第7号	移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例			可決		
第8号	宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例					可決
第9号	工事請負契約の締結について	可決				
第10号	工事請負契約の締結について	可決				
第11号	工事請負契約の締結について	可決				
第12号	訴えの提起について			可決		
第13号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第14号	当せん金付証票の発売について	可決				
第15号	宮崎県公共施設等総合管理計画の変更について	可決				
第20号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第17号)	可決	可決	可決		

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第3号	「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願			取下げ 承認		
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願	継続				
第10号	私学助成の拡充・強化についての請願	採択				
第11号	「消費税インボイス制度の中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書	不採択				
第12号	「宮崎県に提出する許認可・届出等の申請書に行政書士代理人欄を設けることについて」の請願	採択				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和3年11月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号)	12月13日・可 決
〃 第2号	令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	宮崎県税条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第10号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第11号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第12号	訴えの提起について	〃
〃 第13号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第14号	当せん金付証票の発売について	〃
〃 第15号	宮崎県公共施設等総合管理計画の変更について	〃
〃 第16号	教育委員会委員の任命の同意について	12月6日・同 意
〃 第17号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第18号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	11月30日・可 決
〃 第19号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第20号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第17号)	12月13日・可 決
議員発議案 第1号	農林水産業等における燃油価格高騰対策の拡充に関する意見書	12月13日・可 決
〃 第2号	コロナ禍における自殺者数の増加を受け対策を求める意見書	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第3号	高病原性鳥インフルエンザに対する迅速な対策を求める意見書	12月13日・可 決
〃 第4号	私学助成の拡充・強化を求める意見書	〃
〃 第5号	疲弊した地域経済の回復に対する支援の抜本的拡充を求める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

農林水産業等における燃油価格高騰対策の拡充に関する意見書

新型コロナの影響に加え、昨年末からの燃油価格の高騰により全国的に農林水産業に大きな影響が生じている。

農業産出額が全国第5位、海面漁業生産額全国第14位を誇る本県においては、農業の中核の一つをなしている施設園芸での暖房をはじめ、農業機械、漁船など、農林水産業における燃油コストの増大はもとより、農畜水産物や木材輸送を担う物流分野においても、燃油価格の高騰が経営に大きな影響を及ぼしている。

国では令和3年度補正予算案において燃油高騰対策を講じているが、このような状況が続けば、本県農林水産業の生産基盤が崩壊することも懸念されることから、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 施設園芸農家等を対象とするセーフティネットについて関係予算を十分に確保するとともに、漁業の事業については漁業者による積立金の期中積み増しが可能となるよう特例的な措置を講じること。
- 2 施設園芸における省エネ対策を一層促進するため、保温効果の高い被覆資材やヒートポンプ等の省エネ設備の導入に係る制度を創設すること。
- 3 生産基盤の強化に向け、生産・流通コストの削減や生産性・品質の向上に要する資材等の導入など、次期作に前向きに取り組む農業者の支援制度を創設すること。
- 4 新型コロナによる経営への打撃に加え、燃油価格高騰の影響も受ける交通・物流事業者等に対して、負担軽減の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	細	田	博	之	殿	
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿	
内	閣	総	理	大	岸	田	文	雄	殿	
財	務	大	臣	臣	鈴	木	俊	一	殿	
農	林	水	産	大	金	子	原	二	殿	
経	済	産	業	大	萩	生	田	光	一	殿
国	土	交	通	大	齐	藤	鉄	夫	殿	
内	閣	官	房	長	松	野	博	一	殿	

議員発議案第2号

コロナ禍における自殺者数の増加を受け対策を求める意見書

コロナ禍において令和2年の女性の自殺者数は前年より935人増え、全国の自殺者数は11年ぶりに増加に転じた。

働く女性の5割以上が非正規雇用で、不安定で低賃金のなか、コロナ禍で雇用環境が悪化し、「雇用の調整弁」として雇止めやシフト減が起きている。

また、令和2年の児童生徒の自殺者数は前年より大幅に増加し、499人となったが、自殺の原因・動機は、「進路に関する悩み」、「学業不振」、「親子関係の不和」が上位であり、コロナ禍で学校環境も家庭環境も大きく変化し、危機的な状況にいる子どもたちを、早い段階で支援する必要がある。

さらに、コロナ禍の影響が長期化する中、更なる自殺者の増加が懸念され、支援を必要とする人たちに寄り添った一層の自殺防止対策が求められる。

よって、国においては、下記の事項を含む施策を早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 自殺対策基本法に基づき、国は、自治体の自殺対策計画づくりを支援し、計画に基づく事業の財政支援や事業の結果の検証を行い、自治体と連携して全国的な自殺対策を改善・進化させること。
- 2 若年世代への「生きることの包括的な支援」の強化や働く人の尊厳と健康が守られる職場を増やすための枠組みづくり、「よりそいホットライン」の拡充など「自殺総合対策大綱」に即した対策を実現するための予算を確保すること。
- 3 小中高校での相談体制の強化と子どもの権利条約に規定される子どもの意見表明権を保障する仕組みづくりとともに、学校外にも若者の居場所づくりを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月13日

宮崎県議会

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
文部科学大臣	末松信介殿
厚生労働大臣	後藤茂之殿

議員発議案第3号

高病原性鳥インフルエンザに対する迅速な対策を求める意見書

本年11月初旬、秋田県の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が今季初めて確認されたことに続いて、11月末までに鹿児島県や兵庫県でも確認され、約35万羽の殺処分等の防疫措置がとられている。

高病原性鳥インフルエンザは昨年も11月に初めて確認されて以降、18県52事例、約987万羽が防疫措置の対象となり、畜産業は大きな影響を受けた。

本年も急速な感染拡大が懸念され、養鶏農家・関連業界だけでなく、消費者・住民にも不安が募っている。

よって、国においては、これまで蓄積してきた知見を生かし、早期に対応するとともに、関係府省庁及び地方自治体と緊密な連携を図り、下記の措置について講ずるよう強く要望する。

記

1 発生原因・感染経路の早期解明と対策の構築

高病原性鳥インフルエンザの発生原因と感染経路を速やかに解明し、野鳥の検査の頻度や検体数を増強するとともに、感染の早期発見と早期対応を重視し、必要な財政措置を講じること。

2 養鶏農家等への支援の充実

高病原性鳥インフルエンザの発生で損害を受けた養鶏農家に対する十分な支援を講じるとともに、移動制限・搬出制限区域内にあった養鶏農家や区域外で影響を受けた農家・食鳥処理事業者等に対し、経営継続に向けた支援の充実を図ること。

3 感染予防対策に向けた資材・施設整備等への支援

高病原性鳥インフルエンザの発生防止に向けて、野生小動物の侵入防止柵や防鳥ネットの整備等、飼養衛生管理の徹底について支援策を充実し、必要な予算を十分に確保すること。

4 正確な情報提供と風評被害の防止

生産者、消費者、流通事業者等に対して高病原性鳥インフルエンザに関する適時的確な情報提供を行い、風評被害防止対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 厚 農 内	議 議 閣 生 林 閣	院 院 総 務 労 水 官	議 議 理 大 働 産 房	長 長 臣 臣 臣 官	細 山 岸 鈴 後 金 松	田 東 田 木 藤 子 野	博 昭 文 俊 茂 原 二 郎 博	之 子 雄 一 之 郎 一	殿 殿 殿 殿 殿 殿
---------------------------------	----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---	---------------------------------	----------------------------

私学助成の拡充・強化を求める意見書

本県の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校（以下「私立学校」という。）は、それぞれ建学の精神に基づき公立学校と共存した公教育の一翼を担い、先駆的な教育の実践や新しい時代に対応する自由で多様な教育を積極的に展開して、本県の学校教育の発展に寄与している。

本県では、高齢化や人口減少が全国平均よりも早く進行しており、中学卒業生数は令和3年3月現在で約1万人と、約30年間でほぼ半減している。また、就学・就業期に当たる若年層の大都市圏への流出が進んでおり、本県の将来を担う人材の育成・定着がこれまで以上に求められている。

このような中で、私立学校は、私学教育の最大の特徴である「個性豊かで多様性のある人材育成」を一層伸長し、新しい社会に果敢に立ち向かえる人材を育成するべく、それぞれの課題解決に向けて取り組んできたが、少子化による急激な生徒等の減少は、保護者からの学納金と行政からの経常費助成によって支えられている私立学校の経営に深刻な影響を与えている。

また、一人ひとりの子どもたちに相応しい学びを保障する観点から、私立幼稚園から大学に至るすべての学校種において、保護者の経済的負担を軽減する制度が拡充されたところであるが、現行の制度では世帯年収額に係る格差があるなど、教育の無償化は未だ道半ばである。

公教育の一翼を担う私立学校において、国の進める教育改革に的確に対応し、将来を担う子どもたちが、時代の変化に対応できる知識や能力を身に付けるためには、質の高い教育活動を維持・向上させる取組を進めることはもちろん、私立学校を運営する学校法人の財政基盤の安定化が不可欠である。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、ICTを活用したオンライン授業の取組が推進された一方で、公私間における教育のデジタル化の格差が鮮明となった。また、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震に備え、子どもたちの生命を守り安全を確保するための学校施設の耐震化も急務となっている。

よって、国においては、私立学校における教育の重要性を鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持しつつ、一層の拡充を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減のための就学支援金制度を拡充・強化し、私立学校のICT環境の整備や学校施設の耐震化をはじめとする教育環境の整備をさらに充実するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	細	田	博	之	殿
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿
内	閣	総	理	大	岸	田	文	雄	殿
財	務	大	臣	臣	鈴	木	俊	一	殿
文	部	科	学	大	末	松	信	介	殿
内	閣	官	房	長	松	野	博	一	殿
デ	ジ	タ	ル	大	牧	島	かれん		殿

議員発議案第5号

疲弊した地域経済の回復に対する支援の抜本的拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は全国で減少傾向に転じ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は9月末で全て解除され、行動制限も段階的に緩和されている。

本県においても、今夏にまん延防止等重点措置が適用されるなど感染が拡大したところであるが、感染防止対策として県外との往来などの行動自粛や飲食店等の営業時間短縮、酒類の提供自粛などに県民一丸となって取り組み、県内の感染状況は沈静化したところである。

しかしながら、長引いた感染拡大や外出自粛は、観光業や飲食店をはじめとした多くの事業者に大打撃を与え、働く人たちの暮らしは大変厳しい状況に追い込まれている。

特に非正規雇用労働者においては、不当な派遣切りや雇い止め、就業時間の短縮による影響が深刻化しており、親の収入減少やアルバイトによる収入を断たれた学生等においては、公的支援を受けられずに困窮し、経済的理由による休学者や中途退学者が増加している状況である。

このような状況下において、コロナ禍で傷ついた我が国の経済を立て直し、県民の暮らしを守り、社会経済活動を再開していくためには、緊急の支援はもとより、コロナ以前の状況に戻るまで切れ目のない継続的な支援を行うことが不可欠である。

よって、国においては下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自治体において地域の実情に応じた経済対策に取り組めるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の更なる充実と、基金への積立てを認めるなどの弾力的な運用を図ること
- 2 地方交付税については、所要額を確保するとともに、その財源調整機能を強化することとし、基準財政需要額の算定に当たっては、自主財源に乏しく財政力指数が低い地域などに最大限配慮すること
- 3 コロナの感染拡大により収益の悪化が生じている飲食業、観光業などの中小企業や個人事業主の事業継続と雇用維持のため、感染拡大リスクを適切に管理しながら、Go To トラベル事業を拡充するとともに、新たに予算化された事業復活支援金や一部見直しが予定されている雇用調整助成金等を拡充・強化すること
- 4 雇用情勢の深刻化を踏まえ、解雇や休業等を余儀なくされた非正規雇用労働者に対する休業支援金・給付金の更なる拡充を行うとともに、厳しい生活を送る働く人に対して直接支援が行き渡るような施策を実施すること

- 5 コロナ禍で困窮する学生等が学びを継続するための支援として、学生支援緊急給付金に加え、社会情勢が以前の状況に戻るまでの間、就学支援制度により経済負担を軽減し、国の将来を担う学生等が学業に専念できる環境を整備するための継続した支援を拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
総 務 大 臣	金 子 恭 之 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
文 部 科 学 大 臣	末 松 信 介 殿
厚 生 労 働 大 臣	後 藤 茂 之 殿
国 土 交 通 大 臣	斉 藤 鉄 夫 殿
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 殿
経 済 再 生 担 当 大 臣	山 際 大 志 郎 殿

議 員 派 遣

令和3年12月13日

次のとおり、議員を派遣する。

1 令和3年度九州各県議会議員交流セミナー

- (1) 目 的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見交換を行うことにより、政策提案力その他議会機能の充実を図るとともに、九州の一体的な発展と地方主権の確立をめざす。
- (2) 派遣場所 佐賀県佐賀市
- (3) 期 間 令和4年2月3日（木）から
令和4年2月4日（金）まで
- (4) 派遣議員 星原 透 右松 隆央 日高 博之 野崎 幸士
山下 寿 安田 厚生 田口 雄二 山内佳菜子
重松幸次郎 関師 博規

請 願 一 覽 表

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第10号	受理年月日	令和3年11月30日
請願の件名	<p>私学助成の拡充・強化についての請願</p> <p>(要旨) 私学助成の拡充・強化についての請願</p> <p>(理由) 本県の私立幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校（以下「私立学校」という。）は、それぞれ建学の精神に基づき公立学校と共存した公教育の一翼を担い、先駆的な教育の実践や新しい時代に対応する自由で多様な教育を積極的に展開して、本県の学校教育の発展に寄与すべく努力を重ねている。</p> <p>本県では、全国平均よりも早く高齢化や人口減少が進行しており、中学卒業生数は令和3年3月現在で約1万人と、約30年間でほぼ半減している。また、就学・就業期に当たる若年層の大都市圏への流出が進んでおり、将来の宮崎を担う有為な人材の育成・定着がこれまで以上に求められている。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、各私立学校においても感染防止のためにさまざまな対応を余儀なくされ、ICTを活用したオンライン授業の取組が推進された一方で、学校間における教育のデジタル化の格差も鮮明となった。また、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震に備え、早急に子どもたちの生命を守り安全を確保するための私立学校施設の耐震化の完了が急務となっている。</p> <p>このように急速に変化する社会構造の中で、我々私学教育に携わる者は、私学教育の最大の特徴である「個性豊かで多様性のある人材育成」を一層伸長し、新しい社会に果敢に立ち向かえる人材を育成すべく、それぞれの課題解決に向けて取り組んできたが、少子化による急激な生徒等の減少は、保護者からの学納金と行政からの経常費助成によって支えられている私立学校の経営に深刻な影響を与えている。また、子どもたちそれぞれに相応しい学びを保障する観点から、私立幼稚園・認定こども園から大学に</p>		

至るすべての学校種において、保護者の経済的負担の軽減を求める制度が拡充されたところであるが、現行の制度では世帯年収額に係る格差があるなど、教育の無償化は未だ道半ばの状態にある。

公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、将来を担う子どもたちに、時代の変化に対応できる知識や能力を身に付けさせるためには、質の高い教育活動を維持・向上させるための取組を進めることは勿論、私立学校を運営する学校法人の財政基盤の安定化のための私学助成の拡充・強化が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、私立学校における教育の重要性を鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の拡充を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減のための就学支援金制度の拡充・強化や、私立学校のICT化や私立学校施設の耐震化などの教育環境整備の充実を強く要望する。

紹介議員	井本 英雄 横田 照夫
------	------------------

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第11号	受理年月日	令和3年12月2日
請願の件名	<p>「消費税インボイス制度の中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、今年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。</p> <p>免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。</p> <p>コロナ渦で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。</p> <p>多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。</p> <p>新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小企業の存在が不可欠です。「税制で商売をつぶすな」の願いを込め、以下の事項を請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>消費税インボイス制度を中止する事</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人		

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第12号	受理年月日	令和3年12月2日
請願の件名	<p>「宮崎県に提出する許認可・届出等の申請書に行政書士代理人欄を設けることについて」の請願</p> <p>一 請願の要旨</p> <p>1 宮崎県の行政手続等に関してなりすましを防止し、申請の真正性を確保し、県民の権利の擁護と利益の保護をはかり、あわせて、行政手続の適正化による県民負担の軽減、被害の救済ならびに行政の円滑な運営に資するため。</p> <p>2 行政書士が代理人として、行政書士法に定める「記名・職印の押印」を履行し、知事の指導監督の下、行政書士の本人確認と法令順守による事件簿の作成、保存により、県民の真正な手続きの確保に資するため。 宮崎県に提出する許認可や届出等の申請書及び届出書(電子申請を含む)に、行政書士の代理人欄を設けていただきたい。</p> <p>二 請願の理由</p> <p>1 押印の廃止にともない、本人以外の第三者によるなりすまし申請が容易になっている現状にある。全国で見れば、本人たる建設業者の了解も無く廃業届の提出がなされた事案がある。宮崎県内でも同様の事案の発生の可能性がある。行政書士による本人確認と職印の押印が、なりすまし防止の機能を果たし、県民の権利の擁護と利益の保護がはかれることになる。</p> <p>2 持続化給付金等のコロナ支援に関する請求においても、なりすましや無資格者による申請等により不正請求が多数明らかになっている。これらはネット申請ではあるが、押印不要申請とネット申請の類似性に鑑み、適正な補助金・交付金支給等に結びつけ、県民の納税の目的を達する必要がある。</p> <p>3 非行政書士による申請代行を抑止することで、行政窓口における行政手続法の順守が図られ、ひいては窓口事務の負担軽減につながる事となる。</p>		
紹介議員	井本 英雄 日高 陽一 満行 潤一 二見 康之		

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	令和2年9月11日
請願の件名	<p>「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>(要旨) 青年労働者の雇用を維持し生活を支える対策をいっそう強めるよう求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(理由) 「家にいる時間が増えたため、光熱費の請求額が増えた」(22歳、都城市)「業績悪化による解雇の可能性が高く、就職もすぐに見つかる気がなくて不安」(28歳、宮崎市)「2月から自営業を始めたけれど、収入がなくて諦めた」(33歳、宮崎市)ーコロナ禍の下での青年労働者の深刻な実態です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、この宮崎県でも青年労働者の雇用、生活に影響を及ぼしています。不当な派遣切りや雇止め、就業時間が減り収入が減るなど少くない青年労働者が厳しい生活を余儀なくされています。日本の未来を担う全ての青年労働者が仕事や生活そのものを諦めることがないように、政治の役割が求められます。</p> <p>宮崎県としても、「雇用維持・人材育成と事業継続のための支援」を行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大により職を失った労働者を雇用するなどの独自の対策を行っている市町村も生まれており、コロナ禍の下、青年労働者への経済的支援の必要性は明らかです。国が雇用調整助成金の上限を引き上げ、労働者が申請することができる制度にし、その特例を延長したことは多くの青年労働者が求めていたことです。こうした努力をさらに広げ、全ての青年労働者を支えるものにしていくためには国の役割が決定的です。</p> <p>「新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇・雇止めされた労働者が見込みを含め5万人を超えた」という厚生労働省の調査結果が示すように、今後さらに感染が広がれば、こうした青年の状況は一層深刻なものになると考えられます。新型コロナウイルス</p>		

	<p>感染症の拡大を理由に仕事を失ったり、生活できない青年労働者を一人でも出してはなりません。</p> <p>こうした理由から、貴議会におかれましては、国に対し「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」を提出するよう願いたします。</p>
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨) 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2> 小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。 (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。 <p>(理由) はじめに、請願項目①～④について説明します。 宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とすることを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とすること、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とすることを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書を見ると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	令和3年6月21日
請願の件名	<p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨 国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由 最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。</p> <p>夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」とされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないよう……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。</p> <p>つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧</p>		

	姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。
紹介議員	窪 蘭 辰也 佐藤 雅洋 函師 博規 有岡 浩一

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月25日	木	本 会 議	開 会 議席の一部変更 新議員紹介（川添 博議員、山内佳菜子議員） 会議録署名議員指名（右松隆央議員、函師博規議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任 議案第1号～第19号上程 知事提案理由説明 議案第18号及び第19号委員会付託（給与改定関連）
			総務政策常任委員会
11月26日	金	休 会	（議案調査）
11月27日	土		（閉庁日）
11月28日	日		
11月29日	月		（議案調査）
11月30日	火	本 会 議	一般質問（前屋敷恵美議員、山内佳菜子議員、坂口博美議員、満行潤一議員） 総務政策常任委員長審査結果報告 討論（来住一人議員）（議案第18号に反対） 採決（議案第18号）（可決） 採決（議案第19号）（可決）
12月1日	水	本 会 議	一般質問（山下博三議員、横田照夫議員、西村 賢議員、日高陽一議員）
12月2日	木		一般質問（田口雄二議員、岩切達哉議員、有岡浩一議員）
12月3日	金		一般質問（安田厚生議員、井上紀代子議員、河野哲也議員）
12月4日	土	休 会	（閉庁日）
12月5日	日		
12月6日	月	本 会 議	議案第20号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（坂本康郎議員、佐藤雅洋議員、丸山裕次郎議員） 採決（議案第16号、第17号）（同意） 議案・請願委員会付託

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月 7 日	火	休 会	常任委員会
12月 8 日	水		
12月 9 日	木		特別委員会
12月10日	金		(議事整理)
12月11日	土		(閉庁日)
12月12日	日		
12月13日	月	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論 (請願第11号不採択に反対) (来住一人議員) 採決 (議案第 1 号～第15号、第20号) (可決) 採決 (請願第 3 号) (取下げ承認) 採決 (請願第11号) (不採択) 採決 (請願第10号、第12号) (採択) 採決 (継続審査・調査案件) (委員長の報告どおり) 議員発議案送付の通知 議員発議案第 1 号から第 5 号まで追加上程、採決 (可決) 議員派遣の件 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長 濱 砂 守

宮 崎 県 議 会 議 員 右 松 隆 央

宮 崎 県 議 会 議 員 凶 師 博 規

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員